❋國史大辭典索引❋

五十音引

あ 一
い 一二四
う 二五八
え 三二六
お 三八五
か 五一一
き 六九七
く 七八五
け 九三五
こ 一〇〇七
さ 一一四四
し 一二五一
す 一四六五
せ 一五〇五
そ 一五七四
た 一六〇五
ち 一七四〇
つ 一七八二
て 一八〇三
と 一八五〇
な 一九〇一
に 一九三五
ぬ 一九七〇
ね 一九七二
の 一九七八
は 二一四五
ひ 二〇四一
ふ 二〇八一
へ 二一三七
ほ 二一四五
ま 二二一四
み 二二一四
む 二二四八
め 二二六三
も 二二七〇
や 二三一七
ゆ 二三一七
よ 二三一七
ら 二三三五
り 二三三五
る 二三五四
れ 二三五四
ろ 二三六〇
わ 二三六七
ゐ 二三六七
ゑ 二三六七
を 二三六七
ん 二三六七

いろは引

い 一二四
ろ 二三六〇
は 一九八五
に 一九三五
ほ 二一四五
へ 二一三七
と 一八五〇
ち 一七四〇
り 二三三五
ぬ 一九七〇
る 二三五四
を 三八五
わ 二三六七
か 五一一
よ 二三一七
た 一六〇五
れ 二三五四
そ 一五七四
つ 一七八二
ね 一九七二
な 一九〇一
ら 二三三五
む 二二四八
う 二五八
ゐ 三二六
の 一九七八
お 三八五
く 七八五
や 二三一七
ま 二二一四
け 九三五
ふ 二〇八一
こ 一〇〇七
え 三二六
て 一八〇三
あ 一
さ 一一四四
き 六九七
ゆ 二三一七
め 二二六三
み 二二一四
し 一二五一
ゑ 三二六
ひ 二〇四一
も 二二七〇
せ 一五〇五
す 一四六五
ん 二三六七

圖版石器類

210.033Y571k

國史大辭典序

世繼ぶみをつきてふめる其の國
人ふ缺くべからざることは今も古もかはることなし
さはまをもむすびて大洋なる蓬萊の島と
よふ見られてろほひろまりつゝ大陸
國のうちの勢ひにのみ力いるくまさりつゝと
明治廿七年支那と戰ひ一時に米ハ四方

国立国会
26.2.23
図書館

225719

八才ばかりの国城ひきわの國史の研究
て志を堅くする人も多くなりぬさて
みるべきものまぎ姫こと研究を
彼の人にのこゆずりて心むづきなるべき
まで進みて講究
實に微しき特有の美質を画き
一國の富より兵を強くすべきはのうべ
なくていあるべきずそも國民を通して
このまぎ姫こ城重こ志ずる心を厚くせしめ
むとするにはまず彼の方城やをうち
しめ其知識を得易きに在るふるこむ
におきて完全なる国史辞典とふものの必要
をみとめ得ず社より元児高雲氏風こその
書は編纂にこるべし　早川八代井野邊

の三氏ふ詢りて之ふ名ませしめーは實に
明治三十年なりき其後三氏事ふ事てり
從ひ萩野文學博士監修の任ふ當りたと
めそしむと十とせつほどの此頃間ふ業成り
て將ふ印刷をそつへむとを就きて閲をふ
御代肇まめて三ふとせつほどの史實哉細
羅し明晰なる解説を施し或を畫を挿
ここて稚義のもそぐる所を補ひ或を年表
を添へて歴史ふおとつる要件の通覧に便
したるなどこしまでに當て見へることなき
好者とおおの此感なるふ児玉美髯短く
してこの筆乃大成をゑんざわしとさ礼と
此筆世ふとるまりて御國の爲ふ貢獻す
ととろ多つむと我思へでる其ぞ志し全

く遂ぐたるといふべし茲ふそのよし識せ
して序となし傳ふるに編纂者請ふ乃
ちもて筆を投ず

明治四十一年一月

正二位伯爵佐佐木高行

從五位 臣 重書

國史大辭典ノ序
幕府ノ末ニ某ト云ヘル顯官ノ歐洲ニ
使スルコトアリシニサル友ヨリ祖道ノ贈リ
物トシテ歷朝ノ御諡號年号ナドヲ手
ヅカラ抄記セル一小冊子ヲ受ケタリ帰朝
ノ日友ヘノ挨拶ニ西洋人ノシバ〳〵本邦ノ
事ヲ問ヒケルニ若シ君ノ賜モノ無カリシ
ナラバワレ殆ンド危ク到ルトコロニ身ト國

トノ恥辱ヲ遺シ、ナラン小冊子ノ賜物ハ
實ニ千金ノ贔ニモ勝レルヲ覺エヌト云ヘ
リトゾ其國ニ生レテ其國ノ事ヲ知ラズト
アリテハ紳士淑女トシテノ素養ヲ缺ケル
ミナラズヤガテ報本反始ノ情ニ薄ク
忠君愛國ノ操ニ乏シキヲ表ハスモノ
ナレバカノ顯官ノ挨拶ハ衷心ヨリ出デ
タル書ビノ辭ナリシナルベシ過キシ

半百年ノ間ニ公私ノ用務ヲ帶ビテ歐
氷ニ行キシ人ハ蓋シ幾萬ソノ中ニハ
此類ノ小冊子ヲ推乃ヘザリシタメニ可惜
紳士ノ廣人稠座ノウチニ面ヲ打赤メシ
モ少カラザリケラシ

上下三千年南北一千里ソノ間ニアラハレタ
リシ史上ノ事柄ハマコトニ無量ト云フベシ
之ヲ知リ悉サンコトハ其道ノ人ト云フトモ企

テ及ブベクモアラズシカモ過去アリテノ今日ナリ國民ハ一般ニ或ル程度マデ國史上ノ知識アルヲ要求セラルサレバ近来我ガ邦ノ過去ヲ知ルベキ各方面ノ辭書多ク出ヅ辭書ノ多キハ其邦ノ文化ヲ測ルベキ尺度トモ云ハルレバトリ〳〵ニ善バシキ限リナルガワレハ八代、早川、井野邊ノ三名ノコノ國史大辭典ノ出デタルヲ見テ特ニ歓ビノ聲ヲトゞムル能ハザルナリ三名ハ早ク業ヲ國學院大學ニ修メテ學問ノ根柢ヲ固クセラレタルハ更ニモイハズ八代、井野邊ノ両名ハ職ヲワガ史料編纂ノ掛ニ奉ゼテ多クノ書類ヲ渉獵スルノ便ヲ有シ而シテ早川名ト共ニ勤勉篤學ノ譽アリ之ニ加フルニ盤攻ニハワガ畏友萩野博士ノアルコトナレバワレハ

初ヨリ其成功ヲ疑ハズ人或ハコノ書ノ豫
定ノ時ニ出デザルヲ難ゼシ折ニモ竊ニソ
ノ後ルレバ後ル、ホド完璧ニ近ヅクベキヲ
害ビタリキ今ヤ其書ノ成レルヲ見ルニ果
シテ多クノ特長ヲ具ヘテワガ豫想ノ
違ハザリシヲ明カニシヌ特長トハ人物地
理、器財、故實ハモトヨリ多クノ史的名辭
ヲ網羅シタルコト其一ツナリ收メ載セラレ
事柄ノ夥シキニカ、ハラズ叙述整然トシテ
簡明ナルコト其二ツナリ出ホノ巧シキ図
論ノ穏健ナルコト其三ツナリ引證ノ該博ハリ評
盡ヲ揮ニテ本文ノ不足ヲ補ヘルコト其四ツ
ナリ中ニモ重要ナル事柄ニ就キテハサギ
ノ人ノ長篇大作ヲ嚼ミ碎キテ專門家ナ
ラヌ人ニモ解シ易キヨウニ綴リシカモサキ
ザキノ人ノ説ニ盲從セズ編者ノ精密ナル調

査ト卓絶ナル見識トニヨリテ訂正セラレタルトコロ多キハ毫ヅベキコトニテアフト打見タルトコロニテモ淳和院、莊園、關東、卅三觀音、兩統迭立ノ條ノ如キハ思ハル、一二ナリケリワレ深ク三君ノ學ノ篤キニ感ジ多年ノ辛苦ノ甚ダ大ナリシヲ想フアハレ國民ハコノ書ヲ獲テ一ツノ良キ師友ヲ增シタリワレラ專門家ハ之ニヨリ忠實敏捷ナル一ノ助手ヲ得タリト云フベシカヽル大著述ノコトナレバ微瑕ノ絶エテ無カランコトハ望ムベカラズサレドモヨシ少シノ遺漏ハアリトモ陳列ノ方法ニヤ、慊ラヌトコロハアリトモ此國史界ノ大博覽會ノ功績ハ何人カ之ヲ称ヘザルベキ

編者ノワレニ一言ヲ需メラルヽ當リ先ヅ思ヒ出デラルヽハカノ幕末ノ顯官ノ話ナリ國史ノ

知識ノシカク稚カリシ時代ヨリ今ノサマヽ
至レルヲ考フルトキハサテハ大御代ノ文運ノ
進歩ハコノ分野ニモ遅カラザリケリト喜バ
ル、ナリコレヨリノ後ハワレモ諸君ト同ジク
努力シテマス〳〵斯界ニ進マンカナ

明治四十一年一月　三上参次識ス

一楊ノ上ニ臥シテ萬里ノ波濤ヲ駕スル
モノハ汽船是レナリ茵席ノ中ニ坐シテ千
里ノ山川ヲ渉ルモノハ汽車是レナリ之ニ
アラズンバ有無ヲ相通ズルコト能ハズ之ニ
アラズンバ文明ヲ相輸スルコト能ハズ故ニ
一歩ヲ舉ゲズシテ世界ヲ周覧スルコトヲ
得ルモノハ實ニ交通機關ノ賜モノナリ
天地ヲ極メ古今ニ亘リ渺茫トシテ際涯ヲ

知ラザルハ學界ノ光景ナリ何ニ由リテカ
之ヲ探リ何ニ由リテカ之ヲ討ネン是ニ於
テカ辭書ナルモノ出デ羣籍ヲ網羅シテ
之ヲ掌上ニ收メ檢索一過スレバ百疑立
ドコロニ氷釋ジ一瞬ヲ待タズシテ万巻ヲ讀破
スルノ効果アラシム猶ホ一歩ヲ擧ゲズシテ
世界ヲ周覽スルガ如シ故ニ辭書ナルモノハ
亦學界ノ交通機關ナリ

日露ノ役我ガ武維レ揚リ天下驚嘆シ
爭ウテ國史ヲ窺ハントス而シテ国史ノ領
土タル邊ト雖ホ未ダ闢ケズ埃莽天ニ
連ナルノ概アリ光輩諸氏ノ之ガ火柱トナレ
ルモノ其人ニ乏シカラズト雖モ一般ノ交通
機關ニ至リテハ未ダ缺ク之ヲ布設セルモノ
アラズ或ハ之アルモ一局部ニ止マル縦横貫
通シテ殆ンド至ラザル所ナキハ初メテ此書ニ

於テ之ヲ見ル而シテ其成ルヤ天下瞻望ノ
際ニ會ス帝ニ国史界ヲ恵スルノミナラズ併セ
テ帝国ノ發展ヲ助クルモノアルヲ疑ハザルナリ
八代早川井野邊三君夙ニ史學ヲ修メ國
史ノ荒昧ナルヲ憂ヒ辞典纂修ノ志アリ
拮据十年ニシテ克ク此編ヲ成セリ而シテ三
君ノ熱心ナル先輩ノ説論ニ滿足セズ更ニ進
ミテ研究ヲ試ミ帝室御領ノ治革莊園ノ
變遷關東ノ名義我倭冤ノ顛末ノ如キ創
見新意ヲ發揮セルモノ少ナカラズ殊ニ記録
中ニ見ハレタル時代語ヲ採收シ各種ノ古文
書ヲ掲ゲテ其標式ト内容トヲ説明シ以テ
根本ノ研究ニ資セルガ如キハ尤モ用意ノ深
切ナルヲ見ルベシ況ヤ萩野博士ノ博宏ナルヲ
以テ之ガ監修ヲナセルヲヤ国史ノ領土是ヨリ
シテ漸ク開ケ安車ニ駕シテ坦路ヲ馳スルノ想

アラン

然リト雖ヒ辞書ノ完備スルニ随ヒテ唯是レニ之レ依頼シテ漸ク根柢ヲ究治スルノ學風ヲ失ヒ交通機關ノ整頓スルニ伴ヒテ捨箋跋渉ノ壮心ヲ銷磨セシム辞書愈〻倫ハリテ學力愈〻衰ヘ機關益〻整ヒテ脚力益〻弱カラントスルハ亦自然ノ趨勢ナリ故ニ善ク交通機關ヲ用フルモノハ猶ホ万里ヲ踏破スルノ雄心ヲ存シ善ク辞書ヲ用フルモノハ猶ホ万巻ヲ讀破スルノ勇氣ヲ失ハズ此心ヲ以テ此利器ヲ用ヒバ帝国ノ文明ヲ推進擴張スル所以ノモノ殆ンド測リ知ルベカラザルナリ

明治四十一年一月

田中義成撰并書

世々辞典の多くもつるは学問を容易に成し得
ます業にして立久業半ば隆運を企望する所
以なきばその多く成功ことをも望み難き事
勿論なり然れば器ものゝ形状より水の性を解明
深ふかごとくよくその器を見究めて水の性を解明
くことくその形状を知ずしてその用を弁ずる
或ハ似て非なる解説となり又当を隔てゝ当時
故ある生きて國史を当時の事實
を傳へたるものなれば特に其形状をよく
知てその用を弁ずる器をよく見てその性を説

そのほか、なるべきことを云ふ基ぞかし。
ゆゑもなき言葉を、可惜事なるものや
こは國史辞典は專らかゝる所よを用ひまる給て
のよろしきを採り、なるべく拘泥なきを心がくめぐるも記
業すべし。世の稗益多かるべし。
一言かゝる事を陳ぶる所以なり。

明治四十一年一月

文学博士井上頼圀

古記録の國乃字書き、又源順の新撰字鏡、
及び倭名類聚鈔、次て類聚名義抄、或は字鏡集
なども、次て出來ぬ。字訓称呼を主とするさ
らぬを、更て世となりて、行ふらるゝ
ありて、辭典類おそらくは、おもむけしつゝあるを
らるゝ程と、古事記、日本紀、文徳實録、三國史辞典
はいふまでもなく、名辞の一部分、いふまでもなく、諸説を
總合して、研究を、つくしたる、井上文學博士の、今に渉
涉る、特長ある、那珂通世氏の編著、日本上古年代考、
らるゝ好結果と、得らるゝものなり。余と、先年、編纂
ふるの、必要なるを、認めたるにおりて、

なる一大の編纂なりといふべし而して其の力を致すこと
そもそも幾年月、年月を費して早川氏の如き学
ある科目を挙げ、諸家を挿しまた諸の指令等を各々
ことを掲げ、その出典を明記し、その方を示されたる
業なり、而して編纂諸氏は勿論の論を
しかも、附録の繪図の如きは精緻の極を
成すべきものにして、かつ形容
つとめて新を入れたるものにして、
中編成のごとき辞典の体裁を
編集したるこの大成は乃ち
みてかくまでしかも流俗名詞の
あらゆる精美をつくしたるものにして、
此特長は序文も亦詳細に
よみまして、
公けにするに
しるすところ所感の
いたるところ

明治四十一年七月

文学博士 杉 穆卿

凡例

一本書は、上神代より下明治維新に至るまで、凡二千五百年間に於ける史的事項を網羅したり。

一本書は、五十音順によりて排列し、漢字音は、務めて正音に従ひたれども、キ、ェ、チ、ン等は、便宜上之をイ、エ、オ、ムの中に合叙したり。

一本書の名目は、普通の稱呼に従うて掲げ、異名あるものは、別にその目を掲げて、對照を附したり。

一本書は、各項目毎に、多くは名義、起原、沿革等の分類を施し、且つ一事項中に含まれたる重要なる事項は、標出して、同じく檢索の便を圖れり。

一本書は、務めて根本史料に據りて、編纂したれども、諸先輩により、既に研究せられしものは、多くその説を撮要し、又は補足したるもあり。すべて引用書を註して、出所を明かにせり。

一本書は、附錄として國史年表、書引索引を收めたり。

一本書に、挿入すべき別摺參考圖は、裝釘上遺憾ながら、國史年表と併せて、之を別冊としたり。

一本書は、務めて正確を期したれども、編者の淺學なる、或は誤謬あらんことを恐る、もし諸賢の示教を賜はらば幸甚なり。

一本書編纂中、又は印刷着手後にも、改竄修正を加へたるを以て、前後精粗一ならず、体裁の一致を缺くに至れるは、編者の深く遺憾とする所なり。是等は、再版を期して訂正を加ふべし。

一顧みれば、明治二十九年の頃なりき、編者は、國史に關する適當の參考書なきを慨し、國史辭典の編纂を企圖し、佐佐木高美氏に、其意を告げたるに、同氏は、夙に此種の書を編纂せば、世を裨益する所多かるべしと思考せられし際なりしを以て、いたく此擧を賛して、多大の援助を與へられたり。是に於て、同三十年より編纂に着手し、尋で恩師文學博士萩野由之先生の監修指導を仰ぎて、拮据經營し、同三十九年に至りて稿成る。其間通じて、編纂に從事せるは、八代、早川にして、初に事を共にせる、中村富哉、田窪千秋二氏は、中途に去り、井野邊は後に參加せ

りて、また着手について、力を添へられたる佐佐木氏は、不幸にして三十五年七月に卒去せられ、本書の出版を見るに及ばれざりしは、編者の痛歎に堪へざる所なり。

一東京帝室博物館、東京帝國大學史料編纂掛の厚意により、各その所藏の圖書文書等の借覽を許され、爲めに非常なる便益を得たり。又國學院大學にても、便宜を與へられたること多し。謹で謝意を表す。

一本書の編纂に關しては、故内藤耻叟、文學博士三上參次、同田中義成、同井上賴圀、同小杉榲邨、同松本愛重、同白鳥庫吉、同市村瓚次郎の諸先生、及び文學博士黒板勝美、和田英松、三浦周行、今泉雄作、高橋健自、山田安榮、渡邊世祐、芝葛鎭、鷲尾順敬、關保之助、赤堀又次郎、黒川眞道、堀田璋左右、芝葛盛、藤田安藏、雨谷幹一、萩野懐之、田邊勝哉、山本信哉、澤田章、上地信成、田邊富吉、公田連太郎、神戸龍治の諸氏、或は指導の勞を取られ、或は材料を供給せられ、或は注意と助力とを與へられたり。謹で謝意を表す。

一本書出版につきては、山田安榮、林縫之助二氏を煩はしたること尤も多し。又木

版彫刻は、木村徳太郎、吉田六三郎、大塚祐次、木版印刷は、松井三次郎、藤浪銀藏、石
版は、竹平吉藏、寫眞石版は、角田吉三郎諸氏の勞によれり。猶本書の印刷に就き
ては、屢々七校八校の多きに達し、且つ組替、改版等のことありしにも係はらず、
内外印刷會社の役員諸氏、及び技手高橋赤次郎、山内鍬次郎氏等の厚意により
て、完了することを得たり。こゝに謝意を表す。

明治四十一年一月

編纂者識す

國史大辭典

あ

ア井 藍 名義 染色の名、藍草にて沸く染めたる色、淺藍と同じ、藍は物を青に染むる故に名づく、此色は衣服絹布を染めてあやをなし、その物質を強くするといふ○和稱千彩牛臂單汗彩等の裝束をば此色にて染め、天皇皇后夏秋二季の著御と爲し給ひ、單は中宮四時の著御となす 典據 經殿寮式に被れば綾一匹に藍半圍黃染八兩、帛一匹に藍半圍黃染八兩、絲一絢に藍小半圍黃染八兩を用ふといふ 參照 深藍、中藍、白藍(經殿寮式に何れも染料見えたれど之を略す)二藍「フタアヰ」參看)等あり(延喜式、裝束色並、東雅、農業全書)

アイカノコホリ 秋鹿郡 所在 出雲國、郡鄕沿革 本郡秋鹿村に秋鹿日女命の鎭座あるによりて郡の名となす、延喜式に始めて見ゆ、出雲風土記に褐蘇(ユトモ)多太(タヽ)大野(オホヌ)伊農(イヌ)の四鄕あり、和名抄亦同じ、明治二十九年三月島根と意宇とを合併して八束郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ア井カハ 藍革 地を藍色にて染めたる革、地を藍に染めて白く小紋などを染め出せし革をば小紋の藍革といふ、源平盛衰記に其稱見えたり、なほ長禄明應の頃の書に見えたる菖蒲革もこれとおなじものなるべし(眞史雜記)

アイカフノコホリ コホリ」を見よ

ア井ガメヤク ク)を見よ

アイキヤウノマモリ 愛敬守 江戸時代に諸大名婚禮の時、新婦が袷に懸くる守、本尊は人により流儀により異なるべきも、小笠原流にては如意輪觀音を用ひたりき、詳しくは夫婦愛敬の守と云ふを正しとす、古くは婚禮の時のみに限らず、廣く用ひしがごとし(儀訓粟 屠龍工藝筆、婚禮法式、婚禮里出之部)

ア井シラヂノカハ 藍白地革 白き革に藍にて紋を出したるを云ふ○藍白地の革をば、更に黃に染め返し(返しとは藍の上を又黃に染め返すを云ふ)たるものにて威したる鎧を藍白地黃返鎧と云ふ保元物語官軍方々手分の條に云、大將とおぼしき者のかちんのひたゝれにあるしら地のきにかへしたるよろひきて云々」(軍用記、眞史雜記)

アイスカゲリウ 愛洲陰流 愛洲惟孝(又移香に作る)が創めたる劍術の流派○惟孝は室町時代の末年即戰國の頃の人にして日向國鵜戸權現の岩屋に參籠し、靈夢を得て遂に一派を爲すと云ふ(武術流祖錄、武藝小傳、武備志)

ア井ズリ 藍摺 山藍にて花鳥などの模樣を摺り出だせるもの、青摺(アヲズリ)小忌衣(ヲミノコロモ)參看

アイゼンホフ 愛染法 名義 愛染明王を本尊として、敬愛及び息災を祈る法、瑜祇經云、若持愛染王根本一字心一此障卽除滅、不レ得二少親近一云々 起源沿革 始め延曆寺にて專ら習學したりしが、後三條天皇東宮の時、小野成尊僧都御持僧となり此法を修せしに幾もなくして卽位あり、因て天皇大に歸依し、愛染明王の像を白河天皇に奉授し、白河天皇信愛の後、法勝寺圓堂に之を奉安す、爾來東寺にても專ら之を行ふに至る(諸法要略抄)

アイゼンミヤウワウ 愛染明王 佛經にて明王の一、愛慾を司る神、身色日の光の如くにて熾盛燄中に住す、三目威怒の形を現はし、首髮に獅子

冠を頂く、六僧に祚給金剛の号而及び道場を持す、結跏趺坐して赤蓮花の上に在り、蓮花下に放縦あり、兩肩に諸寶を吐く、能く大染法を成し一切の惑心を遠離せしめ、無上菩提の法財を施すと云へり、愛染法（アイセンホフ）参照（各条参、仏教いろは辞典）

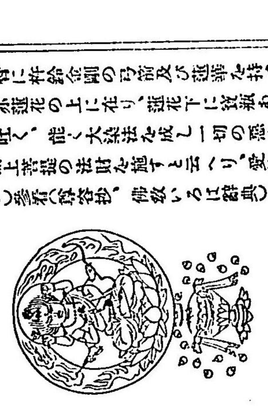

アイタノコホリ　秋田郡（他田）

羽後國（現出羽國）の一郡。延暦二十三年十一月秋田城を修めて郡を建つ。古代蝦夷の地なり、吉紀に「郡田」「他田」と書す、繆明天皇四年四月、越國守阿倍比羅夫兵を率ゐて之を攻め降し、北常郡に郡司を置きしが、後再び叛戻となる、天平五年十二月出羽郡備を秋田村高清水岡（今の浜村）に遷し、柵を秋田城を立つ、延暦の時に至りて郡となる、既國の際、秋田氏其西北岡を割て檜山郡と稱す、古の淳代郡の地なり、正保國に之を載す、明治十三年南北秋田二郡となす、（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　英多郡（英田）

美作國（現岡山県）の一郡。延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多（アイタ）開浮、吉野（ヨシノ）大野（オホノ）誰甘、大原（オホハラ）栗非（アハイ）度非（ヒロイ）楢原（ナラハラ）林野（ハヤシノ）豆鈴（コモ）川合（カハアイ）等の十三郷あり、中世北方の地を割て吉野郡を置く、正保國我田に作り、文化年中英多に復し、元禄以後復英田に作り、今之に從ふ（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　秋田郡（他田）

羽後國（現出羽國）の一郡。延暦二十三年十一月秋田城を修めて郡を建つ。古紀に「郡田」「他田」と書す、繆明天皇四年四月、越國守阿倍比羅夫兵を率ゐて之を攻め降し、北常郡に郡司を置きしが、後再び叛戻となる、天平五年十二月出羽郡備を秋田村高清水岡（今の浜村）に遷し、柵を秋田城を立つ、延暦の時に至りて郡となる、既國の際、秋田氏其西北岡を割て檜山郡と稱す、古の淳代郡の地なり、正保國に之を載す、明治十三年南北秋田二郡となす、（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　英多郡（英田）

美作國（現岡山県）の一郡。延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多（アイタ）開浮、吉野（ヨシノ）大野（オホノ）誰甘、大原（オホハラ）栗非（アハイ）度非（ヒロイ）楢原（ナラハラ）林野（ハヤシノ）豆鈴（コモ）川合（カハアイ）等の十三郷あり、中世北方の地を割て吉野郡を置く、正保國我田に作り、文化年中英多に復し、元禄以後復英田に作り、今之に從ふ（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　秋田郡（他田）

羽後國（現出羽國）の一郡。延暦二十三年十一月秋田城を修めて郡を建つ。古紀に「郡田」「他田」と書す、繆明天皇四年四月、越國守阿倍比羅夫兵を率ゐて之を攻め降し、北常郡に郡司を置きしが、後再び叛戻となる、天平五年十二月出羽郡備を秋田村高清水岡（今の浜村）に遷し、柵を秋田城を立つ、延暦の時に至りて郡となる、既國の際、秋田氏其西北岡を割て檜山郡と稱す、古の淳代郡の地なり、正保國に之を載す、明治十三年南北秋田二郡となす、（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　英多郡（英田）

美作國（現岡山県）の一郡。延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多（アイタ）開浮、吉野（ヨシノ）大野（オホノ）誰甘、大原（オホハラ）栗非（アハイ）度非（ヒロイ）楢原（ナラハラ）林野（ハヤシノ）豆鈴（コモ）川合（カハアイ）等の十三郷あり、中世北方の地を割て吉野郡を置く、正保國我田に作り、文化年中英多に復し、元禄以後復英田に作り、今之に從ふ（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタンドコロ　物所

薩　文政官職の中に在る一所にて、參議以上の者在事なき時、ここに入る、アイタドコロ、アシタドコロとも云ふ、文政官式に朝參處、九卿に朝膳所、六角中納言記に朝政所、玉葉指圖に朝庭に作る。薩　文政官廳の東北に在り、地を占むること南北十二丈東西四十六丈、薩　身舎の成る五間にて、板敷なり、北は壁、東西南に扉にて、戸及び西に土廂あり、西方に三階の石級あり（延喜式、枕草紙、大内裏圖考）

アイチノコホリ　愛智郡（愛知）

尾張國　薩　古紀神代巻の一書に尾張國吾湯市村見え、孝行天皇五十一年の紀に年魚市郡見ゆ、元明天皇和銅三年五月始めて愛知郡見ゆ、蓋愛智年魚道とも阿倍知とも書す、和名抄に「中村（ナカムラ）千竈（チカマ）日部（クサベ）大毛（オホケ）物部（モノベ）戸田（アツタ）作良、成海（ナルミ）等の郷あり、正保國愛知、元祿國愛智に作り、天保以後また愛知とし、今之に從ふ（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイヅクリテラキャウ　藍作手習行

薩　寺院の名、作藍の事を掌す、作手は藍作方と云ふが如し、薩　四條天皇嘉祐元年、坂上明定の手左兵衛尉周風、亡父の遺跡を愛きて、河内國藍郡作手寺行たら由見えたれば、此寺の世號なるべし（寺號攷、武家名目抄）

アイノカタ　愛方

薩　戸母式、和名十手、後ち愛手と改む、家職に依りて四郎の局と稱す、法名は妙榮院殿松巖貞樹大姉　薩　戸母玉郎君の女、天正六年德川家康の侍女となり祖あり、秀忠及び忠吉を生む、天正十七年五月十九日死す、年甲八、駿河國龍泉寺に葬る、慶長五年七月從一位を追贈し一品夫人の勅諚を得たり（以上小傳、將軍外戚傳）

アイノミサキ　藍野陵　三点

（ミシマアヰノミサキ）を見よ

アイノミヤ　愛宮　九條右大臣師輔の女、左

大臣源高明の室、母に醍醐天皇の皇女雅子内親王なりしを以て、宮とも稱したりしなるべし、或は云ふ「ウヅクシノミヤ」とよむならんと（大鏡、頭書増訂）

アウエイケイキ　奥羽永慶軍記

薩　三十九卷、改定史籍集覧に收む、薩　本書は主として永祿年間より慶長年間に至る奥羽兩國の軍事に關せる記錄にして、主に云ふ、近世兵亂記錄、關東奥羽兩國之事、故手稱兩國之記錄云々、當時之記錄、十有餘年、其間成敗、始天文永祿、終慶長元和、仍題名奥羽永慶軍記、薩　上部一卷首正文、秋田の土と稱す（奥羽永慶軍記）

アウシキ　樓梁記

薩　三卷、改定史籍集覧に收む、薩　花園天皇文保二年二月創ち後醍醐天皇即位の年より後花園天皇長祿三年六月南朝の皇統已ふるに至るまで、凡百四十二年間に於ける南朝の事蹟を記せり、書名は、其之が古今集の序にて春のおしへた吉野山の樓は、人皆が心には空がとのみ、なんおほえけるを云ふ句に因みて此名を附す、上卷は、文保二年二月より延元元年に終り、中卷は延元二年より正平二十四年十二月に終る、下卷は建徳元年より長祿三年六月に終る、薩　江戸幕府の書物奉行渡邊出雲門匠氏、貞享四年に死せし人なり（穆天記、信名雜考、伊勢行朝勤王事蹟考）

アウシウウマコラン　奥州馬御覧　江戸

幕府年中行事の一、毎年十一月に奥州仙臺及び南部の地より献ぜし吹上の馬場に於て將軍の觀覧に供し、もしその心に適ひたるもののおのおの

冠を頂く、六僧に祚給金剛の号而及び道場を持す、結跏趺坐して赤蓮花の上に在り、蓮花下に放縦あり、兩肩に諸寶を吐く、能く大染法を成し一切の惑心を遠離せしめ、無上菩提の法財を施すと云へり、愛染法（アイセンホフ）参照（各条参、仏教いろは辞典）

アイタノコホリ　秋田郡（他田）

羽後國（現出羽國）の一郡。延暦二十三年十一月秋田城を修めて郡を建つ。古紀に「郡田」「他田」と書す、繆明天皇四年四月、越國守阿倍比羅夫兵を率ゐて之を攻め降し、北常郡に郡司を置きしが、後再び叛戻となる、天平五年十二月出羽郡備を秋田村高清水岡（今の浜村）に遷し、柵を秋田城を立つ、延暦の時に至りて郡となる、既國の際、秋田氏其西北岡を割て檜山郡と稱す、古の淳代郡の地なり、正保國に之を載す、明治十三年南北秋田二郡となす、（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アイタノコホリ　英多郡（英田）

美作國（現岡山県）の一郡。延喜式に始めて見ゆ、和名抄に英多（アイタ）開浮、吉野（ヨシノ）大野（オホノ）誰甘、大原（オホハラ）栗非（アハイ）度非（ヒロイ）楢原（ナラハラ）林野（ハヤシノ）豆鈴（コモ）川合（カハアイ）等の十三郷あり、中世北方の地を割て吉野郡を置く、正保國我田に作り、文化年中英多に復し、元禄以後復英田に作り、今之に從ふ（郡名累同一覧、國郡沿革考）

アウシウカイダウ　奥州街道　五街道ノ

（カイダウ）を見よ

アウシウクワンリヤウ　奥州探題　奥州

（タンダイ、アッシュウタンダイ）を見よ

アウシウセイバツ　奥州征伐

薩　源

頼朝元暦二年平氏を滅ぼし勢ひを得るに及び、勅許経ずと雖も先ず、義経近畿に遣る、文治元年十一月義経の捜索を名とし、守護地頭を置くに及び、天下の權全く頼朝に歸す、義経身を容るゝ所なく三年二月終に陸奥國平泉に至り鎮守府將軍藤原秀衡に投ず、秀衡は祖父基衡以來奥羽兩國を管領し、國富み兵勢盛にして獨り頼朝の麾下に屬はず頼朝其强を忌み且つ後患の念に絶にざるを以て常に之を佐幕せん事を思へり、是に於て秀衡義経を援けしを以て、謀叛人を匿蔵するの罪を責め、文治三年朝廷に奏請して再度宣旨院廳下文を下し義経を追討せしむ、秀衡命を奉ぜず、遂ひて兄弟を戒め、協力して義経を大將軍とし諸軍を以て二州を衝き勿らしむ、是に於て其子泰衡秀衡に殉ずと雖も、遂に二州を容す、頼朝之を機とし朝廷に奏請して四年二月二十一日宣旨を下し尋で院廳下文を出して泰衡等を追討して義経を捕進せしむ、泰衡命を奉ぜず、十月十五日再び宣旨院廳下文を下して捕進せしむ、泰衡止むを得ず、父の遺命に背き、文治五年春兄忠衡弟頼衡を殺し、夏四月三十日義経を衣河館に襲ふ、義経事敗れ、妻子を殺して自殺す、年三十一、尋で頼朝追討に赴く、泰衡軍

アウストリイ 奥地利 歐羅巴洲の一國、北はサキソニー、フロシヤ、及び歐西亞に界し、西に巴威里、瑞西、伊太利に隣り、南はアドリヤチク海、土耳其、塞爾維亞、馬尼亞に接し、東は羅馬尼亞、露西亞に連なる、北緯四十二度十分に起り五十二度に過ぐ、東經九度三十五分より二十六度三十分に至る、東西長凡八百六十哩、南北緯凡四百八十哩、面積二十四萬九百四十二方哩(○奥地利帝國は四洲の内に分ち、維也納は奥地利帝國の首府、千七百八十六年に至りおてゝミヤ、モラビヤ及び匈牙利を領す、千七百七十二年より奥地利國内に土地を有せり、千八百五年佛蘭西帝國の侵奪を受け、一時勢力を失ひしが、千八百十五年の和議に因り、再び恢復す、千八百十九年伊太利國内の地を失ひ、千八百六十六年、日耳曼聯邦外の一國となる、(現)奥地利帝國は、維也納、波希米亞、匈牙利、加里西亞、倫巴第、威尼斯、達爾馬西亞、斯拉窩尼亞、加里西亞、羅多米利亞、トランシルワニヤ、ダルマチヤ、クロアチヤ、スラボニヤ、ボスニヤ、ヘルツゴビナ、ダルマチヤ、ブコビナ、ヘルツゴビナ、ブコビナ、ダルマチヤ、ヘルツゴビナ、ブコビナ、ダルマチヤ、ヘルツゴビナ、ブコビナ、ダルマチヤ

べきか、されど以後代々行はれたる事史に見えず。

弘仁内宴　弘仁二年正月七日の宴式に、音馬を引く式を載せられ、水鏡に、弘仁二年正月七日始めて音馬を覧給ひたること見えたれば、中間廃れたるを嵯峨天皇の時再興し給ひたるものか、国史には、續日本後紀に仁明天皇承和元年正月廿七日(七日)御覧觀、音馬、(音馬)と見えたるを始めとなす。是より恒例となして代々行はれたりしが、醍醐天皇延長の末より音馬を白馬に更へられたり、後に樂遊殿にて歴代必ずこの節會あり、(音馬時代變の時と雖も行はるゝ(續日本後紀、年中行事秘抄、四条隆親、江家次第、公事根源、北山抄、日次紀事、北辰雑志)

アラウマノホン　白馬簡　白馬節會の時馬寮の官人が庶る所、即ち春華門を云ふ。(拾芥抄に云、春華門、謂之白馬廂云々(シュンクヮモンヽ)と書

アラナ　青女　なまなんなの義、又菩薩の房とも云ひ、光仁紀に、天下氏姓昔妻妾爲女、とあれば卑しき女の稱ならむ、支那にても、昔妓を呼ぶ婦の番に云へり、小學隊注に、倭俗なりと見えたり、又唐語類苑に、昔女房は宮仕せざる女房の出見ゆ(後訓集)○倭訓栞鏡に云、治承四年十一月十日以武藏國丸子莊、賜二遠四三郎清重、令レ奉レ仰二正倉院宝物一、清重令レ奉レ仰二正倉院宝物一、但不レ申二其實一、仰結縁白仙所レ招、青女之由言上云々、(倭俚アヲナムラヒと書

アラカシハ　青柏　北野天神四月の祭の供物に供物を盛りて来るより云ふ(倭訓栞)

アラカスゲ　青糟毛　馬の毛色の名、糟毛に青みを帯びたるものをいふ、「カスゲ」参看

アラガヒ　青貝　漆器の一種、螺蛸、蛤等の殻の光れる所を切り、漆にて塗りつけたるもの、古へ

の螺鈿の一種なり、寛永の頃、貝屋長衛初めてこれを作る、螺鈿(ラデン)参看(工藝志料)

アラガヒチヤウヱ　青貝長衛　人名、本姓詳かならず、青貝屋長衛の衛に功ありしより青貝を氏とす、長崎の人、南蛮交易の螺鈿術を受け、初めて貝を螺鈿に施し、遂に其技に長ず、後人其器物を称して青貝細工、或は青貝摺といふ、長兵衛と改め刷金紙等を好み、造工の時と雖も手に巻を放たず、寛永頃の人なり(工藝志料、長崎先民傳)

アラガレイロ　青粕色　酸の色目の名、黄に赤色にて、炭渣なるもの(慶長見聞)

アラキウヂ　青木氏(姓田邊)　姓は多治比、其先は高丘宿禰天皇の皇子上道斐太王より出づ、其孫多治比古王始めて姓を多治比と賜ふ、其子左大辨島成人と云ふ、九代の孫武信流治、武蔵秩父郡加美郡二非加治等の地を開き、數代を經て武綱の時に至り、秩父郡を賜はり武蔵七党の一となる、即ち丹治氏是なり、五代直能、青木武綱等と稱す、是青木氏の祖なり、後美濃國に移住す、子孫重直、七代今川縄田髭尾氏等に仕へて功あり、其子一重大阪落城の後徳川家康に仕へ、元和元年七月騒井城田城に宮石に封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、徳川實紀、徳川加藤封録、華族誌)

○武綱——武峰——經房——元房——直能

一實直——實村——實時——實秀——宣實——重直

一重直——重非——重正——重安——一英——一都

一兄英——一新——一貫——一貞——重記——一興

一成——重義——信光

アラキキヌ　青衣　六位を云ふ、六位は深緑色の袍服なるを以て名づく、又ドリの袖ともいふ(八雲御抄)

アラキトンヨ　青木敦書　圖書寮の官人、伝は原、通称に文蔵、昌陽と號す、非に甘露先生と云ふ、法名本立院通譽先心、近江の商人、或云伊勢の人と、父は加尾年若衛門と云ふ、圖書寮に至りが藤原雅に學ぶ、享保二十年大岡忠相の知遇を得て、官版の書を見るを許さる、元文四年命を承けて幕府の典籍を校す、後ち屢々命を承けて諸國に出で、社寺民間に按じ、其散記古文書等諸國家の事を載するに足るべきものを集め採りてこれを呈す、延享元年紅葉山文庫となり、四年班を幕足高格に列す、明和四年書物奉行となる、同六年十月十二日致す、歳七十二、武蔵國荏原郡下目黒村祖師寺に葬る、後非時を建て甘露先生之墓と云ふ、島陽閑話の大に用ふべき書なり、宮時發四の事未だ聞けず、學ぶ者少し、是を以て或は自ら長崎に往きて學ぶに暮れ、或は書につきて苦る事々ありしと云ふ、大概享保は見聞を以て國學中興の祖なりといへり、又幕府で遠島流罪のもの往々餓死するあるを悶き、之を吹き、又内地と雖も内年には良薬色を生ずるは必定なり、五穀の外薬食とすべきは蕃藷に如くなしと、官に請ひ、種子を薩摩に求め、薬苑に試植せしに蕃藷甚だ適なりしかば、蕃藷考一巻を著はして培養法を説き、種子と併せて諸國に配布す、後数年を出でず諸國到る所に植ゑざるはなく、内年と雖も民餓死を免るゝに至れり、實に救荒の賜なりと云ふ、ペしり、圖解雑字類書、國家食貨略、利法國字解、民間設錄、立庵雑録、甘藷記、龍原抄注、國家金銀銭譜、和國造暦、和國文字略考、和國貨幣考、和國物産考、和國姓氏考、和國官職考、和國官制通考、和國官職通考、和國官職通考、和國官職

馬一疋、馬子八人、非蔵人別緋袍、（夏冠者）領子（夏不須）とみえたり

アラシ 青盞　天皇の御食を盛る器の名、江次第供御薬の條に云、内膳自右常御門、供御御匙筥具、盛青流、并盛白所度於内膳、（已上諸国貢物）云々

アラシロツルバミ 青白橡　名義　染色の名、刈安草と紫草とにて染めたる色の称などを此色にて染め天皇太上天皇后皇太子嬪政所皇太后大臣納言参議僧綱僧都僧正に賜つて者川や、弘仁式に擬れば綾一疋に刈安草大九十六斤紫草六斤灰三石薪八百四十斤、帛一疋に刈安草大七十二斤紫草四斤灰二石薪六百六十斤を用ふ（延喜式、西宮記、裝束色葉）

アラズリノキヌ 青摺衣　名義　山蚕の繭にて、苔く模様を摺り付けたる衣、花形に剪しての名にて、人々常に之を着川す、唯大嘗会新嘗会の時に着する小忌の彩の衣とつかふは誤れり、弘仁式に、新嘗祭小忌青摺布彩三百十二領（細布一百三十領、佐波布一百八十二領、並別二丈二尺、絁紐四丈、裏布六端二丈二尺、別長二尺二寸廣六寸）山蚕五十四團半絞、假糸（柳の糸）二斗四升八勺、生絲四絢、紅花六十五斤五兩云々と見えたり、古へは凡て摺衣を貴ばれし、男女共に之を着川す、古事記に、倭建天皇の條に、乾手脚中時、水深至腰、其形服者、紐紐青摺衣云々、又朝倉宮段に、一時天皇遊幸美宮地山之時、百官人等悉給青摺衣、紐紐之青摺衣服云々、紐紐紋縁元年の條に、宮非、船、洋文、武生、蔵、六氏男女二百三十人、供青摺調、其服並著青摺細布衣、乍紐紐紋縁云々、後世大嘗会の時に川ふるを小忌といひ、加茂臨時祭の時、舞人の着するを常摺と唱するに至る、然れども只に紐紐の模様なるのみにて共に青摺なり、

アラビ 青鈍　染色の名、縹色に青色を混ぜたるもの、尼などの服に用ふ、又凶事の時にも用ふ、鈍色（ニビイロ）参考○喪の色目の名、表裏共に濃き縹なるもの（倭抄、和訓抄）

アラミヨウベウ 青女房　青女（アヲヂョウ）を見よ

アラノガハラ 青野ヶ原　美濃国不破郡の別郷、今の関ヶ原を云ふ

アラハバカマ 襖袴　狩猟の装、即ち指貫の変なり、狩猟を着る時には、必指貫を着る故に指貫を猟の袴と云ふなり、狩猟袴と同物なること裳束拾要に見えたり、古今著聞集巻六に、花田のひこべゑ、野宮にあをはかまきて、引入烏帽子したる男、おく れたとはせきたるなりと云々、見は上ばかりの形を着て、襖袴着たるを云ふ（貞丈雑記）

アラバシヤウ 青葉城　仙葉城（センヨウジャウ）を見よ

アラバノスダレ 青葉簾　中吉毎年四月一日、大内裏の宿の角にて、モロ柳とて相向て二株生たる柳に懸くる廉、其日の装に取入るゝことと恒例となせり（侯訓集）

アラバノフエ 青葉笛　高丘宮の秘蔵品なり、然諾記、或は阿呼と云ふを流俗に翻して笛蔵といふ、くり、拾芥抄名物の笛の内に、葉一おり、江談に葉二ほ、高名の横笛なり、朱雀門の鬼笛と號す、又帝葉と號するかとあり、嬉遊笑覧に、堀川須磨等なる青葉笛は雄しゝ、孰雌の笛を青葉と云ふ事物に見えず、と云くり、

アラバモノ 青蔭者（青葉者）　雑芸の稚、非記伝には、天日槍神造りしならんと云くり

アラミビ 青鈍　染色の名、縹色に青色を混ぜたるもの、尼などの服に用ふ、又凶事の時にも用ふ、鈍色（ニビイロ）参考○喪の色目の名、表裏共に濃き縹なるもの（倭抄、和訓抄）

アラミヨウベウ 青女房　青女（アヲヂョウ）を見よ

アラノガハラ 青野ヶ原　美濃国不破郡の別郷、今の関ヶ原を云ふ

アラノハカマ 襖袴　狩猟の装、即ち指貫の変なり、狩猟を着る時には、必指貫を着る故に指貫を猟の袴と云ふなり、狩猟袴と同物なること裳束拾要に見えたり、古今著聞集巻六に、花田のひこべゑ、野宮にあをはかまきて、引入烏帽子したる男、おくれたとはせきたるなりと云々、見は上ばかりの形を着て、襖袴着たるを云ふ（貞丈雑記）

アラバシヤウ 青葉城　仙葉城（センヨウジャウ）を見よ

アラバノスダレ 青葉簾　中吉毎年四月一日、大内裏の宿の角にて、モロ柳とて相向て二株生たる柳に懸くる廉、其日の装に取入るゝことと恒例となせり（侯訓集）

アラバノフエ 青葉笛　高丘宮の秘蔵品なり、然諾記、或は阿呼と云ふを流俗に翻して笛蔵といふ、くり、拾芥抄名物の笛の内に、葉一おり、江談に葉二ほ、高名の横笛なり、朱雀門の鬼笛と號す、又帝葉と號するかとあり、嬉遊笑覧に、堀川須磨等なる青葉笛は雄しゝ、孰雌の笛を青葉と云ふ事物に見えず、と云くり、

アラバモノ 青蔭者（青葉者）　雑芸の稚、

アラヲ 荒夷　「アンどを見よ

アラタニ 青緑　染色の名、白地に苔くいろどりたるもの、手綱等をは此色にて染め、手綱は四位以下常に之を用ふ、裳束色葉）

アラチノニシキノヒタレ 青地錦垂　錦垂帷（ニシキノヒタレ）を見よ

アラチリンソウ 青池林宗　名は淑、字は子道、芳洲と號す、江戸の人、松山侯の侍医快庵の子、初め家学を受け、漂泊学を修む、後ち京師に遊学す、文化の初年江戸に還り開業に志し、薩州侯邸に寄食して業を肄む、林宗淑十郎に挙げ遂に一家を創す、林宗淑も力を究理学に用ひて著す所多く、天保五年命を承け、馬場氏の後を継ぎ遺志紀事を譯し終へ、十年又奥国地誌を譯す、天保三年水戸侯に聘せられ館員兼西野都講となる、四年二月致仕、年五十、林宗人と為り沈黙、常に一室に閉坐し、書を以て自ら娯となす（国史略、地志等の洋方医伝）

アラトフチツナ 青砥藤綱　名義　父を藤綱と云ふ、上総の人、普国北條時頼時宗二代に仕

弘仁内裏式に、十一月新嘗会、今日小忌不（ママ）参下、背者当摺袍、又延喜式に、小忌親王以下背摺袍、五位以上紅花紅、自餘皆紅、内親王及命婦以下女蔵、以上赤者摺袍紅花紅、自餘皆紅とあり、西宮記、新嘗会の條に、小忌王卿以下者、皆摺布袍、紋様白影紋、渡殿等云々、大忌王卿以下如、恒云々、明日小忌王卿者、当摺布袍、赤紐白影紋、等云々、五節舞姫帳時祭の條に云、舞人装束、皆摺布袍、赤紐者、左方、但小忌時者、右方云々、などと見えたり、小忌衣（チヒノコロモ）等（古事記、続日本紀、延喜式、雅楽装束抄、飾抄、古事記伝、装束色葉）

くて左衛門尉に任じ、引付衆となる、性剛直厳粛、皆て人あり（徳宗（トクソウ）参看）と日を争ふ、其群臣なれども人皆畏敬を加へ、綱紀の領に備す、薩摩藩決して来主に備す、来主常が鎌三百枚を薩摩に留る、薩摩怒りて之を還す、又治川にて鎌十文を獲るこれも人口に膾炙す、近年原胤恭氏を経して架空の人物となす、然れども其論拠薄弱にして未だ採るに足らず（大日本史）

アラニ 青丹　染色の名、桃花褐に、或は青味を帯びたる色、（装束色葉）

アラニウテノスヰカシ 青丹打水干　青丹色の艶を出だしたる水干、打は今云ふ板引の如く艶を出したるを云ふ（スキカシ参看（貞丈雑記、装束色葉、安斎随筆）

アラニキテ 青和幣　名義　実紀の料物、麻を云ふ、麻は木綿に比すれば、稍々ざらざら故に青和幣と云ふ、古幣に木綿と云ふは、自和幣のつやゝかなるに対していひしと見ゆ、延喜式なども青和幣を多くつかひたる所に、只木綿のみの事云ひて、麻の事多く見ざるは、二種を合せて木綿と称する故なり、青和幣、自和幣共に織りたる布なるを云ひ、又木にしたるまゝの物をも云くり（国幣、古事記伝）

アラニノシンシヤ 青海神社　国幣　延喜式内、肥後国飽田郡に在り、今の二座、健磐竜命及び大国魂神を祀る、

後国内浦原郡加茂町大字加茂○青式社に列し、今は県社　国幣　古海宮の頃、推古廿年正月、小治等、僧計、弘計の二皇子を奉じて播津国に到る時、五帯彦軍に乗らるゝと見えたれども、疑くは後人の造作なるべし（帝紀）

アラミノコホリ 荒海郡（青海）　国幣　参河国　国幣　推徳天皇神護景雲元年四月の紀に初見す、延喜諸社式ならされど、姓氏録に、賀入彦命の後、荒海都御立地に居り御立更の姓を賜ふとあれば、特続天皇の御宇に本郡おりしなり　国幣　特続天皇の御宇、御立更の居りし御立の地に、和名抄に、賀茂郡賀味（コモ）郷とある地にて、内山真龍は、これ御笠村ならむと云ふ、此地荒海郡に隣りたれば、古くは荒海郡の管内に属したりしならむ、本郡に御立（ミタチ）姓安、刑部（オサカベ）依網（ヨサミ）服取（ハシトリ）谷部（ハセベ）大市（オホイチ）荒海（アラミ）河内（カフチ）縫部（ヌヒベ）大岡（オホヲカ）瀬野、酢酸の十五郷あり、以後変遷なし（郡名異同一覧、国郡沿革考、新撰姓氏録考証）

アラミノシンシヤ 青海神社　国幣　後国内浦原郡加茂町大字加茂○青式社に列し、今は県社　国幣　古海宮の頃、推古廿年正月、小治等、僧計、弘計の二皇子を奉じて播津国に到る時、五帯彦軍に乗らるゝと見えたれども、疑くは後人の造作なるべし（帝紀）

自餘皆の衆にて、古へ武将は陣を染めたには（武将の陣を染めしは、古くには平家、近くは足利将軍家等のみにて、一般に行はれしにあらず）それに倣して云ふといひ、又一に甲冑を着ざる者の事をも云ふといへり（本朝物語、穴太記、倭訓栞）

アラビエ 竹刀　小児の剣の組をつくに用ひるものにて、竹にて作りたる刀、竹はすくく、刀にひやゝかなるものなるより此名起りしと云ふ、壁師仲成の献に、商殿の平竹にてこれを作るといふ、神代紀に、以竹刀裁、並見訓ことあり（安斎随筆、倭訓栞、武家名目抄）

アラヒトグサ 青人草　民といふに同じ、人の生るゝ、苔草の陰金に生ずるに譬へたる詞、伊非諸母の、一日に千人死せんと云はれし時、伊非諸母の、一日に千五百産屋立てんと、宣はれしと同意の言にて、人民の蕃殖するに譬へたるなり、（古記には若生を訓めども、若生訓者の意とは異なれり（古事記伝）

アラビバリ 青雲雀　馬の毛色の名、霰毛に苔かあるもの、「ヒバリ」参看

アラベウシ 青馬帝　名義　新本二帝、正親後綱に分つ　江戸時代に行ける武家の勤め方、家庭、邸宅、武器、行列等諸般の法度部規等を記録せる書、其正編の書目に、武家諸法度附勤向申合令條、屋敷向請的例附奉行所管轄、武器及行列真的例、衣服制度的例附装束着用略図、御成先請的例、咔刻取方的例、御国所通行的例、また後編に、武家諸法度、御番衆勤方規定、二條大阪定番掟書并御制、御軍令御年寄の大筋、上野并御射初并定めし等を載せたり　国幣　大野成樹、天保十一年及

二十三字あり、祭記は毎年正月十四日同廿四月中卯日皇自ら米稗、四月中申酉戌日等の祭あり、神皆は稚産霊命の後孫古川氏なり（神祇志料）

アラモミヂ　青紅葉　染色の名、狩衣下袴等を此色にて染め、十月十一月晴の時に於川等（染色家）○色の名、語訳一定せず、和訓抄に萩は背にて表を黄となし、倭名抄は表紫なりといひ、物具装束抄は、表前黄にて裏黄なりといひ、又裏濃背にて裏青なりといへり、但裏前黄、裏黄といへるは名に似ざる色にて、俚字装束抄に、表常、裏黄山吹紅といへるは、まだ枯残りたる色なり

アラヤキ　青柳　殿の色目の名、表萌黄に濃き常をいふ（色目）

アラヤマ　青山　琵琶の名、樂家録に仁明天皇の御物、紫檀の桴なりと云ふ、続記に云ふ、承和二年梅部頭藤原貞敏、勅宣を受けて唐に渡り、龐涯武氏に従ひて琵琶の曲を学び、琵琶三を得て帰朝す、玄象青山是なりと、三代実録に載れば、劉三郎朝る所の琵琶なりと云ふ

アラヤマウヂ　青山氏（姓山族）　姓は藤原、文真公花山院師賢の第三男信貫より出づ、信貫の孫師重、元中元年尹良親王に従して上野国に善政、都常山郷に住る、依て稀號となす、子孫近江国に移住す、忠成の時、参河国に来り、徳川氏に仕へ、累功を以て慶長六年六月二百石を賜り、江戸町奉行となり、関東総奉行を兼ぶ、元和五年十二月、忠俊三百五千石加賜、武蔵国岩槻城に移封、前封并せて五百石、九年十二月除封、寛永二十年四月子宗俊三千石を受け、書院番頭大番頭大阪城代等を経て、二百七千石加封、信濃国小諸城に治す、寛文二年九月大阪城代の功にて二百石加封、延宝六年八月遠江国浜松城に移封、元禄十五年九月忠重并淡国亀山城に移封、寛延元年忠翰笹山城に移り治す、文政十年五月忠裕老中職の功にて一百石加封、前封と合せて六百石、子孫相継ぐ明治に至て華族となり子爵を授けらる（譜牒、武鑑、徳川加除封録、系譜、華族誌）

○信貫——師重——師宣——忠治——光長
光教——忠治——長光——忠里——忠門——忠成
忠俊——宗俊——忠雄——忠恭——俊孝——忠朝
忠固——忠諦——忠治——忠貫——忠敏——忠誠
忠允

アラヤマウヂ　青山氏（姓上族）　姓は藤原、青山忠成の二男幸成徳川氏に仕へ、慶長七年下総白井の地五千石に封ぜらる、十七年十二月忠崎に移る、十九年信封、更に五千石を賜はる、元和元年十二月二百五千石を常陸の地に加封、九年十月老中となり二百五千石加封、遠江国掛川城に治す、十一年八月加封、前封と合せて五百二千石、摂津国尼崎城に移り治す、二十年六千幸道、三千幸薫、四千成重を分封す、正保元年二月幸秀信濃飯山城に、寛保二年二月丹後宮津城に移封す、寛政八年十二月幸道筑後山城に移封、千採相継で明治に至て華族となり子爵を授けらる（武鑑、徳川加除封録、系譜、華族誌）

○幸成——幸利——幸貫——幸秀——幸道
幸元——幸孝——幸覚——幸韶——幸成——幸宜

アラヤマグミ　青山組　江戸時代の初め二十五騎組の一つをいふ、ニツフォキヤミ参看

アラヤマゴショ　青山御所　関係　東京赤坂区青山南町地もと青山氏の邸地なりしが、明治七年一月二十八日　忠敬を経き、貞照皇太后御移轉ありて青山御所と称す、同三十年一月皇太后崩御のため翌年二月離宮となる（法令全書、東京地理沿革史）

アラヤマタケシ　青山忠俊　関係　小字伊勢千代、藤蔵、藤九郎と称す、法名泰雲院雅峯宗信、関係　武蔵国青山原、父を忠成と云ふ、関係　天正十四年遠川秀忠に仕へ、慶長五年十一月従五位下に叙せられ伯耆守と称す、同十八年父の後を継ぎ大阪の役に従ふ、元和元年九月土非利酵酒非忠世等と共に家光の傅となる、家光元服に際り、盲行騎整す、同五年岩槻城を賜ふ、同九年郭を以て除封、相模国淘郷に蟄居す、寛永九年秩に過ひ弟幸成の領邑相模国今泉に帰居し、同二十年四月死す、年六十六、初め忠俊死後を以て輪番す、世て家光警蹕を以て疑を被る、忠俊之を見て庭に投じ、人皆無罪の裂を好めば罰の設なりと諫じ、諫皆容に遵けず、遂に幽居して死するに至る、後年家光子宗俊を召して小諸城に封じ、忠俊輪番の道に和す（野史）

アラヤマフキ　青山吹　殿の色目の名、表は浅く裏黄色なるものをいふ、一條家表服にに表用す（源順類聚、桃花染裏）

アカ　赤　染色の名、大和、小神、和漢等の装束に用ひる赤は緋色にて、帽、大口、手綱等を染め用ひる赤は紅色なり、故に赤と称しても其物に因て異なれるが如し（三候装束抄、装束抄）

アカ　閼伽　梵語、仏に供ふべき水、又は香水を盛る器の名、後には仏に手向る水を云ふ、経林香炉、水器、翻訳名義集に、閼伽此云清水也、又盛香水器、翻訳名義集に、閼伽此云香水

阿伽此云ニ水ト也

アカアフキ　赤足金　外国渡来貨幣の一、品位は四十五久二分より四十六久位迄とす（金銀図説）○類聚名物考に云、寛永十四年唐山渡朝より高金銀来るに、赤足といふ字を冠す、何非たるを知らざるよし、人の問しに、本草に據所あり、本草綱目に時珍言、金有三山金沙金二種、其色七等、八黄、九紫、十赤、以赤為上、足色和銭赤性実試石則色青、和銅赤性硬、試之石則有赤星、足によれば以赤為足色、といふによりて、上金と云ふ意に赤足とはいへるなりと云々

アカアフゲ　赤茸毛　馬の毛色の名、栗花の赤毛の色をいふ、雪寒銀遠保元年九月十一日の條に赤栗毛と見えたり、「アシベアカゲ参看（相曽抄、四三條装束抄、装束集成、装束色葉）

アカ井タウセン　赤非陶然　関係　通称新六、陶然軒と號す、関係　其家もと尼港家の風俗師なりしが陶然にいたり非業を辞し、北條山中に閑居し、専ら儒道を以て来講酒講頻を設す、人となり庇深にして食らず、平生栗と酒とを嗜み、終身渡を娶らず、明治二十三年一月十一日没す、常に凡眼を以て製品を評臓せらるゝことを憾み、非進書、博覧会等あるも一たびも出たることなしと云ふ（工藝誌）

アカイトラドン　赤糸威　当にて染めたる糸を以て威したる鎧、色緋威の如くには花やかならず、稍々黒みあり、威（ヤドシ参看（平川記）

アカイロ　赤色　染色の名、赤白緑（アカロノシルバミ）に同じ、鞍、鞦尻、背子、下襲、表等の装束を此色にて染め、四季通じて若用ゐ○縫物の色の名、綵紫、綵赤なるもの、縫花紫、浅葱院殿装束抄○殿の色目の名、表は蘇芳、裏紫なるもの、袈色目（カサヤノイロメ）参看（雑色目）○又おかばいろ

アカイロノハウ　赤色袍　関係　黄櫨と酒とにて染めたる袍、赤白の様に同じ、アカネノソメ又単に赤色ともいふ　関係　太上天皇の常服にて、模様は策中に竹樹或は菊唐草、八葉の菊等なり、又時には天皇も朝覲及び神社の行幸、内宴、踏歌などの日、常御殿に給ふ事あり、臣下にても摂政関白などの若ろ〳〵あり、時代により図殿（北山抄）或は縫殿（西宮記）に用ふ、而して慶安装束抄に、黄櫨上赤色の表を裏ることみえたれども、是は緋色なり、又御抄に、近臣侍大夫外記史大夫蔵等、赤色の袍を着す事見ゆるも、疑ふべし、赤白袍（アカシロノシルバミ）参看（相曽抄、四三條装束抄、装束集成、装束色葉）

アカウノフギ　阿衡の紛議　関係　仁和三年十一月十七日、宇多天皇、光孝天皇の後を継ぎて即位す、即年二十一、藤原基経太政大臣、源融左大臣、源多右大臣たり、基経前代よりの元老にて、常代皆立の功あり、帝の依憑最重し、勅して二回の奏を経ず、基経上表して辞す、天皇左大弁橘広相に命じ勅答を作らしむ、其文中に、宣以阿衡之任、為卿之在之句あり、左少弁藤原佐世従て名あり、基経に説て、阿衡は位なれど職掌なき称なりと云へり、因て基経遂に終に政務を見ず、万機殆滞す、関白天皇基経の政を見ざるを怒り給ひしかば、左大臣、諸道の博士に下し、阿衡典職の有無を問ふ、博士等難勢に阿び、終に典職なき由を白す、広相非を上り、辨疏すれども免せられず、五月十五日、基経井上表し、阿衡典職なき上は、朝政の事は、執奏の宮を定め、万機摂治なからしむべしと

幸なりといへり

アガキヲ　赤衣　赤きうへのきぬ、即ち赤色を云ふ（アカイロノハッ）参看

アガキノシンシャ　赤坂神社　摂　上野国勢多郡赤城山の頂○大沼の東岸にあるを以て沼神とも云ふ、社は本社の東一里半元宮澤に在り○古へ上野の二宮國大己貴命、一説に、東宮の中は日本武尊、左大己貴尊、右少彦名尊、西宮の中は、豊城入彦尊、左天照太神、右大山祇神と云へり　明　仁明天皇承和六年六月正五位を賜ひ、後紫進して勝成天皇元慶四年五月從四位上となり、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、類聚国史、清和天皇貞観五年六月卸ト二赤城神の祭を怠らざるを以て、社司に命じて祭を行ひて、明治二年祭祀の地より今の地に移す（神祇志料、上野名跡志）

アカギノツカノカタチ　赤木柄刀　歳　茎木の類にて作りたる木地の柄の刀、又略して赤柄刀とも云ふ、延平盛衰記、忠度後の條に云、忠度は赤木の管に鍔の筒金巻たる刀を抜云々、古事談に云、赤ッカノ刀のまふたきに貝掛たる笑てぞ家中には伝たりけると云々、

アカクチバ　赤朽葉　染色の名、蘇芳の朽葉に赤み勝なる色、狩衣、下襲、衣等をば此色にて染め、秋若川や○殿の色目の名（袋菜色表）

アカクリゲ　赤栗毛　馬の毛色の名、栗毛に赤みあるもの（クリゲ）参看

アカゲ　赤毛　馬の毛色の名、赤くして黄を帯びたるもの、和名抄に云、駃騠馬店頭云駃（音決渡）馬赤毛馬也赤騮青驪山烏赤毛馬也騂青驪馬赤色也云々、寛総元年八月赤毛馬二匹を伊勢太神宮に奉る、延喜式、神祇、伊勢大神宮に、年料、赤毛馬二疋、神宝、赤毛馬二疋、臨時祭、赤毛馬二疋、

アカサカ　赤坂　摂　河内国河内郡赤坂村大字水分に坂路あり、南は由義に通ふ、東西距離三百尺、北に一径を通ず　摂　元弘元年後醍醐天皇笠置にて勅を遊し、楠正成を召し、俄後の事を委す、正成依て東軍を防がんが為に、己が館の上なる赤坂山に城郭を構ふ　摂　元弘元年一旦敵手に陥し、翌年是を復し、正慶二年阿曾治郎の為に将軍いらる、正平十四年和田楠等此城を修繕して北朝に敵す、翌十五年五月北軍二十万を以て来り攻む、城兵死守して戦ふ、将に勝利を得んとす、細川清氏背後より来り攻め城兵終に大敗し、火を放て金剛山に遁る（太平記、河内志、河内名跡志）

アカサカノコホリ　赤坂郡　摂　河内国　延喜元正天皇養老五年、始めて見ゆ　摂　和名抄に、周匝（スサイ）宅美、郷部（カルベ）高月（タカツキ）烏取（トトリ）等木（カツラギ）等の郷あり、後世に至るまで変りなし、郡名異同一覧、国郡部参考）

アカサカモン　赤坂門　摂　江戸城外郭門の一、鍛冶町より赤坂への出口に在るを以て名づく、今の赤坂見附其荷莽なり　摂　正保御国絵図には赤坂口とかけり、此門は北半形をして、江戸城門中有名なる纏張なりと云ふ、門前は、忍石以下三千石以上の者、三河年寄衆勤仕す、松平出羽守の邸となす、帯土筒二挺、持弓一組を備ふ（御府内備考、江戸名所図会、殿居蹤）

アカサカヤツコ　赤坂奴　江戸時代、鎧・鎧・持・奴・手綱りなどの装束を持つ仲間若党等をいふ、又山・手・槍等の装束にて、もと三河国赤坂辺の者、徳川家康に従ひ来りて江戸に住す、今の赤坂氷住せしものより起るといふ、神代餘談に、昔武家屋敷にての下男の中に、赤坂通住居の折助といへるもの、あれど、館舎に近し、

アカサカリキウ　赤坂宮　摂　東京赤坂区　摂　もと紀寺の屋敷跡にて明治五年三月二十三日離宮となり、明治六年八月皇城炎焼のため、今上天皇両所へ御立退きありて仮皇居となし給ふ、明治二十二年一月　天皇皇后御還幸の後ち赤離宮となる（法令全書、東京地理沿革史）

アカシカクイチ　明石覚一　摂　是れ琵琶の座流にして、明石を知行せし故に、人呼んで明石殿と称す、法名浩誉、明治　摂　今来の音曲に違して名あり、一方の始祖にして検校の位を得、光厳院の二帝叡聞に達し、御盛の信り不家物語の内海戸来と称すべき管弦の書を下し給はり、是に都を開て次が門葉に伝ふべしとの詔あり、又検校別当勾当座頭の四官を作り、是より後所座検校より其門葉許さるべしと詔ありて、永宣旨を下し、覚一より代々検校となせり、是れ検校なり、此に中興の開山と称す、歴応四年六月没す（尊卑分脈、諸家系図纂、諸家記）

アカシジガノスケ　明石志賀之助　摂　摂の名将之助、山内伊織の男、下野国都宮の人　摂　元来中有名なる角力者、江戸勧進相撲の始祖、初代より代々此流に従ひ角力を事び終に日本相撲の下関山嶺綱の初代となる（相撲大全、近世奇跡考、

アカシシャウ　明石城　摂　播磨国明石郡明石町、山に倚り海に臨む　摂　正和町天皇元

アカシノコホリ　明石郡（赤石）　摂　播磨国　摂　神武天皇神勇元年の條に、始めて見ゆ、同じて赤石に作り、賀古印南賀茂等の地を総称す　摂　神武天皇神勇三年印南野に行幸し、忌美鷲宮を作る、古へ印南野の地広く印南賀古は此郡に亘り、行幸の地は即明石郡ならん、忌克和名抄忌美郷あり、蓋後押部庄の地、赤人歌大海方原、風土記大海里、皆此地なり、藤井藤江亦和名抄藤江郷あり、今藤江村存す、明方即明石潟なり、以て印南野の明石郡に亘るを証すべし、播磨風土記赤石郡に作る、本郡の條は脱簡して見るを得ず（郡名異同一覧、国郡沿革考）

アカシロノツルバミ　赤白橡　摂　染色の名、黄櫨に蘇芳を混ぜたる色、延喜院装束抄に、赤色赤白橡と称すれば、赤白橡は赤色に同じ、此色にて染めたる袍は、参議以上通用すること式に見え、西宮記の頃は、主上及び上卿内裏の時に着用し、江戸時代には天皇、太上天皇、皇太子等着御せらる、　摂　縫殿寮式によれば、綾一匹に黄蘗大九十斤、灰三斤、黒大七斤、薪七百二十斤を用ひて染むと○霞の色目の名、但し赤色（アカイロ）に同じ（茶染色表）

アカゾナヘ　赤備　摂　陣中にて具足、指物、鞍、馬鞭に至る迄赤色を用ひたる備　摂　武田信玄の臣之を始めたるが如し、甲陽軍鑑に、信玄の内にて、一の家老を旗本にはまれある、山縣が兄弟之に移る、元和三年小笠原忠真卒す、寛永十年五月光重七百石に封ぜられ、同十六年大久保忠寄、慶安三年八月松平越国、延宝七年本多政利、貞享二年正中、別所山城守吉親始めて此地に築く（一説に、天正以前の明石城は、林崎村船上にありて、今の地に非ず、小笠原氏の創築と云ふ　摂　慶長五年烏田長吉之に移る、元和三年小笠原忠真卒す、寛永十年五月光重七百石に封ぜられ、同十六年大久保忠寄、慶安三年八月松平越国、延宝七年本多政利、貞享二年正中、別所山城守吉親始めて此地に築く（一説に、天正以前の明石城は、林崎村船上にありて、今の地に非ず、小笠原氏の創築と云ふ　摂　慶長五年烏田長吉之に移る、元和三年小笠原忠真卒す、寛永十年五月光重七百石に封ぜられ、同十六年大久保忠寄、慶安三年八月松平越国、延宝七年本多政利、貞享二年

アガタメシノチモク 縣召除目 縣召

國司の闕官を任ずる除目、外に縣召と云ふ、縣は地方を云ふ、召は任ずるなり、古は此條に、天皇御料の縣の官人を任ずる由の名にて、只だ田舎の官を任ずるを以て、都に非ずと云ふは語の本義なり、羽倉翁に召は除ずるの意にて、都に在る人を任ずるを縣召と云ふ、(俗には内官をも任ぜらるゝ故に、縣召除目と云ふ、又外官を望んで任ずる故に、外官の除目とも云ふ)

アガタヨロヅノマツリゴト 縣萬政 國

正月十一日より三日間行ふ所の公事、祭事一日を初祭と云ふ、藏人頭以下五位藏人を申文を奏す、内記の後、朝廷にて奏聞し、石灰壇にて之を讀ず

の工人許々村仁落、此地に来り窯を開き、土人に教へて器物を作らしむ、既にして窯殺絶せしが、享保年間都山の城主柳澤氏、工人に命じて再び此地に窯を開きて焼かしむ、其質長門國萩本焼の如く、色灰白色にして其上に黒斑の釉を施せり、工人多くは今日に至る○仁落俗稱落兵衛、昔て土佐に至りし人伊阿彌につき醫法を學び、元和中其師の國工宗伯の門により深く研究して遂に一家を立つ、仁落國を落くするを以て陶器に堂國多し、商治中変す、（陶器、拱燈、職人尽、工藝志料）

アカバナ　赤花　染色の名、女官鈔に「くさ

くらがさね、おもてしろく、うらあか花」とあり、赤花は、紅花の非なり、羽倉翁に、淺絳裏紫紗繧繝等を參照して「赤花と云ひ、紅と云ふ非差異なく、想ふもなきなるべきか」といへり○袋の色目の名、赤色（アカイロ）を見よ

アガハノコホリ　吾川郡（吾河）　國

土佐國東大寺封戸歳に、吾河郡大部郷五十戸とあり、仁明天皇承和八年八月吾川郡八郷の中、四郷を割て高岡郡を置く、和名抄に、仲村（ナカムラ）、栗原（クハラ）、大部（オホベ）、大田（オホタ）、久礼（クレ）等の郷あり、吾淮親音河に作り、正保國吾川に作る、後世變りなし（郡名異同一覧、國郡沿革考）

アカヒキノイト　赤引絲　國　漂淨に作りたる糸、赤は明、引は糸を引出すの義、又赤曳糸、明曳御調糸、赤良曳河前御調糸など稱す、伊勢大神宮六月、十二月の月次祭の時、神都或は御厨等より、赤引の糸なり、神衣祭の時、此糸を以て、神服部等神衣を織る　國　原　漂　持統天皇六年五月、伊勢の二神都より、赤引絲參拾斤を輸せしを始めとす、延暦の頃に至りては、度會都より進らる例とし、

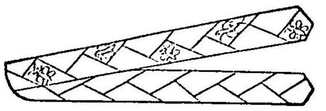

（赤引絲）

アカフクロ　赤袋　香の具を入るゝ袋、今の匂袋の紙、錠前辻の川びしもの、釋阿國語に云、卸おか袋と申すは、きぬの幅ひろきを、四角に四方に一重にて卸成候つゝ、結ゝ白くはりくりにて打ち四十絢あり、延喜式に、三河の赤引の絲の糸とあれば、天長の頃より三河國の貢進する處となるか、明和の頃、猶三河國萩都郡門三好氏より調進したり、神國抄に、尼張國稲葉郡居、鎌倉等の卸賣よりも緻ぜし事見ゆ（赤絹、皇太神宮儀式帳、太神宮儀式帳、儀制令）

アカヒモ　赤紐　小忌衣に著くる紐、又冠に

て、紐、紅長紐と云ふ○大倉儀式に、小忌、親王以下皆〻揩紐、五位以上紫紐（淺深相副）、内親王及命婦以下女孺以上、赤揩紐紅紫紐（淺深相副）とありて、五位と差別あれど、後世は通じて淺打、藤芳打等にて之を染く、小忌には右肩に作り舞人には左肩に著く、長八尺、廣三分強、赤二筋黒二筋にて組み合せ二に折て前後に垂れ、蝶、鳥具等の摺模を、藍若くは金にて描く、造画不足日條抄に、長二丈、廣三分半、中二筋緑芳、二筋紫也、幾ケ條には二寸四分を四に折りて三分半に縫ふ、中の糸を緩に結ふと云ふ、一には二筋毎に十二結ぶと云ふ、文明の頃まで、あは結にしたるを、三ツ打（チヤウチ）になりしとは何れの時なるを知らず、地は不組、或は綾なりしが、後世絣なり、（結びとゞ、混結などありて時に依くる非ありしと云ふ非形別圖の如し、錦、綾、其質、定遊圖等、裁束圖式）

アカフクロ　赤袋　香の具を入るゝ袋、今の匂袋の紙、錠前辻の川びしもの、釋阿國語に云、卸おか袋と申すは、きぬの幅ひろきを、四角に四方に一重にて卸成候つゝ、結ゝ白くはりくりにて打ち四十絢あり、延喜式に、三河の赤引の絲の糸とあれば、天長の頃より三河國の貢進する處となるか、明和の頃、猶三河國萩都郡門三好氏より調進したり、神國抄に、尼張國稲葉郡居、鎌倉等の卸賣よりも緻ぜし事見ゆ（赤絹、皇太神宮儀式帳、太神宮儀式帳、儀制令）

アカホキノカタキウチ　赤穂義士夜

襲　國　元祿十五年十二月十四日、赤穂浪臣大石良雄等同志四十六人、吉良義央の宅を襲ひ、義士淺野長矩の霊を祭り、非に之を報復せんが爲也、國　元祿十四年三月勅使江戸に至る、江戸幕府淺野長矩及び伊達左京亮等をして接待せしむ、長矩儀に慣れざるを以て儀式、作法等高家吉良義央と共に誤らしむ、義央は白ら高ぶり、賄賂に依て非を飾す、長矩剛直強硬、爲に義央と快からず、同月十四日義央長矩の額に瘡はさるを刺り衆中に於て辱しむ、長矩忽ち刀を抜きて義央の額を傷く、梶川與惣兵衛等、詰居長矩を曰村右京大夫に預けて死を賜ひ、其城地を没す、老中土屋政直之を聞て曰く、長矩短慮なりと雖も、義央は病と稱して職を辭するの不國　時に赤穂に在國せる大石良雄等諸臣三百人を城中に會して曰く、主君既に死す、吾黨亦死すべしと雖も、先君の怨未だ雪ぐに足らず、立て圖となし記を奉行所に呈すべし、此事若等生命を賭して、幕府に請ひ、若し許さざれば、死すれども死すべしと、良雄乃ち數百人を率ゐ、原元辰等と誓し、遂に多川九郎右衛門、月岡治右衛門を江戸に遣はして守城を謀り、自ら吉良邸に迫りて、一方に義央を索めて

（タカ）飛取の八郷あり、爾後之に從ふ（都名異同一覧國都治革考）

アカホン 赤本 慶應江戸時代に行はれた草冊子の一種、その表紙の色赤きを以て名づく 明治元年享保以後始めて出づ、刺繍真宗元祖の圖は、紗綾形織は見沙門、金甲形なる行成標紙にてありしが、享保以後丹摺紙を以て作りたるもの年々に出でしかば、世俗遂にそを赤本といふに至る、寛延寶暦の頃より、漸々に冊子の體裁くなりしかば、代るに黄表紙を以てするに至れり、草雙紙（クサザッシ）參看（江戸作者部類）

アカマガセキ 赤間關 長門國豊浦郡下關海峽の北岸、門司と相對す 名義下之關、又は馬關ともいふ、諸説ありて詳かならず（一）赤間硯産の姓より出たるとし（大同類聚方）（二）赤銅の形色偏へたる岩石あるより出たるとし（我邊鉄）（三）赤日北魚酉海に多く產するより出たるとなす（壒嚢鈔）又下關の名は、豊前日豊の方より數へて下なる關よりきたり、馬關とは、赤間を赤馬に作りて馬關と爲せるを文人の惡よりいでたるものと云ふ 沿革此地酉海の一樞要地なるを以て、古へ蕃客接待の爲めに臨海館を設く、源平戰亂後廢絶す、鎌倉幕府の時、豐岡所を置き、警衛を修め、幾許の米穀に備ふ、元弘以後屢經營す、文久三年長州藩、外國船を砲撃し、下關條約を締結するあり、明治に至り、下之關縣廢縣爲兵（下關沿革誌）

アカマガセキノセンサウ 赤間關戰爭 下關の戰（シモノセキノタヽカヒ）を見よ

アカマツウヂ 赤松氏 姓は村上源氏、世々播磨に居す、村上天皇の皇子具平親王其子右大臣師房始めて源姓を受く、其宿近江守師季堀川家を興す、其後之に從ふ（都名異同一覧國都治革考）

アカホン 赤本 慶應江戸時代に行はれた草冊子の一種、その表紙の色赤きを以て名づく 鎌倉元祿享保以後始めて出づ、刺繍真宗元祖の圖は、紗綾形織は見沙門、金甲形なる行成標紙にてありしが、享保以後丹摺紙を以て作りたるもの年々に出でしかば、世俗遂にそを赤本といふに至る、寛延寶暦の頃より、漸々に冊子の體裁くなりしかば、代るに黄表紙を以てするに至れり、草雙紙（クサザッシ）參看（江戸作者部類）

アカマガセキ 赤間關 長門國豊浦郡下關海峽の北岸、門司と相對す 名義下之關、又は馬關ともいふ、諸説ありて詳かならず（一）赤間硯産の姓より出たるとし（大同類聚方）（二）赤銅の形色偏へたる岩石あるより出たるとし（我邊鉄）（三）赤日北魚酉海に多く產するより出たるとなす（壒嚢鈔）又下關の名は、豊前日豊の方より數へて下なる關よりきたり、馬關とは、赤間を赤馬に作りて馬關と爲せるを文人の惡よりいでたるものと云ふ 沿革此地酉海の一樞要地なるを以て、古へ蕃客接待の爲めに臨海館を設く、源平戰亂後廢絶す、鎌倉幕府の時、豐岡所を置き、警衛を修め、幾許の米穀に備ふ、元弘以後屢經營す、文久三年長州藩、外國船を砲撃し、下關條約を締結するあり、明治に至り、下之關縣廢縣爲兵（下關沿革誌）

アカマガセキノセンサウ 赤間關戰爭 下關の戰（シモノセキノタヽカヒ）を見よ

アカマツウヂ 赤松氏 姓は村上源氏、世々播磨に居す、村上天皇の皇子具平親王其子右大臣師房始めて源姓を受く、其宿近江守師季堀川家を興す、其後之に從ふ（都名異同一覧國都治革考）

アカホン 赤本 慶應江戸時代に行はれた草冊子の一種、その表紙の色赤きを以て名づく 鎌倉元祿享保以後始めて出づ、刺繍真宗元祖の圖は、紗綾形織は見沙門、金甲形なる行成標紙にてありしが、享保以後丹摺紙を以て作りたるもの年々に出でしかば、世俗遂にそを赤本といふに至る、寛延寶暦の頃より、漸々に冊子の體裁くなりしかば、代るに黄表紙を以てするに至れり、草雙紙（クサザッシ）參看（江戸作者部類）

アカマガセキ 赤間關 長門國豊浦郡下關海峽の北岸、門司と相對す 名義下之關、又は馬關ともいふ、諸説ありて詳かならず（一）赤間硯産の姓より出たるとし（大同類聚方）（二）赤銅の形色偏へたる岩石あるより出たるとし（我邊鉄）（三）赤日北魚酉海に多く產するより出たるとなす（壒嚢鈔）又下關の名は、豊前日豊の方より數へて下なる關よりきたり、馬關とは、赤間を赤馬に作りて馬關と爲せるを文人の惡よりいでたるものと云ふ 沿革此地酉海の一樞要地なるを以て、古へ蕃客接待の爲めに臨海館を設く、源平戰亂後廢絶す、鎌倉幕府の時、豐岡所を置き、警衛を修め、幾許の米穀に備ふ、元弘以後屢經營す、文久三年長州藩、外國船を砲撃し、下關條約を締結するあり、明治に至り、下之關縣廢縣爲兵（下關沿革誌）

アカマガセキノセンサウ 赤間關戰爭 下關の戰（シモノセキノタヽカヒ）を見よ

アカマツウヂ 赤松氏 姓は村上源氏、世々播磨に居す、村上天皇の皇子具平親王其子右大臣師房始めて源姓を受く、其宿近江守師季堀川家を興す、其後之に從ふ（都名異同一覧國都治革考）

アカマツエンシン 赤松圓心 赤松則村（アカマツノリムラ）を見よ

アカマツコベシ 赤松小倆 俚言品金百疋

アカマツノリスケ 赤松則祐 慶應初め俊利、仙律師と稱し妙祭と號す、或は天王と云ふ 慶應則村の第三子 貞和初め僧となりて遮那寺に居し、護良親王に給事す、機律師に任ぜらる、元弘元年護良親王の大和に走るや、村上義光等とそに從ひ、十津川に匿る、こと半歳、後ち親王吉野に奔り義兵を集むるに及び、則祐亦旗を擧げ、倒幕に奔走す、正平六年高師直に從ひ光明寺山を攻む、尊氏敗れて播磨に歸るし、護良親王を奉じて尊氏を攻む、明年赤松として足利義詮に屬し、護良親王を圍み、十年佐々木高氏等と足利義詮に從ひ、山名時氏を神南に撃て大に破る、十六年山名時氏の爲に法華山城を圍いらる、二十四年弟氏範足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴上皇を奉じ、此時則村播磨守護職に任ぜらる、建武三年十一月二十九日赴任寺大覺寺に駐まりてそを走らす、赴任に死す○護良親王の吉野に遇るゝ、時、途中に拘留せらる、則祐等心を盡し、共持して免るゝを得、親王大に喜び乃ち賀三郎村上義光と並び三傑と稱せらる（太平記、大日本史）

アカマツノリムラ 赤松則村 慶應氏名法雲寺慶應の子 貞和初め僧となりて入道心と稱し、月海と號す、法名を以て、流罪してそを追ふ、心位上、結城の年月詳かならず、金華投形染に、赤松氏播州にて發らくと云ふ（金鑑圖錄）

アカマツノリスケ 赤松則祐 慶應初め俊利、仙律師と稱し妙祭と號す、或は天王と云ふ 慶應則村の第三子 貞和初め僧となりて遮那寺に居し、護良親王に給事す、機律師に任ぜらる、元弘元年護良親王の大和に走るや、村上義光等とそに從ひ、十津川に匿る、こと半歳、後ち親王吉野に奔り義兵を集むるに及び、則祐亦旗を擧げ、倒幕に奔走す、正平六年高師直に從ひ光明寺山を攻む、尊氏敗れて播磨に歸るし、護良親王を奉じて、尊氏を攻む、明年赤松として足利義詮に屬し、護良親王を圍み、十年佐々木高氏等と足利義詮に從ひ、山名時氏を神南に撃て大に破る、十六年山名時氏の爲に法華山城を圍いらる、二十四年弟氏範足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴上皇を奉じ、此時則村播磨守護職に任ぜらる、建武三年十一月二十九日赴任寺大覺寺に駐まりてそを走らす、赴任に死す○護良親王の吉野に遇るゝ、時、途中に拘留せらる、則祐等心を盡し、共持して免るゝを得、親王大に喜び乃ち賀三郎村上義光と並び三傑と稱せらる（太平記、大日本史）

アカマツノリムラ 赤松則村 慶應氏名法雲寺慶應の子 貞和初め僧となりて入道心と稱し、月海と號す、法名を以て、流罪してそを追ふ、心位上、結城の年月詳かならず、金華投形染に、赤松氏播州にて發らくと云ふ（金鑑圖錄）

アカマツノリスケ 赤松則祐 慶應初め俊利、仙律師と稱し妙祭と號す、或は天王と云ふ 慶應則村の第三子 貞和初め僧となりて遮那寺に居し、護良親王に給事す、機律師に任ぜらる、元弘元年護良親王の大和に走るや、村上義光等とそに從ひ、十津川に匿る、こと半歳、後ち親王吉野に奔り義兵を集むるに及び、則祐亦旗を擧げ、倒幕に奔走す、正平六年高師直に從ひ光明寺山を攻む、尊氏敗れて播磨に歸るし、護良親王を奉じて、尊氏を攻む、明年赤松として足利義詮に屬し、護良親王を圍み、十年佐々木高氏等と足利義詮に從ひ、山名時氏を神南に撃て大に破る、十六年山名時氏の爲に法華山城を圍いらる、二十四年弟氏範足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴上皇を奉じ、此時則村播磨守護職に任ぜらる、建武三年十一月二十九日赴任寺大覺寺に駐まりてそを走らす、赴任に死す○護良親王の吉野に遇るゝ、時、途中に拘留せらる、則祐等心を盡し、共持して免るゝを得、親王大に喜び乃ち賀三郎村上義光と並び三傑と稱せらる（太平記、大日本史）

アカマツノリムラ 赤松則村 慶應氏名法雲寺慶應の子 貞和初め僧となりて入道心と稱し、月海と號す、法名を以て、流罪してそを追ふ、心位上、結城の年月詳かならず、金華投形染に、赤松氏播州にて發らくと云ふ（金鑑圖錄）

アカマツノリスケ 赤松則祐 慶應初め俊利、仙律師と稱し妙祭と號す、或は天王と云ふ 慶應則村の第三子 貞和初め僧となりて遮那寺に居し、護良親王に給事す、機律師に任ぜらる、元弘元年護良親王の大和に走るや、村上義光等とそに從ひ、十津川に匿る、こと半歳、後ち親王吉野に奔り義兵を集むるに及び、則祐亦旗を擧げ、倒幕に奔走す、正平六年高師直に從ひ光明寺山を攻む、尊氏敗れて播磨に歸るし、護良親王を奉じて、尊氏を攻む、明年赤松として足利義詮に屬し、護良親王を圍み、十年佐々木高氏等と足利義詮に從ひ、山名時氏を神南に撃て大に破る、十六年山名時氏の爲に法華山城を圍いらる、二十四年弟氏範足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴上皇を奉じ、此時則村播磨守護職に任ぜらる、建武三年十一月二十九日赴任寺大覺寺に駐まりてそを走らす、赴任に死す○護良親王の吉野に遇るゝ、時、途中に拘留せらる、則祐等心を盡し、共持して免るゝを得、親王大に喜び乃ち賀三郎村上義光と並び三傑と稱せらる（太平記、大日本史）

アカマツノリムラ 赤松則村 慶應氏名法雲寺慶應の子 貞和初め僧となりて入道心と稱し、月海と號す、法名を以て、流罪してそを追ふ、心位上、結城の年月詳かならず、金華投形染に、赤松氏播州にて發らくと云ふ（金鑑圖錄）

アカマツノリスケ 赤松則祐 慶應初め俊利、仙律師と稱し妙祭と號す、或は天王と云ふ 慶應則村の第三子 貞和初め僧となりて遮那寺に居し、護良親王に給事す、機律師に任ぜらる、元弘元年護良親王の大和に走るや、村上義光等とそに從ひ、十津川に匿る、こと半歳、後ち親王吉野に奔り義兵を集むるに及び、則祐亦旗を擧げ、倒幕に奔走す、正平六年高師直に從ひ光明寺山を攻む、尊氏敗れて播磨に歸るし、護良親王を奉じて、尊氏を攻む、明年赤松として足利義詮に屬し、護良親王を圍み、十年佐々木高氏等と足利義詮に從ひ、山名時氏を神南に撃て大に破る、十六年山名時氏の爲に法華山城を圍いらる、二十四年弟氏範足利尊氏等と三面より六波羅を攻む、仲時光嚴上皇を奉じ、此時則村播磨守護職に任ぜらる、建武三年十一月二十九日赴任寺大覺寺に駐まりてそを走らす、赴任に死す○護良親王の吉野に遇るゝ、時、途中に拘留せらる、則祐等心を盡し、共持して免るゝを得、親王大に喜び乃ち賀三郎村上義光と並び三傑と稱せらる（太平記、大日本史）

國此に見えず、蓋流行と混せし中に混じたるものならん、鏡倉の末頃より「ハシカ」と稱すること見えたり、

アガモノ 贋物 贋の時、卵の殿としていふ、身の贋なるがなどものといふ義、卸贋物（ミアガモノ參看）

アガモノヤク 贋物役 進物化（テモノヤクを見よ）

アカラカシハ 紅柏 北野天神十一月朔の祭を云ふ、葉のあからめる柏に、供御を盛りて奉るにより云ふなるべし（後撰集）

アガリウマ 揚馬 馬の鐙にて、後足を踏み前足を上げて直に立つ馬を云ふ、今立つ馬と云ふに同じ、○古今著聞集に云、中頃六のあしけといふあがり馬行けり、何れの御宇にか矢法を行はせたまひけるに、引せられにけるを、厄日に給はせてけり、あがり馬とも知らで乘りあるきけるに云々、又今鏡にも見えたり、玉葉文治二年三月二十三日賜始の條に云、此内有揚馬一疋、下臈行度騎之、

アガリサシキ ⊘揚座敷 江戸時代における獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、五百石以下、御目見以上の旗本（五百石以上は拓に處す）の犯罪人を容る、所、此所は疊を敷けり○揚座敷へ入らるゝ者は、乘物にて揚座敷前まで來り、袋にて下り立所に、十何オと認めし背符を縫帶に渡す、縫帶之を此者の口上に引合せて送りのぎくは縫帶何の誰誰に請取ると云ふ、當人には揚り座敷の間に上げ、下男親方此處に居て、衣類を改め先づ下帶、繼裲、或は袷衣下に着たる品をよく改めて之を渡せ、衣類一々相改む、此時同心下役（下役とは町同心の内新參をいふ）二人、鍵番二人、平常番三人、外張番一人にて立會ふ、改め濟みて（揚座敷に入る、犬猿の内輕き科人兩人を、行人として此揚座敷に入る、なり、犯罪人は此所にて手錠にて張番役を押へ連に來り、揚座敷の前にて手錠を除きて入牢す、行人は入牢者の食事の世話を爲し、十五日或は二十日に一度位宛交代す、夜に入れば牢屋同心平常番の者、蒲團一枚持參し、明日屆物にて蒲團參るべき間、先今夜は是を掛けて寢よれよと云て行過す、昼も寒日宿より蒲團紙手拭等を入るゝ食事は朝五ツ時夕七ツ時の二度にして、本膳坪つきなりといふ、圭園左の如し、

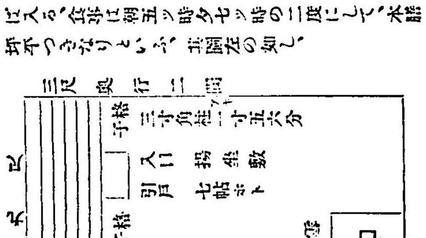

牢屋は四寸角柱おき二寸、北方は上に格子つき下は「ハメ」を張る、入口は、かんぬき三尺四方位、外「ヘヤ」（ヲッヤ）參看の溜參照（揚座敷は牢屋の溜の處なり、

アガリザシキイリ 揚座敷入 江戸時代獄舎の揚座敷に拘禁するをいふ、「アガッザシキ」參看

アカリシヤウジ 明障子 今の障子に同じ、明を取る爲めに張る紙一枚を張りたるもの、今昔物語に云、たちはしりて、おかりしやうじをあけて、たてぶみをとりて（後撰集）

アガリタチ 俄刀 「キヤウタ」を見よ

アガリテンチ 上田地 江戸時代に於て一時官に取り上げ置く田地をいふ、作金等の冷め田地を所持し難く逃走したるものありて、その跡を引受くべき人なき時、官に於ても米人の罰科なき故、沒收するこれあるなり、之を其村の總作に命じ、後年米人の立ち歸りたる時に渡す、若し土地のみならば上り田といふ（地方凡例錄）

アガリノミヤ 殯宮 「アラキノミヤ」に同じ、同條を見よ

アガリヤ 揚屋 江戸時代に於ける獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、御目見以下、御家人、又大名旗本の陪臣、坊主、山伏等の犯罪人を容る、所○揚屋へ入るる時は、先づ牢屋敷牢庭にて乘物にてかき入れ、次の番所前にて下らる時、縫帶同心揚り屋入口より來りしおより四人の者付添取り、番所の前にて四番三三人、張番三三人、付添て前に入り外より一切明る、縫帶四人に向ひ、牢内の法度ありて、金錢刀物等持物次第其所持相ならずと云ひ渡し、其後指圖して揚り屋へ入る、揚屋は四寸角柱おき二寸、北方は上に格子つき下は「ハメ」を張る、入口は、かんぬき三尺四方位、外「ヘヤ」（ヲッヤ）參看の溜參照（揚座敷は牢屋の溜の處なり、

アガリザシキイリ 揚座敷入 江戸時代獄舎の揚座敷に拘禁するをいふ、「アガッザシキ」參看

アカリシヤウジ 明障子 今の障子に同じ、明を取る爲めに張る紙一枚を張りたるもの、今昔物語に云、たちはしりて、おかりしやうじをあけて、たてぶみをとりて（後撰集）

アガリタチ 俄刀 「キヤウタ」を見よ

アガリテンチ 上田地 江戸時代に於て一時官に取り上げ置く田地をいふ、作金等の冷め田地を所持し難く逃走したるものありて、その跡を引受くべき人なき時、官に於ても米人の罰科なき故、沒收するこれあるなり、之を其村の總作に命じ、後年米人の立ち歸りたる時に渡す、若し土地のみならば上り田といふ（地方凡例錄）

アガリノミヤ 殯宮 「アラキノミヤ」に同じ、同條を見よ

アガリヤ 揚屋 江戸時代に於ける獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、御目見以下、御家人、又大名旗本の陪臣、坊主、山伏等の犯罪人を容る、所○揚屋へ入るる時は、先づ牢屋敷牢庭にて乘物にてかき入れ、次の番所前にて下らる時、縫帶同心揚り屋入口より來りしおより四人の者付添取り、番所の前にて四番三三人、張番三三人、付添て前に入り外より一切明る、縫帶四人に向ひ、牢内の法度ありて、金錢刀物等持物次第其所持相ならずと云ひ渡し、其後指圖して揚り屋へ入る、揚屋は四寸角柱おき二寸、北方は上に格子つき下は「ハメ」を張る、入口は、かんぬき三尺四方位、外「ヘヤ」（ヲッヤ）參看の溜參照（揚座敷は牢屋の溜の處なり、

アガリサシキイリ 揚座敷入 江戸時代獄舎の揚座敷に拘禁するをいふ、「アガッザシキ」參看

アカリシヤウジ 明障子 今の障子に同じ、明を取る爲めに張る紙一枚を張りたるもの、今昔物語に云、たちはしりて、おかりしやうじをあけて、たてぶみをとりて（後撰集）

アガリタチ 俄刀 「キヤウタ」を見よ

アガリテンチ 上田地 江戸時代に於て一時官に取り上げ置く田地をいふ、作金等の冷め田地を所持し難く逃走したるものありて、その跡を引受くべき人なき時、官に於ても米人の罰科なき故、沒收するこれあるなり、之を其村の總作に命じ、後年米人の立ち歸りたる時に渡す、若し土地のみならば上り田といふ（地方凡例錄）

アガリノミヤ 殯宮 「アラキノミヤ」に同じ、同條を見よ

アガリヤ 揚屋 江戸時代に於ける獄舎の一、傳馬町牢獄内にあり、御目見以下、御家人、又大名旗本の陪臣、坊主、山伏等の犯罪人を容る、所○揚屋へ入るる時は、先づ牢屋敷牢庭にて乘物にてかき入れ、次の番所前にて下らる時、縫帶同心揚り屋入口より來りしおより四人の者付添取り、番所の前にて四番三三人、張番三三人、付添て前に入り外より一切明る、縫帶四人に向ひ、牢内の法度ありて、金錢刀物等持物次第其所持相ならずと云ひ渡し、其後指圖して揚り屋へ入る、揚屋は四寸角柱おき二寸、北方は上に格子つき下は

に揚りや入口を縫帶指圖にて平常番にあけさせらるなり、入牢濟て押外さやに出らる、食事は朝五ツ時夕七ツ時の二度、但ゆとりめしにて「モッツヲ」なり、汁は手桶に入れつかはす、先揚りやの中に人數だけ膳椀入れてあり、香の物はのかつけの大根なり、洗水も限りありて入れ遣はすなり、牢屋のウヤ（參看）牢獄總鍵（雜政）

アガリヤイリ 揚屋入 江戸時代、獄舎の揚屋に拘禁するをいふ、「アガッヤ」參看

アガリヤシキ 上屋敷 江戸時代に於て私有の宅地を返して官に納むるもの、

アカルタヘ 明妙 祭祀の料物、うるはしきたへをいふ、新年祭新嘗祭等の幣物に、五色の絲各五尺ほどあるもの、明妙は染めたる絹どもの色の美しきものを云ふ、又色は何にても光澤ありて美しきを、晒妙（テルタヘ）といひ、又梭燒等の布の細く織りたるものを、和妙（ニギタヘ）といひ、麁きものを荒妙（アラタヘ）と云ふ、又綾りたる布の類をすべて云ふ名にも云ふ、又妙をタヘと訓むは、栲の意をかりてやきたれはなりとも云ふ（風調考）

アキ 秋 陰陽の七八月をいふ（俚訓）秉に、他の義なり、百穀已に成て當長他足るの時なればしかいふこと、日本釋名に、明なる義なり、秋天は特に晴明なればなり、或は云ふ、緋なり、草木紅葉してあかきを以てなり、又一說に、なきなり、萬物秋に至れば枯落し、枯れ萎みてなくなるを以て云ふとも云へり（古今要覽稿）

アキラサ 商長 氏の名、上古商人の長を云ふ、姓氏錄に、多治波非君三世の孫久比、崇峻天皇の朝に使して、珍寶の物を持て師り天皇に獻ず、中臣美爾ありて、天皇其名を問ふ、久比奏して曰く、

此は「ハカリ」と稱し、商物を聽定めて交易すること、動もして他人をしてやらしむ、舒明天皇の御代に至り久比の千宗藤呂閭長の姓を賜ふ、氏人には「商長天平寶字七年閏河內人に商長吉麻呂、正倉院文書天平十九年年紛紜所收生に商長都麻呂あるのみ、姓名錄抄に、「商長者とあるは、商長首の誤なり（給帶抄、新撰姓氏錄參看）

アキケンヂ 秋檢地 江戸時代田地を檢査するに、其一年分を見取りと翌年の定法なり、檢地（ケンヂ）參看

アキサヘ 賦（殷） 今日俗に手附金といふに同じ、入質又は賣買の時、定めの代價の幾分を拂ひ置くを云ふ、買物をなし品物を受取りて、きうの代價の幾分を拂ひ置くを云ふ（新撰字鏡、俚訓）

アキザトシヤウ 秋里城 國號 周防國玖珂郡秋里城、其地にて、山吉秋里氏築前守、永、元龜の頃以前より此地を領して城を築きて居る、後山名氏豐國守護の時、當城に在ること三百五六十年、天正の初め、一國過半毛利氏に屬するや、山名氏城を法泉寺村の抄見山に移し、此地に百姓を住居せしむ、終に天正九年抄見山を捨て、又元の城に籠る時、秀吉の麾下杉原七郎左衛門尉を當城に殘して伯耆の御證を押へたりといふ（國幅志）

アキサリコロモ 秋去衣 袷をいふ、秋になりて着る衣の意、萬葉集に、たなばたの五百たなるものこれなり、而して本居宣長は「秋去衣たゝおる布の秋去衣たれかとりみん」など詠じたるもの、これなり、而して本居宣長は「秋去は和布の誤にて、あさ衣なり」と云ふ、此時推證は「アキヌ」と訓したれど、いまだ定說と爲し能はざるがごとし（年山紀聞、俚訓參看、萬葉集古義）

アキシノウヂ 秋篠氏 天穗日命の後、乾飯命七世の孫、大俣度迦の後にて、土師氏の支族、大和國添下郡秋篠村は其本居なるべし、其同族には右京、河內、遠江等にありて、朝臣、宿禰等を稱するあり○桓武天皇延曆元年五月、土師宿禰安人等上言して、秋篠と稱せんことを請ひ、其兄弟男女六人に秋篠の姓を賜ひ、四年八月、土師宿禰淡濟、土師宿禰諸主等に、秋篠宿禰を賜ひ、同九年十二月、秋篠廣足人等に朝臣を賜ひ、十五年七月、秋篠朝臣全繼等を右京に貫し、桓武天皇の弘仁二年三月、河內國の人土師宿禰常繼に、姓秋篠朝臣を賜ふ（新撰姓氏錄參看）

アキシノデラ 秋篠寺 別格 大和國添下郡（今生駒郡）平城村大字秋篠國幣 初め法相宗なりしが、今淨土宗に屬せり○本尊藥師如來 國幣 國寶

光仁桓武兩天皇の勅願所、光仁天皇寶龜十一年藥師法師の創建と云ふ、この年勅して封一百戶を寄す、桓武天皇延曆十七年添下郡諸縣公四二十四町、并に俗池一處を寄せ、嵯峨天皇弘仁三年封一百戶を加へ、給へり、文永以後寺領につきて四大寺と屢々爭ふ、中世以後兵火に罹り、漸次衰頽して、今堂に講堂（天平時代の遺構）を存するのみ○佛像の優秀なるもの、十一面觀音（同上）大元帥明王（俗法橋作）帝釋天、藥師十二神將等あり皆國寶となる（續紀、元亨釋書、伽藍記、大和志、大和巡）

アキタウヂ 秋田氏（三姓） 阿倍貞時を祖とす、其先良遠度の始安日より出づ、貞在の二子高屋、藤太郎と稱し、歌代の後實季に至て、秋田城介となる、依て氏を秋田と稱す、慶長七年羽に移り、五萬石に封ぜらる、其

平氏ふるを以て、先祖景雄昨非の例を慮ぎとなり、信忠以後武士の盾城築と、公卿此名を避やるに至る（陸奥話記、秋田城記）

アキタゼミ 秋田郡 名勝 江戸時代出羽国秋田にて鋳造したる鐃仗の一種 現存 元文二年鋳造す 現存 秋田城内に在り、面径一尺四寸五分、厚さ八分、重さ十貫目あり、表面に日輪を鋳出し、裏面に蓮華座あり、縁に八葉の蓮華を鋳出す、（新覚永鋳記）

アキタノコホリ 他田郡 古跡 歴後国風土記逸文同じく他田となす、和名抄に「他田（ミヤケ）加牟（カム）小垣（ヲカキ）私部（キサイチベ）栗太（クリキタ）天田（アマタ）川内（カハチ）水門（ミナト）軍水（ウナカミ）下田（シモダ）市田（イチダ）賀茂（コカヒ）等の郷あり、歴来変更なし、明治二十九年三月詔勅を以て郡と稱す（郡名要同一覧、国郡沿革考、法令全書）

アキタノコホリ 秋田郡 「アイヌノコホリ」を見よ

アキツカミ 現神 天皇の尊稱、アキツミカミ（明御神）又アラヒトガミ（現人神）とも云ふ、現身の神にて生き給ふ神の意なり、（古事記傳）

アキツキウチ 秋月氏（姓氏錦繍） 本姓大江氏、出羽国秋田郡秋月より出づ、（秋月系図）

アキツシマ 秋津島（蜻蛉洲） 我国の別稱、豊秋津島ともいふ、秋津は蜻蛉の古語、島は山川などの遠れる界限ある地を云ふ、豊の字を冠するは美稱なり、神武天皇の国見し給ひし時、蜻蛉の如き蛉之腰呫と宣ひけるに起りて、我国の総稱となす、孝安天皇の時皇地に都し、秋津島宮と云ふ、思へば、もとは大和の内の小名なりけん、代々の帝王此處に都し給ひければ、皇都の名を負ひ押し及ぼしてかく日本国の異稱の如くなりたるならん（国號考）

アキツシマノミヤ 秋津島宮 名勝 孝安天皇の皇居 所在 大和国葛上郡室村 現況 廃墟 孝安天皇即位の二年十月、都を室地に遷し、號して秋津島宮と云ふ、百一年にして廃都となる、古事記傳に、神武天皇の国狭を想ひて、蜻蛉の腰呫の如しと宣はれしより、秋津洲の號も起りて、此地の號となりけるを、宮號にも名づけられしなり、と云へり（特記、大和志、吉房治革論）

アキツミカミ 明御神 天皇の尊稱、現神（アキツカミ）を見よ

アキノクニ 安藝國 所在 東は備後、西は周防、北は石見、南は海に至る、東西凡二十里、南北凡十六里、山陰道に属す 現況 北に連り、巨川南北に分流す、南方は島嶼布して伊豫の諸島に對し、舟路の衝となり、由る所なり、地百貨輻湊商業頗る盛にて、戸口亦繁庶なり 名勝 古事記神武天皇東征の條に、於阿蘇國多都理宮坐七年とあるを創見とす、中世國府を安藝郡に置くが中村之なり、平氏の産なる時非常國たり、後之を初めて院の御領となす、承久中甲斐の守護武田信光軍功を以て本國守護を兼ぬ、其五世の孫信武、足利尊氏に從ひ、再び守護を兼領し、之を三千氏信に傳へ、歴世金山に治す（佐束郡今沼田郡東山本村）永享十二年氏信の曾孫信榮若狭国を加封し、其弟信賢嗣ぎ、文明中手國信若狭小浜に移り、其弟元綱を以て本國守護代となし、金山に治す、低にして國の豪族毛利吉川熊谷諸氏各一隅に據り、武田氏の威令行はれず、永正の末元綱の手元就兵を起して諸族を攻撃す、毛利元就（吉田城主）撃てこれを滅し、其近隣を略す、大永三年尾于鯵久本州を侵ふ、元就及び元綱の子光和吉川興経（山縣郡小倉山城主）能谷信直等皆之に屬す、明年大内義興兵を率ゐ攻め元就に勢ちたて陣る、是に於て元就兵日に振ひ信直等之に附す、天文三年光和之と戦ひ克たずして死し、嫡信實嗣ぎ其叔父元就に從ひ、信實金山を棄て若狭に奔り、其地皆元就に領す、後元就大内義興を吉田に攻む、義興之を救ひ、共に嶋久を撃て大に之を破る、州衆皆大内氏に屬す、二十年義興死し尼聞房に誅せらる、元就尼房を誅し、悉く大内氏の故地を併す、永禄九年尼子氏を滅し、封土十州に遷る（安藝、閥閲、長門、備後、備中、石見、出雲、伯耆、隠岐、豊前）元亀二年元就卒し、嫡孫輝元封を襲ぎ、文禄二年徙つて廣島に治す、國原の役西軍に屬し敗後、廣島に治す、

門院號宣下の條に、立后以秋宮詮、稱秋宮此謂也、況乎萬歲千秋之心先可謂佳名、秋是萬物皮錢之時云々、とありて、其名の所謂知るべし、

アキモトウチ 秋元氏（姓）

宇治宮記綱男業業より出づ、業業治承中上總國周准郡秋元庄を領す、依て氏となす、代々此地に居す、九代國朝の時に至り、亂を避けて下總に移り、北四代の孫宗朝上野國群馬郡總社を領す、後ち川越山形館林等の諸城に移る、其子長朝德川家康に仕へ六千石加賜せられ一萬石となる、寛永十年正月但馬守泰朝谷村城に治す、元祿四年二月但馬守久朝若年寄の功により五千石加賜、七年十二月七千石加賜、十二年十月老中に補せられ、十三年三月一萬石を加賜、寶永元年十二月老中の列に加賜、武藏國川越城に治す、正德元年十二月又老中の功により、河內武藏の地一萬石を以賜ふ、前封と合せて六萬三千石を領す、明和四年閏九月遠江守宗朝出羽國山形城へ移封、弘化二年十一月但馬守志朝上野國箱林城へ移封、子孫相繼ぎて、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（家紋、武藏、伊川加陸封錢、葉菊、諸、諸族譜）

アキヤシキアツカリ 明屋敷預 明屋數

アキノコホリ 安藝郡 所屬 安藝國 國廳 國府 管事記阿岐に作る、後ち分れて安藝北の二郡となる、殿舍棚守所藏文書永承年間の國解に、安藝安北の郡名を載せたり、和名抄に、沃鮮（アキ）鮪木、餐浪（ヤノ）安藝（アマ）酥家、常山等の十一鄉あり、後ち幡良鄉佐東郡に入る、今東西兩村各し、沼田郡卽ち佐東郡にあり、正保國、安藝安北に作れば正年を失す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アキノコホリ 安藝郡 所屬 土佐國 國廳 國府 紀稱紀德天皇神龜六年の條に始めて見ゆ 沿革 和名抄に奈牟（ナム）窪津（ムロツ）安田（ヤスダ）丹生、布師（フシ）和食（アシキ）黑烏（クロトリ）玉造（タマツクリ）等の鄉あり、後ち安芸を混川す、正保國之に仍り、寬文中芸に復し、元祿の時復安芸に作り、天保國に至り再び安藝に改め、以後之に仍る、崎濱村入幡宮記に、土州安芸郡佐喜濱庄入幡宮神前、正慶元年壬申十月朔日大勸進沙門國儀敬白とあり、應永以後古文書に、安藝安芸を混用す、正保國安藝、元祿國安芸となす、天保郡帳以後安藝に復す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アキノチモク 秋除目 除目に同じ、ヲッカサメシノゲモクを見よ

アキノツカサメシ 京官召 秋の除目に同じ、ヲッカサメシノゲモクを見よ

アキノミヤ 秋宮 皇后及び中宮の別稱、一に長秋宮とも云ふ、若狹抄に、皇后（長秋宮）、中宮（長秋宮）、采花物語に、中宮を秋宮などいへるを見えたり、玉葉正治二年六月十八日宣秋

岡崎	沿革	郡邑名	史六國
安藝	沼田 同 豊田 同	抄倭名 元祿の頃	寛知の衆 抄給并
同	同 同	帳天保鄉	都名考
同	沙田 同 豊田	創都鄙變遷	都名變同一覽
同	同	同	都名考
同	同	創置新編	明治沿革帳提
佐伯	山縣 同	佐伯	同
同	賀茂 加茂	同	同
佐東 佐伯	佐伯	同	同
同	同	同	同
佐東 佐西	沼田 同	同	同
同	同	同	同
安佐	沼田 同	安佐	安藝

アキノコホリ 安藝郡 所屬 安藝國 國廳 國府 管事記阿岐に作る、後ち分れて安藝北二郡となる、殿舍棚守所藏文書永承年間の國解に、安藝安北の郡名を載せたり、和名抄に、沃鮮（アキ）鮪木、餐浪（ヤノ）安藝（アマ）酥家、常山等の十一鄉あり、後ち幡良鄉佐東郡に入る、今東西兩村各し、沼田郡卽ち佐東郡にあり、正保國、安藝安北に作れば正年を失す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アキノコホリ 安藝郡 所屬 土佐國 國廳 國府 紀稱紀德天皇神龜六年の條に始めて見ゆ 沿革 和名抄に奈牟（ナム）窪津（ムロツ）安田（ヤスダ）丹生、布師（フシ）和食（アシキ）黑烏（クロトリ）玉造（タマツクリ）等の鄉あり、後ち安芸を混川す、正保國之に仍り、寬文中芸に復し、元祿の時復安芸に作り、天保國に至り再び安藝に改め、以後之に仍る、崎濱村入幡宮記に、土州安芸郡佐喜濱庄入幡宮神前、正慶元年壬申十月朔日大勸進沙門國儀敬白とあり、應永以後古文書に、安藝安芸を混用す、正保國安藝、元祿國安芸となす、天保郡帳以後安藝に復す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アキノチモク 秋除目 除目に同じ、ヲッカサメシノゲモクを見よ

アキノツカサメシ 京官召 秋の除目に同じ、ヲッカサメシノゲモクを見よ

アキノミヤ 秋宮 皇后及び中宮の別稱、一に長秋宮とも云ふ、若狹抄に、皇后（長秋宮）、中宮（長秋宮）、采花物語に、中宮を秋宮などいへるを見えたり、玉葉正治二年六月十八日宣秋

希（アキャシキバン）を見よ、

アキヤシキバン 明屋敷番 所屬 江戸 幕府の職名、明屋敷、預とも云ふ、諸所の明御殿及び屋敷等の事を預り掌る、若し諸侯の近邊の大名の在府と、帑守との差別なく、嘗て幕府より其理由を屆出で、帑守居は其役人番休足輕中間等を率連れ來り、もと家主の家來及び赤行立合の上、家作道具樹石等を帳面に引合せて請取り、老中へ其趣を申上ぐ、また屋敷拜領の人々に渡すにも、同樣の手續を行ふと云ふ、起原沿革詳かならず 所屬 明屋敷番伊賀者百人、同組頭三人あり（御殿向御廣敷、定役）

アキラノミヤ 明宮 所屬 歷神天皇の皇居、齋忌の宮とも云ふ 所屬 大和國添下郡 齋忌 同帝に齋忌豊明宮、同帝に齋忌豊明朝、雄略天皇卽位前紀に、泊瀨朝倉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、顯宗天皇卽位前紀に、近飛鳥八釣宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁賢天皇卽位前紀に、石上廣高宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、繼體天皇卽位前紀に、樟葉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、安閑天皇卽位前紀に、勾金橋宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、宣化天皇卽位前紀に、檜隈廬入野宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、欽明天皇卽位前紀に、磯城嶋金刺宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、敏達天皇卽位前紀に、譯語田幸玉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、用明天皇卽位前紀に、磐余池邊雙槻宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇峻天皇卽位前紀に、倉梯宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、推古天皇卽位前紀に、豊浦宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、舒明天皇卽位前紀に、田中宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、皇極天皇卽位前紀に、飛鳥岡本宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝德天皇卽位前紀に、難波長柄豊碕宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、齊明天皇卽位前紀に、飛鳥板蓋宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、天智天皇卽位前紀に、近江大津宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、天武天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、持統天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、文武天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、元明天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、元正天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、聖武天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝謙天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、淳仁天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、稱德天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光仁天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、桓武天皇卽位前紀に、長岡宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、平城天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、嵯峨天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、淳和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、文德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、清和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、陽成天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光孝天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、宇多天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、醍醐天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、朱雀天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、村上天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、冷泉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、圓融天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、花山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、一條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、三條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後一條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後朱雀天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後冷泉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後三條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、白河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、堀河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、鳥羽天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、近衛天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後白河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、二條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、六條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、高倉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、安德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後鳥羽天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、土御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、順德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仲恭天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後堀河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、四條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後嵯峨天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後深草天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、龜山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後宇多天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、伏見天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後伏見天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後二條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、花園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後醍醐天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇光天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後光嚴天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後圓融天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後小松天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、稱光天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後花園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後土御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後柏原天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後奈良天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、正親町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後陽成天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後水尾天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、明正天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後光明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後西天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、靈元天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、東山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、中御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、櫻町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、桃園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後櫻町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後桃園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光格天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁孝天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、明治天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、大正天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、昭和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、今上天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、

アキラノミヤ 明宮 所屬 歷神天皇の皇居、齋忌の宮とも云ふ 所屬 大和國添下郡 齋忌 同帝に齋忌豊明宮、同帝に齋忌豊明朝、雄略天皇卽位前紀に、泊瀨朝倉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、顯宗天皇卽位前紀に、近飛鳥八釣宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁賢天皇卽位前紀に、石上廣高宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、繼體天皇卽位前紀に、樟葉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、安閑天皇卽位前紀に、勾金橋宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、宣化天皇卽位前紀に、檜隈廬入野宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、欽明天皇卽位前紀に、磯城嶋金刺宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、敏達天皇卽位前紀に、譯語田幸玉宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、用明天皇卽位前紀に、磐余池邊雙槻宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇峻天皇卽位前紀に、倉梯宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、推古天皇卽位前紀に、豊浦宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、舒明天皇卽位前紀に、田中宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、皇極天皇卽位前紀に、飛鳥岡本宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝德天皇卽位前紀に、難波長柄豊碕宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、齊明天皇卽位前紀に、飛鳥板蓋宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、天智天皇卽位前紀に、近江大津宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、天武天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、持統天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、文武天皇卽位前紀に、飛鳥淨御原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、元明天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、元正天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、聖武天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝謙天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、淳仁天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、稱德天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光仁天皇卽位前紀に、藤原宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、桓武天皇卽位前紀に、長岡宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、平城天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、嵯峨天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、淳和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、文德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、清和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、陽成天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光孝天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、宇多天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、醍醐天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、朱雀天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、村上天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、冷泉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、圓融天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、花山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、一條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、三條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後一條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後朱雀天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後冷泉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後三條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、白河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、堀河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、鳥羽天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、近衛天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後白河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、二條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、六條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、高倉天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、安德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後鳥羽天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、土御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、順德天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仲恭天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後堀河天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、四條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後嵯峨天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後深草天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、龜山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後宇多天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、伏見天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後伏見天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後二條天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、花園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後醍醐天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、崇光天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後光嚴天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後圓融天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後小松天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、稱光天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後花園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後土御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後柏原天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後奈良天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、正親町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後陽成天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後水尾天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、明正天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後光明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後西天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、靈元天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、東山天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、中御門天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、櫻町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、桃園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後櫻町天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、後桃園天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、光格天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、仁孝天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、孝明天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、明治天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、大正天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、昭和天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、今上天皇卽位前紀に、平城宮卽位、同帝に齋忌豊明朝、

アクノザ 幄座 南殿の大庭に帳を設けて作りたる假屋、節會御即位などの時に設く、雌雞または雌屋ともいふ（行藏小說、故實拾要）

アクミノコホリ 飽海郡 所屬 出羽國 今羽後國に屬す 管事記阿岐に、建置詳ならず、國郡沿革考の說によれば、建國の際置きしならんと云ふ、續紀延曆十一年八月の條に由理柵あり、本郡由理鄉の地なり（由理は由理の訛）、和名抄に、大原（チョハラ）飽海（アクミ）、屋代（ヤシロ）、秋田（アイタ）、非手（イテ）、遊佐（ユサ）、雄波（ナナミ）、由理（ユリ）、飽戸の九鄉あり、後ち遊佐鄉に因て、遊佐郡を建つ、寬文中遊に復す、又中世郡北を割て由利郡を置く、遊し由理鄉に因る、飽海、由理の二郡は、町治元年十二月出羽を分ち、羽後國を置くに及びて羽後に屬せり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アクミャウ 惡名 惡事ある人を、他人より、惡字を附して呼びなしたる名、後ち轉じて剛強なる人をいふ稱呼となれり、類聚國史（八十七刑法部）に、桓武天皇延曆十七年二月壬子朔、美濃國人村岡連惡人、配流路國、以停高祥惡性、犯百姓也とあるは、前者の例にて、この惡人も、惡らくは惡名を賜ひしものなるべし、また薩摩傳に、惡石衛門、源義平を惡源太、平景清を惡七兵衛、公曉を惡禪師といふも、皆前者の例なり、されど近世時代の如きは後者の例なり、貞丈雜記に、惡源太、惡七兵衛、惡四郎などの惡の字は、自分に付けたるにはあらず、惡事ある人を他人より呼びならはしたるなり、古き世に、惡の字を添へて、惡何がしとあるは、皆其人の惡事ありし故と知るべしとあるは、いまだ詳しからず、實するに時代により轉化ありしこと、知るべし、

アクヤ 幄屋 幄座（アクノザ）を見よ、

アグラ 胡床（夷床） 所屬 腰を懸くる器具、後世の椅子に同じ、胡座の義 所屬 詳かならざれど、延喜式に、胡床三百脚、繧繝緣、緋緣、緑緣、別八兩、涂絲漆、別一令、料すべきに、圖で宮に請ふとあれば、圖にて塗り、絲を以て飾りたるものと見ゆ、又玉葉に、繧繝胡床、僧文胡床等あれば、其種々に飾製したるものありしを知るべし 所屬 太政官に、緑帛胡床、胡床、黃帛胡床、紫之と見え、孔雀經法曰、今之交椅制、本自後來、故以二義名之矣、林氏、是に因て見れば、外國より渡來せしものなるべし、我が國にては、古記雄略天皇四年の條御歌に、たまきき（玉纏）の阿娜羅（胡床）にたゝし、しつまき（倭文纏）の阿娜羅にたゝし云々と見え、其他繧繝、緑緣、丹朱、緋朱、天鵝絨等にも見えて、アグラと訓めり、狩谷棭齋云ふ、古に云ふアグラは、床手整の類にて胡床にあらず、源氏物語、紫花物語、枕草子等に見ゆるアグラは、胡床の類なり、古今共物異なりと雖も、名は古に依るのみと云へり（箋注和名抄、古記、古事記傳、安齋閑筆）

アクラノミヨク 握蘭職 雅宮の稱、雅宮は天政官に屬して次の侍官に當り、參議の分官中に出入すること勿なり、職原抄に、侍官郎は親王の宮なり、仍て口に含香を含み手に圖を握る、故に此稱ありと云へり、

アクリヤウサフ 惡靈左府 藤原誠光（フヂハラノアキミツ）を云ふ、

アクロワウ 惡路王 陸奥の賊首、延暦二十年坂上田村麻呂、征夷大將軍となりて東夷を平定す、時に巴谷の宿に據て抗し、遂に誅戮せらる（本朝通鑑）

アクワイ 亞槐 大納言をいふ、「ダイナゴン」を見よ、

アケ 緋(紅) 名義抄 染色の名、茜にて染めたる色、服色圖解に云、茜染は近世製する者甚だ稀なり依て蘇芳染を用ひらる、然れども古實を好まるゝ人は猶茜染を着用し給ふ、又近代は紅染を着用し給ふなり云々○袍、陸背、位袋、袈裟、衫、鞍馬、鞦等の裝束なれば、此色にて染め用ふ、卽ち、袍は、深緋にて四位、淺緋にて五位の人着用し、陸背は、正月齋會の時請讀師深緋に染めて用ひ、袈裟は、深緋に染め同時の聽師着用、位袋は、深緋のもの諸臣内命婦等四位、淺緋のもの五位用ふ、鞍馬は深緋にて叅議以上、鞦は五位以上用ふ、衫は騎射近衛府官人等着用す 儀制令 縫殿寮式に據れば、深緋は綾一匹に茜大四十斤紫草三十斤米五升灰三石薪八百四十斤、淺緋は綾一匹に茜大三十斤米五升灰二石薪三百六十斤を用ふ、深緋は茜の外紫草を用ひ甚だ濃黑なりしなり、然るに後世紫草を多く增して、其色紫に似せ染むるに至らしめ、遂に一位の袍も四位の袍も同色になりたり(延喜式、桃華樂葉、裝束集成、裝束色葮)

アゲウタ 上歌(擧歌) 古への雅樂の名、古事記傳に、神樂採物の歌に、諸舉と云ふあり、又夷振之上歌、又夷振之片下と云ふもありて、共に其歌ひ樣に依て名づく、日本紀纂疏に舉て之を唱ふる歌なりと云へるは非なりと云へり、

アゲヲ 絞 「オイカケ」に同じ、今昔物語に云冠の上緌の長かりければ、世の人、あげをの主となんつけたりけると云々」

アゲシヨウモン 上證文 江戸時代訴訟上文書の名、原告及び被告の兩人より裁判の宣告に服する時、上げる證文、請證文よりも詳細なるものにて、事短く入り組まざる分は請證文を用ひ、事の長きものは上ヶ證文と爲す、開設範鑑に、書例を示せり、

差上申一札之事
一何々之出入、當樣々々訴上之候
右出入被仰渡御吟味當樣々々被仰渡、一同承知證連印一札指上申所如件

右の如く最初訴答の趣を認めし上證文といひ、其外通例のものは請證文といふ○天保の頃に至り始めて經え請證文のみとなれり(古事類苑法律部)

アケズモン 不開門 偉鑒門の別稱、花山天皇造世ぜられし時、此門より出てられしを以て不辭の例とし、この門を開けざるより起る、嚴中抄に、偉鑒門(ヰカンモン)參看(拾芥抄、大內裡圖考證)

アゲタタミ 上疊 貴人の舖座に用ふる疊、座數の疊の上に、外の疊を二疊並べ數く事にて御座疊とも云ふ、普通の疊三枚重ねたる程厚くし、之を兩面に爲して緣を附けたるものなり(貞丈雜記)

アゲウヂ 明智光秀 名義抄 十兵衛古事記傳に、神樂採物の歌に、諸舉と云ふあり、又夷振之上歌、又夷振之片下と云ふもありて、共に其歌ひ樣に依て名づく、日本紀纂疏に舉て之を唱ふる歌なりと云へるは非なりと云へり、

アケヲ 絞 「オイカケ」に同じ、今昔物語に云冠の上緌の長かりければ、世の人、あげをの主となんつけたりけると云々」

アケシヨウモン 上證文 江戸時代訴訟上文書の名、原告及び被告の兩人より裁判の宣告に服する時、上げる證文、請證文よりも詳細なるものに

アケチミツヒデ 明智光秀 名義抄 土岐氏の支族、美濃の人、父を光綱と云ふ、一說に若狹小濱銀工冬廣の二子なりと 系圖 十六歲元服、弘治二年四月齋藤義龍其父を弒するや、叔父光安明智城に拒ぎ死す、光秀殉せんとす、光安へひきて六すぢばかりにて、二筋ばかりてあるべし、とあり 名義抄 古へ「ミヅラ」と云ふ、崇峻紀に、厩戸皇子髮を額に束ぬとありて、注に古俗年少兒十五六の間髮を額に束れ、十七八の間分て角子とすとあれば、十七八歲頃の結髮なり、後世轉じて其年頃の童の髮の結ひ樣を云ふに同じかるべし、又唐輪と云ふは、此總角の變じたるならむ、髮○又則に鏡の背に結ぶ紐を、總角と云ふ、

アケノカハ 紅革 紅を以て染めたる緋色のもみ革、赤革とは別なり、一說に茜染の革と云ふは惡しく誤なるべし、次威鎧に、この紅革を細く疊みて威したるなり○上代信濃、上野等の革工、能く緋革を作りて貢物とす、醍醐天皇延喜の制、每歲信濃より

り五張、上野より十張を獻ぜしむ(延喜式、貞丈雜記、工藝志料)

アケノキヌ 赤衣 五位を云ふ、五位は淺緋の服を着するより名づく(八雲御抄)

アケノソホブネ 阿氣乃曾保布禰 名義抄 丹緒を塗りたる小舟、一に丹奴利乃布禰と云ふ 名義抄 起原詳かならず、推古天皇以來、齊明天皇の御世に至る間に始まれるが如し、降りて寶曆の頃、江戸幕府及び諸侯遊船を造る、鐵丹塗と稱するあり、また伊達小早と稱する丹青を以て色彩したる輕舟あり、皆丹塗船の類なり(工藝志料)

アケハノテフ 揚羽蝶 紋所の名、蝶紋(テフノモン)を見よ、

アゲバリ 幄 上下四方に幕をまとふて宮室に象るを云ふ、平張に對して揭張の義なるべし、齊明紀に幕をよみ、和名抄に大張也と見えたり、大藏式に、九月九日節神泉苑乾臨閣中庭立二幄四宇、又立樂人幄一宇、とあり○義注和名抄に云、按說文、桯木帳也、無二幄字一、則知槤幄古今字、大帳疑木帳之誤、釋名、幄屋也、以レ帛衣二板施一レ之、形如二屋也一、周禮注、四合象二宮室一、曰レ幄、淡書禮樂志注、帳上四下而殺曰レ幄、昭十三年左傳正義、幕大而幄小、按幄在二幕下一、張レ之、蓋帳幕之類、非二阿計波利一也」

アゲマキ 總角(髮、角子) 名義抄 結髮の一種 雜令 雅樂裝束抄に、先づ髮を櫛にて解き、平かうがいにて別け目の筋より項を別け下して、先づ右の髮をかみれして結ひ、左の髮をよくけづり、油わたなど附け、髮を取る如くときよする」と見え、安齋隨筆に、魂魄を結ぶ形とも云ふと見え、助無智祕抄に、まづ髮を二つにわけ、耳のすぢに、耳より一寸をあけて、下結をすべし、其上を紫のくみにて、事終りて、其くみを解き、髮をときて、左右へ分ち、耳の上にて、又結ぶ、其結ひ樣、兩方にて、角の如くなるを、總角と云ふ、

アゲマキノイタ 總角板(上卷板) 逆板を云ふ、(サカイタ)を見よ)○太平記山門攻の條に、志す處の矢所を少も不違、鏡の弦走より總角付の板まで云々」とみえたり、

アコノヲカノウヘノミササギ 安古岡上陵 檜前安古岡上陵(ヒノクマノアコノヲカノササギ)を見よ、

アゴノコホリ 英虞郡 志摩國、近世稱 近世雜記 洋かならず、持統天皇の阿胡行宮は卽ち此地なり、國郡沿革考に、養老三年佐芸郡を置き、後改めて英虞郡と改む、佐芸郡改稱の事、史に見えず、然れども塔志郡を割きし地、此郡の外之に充つべき地なし、且つ名切村以南の半島、今猶土人之を先志屋と云ふ、是佐芸の遺名ならん、之を以て考るに、後阿胡宮も、結絲にても、太き筈ほどなる、長さ三尺ばかり有にて、ゆひめのこむすびしたれば、これは、主上の御總角のむすびやうなり、わなの方をまへにあてかへたるやうにて有なり、さてわなならぬかた、後へひきて六すぢばかりにて、二筋ばかりてあるべし、主上の御總角の事、ちたいは此定にゆひたるを、三つにわけて、あけたるもとをまとふべし云々」

アコメ 袒(袒、褐) 名義抄 單と下襲との間に着る衣、アイコメの略稱、又倭訓栞に、梁塵秘抄を引て、アコメは賤女にて、アコは青子、メは女なり、綾は青子女の着る服なる故然か云ふとあり、又一說に、赤染の衣にて、カツの約コなりといへるは非なるべし、唐韻に、袒、女人近身衣也と注し、一話一言には、下着なりと云へり 雜用 男女共に着用す、紋は小葵、菊立涌、瓜菱、道菱等、地は綾にて裏平絹なり、ナツ 長は衣より短し、色に紅、蘇芳、萌木、薄色あり、種類に單、袷、綿

入あり、谷川の時雪に隠れあり（二）春冬の夕川にて夏秋川ひでゝ夕ぐものは、桃花紫英、三候雑歌抄、雑足等（二）冬のみ川にて、夏谷川ぜんでするものは、伏見院御抄、物其数集抄（三）冥覚なき谷川にて、作木と称するものは、紫英御抄、数集記、唯心御抄等なり、時には三枚重ぬるあり、或は綿入にて一枚なるあり、天子は打紐、御神等には白紐を、皇子は紅打紐、紋小袖、鳴綾、帯束帯には浅打紐、直衣には繊芳和にて、紋菊立涌なり、婦宮には紋立涌の内に菊唐草にて、平絹なり、公卿は赤紐にて、此年には御末若くは滑包を用ふ、又後照念院殿家抄には、皆遠繊芳萌末にて大臣以後紅紐を用ふとあり、将軍は桐唐草、諸家の小年は重文、中年以後は遠変にして宿老は白を用ふるなり（装束抄、故実拾要、真文雑記、装束図式）

アコメアフギ　和扇　図解　扇の一種、杉目扇、女御扇、侍女扇、男扇などゝ云ふ図解なり、俗などを持つ、男子の檜扇と同じ、但其制異なり、俗に和扇と云ふは細竹にて持つ板なり、もと女の扇なれども、儀御装束幼弱の時用ふ、松竹梅鶴等の絵を描く図解、檜の薄板三十九枚を包々の糸にて綴ぢ、徐々あはびらびにす、腰中装記に、又は薄地の扇とあり、其大雑記に、檜の板を薄糸にて厚く綴り、骨を置き絵をかく、其薄く綴りたるを薄地と云ふとあれど、河海抄に、檜扇の両方の端を三枚宛重ね、薄糸にて包むを三重と云ふ、五枚宛重ね包むを五重と云ふ、板を重ね端を厚く親骨の如くするを非にて薄糸重ぬるに非ずとあれば、薄地は全般の檜の板を薄くしたるものか、二十枚の人は、ほうたん、二十八歳迄は紅、非後はつま紅、非後はつま紅を持つ、女房装束、三ヨッパッシャサソク）参考（貞丈雑記、装束装束）

アコメギヌ　和衣　「アコメ」を見よ、

アコヤマヒ　阿古尾郷　図解　図解後国列羽郡安谷、折居谷の渡にて「あこやまひ」とおうくる歌に合せたる歌舞図解、未正六年国守上杉房能、其管臣長尾為景の攻めし時の出矢武にて自滅の後、斐綾子を始め屋敷せし幼女子、身を容るゝに処なかりしに、同郡加納の城主宇利氏之を憐み、領地の山間に浮居せしめて其助を受く、其頃より起りし歌舞なりといふ（越後風俗志）

アサ井ウヂ　浅井氏　姓は藤原、内大臣実雅の長男公綱より出づ、公綱近江国に流され、浅井郡小谷庄に居住し、子孫政を生む、公綱流落の後、重政独り止りて京極氏に仕へて下野村を領す、後、重政より浅井氏と称す、一説に、藤原俊憲の子式部大輔忠次武家に下り、浅井郡五ヶ所を知行し依て氏とせりと云ふ、重政四代宗政曾に及び京極氏に背き、上坂令清落城を聞き、終に退前の領分、浅井の郡司藤氏と結び、近江国を大半領して勢強大なり、六代目長政に至り、織田信長に攻められ、天正元年九月自殺して亡ぶ（浅井三代記、系譜）

○公綱——重政——当政——貞政——政貞
　　　　　　　　　　　　　　└宗政——久政
└長政——高福丸
　　└女　豊臣秀吉側室淀君
　　└女　徳川秀忠室

アサ井サンタイキ　浅井三代記　図解　十八巻、改訂足利将軍家六部に載せ、図解江州小谷城主浅井家政、久政、長政の三代の興亡を記したるもの、永正の風より起して、年譜識の事より佐和山へ押寄せ等を記し、織田信長と江州に戦ひ、終に二男万福丸三歳にて父と共に自害せし迄を記す、著者未詳、

アサ井ノコホリ　浅井郡　図解　近江国北東を占むる一郡にて、開化天皇の皇子彦坐命の後裔、姓氏録に、同化天皇の皇子彦坐命の後裔、北東を征するに当り、水郡を創て賜ひ、天武天皇元年八月始めて郡名見ゆ、和名抄に、岡本（チカモト）、田根（タネ）、浅井（コヌキ）大井（オホキ）の四郷あり、降りて明治十一年東西の二郡となし、明治二十九年三月両浅井を合郡に合す（郡名録、同二変、国郡沿革考、注令合考）

アサカコンサイ　安積良斎　図解　名は信、字は思順、通称祐助、良斎又は見山楼と称す、図解奥州二本松の人、安積郡郡山八幡洞庭安藤親重の子、幼にして学を好み、頴異衆にあり、年十七にして江戸に出で佐藤一斎に学ぶ、貧にして学資給せず、薪水の労に服し苦学す、後ち林述斎の門に入り攻々勉学す、天保の末塾房設けるや、落後洞て学舎の督となす、既にして将軍の諮を賜はり昌平学校の教官となる、良斎一に経術を本とし詩文に及ぶ、著書甚多し、嘉永二年十一月二十七日没す、歳七十一（図解、国朝名家詩鈔、見山楼集、論語古訓、南冠倭篇、論語発揮、註、英雄日録、事類考、民政図説、史論、記事本末、訓本末等の（続近世先哲叢談、名人忠臣譚）

アサカニヤウ　安坂城（阿坂城）　図解　伊勢国安芸郡大阿坂村字柳形の谷に白米城とも云ふ図解、北畠氏の臣大忠尼阪守此所に居す、興国元年四月足利尊氏、高師秋をして来り攻めしむ、大忠大に之を破る、七年高師工藤祐すらを討滅す、歴二世、秀吉の関東征伐に及び、城主阿坂三河守信用、秀吉の関東征伐に及び、城主阿坂三河守信用、秀吉の関東征伐に及び、城主阿坂三河守信用

入郷あり、中世武蔵を割て旧村都を置く（後に旧村都に古く坂上田村麻呂の子孫此地に居り田村庄と称す、慶長行以後の郡なるも）明治元年更に荏代国なる辿て、安曇郡を其域内に属せしむの緒起、郡名襲同一歴、国郡沿革考）

アサカノふニシヤ 阿射加神社 国 神

伊勢国安芸郡大阿坂小阿坂の地○延喜天大明神と称す 神 祇 猿田彦神 国 神 名 式 天孫天降の時、此神先導として伊勢之狭長田五十鈴川上に到り、後遂に此地に鎮座す、承和二年十二月従五位下を授け、貞観三年十月従五位上に叙せられ、元慶二年正月名神に列し、従四位下を授け、貞観元年正月従四位上に叙し、八年十一月従三位となり、延喜の創大社に列す（神祇志料、五新撰姓）

アサガホ 槿 染色の名、表袋共に緋なる色、此色を表に染めて九月老人茶用とす（淡紫等）○葵の色目の名、表袋共に緋色、葵の色目（カサネイロメ）参考（朝野抄）

アサガミシモ 麻上下 衣 麻にてつくれる上下をいふ、江戸時代士庶人の通常礼服なり 国 語 語源を以て記す、即ち、染色は普通又は紋房色にして白く小紋を染め出したり、紋所、上は背に一つ、両肩の前に一ツづつあり、袖には紋一つを付す、又これに長上下と半上下との二種あり、通常麻上下といふ時は半上下を指す、即ち下に着の裃を着したるをいふ 国 長上下は目見以上、半上下は目見以下の士庶人、通常礼服として着用す、倫に長上下、半上下の候を各々見るべし、上下（カミシモ）参考（御川狩絵詞）

アサカレヒ 朝餉 朝夕主上に来る供御を云ふ（禁秘抄に、朝餉御膳（朝夕食共）とあれば、朝は朝夕の意にあらず、朝廷の朝にてミカドの略稱にて、従って食膳の意なり、カレヒはカレヒヤクルの略稱にて、即ち内膳司にて朝夕供御の料を献ずる故に餉と云ふなり、清涼殿の朝餉の間にて之を供す、御飯干鯛は内膳司より

（伝説七十五位の事）

一於和右之家宿老不可定、其身之器用當節に
一代々持来候などゝて、無器用の人に、國并に奉行
職被預置歟事、
一天下靜謐、道近の諸國に置目付、常可被
爲覩、其風儀事、
一名作の刀、脇指等、さのみ被好置歟候、非被爲
假令百足太刀刀を持たりとも、百足錠百丁には勝
れ間敷候、然れば百足を以て、百足の錠を百丁求
め、百人に被持候はゝ、一方は可相防事、
一從京都四座之猿樂等、切々呼下、見物被好置歟
候、其位を以て國の猿樂之内、器用ならん者を上
仕、業なも被爲持候者、末々まで可爲猿樂事、
一於城内、衣能可爲無用事、
一作之夜なるとて、伊達百人、他家を立て、能馬鷹
など被催候歟、自然他所より到來は、各別に候、
それも三箇年過に、他家へ可被遣、長持すれば
必後悔出來候事、
一朝倉名字中を、初年の始めの出仕、差支可爲恥
辱事、
一家名の儀、其身一代に候、然者、子供、并各同名定敷を付させらるべく候、分限有
之とて、衣裝を結構せられ候者、國の端々の侍色を好
み、ふきつゝきたら所、此體にては、出にくき
などゝて、傍輩朋一年不出仕に二年出仕不致
候、其位を以て、可申付之事、
一代々持来候などゝて、無器用の人に、國并に奉行
職被預置歟事、
一天下靜謐、道近の諸國に置目付、常可被
爲覩、其風儀事、
一名作の刀、脇指等、さのみ被好置歟候、非被爲
假令百足太刀刀を持たりとも、百足錠百丁には勝
れ間敷候、然れば百足を以て、百足の錠を百丁求
め、百人に被持候はゝ、一方は可相防事、
一從京都四座之猿樂等、切々呼下、見物被好置歟
候、其位を以て國の猿樂之内、器用ならん者を上
仕、業なも被爲持候者、末々まで可爲猿樂事、
一於城内、衣能可爲無用事、
一作之夜なるとて、伊達百人、他家を立て、能馬鷹
など被催候歟、自然他所より到來は、各別に候、
それも三箇年過に、他家へ可被遣、長持すれば
必後悔出來候事、
一朝倉名字中を、初年の始めの出仕、差支可爲恥
辱事、
一家名の儀、其身一代に候、然者、子供、并各同名定敷を付させらるべく候、分限有
之とて、衣裝を結構せられ候者、國の端々の侍色を好
み、ふきつゝきたら所、此體にては、出にくき
などゝて、傍輩朋一年不出仕に二年出仕不致
候、其位を以て、可申付之事、
一代々持来候などゝて、無器用の人に、國并に奉行
職被預置歟事、
一天下靜謐、道近の諸國に置目付、常可被
爲覩、其風儀事、
一名作の刀、脇指等、さのみ被好置歟候、非被爲
假令百足太刀刀を持たりとも、百足錠百丁には勝
れ間敷候、然れば百足を以て、百足の錠を百丁求
め、百人に被持候はゝ、一方は可相防事、
一從京都四座之猿樂等、切々呼下、見物被好置歟
候、其位を以て國の猿樂之内、器用ならん者を上
仕、業なも被爲持候者、末々まで可爲猿樂事、
一於城内、衣能可爲無用事、
一作之夜なるとて、伊達百人、他家を立て、能馬鷹
など被催候歟、自然他所より到來は、各別に候、
それも三箇年過に、他家へ可被遣、長持すれば
必後悔出來候事、
一朝倉名字中を、初年の始めの出仕、差支可爲恥
辱事、
一家名の儀、其身一代に候、然者、子供、并各同名定敷を付させらるべく候、分限有
之とて、衣裝を結構せられ候者、國の端々の侍色を好
み、ふきつゝきたら所、此體にては、出にくき
などゝて、傍輩朋一年不出仕に二年出仕不致
候、其位を以て、可申付之事、

増澄甲斐守兄弟の立様を怪み、撃て滅し越前を領し一乗谷に突きて進る、能仁元年兵権持活と戦いて之を敗る、盛山我盛甚近を山名宗全に薦む、宗全之を賞す、文明二年越前の守護職となる、同年甲斐入部及び斯波氏の族を攻て克つ、後創業す、文明十三年七月二十六日卒す、盛五十四、敏景幼より才智勝れ、弓馬並法を極め、勇を好み利欲を能くす、竝て十七箇條を制し千系を誡む、左の如し（朝倉始末記・駒井日記）

一　於和右之家宿老不可定、其身之器用當節に
一代々持来候などゝて、無器用の人に、國并に奉行
職被預置歟事、
一天下靜謐、道近の諸國に置目付、常可被
爲覩、其風儀事、
一名作の刀、脇指等、さのみ被好置歟候、非被爲
假令百足太刀刀を持たりとも、百足錠百丁には勝
れ間敷候、然れば百足を以て、百足の錠を百丁求
め、百人に被持候はゝ、一方は可相防事、
一從京都四座之猿樂等、切々呼下、見物被好置歟
候、其位を以て國の猿樂之内、器用ならん者を上
仕、業なも被爲持候者、末々まで可爲猿樂事、
一於城内、衣能可爲無用事、
一作之夜なるとて、伊達百人、他家を立て、能馬鷹
など被催候歟、自然他所より到來は、各別に候、
それも三箇年過に、他家へ可被遣、長持すれば
必後悔出來候事、
一朝倉名字中を、初年の始めの出仕、差支可爲恥
辱事、
一家名の儀、其身一代に候、然者、子供、并各同名定敷を付させらるべく候、分限有
之とて、衣裝を結構せられ候者、國の端々の侍色を好
み、ふきつゝきたら所、此體にては、出にくき
などゝて、傍輩朋一年不出仕に二年出仕不致
候、其位を以て、可申付之事、

一家中諸衆公人の内、假令不譜代無勝劣候とも、
一心懇切の眞には、別して可被加愛憐候、但當
罰の族たりと云ふとも、容赦押立出群の者は、尤
可被能成之用候之條、是亦被呈捨置歟候、雖
一方不足之意は、令抱其可爲無症事、
一無案公人の者と、案公の族と、同座席には候ては
一きの之非候はゞ、他國の浪人などに、右筆せ
らる間敷事、
一侍格并に能藝一手あらん者、他案へ被越置歟候、
但身の能をみ本として、無案公ならん程は、無
心候事、
一可勝合敵、可取城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を移事、其日惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大雪に陣向はゞ、不可
有手柄甲斐候、假令雖所惡日たりとも、細かに盛
實を察て、密々に吉正を撰、臨機應變して、謀
を本とせば、必可被得好勝利事、
一年中に三箇度計、器用、正直ならん者に申付、國
をめぐらせ、四民活計を聞、其沙汰可被致候、
少々形を可替て、自身巡檢も可然事、
一從案惣領の外、必國中に城郭を構させらる間敷
候、大身の跡をば悉く一乘の谷へ引越しめて、其
郷并其村には、只代官下司のみ可被居置事、
一神社佛閣、并町屋等を造られんことさには、少島を
宛めて、洛陽なるをば即座実し、破損せるをば新
調の調をも加へられ候はゝ、到らぬ者共は、御
罰を蒙りたるなどゝて、數并に地すして、惡きを
ば早く改め、能は翻可相嗜候事、然れば忠作も
不入して、見事に持なす事も、專可被上意之一

一家中諸衆公人の内、假令不譜代無勝劣候とも、
一心懇切の眞には、別して可被加愛憐候、但當
罰の族たりと云ふとも、容赦押立出群の者は、尤
可被能成之用候之條、是亦被呈捨置歟候、雖
一方不足之意は、令抱其可爲無症事、
一無案公人の者と、案公の族と、同座席には候ては
一きの之非候はゞ、他國の浪人などに、右筆せ
らる間敷事、
一侍格并に能藝一手あらん者、他案へ被越置歟候、
但身の能をみ本として、無案公ならん程は、無
心候事、
一可勝合敵、可取城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を移事、其日惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大雪に陣向はゞ、不可
有手柄甲斐候、假令雖所惡日たりとも、細かに盛
實を察て、密々に吉正を撰、臨機應變して、謀
を本とせば、必可被得好勝利事、
一年中に三箇度計、器用、正直ならん者に申付、國
をめぐらせ、四民活計を聞、其沙汰可被致候、
少々形を可替て、自身巡檢も可然事、
一從案惣領の外、必國中に城郭を構させらる間敷
候、大身の跡をば悉く一乘の谷へ引越しめて、其
郷并其村には、只代官下司のみ可被居置事、
一神社佛閣、并町屋等を造られんことさには、少島を
宛めて、洛陽なるをば即座実し、破損せるをば新
調の調をも加へられ候はゞ、到らぬ者共は、御
罰を蒙りたるなどゝて、數并に地すして、惡きを
ば早く改め、能は翻可相嗜候事、然れば忠作も
不入して、見事に持なす事も、專可被上意之一

一家中諸衆公人の内、假令不譜代無勝劣候とも、
一心懇切の眞には、別して可被加愛憐候、但當
罰の族たりと云ふとも、容赦押立出群の者は、尤
可被能成之用候之條、是亦被呈捨置歟候、雖
一方不足之意は、令抱其可爲無症事、
一無案公人の者と、案公の族と、同座席には候ては
一きの之非候はゞ、他國の浪人などに、右筆せ
らる間敷事、
一侍格并に能藝一手あらん者、他案へ被越置歟候、
但身の能をみ本として、無案公ならん程は、無
心候事、
一可勝合敵、可取城攻等の時、吉日を選び、方
角を考て、時日を移事、其日惜候、如何に能日な
るとて、大風に船を出し、大雪に陣向はゞ、不可
有手柄甲斐候、假令雖所惡日たりとも、細かに盛
實を察て、密々に吉正を撰、臨機應變して、謀
を本とせば、必可被得好勝利事、
一年中に三箇度計、器用、正直ならん者に申付、國
をめぐらせ、四民活計を聞、其沙汰可被致候、
少々形を可替て、自身巡檢も可然事、
一從案惣領の外、必國中に城郭を構させらる間敷
候、大身の跡をば悉く一乘の谷へ引越しめて、其
郷并其村には、只代官下司のみ可被居置事、
一神社佛閣、并町屋等を造られんことさには、少島を
宛めて、洛陽なるをば即座実し、破損せるをば新
調の調をも加へられ候はゞ、到らぬ者共は、御
罰を蒙りたるなどゝて、數并に地すして、惡きを
ば早く改め、能は翻可相嗜候事、然れば忠作も
不入して、見事に持なす事も、專可被上意之一

一　諸沙汰在所之時、理非少も被、曲間敷候、若役人等
私を我と之旨、被聞及候には、同罪に堅可
被處重罪事、
右之條々能々可心得、當家繁昌、子孫相續の
爲に候間、諸事内方を諸沙汰し候
へば、他國の嘲候、恥辱せのものなり云々、

一　諸沙汰在所之時、理非少も被、曲間敷候、若役人
私を我と之旨、被聞及候には、同罪に堅可
被處重罪事、
右之條々能々可心得、當家繁昌、子孫相續の
爲に候間、諸事内方を諸沙汰し候
へば、他國の嘲候、恥辱せのものなり云々、

一　諸沙汰在所之時、理非少も被、曲間敷候、若役人等
私を我と之旨、被聞及候には、同罪に堅可
被處重罪事、
右之條々能々可心得、當家繁昌、子孫相續の
爲に候間、諸事内方を諸沙汰し候
へば、他國の嘲候、恥辱せのものなり云々、

月織田信長義昭を擁し、京師に入り威権を振し、
長慶死して嗣存保立つ、信長義昭を奉じ、永禄十一年
九月兵を率ゐて上洛し、三好三人衆を破り、義昭を
征夷大將軍に任ず、義昭信長の威勢を恃み、漸く
驕慢の行あり、信長之を憂ひ、元亀元年正月入洛
して之を諫む、義昭悔謝す、信長乃ち岐阜に還る、
義昭又信長を疎んじ、朝倉義景、淺井長政、武田
信玄、本願寺顯如、三好義繼、松永久秀等と通じ、
兵を擧げて信長を討たんとす、信長之を聞き、急
ぎ京師に還り、義昭を攻む、義昭和を請ひ、信長
乃ち之を赦す、義昭猶ほ悛めず、信長又兵を擧げ
て之を攻む、義昭遂に和を結び、同三年七月又和睦す、天正元
年八月信長と眠び大敗し一乘谷に遁る、勢振はず、
義景義榮を本泉寺の僧道に乞ふ、從ひ、十八日信長府
中に入る、僧次を一乘谷に縦つ、時に朝倉景鏡反心
あり、義景を襲ふ、義景遂に自殺す、年四十一（一説）
義景薨だ從ひ、元亀元年信長敦賀に來り誅滅を加
ふる、義景淺井長政と共に討て走らす、其後屢々兵を
交ふ、遂に和を結ぶ、同三年七月又和睦す、天正元
年八月信長と眠び大敗し一乘谷に遁る、勢振はず、
義景義榮を本泉寺の僧道に乞ふ、從ひ、十八日信長府
中に入る、僧次を一乘谷に縦つ、時に朝倉景鏡反心
あり、義景を襲ふ、義景遂に自殺す、年四十一（一説）

（集古浪貨圖料史）滋所寺月心前進

アサケノコホリ　朝明郡　所在 伊勢國

四郡名、法令全書）

アサクラヨシカケ　朝倉義景　別稱 孫

二郎と稱す、初名は延景、天文二十一年六月將軍義
藤の字を賜り改む、新稱 弾正左衛門尉孝景
の子、越前の國主世々一乘谷に居る、別稱 左衛門督
從四位下となる、永祿五年八月大佐寺門主義俊越前
に至る、義景容に曲水宴を設く、是より先加越の土
豪越前の一向宗と風を通じ、義景兵を進して之を討
ず、既にして將軍義輝の命にて之と和し、女を本願寺
教如に妻はし、加賀の地を本願寺に寄す、毎々くして
加賀の國約にせき貢米を如留ず、義景討て大に破る、
既而力盡き降る、是に於て兵威大に振ひ、近江以北
悉く服す、九年九月足利義昭來て義景に投ず、時に
長子の死に遇ひ迎ふるに及ばず、義昭去る、十一年九
月織田信長義昭を擁し、京師に入り威権を振し、
長慶死して嗣存保立つ、信長義昭を奉じ、永禄十一年
九月兵を率ゐて上洛し、三好三人衆を破り、義昭を
征夷大將軍に任ず、義昭信長の威勢を恃み、漸く
驕慢の行あり、信長之を憂ひ、元亀元年正月入洛
して之を諫む、義昭悔謝す、信長乃ち岐阜に還る、
義景義榮を本泉寺の僧道に乞ふ、從ひ、十八日信長府
中に入る、僧次を一乘谷に縦つ、時に朝倉景鏡反心
あり、義景を襲ふ、義景遂に自殺す、年四十一（一説）
義景薨だ從ひ、元亀元年信長敦賀に來り誅滅を加
ふる、義景淺井長政と共に討て走らす、其後屢々兵を
交ふ、遂に和を結ぶ、同三年七月又和睦す、天正元
年八月信長と眠び大敗し一乘谷に遁る、勢振はず、
義景義榮を本泉寺の僧道に乞ふ、從ひ、十八日信長府
中に入る、僧次を一乘谷に縦つ、時に朝倉景鏡反心
あり、義景を襲ふ、義景遂に自殺す、年四十一（一説）

アサケノコホリ　朝明郡　所在 伊勢國

四郡名、法令全書）

アサクラノカリミヤ　朝倉行宮　所在 筑前國

筑前國朝倉郡須川村に舊跡あり、大宰宮野村と云ふ
別傳 冷泉天皇六年、天皇詔ら新羅百濟を征使し給
に人となして、筑紫朝倉に行宮を營み、朝倉橘廣庭宮
と名づけて駐蹕の地となす、翌年此地に崩ず、一説
に、土佐國土佐郡朝倉村朝倉神社境内其舊地なりと
云ひ、又伊豫國越智郡朝倉鄉の地なりとも云ふ（筑
前國續風土記、大宰管内志、伊豫温故錄）

アサクラノタチバナノヒロニハノミヤ　朝倉橘廣庭宮　朝倉行宮（アサクラノカリミヤ）を見よ、

アサクラノミヤ　朝倉宮　泊瀬朝倉宮（ハツセアサクラノミヤ）を見よ、

アサクラヨシカケ　朝倉義景　別稱 孫

二郎と稱す、初名は延景、天文二十一年六月將軍義
藤の字を賜り改む、新稱 弾正左衛門尉孝景
の子、越前の國主世々一乘谷に居る、別稱 左衛門督
從四位下となる、永祿五年八月大佐寺門主義俊越前
に至る、義景義榮を本泉寺の僧道に乞ふ、從ひ、十八日信長府
中に入る、僧次を一乘谷に縦つ、時に朝倉景鏡反心
あり、義景を襲ふ、義景遂に自殺す、年四十一（一説）

アサケノコホリ　朝明郡　所在 伊勢國

四光ヶヒカ杖部ハツセヨツカベ鎖田マカタ大金（オホカネ）豊田トヨダ洲鹿クルベの六郷あり、
中世後訛と稱し、後ち朝來と云ひ、今朝明と稱す、
治中九年三月三重郡に合併せり（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

アサコノコホリ　朝來郡　所在 但馬國

別稱 播磨風土記に、阿相郡とあり、和名抄に、山
口（ヤマクチ）粟鹿（クハイカ）伊田（イタ）賀和（カヌ）
東河（トカ）朝來（アサコ）粟鹿（アハカ）遠部（イヌベ）
等の六鄉あり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アサザ　朝座　法華八講の時勤むる勤行を云ふ、

一日の中朝夕の座あり、而して座毎に講師代るなり、
初日の朝座、結願の夕座、及び五巻日の夕座には、
僧俗緇素佛前に列座す、五濁に云、初日朝座、
結願夕座、并五ヶ夕座等有列座也、

アサタ　麻田　所在 攝津國豐嶋郡

別稱 元和元年七月常米一萬、此地一萬二千石を給
せられ子孫世襲して明治維新に至る、明治四年大阪
府の管轄に屬す（武家、徳川加除封録、明治政覽）

アサナ　字　別稱 實名の外なる一種の名、

通稱 古くは二郎三郎の如き假名を字と稱せしが、
中古爭生の入來すうち時、文章院の空藍が常き下名
箱にあざなを書けり、仍て假名たるもの必ず字を用
ふ、則ち一箇の文字を撰び定むるに、姓の一字を
以てしたるもの多し、昔原文時の昔三、三條清行の
三纏の類なり、後世の俗諺名をもあざなといへり、
仍てあだなの義と云ふは非なり（新訓解、俚諺集、
四季草）

アサノウチ　淺野氏（安藝藩）　姓は清和源

氏、堀江守頼光七世の孫光衛より出づ、光衛の二男
光時始めて淺野氏と稱す、世々尾張國に住す、四代五
勝綱田信長に仕へ、其手柔敵（實は柔非常綱が子、長
勝後ふて手とそうの業雙匹秀吉の妻と姉妹なるを以
て、秀吉之を重す、文祿二年甲斐府中二十一萬五千
石に封ぜらる、秀吉薨ずるの後武藏府中に隱る、其手幸
長慶長五年關ヶ原役の時功にて紀七萬八千石加封、

紀伊國和歌山城に移封す、十一年二月父長政隠居料として五萬石を常陸眞壁郡、五千石を近江神崎郡に賜ふ、十五年十二月長政二萬石を備中國に加封、元和五年七月大阪役の功にて備後安藝兩國に三萬五千石を加封し、安藝國廣島城に治す、前封合せて四拾二萬六千石、寛永九年十一月備後の地五萬石を次子長治に分封す、十二年七月家號松平を賜はる、嫡子岩松偏諱を賜ひ光晟と改め、爾後子孫偏諱を賜はり、叙爵して安藝守と稱す、享保四年四月長經除封、吉長に賜ふ、十五年五月廣永三萬石を第長賢に分封、因て松平の家號を賜はる、子孫世襲して明治に至り華族に列し侯爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、家譜、德川加除封錄、華族誌)

○光時(細)――光忠――光盛――國盛――輕隆
長勝――長政――幸長(ヨシ)――長晟――光晟――綱晟
綱長――吉長――宗恒――重晟――齊賢(ナリタリ)――齊敬
慶徽――長訓――長勳

アサノウヂ　淺野氏(赤穗)　慶長十一年十

一月淺野長政の三男長重、父の湯沐邑常陸眞壁郡五萬石を賜はる、元和八年十二月八日全封を常陸に移し、笠間城に治す、正保二年三月內匠頭長直封を播磨赤穗に移さる、六月城主格を賜はり、新に城を築きて之に治す、寛文十年三月采女正長友三千五百石を二弟內記に、三千石を三弟長三郎に分封す、元祿十四年內匠頭長矩、勅使江戸下向の時、殿中にて吉良義央を斬りし罪によりて封除せらる(藩翰譜、德川加除封錄、系圖)

○長重――長直――長友――長矩

アサノカミ　麻紙　紙の一種、普通マシと訓む、二種類あり、一は麻布を以て作る者、延喜國書寮式に凡造紙長功日截布一斤三兩卷二兩、成紙一百九十張、中功云々短功云々とあるは是なり、二は布を裁り碎きて製造す、其中に麻皮を以て作れるは、同式に、長功日擇麻一斤三兩截一斤七兩卷二兩成紙一百七十五張中功云々と云へるもの是なり、麻の皮を剝みて抄く者あり、其用は、內記式に、凡書寫料麻紙者、上總國一百五十張、下野國一百張、每年進之、諸書料資紙者、國ノ用直奏受二藏人所ことあるを見て知るべし、

アサノナガアキラ　淺野長晟　名號　小

字岩松、後ち右兵衛佐、但馬守と稱す、幸長の弟、幼より豐臣秀吉に給仕し、慶長二年に至り三千石を受け、翌年從五位下に叙し右兵衛佐と稱す、爾て秀吉薨じ關ヶ原の戰起るや、年漸く十五、時に大阪玉造の邸にあり、家臣石井幸七郎密に誘引して京都に赴き、秀吉の夫人高台院の邸に移り、戰終るの後、父兄等と共に德川家康に奉仕し、同十五年始めて備中に於て二萬四千石を賜ふ、十八年兄幸長卒するに及び、其家を嗣ぎて封を襲ひ、但馬守と稱す、幾干もなくして大阪の役起る、長晟、秀賴の勸誘を却けて家康に從ひ、功によりて從四位下に叙す、元和二年四月家康の女振姬に配し、五年改めて安藝國及び備後半國四十二萬六千餘石を賜ひ、廣島城に居る、寛永三年八月侍從に任じ、同九年九月卒す、年四十七、或はいふ四十四(淺野家譜、野史)

アサノナガノリ　淺野長矩　名號　初名

は又一郎、內匠頭と稱す、法名冷光院吹毛元利居士、播磨國赤穗の城主、延寶八年長友の子に襲封す、元祿十四年三月勅使江戸に下向の時、殿中にて吉良義央を斬りし罪により、十二月從五位下に叙す、元祿十四年三月勅使江戸に館待の事を掌らしむ、長矩落度に智はざるを以て辭したれども許されず、卽ち已むを得ずして命を拜し、典禮を高家吉良義央に諮詢せんとす、義央時に高家の首班に居り、勅使至る每に其間に周旋せるが故に、頗る儀禮を暗んじ、常に之を以て人に驕る、されば從來事を共にせる者は、皆賄賂を贈りて指南を仰ぐしが、長矩人と爲り初硬にして、未だ甞て賄賂を行はざりしを以て、義央これを含み、儀禮に關して敎ふる處なきのみならず、また往々にして屈辱を加ふることあり、長矩深く憤りしと雖も、强て之を忍びたり、かくて同月十四日、勅使辭見の爲め登城あり、巳中以下朝服して登營する事元日の如し、時に長矩等白木書院の廊下に集りて會議を開きしが、會々長矩は義央に對し、今日勅使を何方まで出迎ふべきかを問ひしに、義央は、かくの如き小事をも辨ぜずして、俄に期に臨みて之を質すは不心得ならずやと稱して答へず、顧みて傍人に語りて曰く、野人禮に慣はずして屢々其任を曠くす、かくては館伴の選みに遂はんと、長矩これを聞きて憤恨に堪へず、義央の後より、宿意ありと叫び、小刀を抜きて切り付け、義央驚きて振り向く處を、又重れて眉間を傷けたり、留守居番梶川與惣兵衛頼照、傍より立ちて長矩を抱きて之を制し、大友義孝等、義央を扶けて去る、故を以て長矩途に志を遂ること能はず、將軍綱吉大に怒り、卽日田村建顯の邸に幽し、其夜自盡せしめ、翌日其封を奪ひ、其弟大學長廣も緣坐して閉門を命ぜらる、長矩卒する時、年三十五、遺臣大石良雄等淺野氏の祀を存せんとし、屢々幕府に請ふ處ありしと雖も、用ひられざるに及び、遂に復讐の擧に出づ(アカホギシノカタキウチ參照)(德川實紀、野史)

アサノナガマサ　淺野長政　名號　幼名

淺野侯爵家所藏(史料編纂掛寫眞集)

長吉また綱左衛門と稱す、後ち叙爵して彈正大弼と稱す、法名傳正院功山道忠、尾張の人、安井重繼の子、淺野長勝の養嗣子となり、世々織田氏に仕へしが、豐臣秀吉と相善たるの故を以て、早くより秀吉の旗下に屬し、天正十一年近江國大津坂本の兩城を賜ひて二萬餘石を領す、十三年秀吉關白に任じ、天下の樞機を掌るに及び、擢でられて五奉行の首座に列し、內外の機密預り聞かざるはなく、頗る信任せらる、十五年若狹一國を賜はり小濱の城主となり、翌年叙爵して從五位下彈正少弼と稱す、文祿元年征韓の役起るや、黑田孝高と共に軍監として彼の地に渡り、幾干もなくして歸る、二年甲斐國に轉封し二十一萬五千石を領す、既にして秀吉自ら渡韓して諸軍を督せんとし、これを諸將に謀議せる時、長政其不可を極論し、議遂に已む、慶長三年秀吉病革るに及び、長政及び石田三成に後事を托して曰く、我十萬外征の師をして、異邦の鬼たらしむる勿れ、汝等よろしく衷を祕して海を航し衆を收めて歸るべしと、尋で秀吉の薨するや衷を祕し、三成と共に那古耶に赴き、諸將を結び向へて各々國に就かしむ、既にして三成に長政と隙あるを以て、德川家康と長政とを隔離せんことを謀る、長政安んぜず、封を千幸長に譲りて武藏國府中に潛居す、慶長五年關ヶ原の戰起るや、德川秀忠に從ひて山道より西上す、軍終るの後幸長は功によりて紀伊國和歌山城主となり、三十七萬六千餘石を領す、十一年二月套老料として、長政に常陸國眞壁筑波の二郡にて五萬石を賜はり、十四年正月近江國神崎郡五千石を賜ふ、十六年四月七日江戸において卒す、年六十五、紀伊國高野山悉地院に葬る、長政晩年妻子を携へて江戸に住し、柳營に侍して終る、世に傳へいふ、家康常に長政を召して圍棋す、長政勝負を爭ひ、礙を失ふこと多けれども、更に之を咎めずして旦夕棋伴となしたりしが、長政卒後、再び棋を圍まず、世人伯牙斷絃に比すといふ(家譜、德川實紀、野史)

アサノヨシナガ　淺野幸長　名號　初名

長慶、左京大夫と稱し後ち紀伊守と改む、法名清光院眷翁宗霊、長政の長子、長晟の兄、幼より豐臣秀吉に近侍し、天正十七年四月叙爵して左京大夫と稱す、同十八年小田原征討の役起るや、兵三千を率ゐて軍に從ひ、五月武藏國岩槻の城貰に、本多忠勝と共に先登して大手口を敗る、時に年十五、文祿元年征韓のことあるを以て名護屋に滯陣し、翌年韓國に入りて城を西生浦に築き、頗に敵城を陷いれたりしが、同四年和議成るによりて一旦歸朝す、慶長二年和敗るゝに及びて、再び渡海し、屢々明軍と戰ひて之を破る、三年秀吉薨じ、征韓の軍を收むるに當り、其十月を以て歸朝す、既にして石田三成等、德川家康を圖らんとして兵を擧ぐるや、幸長時に家康に從ひて小山の陣中にあり、此に於て急に先鋒の命を奉りて四上し、八月二十五日諸將と同じく木曾川を渡りて織田氏の兵と戰ひ、尋で岐阜城を攻めて瑞龍寺の寨を敗る、九月十五日關ヶ原の戰に際しては、池田輝政と同じく南宮山を壓す、戰終りて後、功によりて紀伊國三十七萬六千石を領す、翌年紀伊守と改稱し、從四位下に叙す、十八年八月二十五日卒す、年三十八(德川實紀、野史)

(長政押花)

(幸長押花)

淺野侯爵家所藏(史料編纂掛寫眞集)

アサバラタメヨリ　淺原爲頼　関東人

頼朝に仕へ、小笠原氏の支族となる。正治三年源頼朝の命を奉じ、北条時政と共に、伊豆の豪族伊東祐親を討つ。

アサヒヤウジ　朝日將軍　源義仲ノ異名

ナモトノヨシナカ」を見よ。

アサヒナノコホリ　朝比郡　安房國

和名抄に、朝戸（アサヒナト）、新田（ニフタ）、大蔵（オホクラ）、猪鼻（ヰノハナ）、畑田（ハタケダ）の五郷あり、地誌提要、アサヒナを訓ず。天保郷帳アサイとよむ。明治二十九年三月安房郡と合併して安房郡となる（郡名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒノミヤ　朝日宮　伊勢大神宮の内宮

なる。（都名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒノミヤ　朝日宮　伊勢大神宮の内宮

なる。（都名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒマル　朝日丸　後鳥羽上皇離宮游

に賜はりし鼠の名。

アサヒマル　旭日丸　名義　江戸幕府の軍

船。江戸時代三大船の一。艦艇重く運行に難きを以て、尼ヶ崎丸と称名す。艦船形は、三檣の風船、長さ二十三間一尺、幅五間二尺、深四間、總の方に紫昭の親旨せる旭日丸の三大字の家紋を掲ぐ。関原始終、三年水戸浜門警護艦と為り、工事を監督し、江戸石川島に於て製造す。極めて堅固にて、運用に供する

に足るを以て、後ち加納次郎作が預る所となり、専ら浩吉の回行を命じたりといふ。（フォ）参看（幕艦遣墨始末）

アサヒヤキ　朝日燒　名義　山城國朝日山

一山城國宇治の工人に倣ひ、窯を朝日山麓に開き、朝鮮の御本と称する陶器に倣ひ、製陶せしむ。其釉流紅色及び淡青色にて、質甚だ粗造なれども白ら雅致あり、初め茶碗のみを製せしが、政二の手政尹の頃より、香合鉢等を製出し、朝日の二字を書して印と為す。今歴絶す。（工藝志料）

アサフシヤウ　麻生城　國名　常陸國行方

郡麻生村、烏並村の南に位し、西は霞浦に接す。中世大掾氏行方の族、邑を此に食み麻生氏と称す。手孫世々此に在り、天正十二年岳崎安定の攻むる所となり城陥いり遂に没落す。慶長九年正月新庄直頼此地三百石に封ぜられ、延寶四年四月に至り子無を以て除封し、更に旗新庄隆岐守直時に一萬石を賜ひ、宗家を継ぎて此地に治せしむ。子孫世襲して明治維新に至る。（常陸國誌、明治政覧）

アサマガタケ　淺間嶽　所在　信濃國佐久

郡浅分郷に面起する噴火山、北脈浜西に分走し、東は上野碓氷嶽、西は湯丸山を経て西北に綿亘す。高さ凡六百五十丈。俗訓深に、高峻と云ふ也。（路芦屑）ぬやり、路ゆき人も遥火をしらず、淺間にありて深遠なる見ざるよりの名にやといへり。（諸国）天武天皇十四年三月噴火せしこと、始めて書紀に見ゆ。治暦中鄰燈矚出、天治元年七月二十一日猛火山嶽を焼き、砂礫を降し國内の田畠為めに亡滅す。六百年を経て天明三年七月火石驟発し、泥水を降し、害数十村に及び、死するもの三百五千餘人、好古日

に脱ぼ、非常く解ることを得たり（大日本史）

アサヒヤウジ　朝日將軍　源義仲ノ異

ナモトノヨシナカ」を見よ。

アサヒナノコホリ　朝比郡　安房國

和名抄に、御厨（ミハラ）、新田（ニフタ）、大蔵（オホクラ）、猪鼻（ヰノハナ）、畑田（ハタケダ）の五郷あり、地誌提要、アサヒナを訓ず。天保郷帳アサイとよむ。明治二十九年三月安房郡と合併して安房郡となる（郡名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒノミヤ　朝日宮　伊勢大神宮の内宮

なる。（都名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒノミヤ　朝日宮　伊勢大神宮の内宮

なる。（都名裏同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アサヒマル　朝日丸　後鳥羽上皇離宮游

に賜はりし鼠の名。

アサヒマル　旭日丸　名義　江戸幕府の軍

船。江戸時代三大船の一。艦艇重く運行に難きを以て、尼ヶ崎丸と称名す。艦船形は、三檣の風船、長さ二十三間一尺、幅五間二尺、深四間、總の方に紫昭の親旨せる旭日丸の三大字の家紋を掲ぐ。関原始終、三年水戸浜門警護艦と為り、工事を監督し、江戸石川島に於て製造す。極めて堅固にて、運用に供する

アサマノミヤ　淺間神社　所在　甲斐

斐國都留郡川口村にあり。本國一の宮。今は國幣中社。本花開耶姫命、豊々幣尊、大山祇命を配祭す。開化天皇七年十一月、勅して八代郡に本社を建て、宮社に列し、祝部任を置き祭を致さしむ。常時鎮年穀風雨順調ならず。霊験野に溢ち、宮土山の四隅火を発す。淺間明神、八代郡の鎮火祭件此に始まり、真に神社し、神社を定め祭祀せられむと云ふを以てなり。開化天皇延喜の制、名神大社に列す。祭祀は三月初午の日山宮に行ふ。其前三日神官斎を洛め、里人集まりて門を出でず。二月午の日より此祭に至るまで、潔斎精役を祭ず。四月中亥日巨摩郡御坂村に、十一月下亥日上石田村に神幸あり。叩治四年五月國幣社に列す（甲斐國志、神祇志料、神社一覧）

アサマノミヤ　淺間神社　所在　甲斐

斐國都留郡川口村にあり。本國一の宮。今は國幣中社。本花開耶姫命、豊々幣尊、大山祇命を配祭す。開化天皇七年十一月、勅して八代郡に本社を建て、宮社に列し、祝部任を置き祭を致さしむ。常時鎮年穀風雨順調ならず。霊験野に溢ち、宮土山の四隅火を発す。淺間明神、八代郡の鎮火祭件此に始まり、真に神社し、神社を定め祭祀せられむと云ふを以てなり。開化天皇延喜の制、名神大社に列す。祭祀は三月初午の日山宮に行ふ。其前三日神官斎を洛め、里人集まりて門を出でず。二月午の日より此祭に至るまで、潔斎精役を祭ず。四月中亥日巨摩郡御坂村に、十一月下亥日上石田村に神幸あり。叩治四年五月國幣社に列す（甲斐國志、神祇志料、神社一覧）

アサマノミヤ　淺間神社　所在　駿河

河國富士郡大宮町、初め富士山頂にあり。淺間大神とも称す。駿河國一宮。今は官幣大社。本花開耶姫命（一説に、大山祇命にして本花開耶姫命を配祭すといふ）延暦以後大神の威徳顕顕る。文徳天皇仁壽三年七月名神に預り従三位を授く。清和天皇貞観元年正月正三位を加ふ。醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、七年二月従二位を授け来る。降りて貞暦二年六月造営遷宮の儀あり。徳川氏の時明和四年大に作繕を加ふ。叩治四年五月官幣中社に列し、同二十八年七月官幣大社に昇格す。○祭祀は毎年四月十一月の初申日、五月五日流鏑馬、九月十五日新嘗祭を行ふ（駿河國志、神祇志料、神社一覧）

アサマノミヤ　朝熊神社　國幣

仲給國度會郡宇治郷朝熊村の北、底津村の東山上○小朝熊神社或は鎮宮とも云ふ。祭神姫王命の千千大歳大神の子穂大万自神、及び皆出神、大山祇命の子朝熊水神を配祭す。延仁天皇の御世倭姫命をして之を遷せしむ。延喜元年三月神鏡七矢す。諸儒の博士に命じて勘文を上らしむ。寛治二年十二月俾定回禄陀佛と云ふ。乃て神鏡を安ぶ稲荷山に埋置し、祠を祭ふ勅して本所に歸り来らしむ。天福元年正月神鏡紛失し、五月に帰る。文永六年十一月又二面を失ひしが七年正月自ら帰来す（百練鈔、小朝熊神社沙汰文、神祇志料）

アサミケイサイ　淺見絅齋　関係　名は

安正、初め順貞、通称重次郎、後改称して、近江淺見の人、姓を淺見と称す。後崎陰侯に移り淺見と改む。関山崎闇斎の門に入り、学勢勉勵し遂に啓血を患ふるに至る。人となり毅然にして威容あり。而も道を求めず、貧寠に安んじ、泊然一世に意なし、又深く神祇を信じ、常に白く此地を去る一歩ならば、死も共処に出でず。常に白く此地を去る一歩ならば、死も共処にあらずと。門人三宅緝明出でゝ、水戸に仕ふるや、招聘以て北海道を行ふにあらずと為し、常を贈りて我邦す。その壻藤道含を送せらるも亦意なし。性好んで武事を好み、常に馬に騎り剣を佩つ。二兵刀、方径大三寸許なるを帯し、赤心報國の四字を書綴す。其意蓋し皇室の淪頽を慨し、常に勤王の義を唱へ、時に天下の義気を振興するにあり。然れども深く自ら韜晦して、遂に悴戻の罪を待ず。其人となり至正直、道大なること想見すべきなり。近世處士にして、勤王を唱ふるは、實に翁を以て嚆矢と為す。世て近世の名儒を論じ、為に此世に大不幸の事に至り、衆に告げて曰く、我今日誕生の為めに其子を誘するも、また

アサマノミヤ　淺間神社　所在　駿河

河國富士郡大宮町、初め富士山頂にあり。淺間大神とも称す。駿河國一宮。今は官幣大社。本花開耶姫命（一説に、大山祇命にして本花開耶姫命を配祭すといふ）延暦以後大神の威徳顕顕る。文徳天皇仁壽三年七月名神に預り従三位を授く。清和天皇貞観元年正月正三位を加ふ。醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、七年二月従二位を授け来る。降りて貞暦二年六月造営遷宮の儀あり。徳川氏の時明和四年大に作繕を加ふ。叩治四年五月官幣中社に列し、同二十八年七月官幣大社に昇格す。○祭祀は毎年四月十一月の初申日、五月五日流鏑馬、九月十五日新嘗祭を行ふ（駿河國志、神祇志料、神社一覧）

アサマノミヤ　朝熊神社　國幣

仲給國度會郡宇治郷朝熊村の北、底津村の東山上○小朝熊神社或は鎮宮とも云ふ。祭神姫王命の千千大歳大神の子穂大万自神、及び皆出神、大山祇命の子朝熊水神を配祭す。延仁天皇の御世倭姫命をして之を遷せしむ。延喜元年三月神鏡七矢す。諸儒の博士に命じて勘文を上らしむ。寛治二年十二月俾定回禄陀佛と云ふ。乃て神鏡を安ぶ稲荷山に埋置し、祠を祭ふ勅して本所に歸り来らしむ。天福元年正月神鏡紛失し、五月に帰る。文永六年十一月又二面を失ひしが七年正月自ら帰来す（百練鈔、小朝熊神社沙汰文、神祇志料）

アサミケイサイ　淺見絅齋　関係　名は

安正、初め順貞、通称重次郎、後改称して、近江淺見の人、姓を淺見と称す。後崎陰侯に移り淺見と改む。関山崎闇斎の門に入り、学勢勉勵し遂に啓血を患ふるに至る。人となり毅然にして威容あり。而も道を求めず、貧寠に安んじ、泊然一世に意なし、又深く神祇を信じ、常に白く此地を去る一歩ならば、死も共処にあらずと。門人三宅緝明出でゝ、水戸に仕ふるや、招聘以て北海道を行ふにあらずと為し、常を贈りて我邦す。その壻藤道含を送せらるも亦意なし。性好んで武事を好み、常に馬に騎り剣を佩つ。二兵刀、方径大三寸許なるを帯し、赤心報國の四字を書綴す。其意蓋し皇室の淪頽を慨し、常に勤王の義を唱へ、時に天下の義気を振興するにあり。然れども深く自ら韜晦して、遂に悴戻の罪を待ず。其人となり至正直、道大なること想見すべきなり。近世處士にして、勤王を唱ふるは、實に翁を以て嚆矢と為す。世て近世の名儒を論じ、為に此世に大不幸の事に至り、衆に告げて曰く、我今日誕生の為めに其子を誘するも、また

アサメノミヤ　嬉殿　下總國香取神社の末

社名。正和文永頃の同社文書に屢々見えたり。詳ならず。江戸幕の阿佐女主水は、朝女主水ならべし。然れば此嬉も朝女にて、香取の神の朝女となりて、世へ来る神なるべし。嬉字若しくは嬉ならびたるもよしありげに聞ゆるといへり。

アサモノミリ　茶服　裂地

御茶と云ふ義。元暮天皇紀に茶服を領たり、茶服には布を用ふる故に云ふならん。盛衰には、麁妙と云ひ、今には細布を茶ると見えたり。海人漁夫に、俗人の服装は白直垂也、袖の裏を今都て茶もなし、紺ばかりなり。烏帽子も小結を略するなり。鎧直垂は白布に裾をちと入て縁に染也。犬以道理に叶ふ者也と云へり。

アサヤマイチニリウ　淺山一傳流

淺山内蔵助の創めたる剣術の流派、即ち淺山流とも稱す。内蔵助丸目主水正に就きて抜刀一体流を学び、その術に進し終に一流を開くに至る。弟子中渡野

一郎右衛門氏も傑出しその流を汲ふ（武術流派）

アサユフノミケツモノ　朝夕御饌

名義 毎日朝夕、皇大神豊受大神の両宮に供する御饌をいふ、豊受大神の東北角に御饌殿あり、乃ち二所大神宮の御饌を供する所なり 参考 潤滋役編宜、千貢、大物忌父、御炊、御贄機副物、各一人、磐笛に宿し、各々曙を分て物を調へ、御饌殿に上てこれを進し（延喜式）

アシ（葦）　神拝す、生節大祭には、番外の雑色物忌供奉す、之を惣御贄と云ふ、饌には駿河の清水二見浦の蛤、天忍井の御水等を川ふといふ 参考 雄略天皇紀に詳にせり、丹波北沼の御饌都神、豊受大神を勧請して奉仕せしむるに始まる（止由気宮儀式帳、神宮雑例）

アシ　足　大方の名所、朝の常取念道す料に設けたる物を云ふ、一の足二の足あり、北面を足間と云ふ（ヘチ参考（後訓深、貞丈雑記、武家名目抄）

アシウラ　足占　名義 上代に行はれたる占の一種、あうらとも云ふ、頭じめ路々止るべき処を定め置きて、調を足に合せ、歩み止まりたる時の、脚の吉凶を以て占ひ、又歩数の奇偶を以て占ふ法なりと云ふ 出典 非紀神代巻に、於是見火酢芹命者、神祇官、以新穀、嘗供、而、告其弟、（火折命）曰、吾汚身如此、永為汝俗人、汝雖往、不可住此国、乃為汝足占、と見えたるを始めとす、万葉集に、月夜には、門に出で立ち夕占問ひ、足占をせし、行かまくほりも見えず、夫木集に、月夜よし、門にいでたち足うらして、ゆく時さへや妹にあはざらん、とあり（燕石雑誌、正下巻）

アシカ　葦（蘆）　土を焼り運搬に川ふる器、網代組の義ならん、和名抄に、籠の字を元つぼ、盛饌なるべし（新撰字鏡、箋註和名抄）

アシカガウヂ　足利氏　姓は清和源氏、其

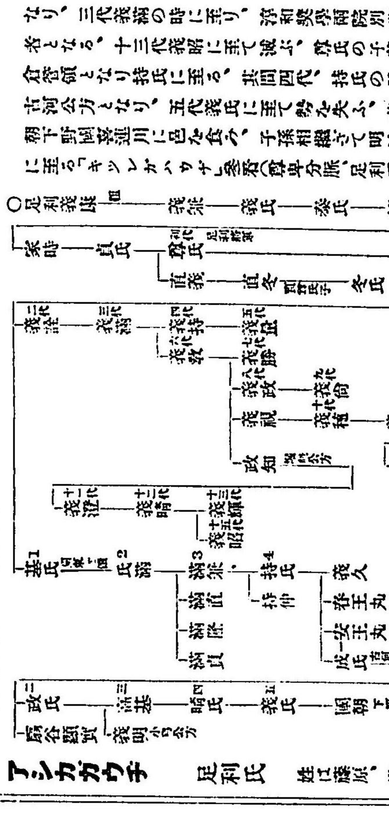

アシカガウヂ　足利氏　姓は藤原、鎮守府将軍藤原秀郷より出づ、アシカガヌシを見よ

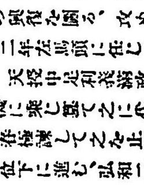
（押花氏成）

アシカガウヂミツ　足利氏満　名義 幼名金王丸法名永安寺殿全峯道泰 系譜 基氏の子 時代 正平二十二年父跡にて管領職を継ぐ、年九歳、五年ヤーを経て始めて将軍宣下あり、天授六年左兵衛督となり、従四位下に進む、弘和二年小山義政兵を起して叛く、元中九年義満の命によりて陸奥出羽を管領す、永徳三年十二月四日薨ず、年四十（一説には三）（大日本史）

アシカガガクカウ　足利学校　所在下野国足利郡足利町、昔時は足利郡の地、岩井村の境を流れし渡良瀬川洪水の際、屢いりて川敷となりしを以て今の地に移る、今猶同地に学校地先と云ふ字名ありと云ふ 関係 古くの国学の遺跡とし、或は小野篁の建立となし、諸説一定せず（一）仁明天立、承和九年、小野篁陸奥守となり赴任の時、国府に学校を建て師をなすと云ふもの（鎌倉大草紙、林羅山国史館日録、和漢三才図会、木曾名所図会、浅草文庫）（二）清和天皇貞観九年小野篁勧をまちて建立と云ふもの（足利学校沿革考証）（三）足利義兼、桂林漫録）（四）足利尊氏の建立となすもの（上野名跡考）（五）関東の遺制にして、小野篁陸奥国

盛もまた盛なり、其大半は倍倍なり、又学徒を学ぶもの多し、殊に倍九割（天文文禄頃）学頭の時にして、諸国争乱して廃れしを以て、四方より来学すること能はざりしが、慶長年間に至り、学頭三要、閑室元佶、古河公方の利代時頃、永享十一年父持氏の亡及び嘉吉元年結城城陥度の戦に逃れて、信濃に奔り、帰国後、小田原北条氏に従ふ、後ち足尾昌叟等相謀し、

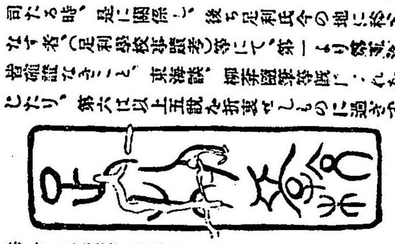

参して上杉憲実の再興せしと云ふに至りては、諸説粉乱其帰を一にせり、唯和漢三才図会足利学校の再興となす、案ずるに小野篁の小野春風之と称し、按に足国には小野氏世居するを以て、小野氏一族の建立せしを、永享中上杉氏の再興する所なるべし、小野氏中興は文禄博士秀満に至り、著名となりて終に誤り伝へて小野篁の創設となすに至れるものか、鎌倉

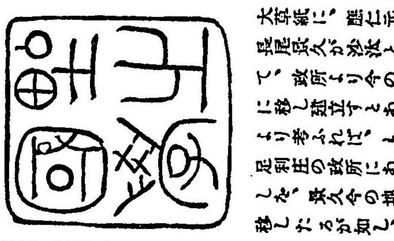

大名帳に、庭仁元年足尾城久が沙汰として、政所より今の所に移し建立すとあるより考ふれば、もと足利庄の政所にありしを、永久今の地に移したるが如し、足利庄に源義康其子義兼居住し、勢ひ頗大なりしを以て、此一族の建立せしものならん、分類年代記に、後条の建立となす説あるか 出典 上杉憲実、中興し、学徒を容れ、恋情を慰め、学舎を整ふ、其子憲忠好んで書籍を容す、此時兵馬倥偬の時にして、諸国争乱して廃れしを以て、四方より来学すること能はざりしが、慶長年間に至り、三要、閑室元佶、古河公方の利代時頃、永享十一年父持氏の亡及び嘉吉元年結城城陥度の戦に逃れて、信濃に奔り、帰国後、小田原北条氏に従ふ、後ち足尾昌叟等相謀し、

司たる時、足に国府ノ、後ち足利氏今の地に移る、となす者、（足利学校事蹟考）等にて、第一より修営は皆疑誤なきこと、其沿革、柳春園等攻撃、んを論じたり、第六以上五説を折衷せしものに過ぎず、

アシカガシゲウヂ　足利成氏　名義 小字永寿、古河公方と称す、法名乾学院益昌久山 関係 持氏の四子、古河公方の利代時頃、永享十一年父持氏の亡及び結城城陥度の戦に逃れて信濃に奔り、帰国後小田原北条氏に従ふ、後ち足尾昌叟等相謀し、

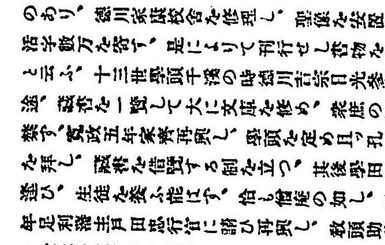

のあり、徳川家康学校を修理し、聖像を安置し且つ活字版万を寄す、是によりて刊行せし書物を足利本と云ふ、十三世学頭千渓の時、慶川吉宗日光参詣の途、経市を一変して大に交通を修め、衆庶の観覧を禁ず、寛政五年柴野再興し、学頭を定め且つ孔子の廟を拝し、廟堂を備置する制を立つ、其後歩田水損に遭ひ、生徒を養ふ能はず、恰も僧庵の如し、明治元年足利藩主戸田忠行首に諸侯を招び再興し、教頭以下を置き十民を教育す、廃藩置県の際閉校し、聖廟及び附属の書籍器物、悉く栃木県の所管となる、近来再ち聖廟保存に務む 参考 栃木県庁北隣を極む、学校の門を入徳門と云ひ、中門に学校と書せし扁額あり、明蔣龍渓の筆、廟門の四足を各壁と云ふ、直廊廂階なり、正面の龕に孔子の坐像を置き、左に子思、孟子、右に顔子、曾子の木像あり、左の一間に小野篁の像、右の一間に源川氏の時川ひし年版の経著あり、中門の外に文庫あり、経櫃、架棚等の経籍を納む、書籍は櫃中に入れ、革を以て外被を作り、鍵金の装容あり、 出典 何れも皆珍重の書なれど、殊に宋版の十三経は、支那にも稀れなり、即ち尚書、毛詩、礼記等の註疏は、上杉憲実の寄附にして、宋浙江版周易註疏十三冊は、憲実の寄する所なり、論語皇侃義疏も又名古し、皆唯経籍の数だ、其目記に二百五十部、四百七十二冊となす、吉宝歴間の足利学校蔵書目録、井附考に二十八部二百五十餘部と云へり、（名文芸考、燕石雑、足利学校考証参考）

アシカガシゲウヂ　足利成氏　名義 小字永寿、古河公方と称す、法名乾学院益昌久山 関係 持氏の四子、古河公方の利代時頃、永享十一年父持氏の亡及び結城城陥度の戦に逃れて信濃に奔り、帰国後小田原北条氏に従ふ、後ち足尾昌叟等相謀し、

参して上杉憲実の再興せしと云ふに至りては、諸説粉乱其帰を一にせり、唯和漢三才図会足利学校の再興となす、案ずるに小野篁の小野春風之と称し、按に足国には小野氏世居するを以て、小野氏一族の建立せしを、永享中上杉氏の再興する所なるべし、小野氏中興は文禄博士秀満に至り、著名となりて終に誤り伝へて小野篁の創設となすに至れるものか、鎌倉

大名帳に、庭仁元年足尾城久が沙汰として、政所より今の所に移し建立すとあるより考ふれば、もと足利庄の政所にありしを、永久今の地に移したるが如し、足利庄に源義康其子義兼居住し、勢ひ頗大なりしを以て、此一族の建立せしものならん、分類年代記に、後条の建立となす説あるか 出典 上杉憲実、中興し、学徒を容れ、恋情を慰め、学舎を整ふ、其子憲忠好んで書籍を容す、此時兵馬倥偬の時にして、諸国争乱して廃れしを以て、四方より来学すること能はざりしが、慶長年間に至り、三要、閑室元佶、古河公方の利代時頃、永享十一年父持氏の亡及び嘉吉元年結城城陥度の戦に逃れて信濃に奔り、帰国後、小田原北条氏に従ふ、後ち足尾昌叟等相謀し、

寄附に詳にして之を鎌倉に迎へ、茶にて主と為す、四方より来り仕ふ、後徳二年上杉憲実の子憲忠を殺さんとす、謀顕はれ逆に之と戦ひ、憲忠敗死す、憲忠の子龍忠幼にして成氏と敵む、結城合戦後二年成氏と和す、三年後に憲忠を殺す、上杉氏の族憲忠の為に頻に成氏に危まる、憲忠の弟房顕等京師に請ひて将軍義政の命を関東に下し、成氏に

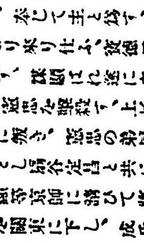
（押花氏成）

抗す、関東の将士心を成氏に傾し、或は義政に通じ、或は京都にて伊豆堀越にあり、房顕卒し、子顕定定正と成知を率いて屢々成氏を攻む、成氏古河城に拠る、成氏子政氏に譲る、政氏之を攻むること数年、終に屈いる、成氏子高基に譲る、文明四年古河城を復す、明応六年九月薨卒す、年六十四（野史）

アシカガシヤウ　足利城　所在下野国足利郡足利駅西北の山上 関係 天喜年間鎮守府将軍藤原秀郷六代の孫、足利庄行始めて築く 沿革 仁安中庄行の嫡孫俊綱の時、女性の内室に依て、足利庄の領主職を奪はられ、新田義重に賜ふ、後ち俊綱上洛訴訟し、元の如く返附せらる、孫忠綱平氏に属せしが、平氏滅亡の後、源頼朝足利義康に賜ふ、義康子孫世襲して尊氏に至り遂に天下を取る、足利氏発ふるに及びて、氏歴氏世々此地を領す、源川氏の時、正保元年九月土井利勝其子利房に二万石を分与して治せしむ、寛永元年十二月日忠利一成二千石に封じ此に治し、子孫相伝へて明治に至るの下野国志、

アシカガタカウヂ　足利尊氏　名義 初名高氏、又太郎と称す、後醍醐天皇諱を賜ひ尊氏と改む、等持院、又延福寺と云ふ、法名仁山妙義 系譜 下野人源義家の裔、義家の子義国の子義重新田氏の祖、義重の子義康足利氏の祖、義康の子義兼より出づ、義家義国を生み、義国二子を

となり、次子義康足利氏と爲る、代々北條の女を娶り族勢盛なり、父を貞氏と云ふ、足利初代の將軍【尊氏】元弘元年北條氏の命を受け官軍を擊ちしが、背て官軍に從ひ、元弘三年六波羅を亡す、功を以て鎭守府將軍となる、建武元年恢復の功を追論し、尊氏を第一とし、武藏、常陸、下總守護となし、正三位參議となる、尊氏大志あり時變を視て宿志を爲さんとす、征夷大將軍護良親王の才武を恐れ、天皇の寵姬により親王を除く、二年北條時行を鎌倉に征し、勢を恃み終に叛す、天皇怒りて官爵を奪ひ、新田義貞尊良親王をして伐たしむ、尊氏駿河手越河原に大敗せしが、相模箱根竹下に戰ひ尊良親王の軍を破り、官軍に尾して西上す、延元元年義貞及び諸路の官軍悉く破れ、尊氏長驅し京師に入る、車駕延曆寺に入る、既にして北畠顯家陸奥の軍を以て來り、義貞と共に尊氏を攻む、互に勝敗あり、終に楠正成等の兵と戰て大敗し西海に走る、尊で九州諸族を服し、大擧兵二十萬舟師七千隻を以て海陸より京師を侵す、終に湊川に楠正成を殺し、義貞を破り京師に入る、天皇延曆寺に逃る、尊氏賊名を恐れ、豐仁親王を奉じて光明天皇と稱す、是より南北朝の爭となる、尊で尊氏僞り降り後醍醐天皇を華山院に幽し、公卿の官爵を奪ひ、將士を拘し神器を新主に傳へんことを乞ふ、天皇僞器を授く、三年諸方の軍官軍の爲に破らる、尊で顯家は攝津安倍野に、義貞は越前足羽に戰死し、諸方の南軍日に蹙る、正平三年高師直をして楠正行を四條畷に擊たしむ（ソシテソナハデノタタカヒ參看）四年子直冬叛し、直義亦執事高師直と隙あり、叛して義詮を攻む、石塔頼房高山國清皆直義に屬す、尊氏之を攻めて利あらず、將に自

（押花尊氏）

殺せんとす、臣下の諫により止り直義と和す、幾ばくもなくして折原利孝と戰ひて敗れ、肥後に走り、少貳賴尙の女を納れて妻とす、兵勢大に振ひ、鎭西の諸將節度を奉ずるもの多し、是に於て天下は官軍、尊氏、直冬の三派に分れて、鼎立の勢を爲す、

（押花直冬）

直義が尊氏に殺さるゝに及び、國人皆離せるを以て長門に走り、吉見滿直等によりて南朝に歸順し、同八年總追捕使となる、後ち足利義滿の代に到り、遂に降る、義滿命じて石見に置く、應永七年三月卒す、歲詳かならず、或はいふ七十四と（後鑑、野史）

アシカガタダヨシ　足利直義　【系統】尊氏の同母弟【幕官】初名高國、又忠義、錦小路殿とも稱す、後ち剃髮慧源と號す、法名大休寺と號す、【系統】尊氏の同母弟【幕官】嘉曆中兵部大輔となる、元弘初年尊氏に從ひ、後醍醐天皇を笠置に圍む、尊氏歸順するに及び共に歸順す、功を以て左馬頭正五位下兼相模守となる、成良親王の讒言を鎭するや、執權と爲りて從ひ赴く、建武元年遠江守護となる、護良親王の鎌倉に流さるゝや、驛兵を遣はして迎護し、之を二階堂ヶ谷東光寺に幽す、明年北條時行反す、直義護良親王を殺して敗走す、尊で尊氏と共に時行を破る、天皇尊氏に詔して班軍せしむ、直義、尊氏に說て命を拒み諸道の士を招く、天皇怒て尊氏直義を討つ、駿河手越にて尊良親王、新田義貞の軍を拒ぎ大敗す、延元元年新田義貞を敗り、進て京師を陷いる、次で大敗尊氏と共に西走す、

菊地武敏と多々羅濱に戰て之を破る、進て太宰府に至る、諸人來附す、終に大擧京師を犯す、尊氏海路より、直義陸路より兵庫に至る、直義楠正成と湊川に戰ひ將に敗れんとす、尊氏之を救ひ正成戰死す、是に於て尊氏と軍を合せ義貞を敗る、三年左兵衛佐征夷副將軍となる、興國六年光明院從三位を授く、執權數年盛大に振ふ、尊氏と竝稱して兩御所と云ふ、正平四年高師直、師泰を誅せんと謀漏る、尊氏依て直義の政務を混む、卽ち屛居して翕聚す、明年亦師直に攻められて南朝に降る、六年尊氏の軍と京師に戰て大に破る、次で和を媾じ、再び政務を掌る、而して中心融和せず、桃井直常石塔頼房の勸に依て北國に出奔す、尊氏來り攻むるに及び各地に轉戰して利あらず、遂に出でゝ降る、正平七年尊氏と共に鎌倉に至り二月二十六日桑に薨ず、年四十七、或云尊氏の毒殺なりと、同十三年後光嚴院從二位を贈る（大日本史）

（押花義直）

アシカガノコホリ　足利郡　【所在】下野出奔す、尊氏來り攻むるに及び、尊氏と軍を合せ義貞を敗る、三年左兵衛佐征夷副將軍となる、興國六年光明院從三位を授く、執權數年盛大に振ふ、尊氏と竝稱して兩御所と云ふ、正平四年高師直、師泰を誅せんと謀漏る、尊氏依て直義の政務を混む、卽ち屛居して翕聚す、明年亦師直に攻められて南朝に降る、六年尊氏の軍と京師に戰て大に破る、次で和を媾じ、再び政務を掌る、而して中心融和せず、桃井直常石塔頼房の勸に依て北國に出奔す、尊氏來り攻むるに及び各地に轉戰して利あらず、遂に出でゝ降る、正平七年尊氏と共に鎌倉に至り二月二十六日桑に薨ず、年四十七、或云尊氏の毒殺なりと、同十三年後光嚴院從二位を贈る（大日本史）

アシカガノコホリ　足利郡　【所在】下野名高國、又忠義、錦小路殿とも稱す、後ち剃髮慧源と號す、法名大休寺と號す、【系統】尊氏の同母弟【幕官】嘉曆中兵部大輔となる、元弘初年尊氏に從ひ、後醍醐天皇を笠置に圍む、尊氏歸順するに及び共に歸順す、功を以て左馬頭正五位下兼相模守となる、成良親王の讒言を鎭するや、執權と爲りて從ひ赴く、建武元年遠江守護となる、護良親王の鎌倉に流さるゝや、驛兵を遣はして迎護し、之を二階堂ヶ谷東光寺に幽す、明年北條時行反す、直義護良親王を殺して敗走す、尊で尊氏と共に時行を破る、天皇尊氏に詔して班軍せしむ、直義、尊氏に說て命を拒み諸道の士を招く、天皇怒て尊氏直義を討つ、駿河手越にて尊良親王、新田義貞の軍を拒ぎ大敗す、延元元年新田義貞を敗り、進て京師を陷いる、次で大敗尊氏と共に西走す、

菊地武敏と多々羅濱に戰て之を破る、進て太宰府に至る、諸人來附す、終に大擧京師を犯す、尊氏海路より、直義陸路より兵庫に至る、直義楠正成と湊川に戰ひ將に敗れんとす、尊氏之

（押花義直）

アシカガノコホリ　足利郡　【所在】下野國【沿革】和名抄に左波（サヽナミ）大庭（オホバ）小野寺（ヲヌデ）余戸、驛家の六鄕あり、中世（ッヽミダ）土師（ハシ）餘戸、驛家の六鄕あり、中世足利庄あり、本郡及び梁田郡に及ぶ、晉妻鏡養和元年九月の條に、藤原俊綱（足利太郎）は數千町を領掌し都内の棟梁たり、去仁安年中女性の凶害により、下野國足利庄を替り領す、小松内府此地を新田冠者義兎に賜ふにより、俊綱上洛慈訴す、依て返還したり（都名異見、明治二十九年三月梁田郡を合併す（郡名全書）

アシカガバクフ

ロマヂバクフ）を見よ、

アシカガハルウヂ

字は春王丸、後ち河内守と稱す、法名永仙院道統系山の長子、古河に居り北條氏綱の女を娶り同一堂、國郡沿革考、法令全書）

アシカガバクフ　足利幕府　室町幕府（ム

アシカガハルウヂ　足利晴氏　【名諱】小後ち河内守と稱す、法名永仙院道統系山の長子、古河に居り北條氏綱の女を娶り【幕官】高基の長子、親善し後亦兩上杉氏と通じ北條氏を疎んず、兩上杉

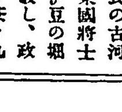
（押花知政）

（晴氏）

の北條氏と戰ふや、晴氏上杉氏と共に河越城を攻む、軍敗れ和を北條氏に乞ふ、天文十八年左兵衛督に任ぜられ從四位下に叙す、永祿三年五月二十三日卒す（野史）

アシカガマサウヂ　足利政氏　【名諱】法名甘露院道長吉山【系統】成氏の長子、古河に居す、古河公方の第二世【幕官】左馬頭從四位下たり、永正三年冬其子高基と協はず、接戰すること數回、上杉顯定長尾景春をして和を行はしむ、政氏乃ち城を去りて閑居す、享祿四年七月十八日卒す（野史）

アシカガマサトモ　足利政知　【名諱】法名勝光院九山、知或は智に作り、又政氏に作る、世に堀越御所と稱す【系統】將軍足利義敎の三子【幕官】初め僧となり、天龍寺中香嚴院に居る、長祿元年成氏鎌倉を去て關東主なし、足利義政政知をして鎌を蓄へしめ鎌倉の主となす、時年二十三、義政書を東海東山二道に下し、政知を率し成氏の古河にあるを討たしむ、然れども東國將士服せず、鎌倉に入る能はず、伊豆の堀越に居す、上杉房顯等陽に尊敬し、政知虛號を擁するのみ、政知、長子茶々丸を疎んじ、後妻の子義遐を嗣となさんと欲し茶々丸を幽す、人あり其幽廢を憫み七首を授く、茶々丸依て政知を殺す、時に延德三年四月五日、年五十七（野史）

アシカガミツカネ　足利滿兼　【名諱】法名勝光院道安、鎌倉御所と稱す【系統】氏滿の長子、【幕官】左馬頭從四位下たり、應永五年管領職を襲ぐ左兵衛佐に遷る、六年大內義弘兵を擧ぐるや、滿兼遽に之に應じ、軍を發して武藏に抵り、義滿を援く

（押花尊氏）

（押花基高）

遣して京邑を收めらる、京師に至り訴ふ、平重盛申理して本地を復す、後綱之を德とす【幕官】思綱驍勇絕倫、時人云ふ、人に過ぐる者三つ、商の長きこと一寸、聲の聞ゆる十里、力百人に敵すと、治承四年以仁王兵を擧げ、令旨を思綱小山朝政に賜ふ、思綱、朝政及び同宗緊族互に相猜忌し、且つ父の平氏を德とするを思ひ、平知盛に從ひ、王を宇治に擊つ、思綱奮戰大克を得、時に歲十七、清盛其功を賞し、上野十六郡の大介とす、一族の訴により、卽に六郡の大介と中務丞に任じ、新田庄を賜はる、思綱不平是より平氏を怨み、關東に歸す、源賴朝の兵を起すや、之に從ひ富士川浮島ヶ原に轉戰し殊功あり、賴朝鎌倉に入るの後、上野六郡を安堵す、思綱常に朝政と隙あり、信太義廣叛するや思綱義廣に誘はれ、東四力を合せ朝政を襲はんとす、兵敗れ、西國に奔り其終る所を知らず、左に參考の爲に系圖を示す（吾妻鏡、源平盛衰記、大日本史）

○成行——家綱——俊綱——思綱
　　└有綱

アシカガタダフユ　足利直冬　【名諱】法名道昭、慈恩寺と號す【系統】尊氏の庶長子【幕官】母賤しきを以て、尊氏子と爲さず、幼より東勝寺に入りて喝食となる、延元三年東勝寺の僧圓林に伴はれて、叔父足利直義に懇る、直義諱字を授け、直冬と稱す、既にして直義父子の義を全くせんことを尊氏に請ふ、尊氏これを許し、奏請して右兵衛佐に任じ、兵を授けて紀州を征せしむ、尊で嫡庶の誡に過ぎて、父の疎んずる處となりしかば、直義遂にこれを子婆せり、尊で從四位下に進み、宮內大輔となる、正平四年鎭西探題となり、備後鞆に留り、頗る人心を得、直義の尊氏と隙を生ずるや、密に策を通じて直義の外援を爲

年七月二十七日卒す、年三十三（大日本史）

（押花(北條)）

と称し、且つ示威を試みるに至れり、八年、村上顕清、信濃守護小笠原政康と境界を争いて、相戦ひ、援を持氏に求む、持氏は顕清と為あるを以て政康と和せんことを計る、顕実此に於て領国上州内の邑を侵さんことを計る、顕実此に於て領国上州自井に走り、険を恃みて備へ、急使を派して状を京師に告ぐ、持氏即ち兵を発して武州高安寺に拠り、則ち一色直兼、同時に二百騎を従ひて上州を援ひめ、三浦時高をして鎌倉を守らせしむ、九月将軍義教、三浦時高をして鎌倉を守らせしむ、九月将軍義教、勅を以て上杉憲直、一色直兼を京師に召還せんとす、持氏之に反して兵を出さんとしたりしが、執事上杉憲直、一色直兼に説き、且諸人の疑を解かんことを勧めしむ、持氏即ち兵を収めて憲実の山内の邑を侵さんことを計る、憲実此に於て領国上州自井に走り、険を恃みて備へ、急使を派して状を京師に告ぐ、持氏即ち兵を発して武州高安寺に拠り、則ち一色直兼、同時に二百騎を従ひて上州を援ひめ

冲なるを以て、其委託を辱び、細川賴之を擧げて執事と爲す、十二月病革る、卽ち賴之に托するに、義滿の輔佐を以てし、尋で薨ず、年三十八(大日本史)

アシカガヨシアキ　足利義昭　名誉職　南都一乘院に入て僧となり、覺慶と號す、永祿八年還俗して義秋と稱し、十年元服して義昭と改む、天正三年薙髮して昌山と號す、法名普廣院道佺昌山大居士

系統　義晴の三子、義輝の同母弟、足利十五代の將軍

事蹟　永祿八年三好松永の黨、將軍義輝を弑し、併て覺慶を殺さんとす、細川藤孝覺慶を泰して近江に奔り還俗せしむ、尋で佐々木義賢に依り復歸を謀る果さず、十年朝倉義景に依り元服す、十一年織田信長の才略勇武あるを聞き、託するに恢復の事を以てす、信長喜び兵を率ゐ義昭を泰して京師に入る、賊悉く逃る、是に於て、征夷大將軍に任じ、從四位下に叙せらる、尋で權大納言從三位となる、元龜元年賊亦起る、義昭信長と共に之を討つ、朝倉、佐々木氏等賊に與す、信長依て師を班す、元龜三年信長と隙を生す、天正元年武田晴信に使を遣して、夾擊信長を滅さんとす、信長二條第を圍む、義昭防ぐ能はず、和議を請ふ、信長之を河內に逐ふ、詔して義昭の官爵を削る、天正三年漂泊して備後に往き毛利氏に依り薙髮す、後ち京師に歸り慶長二年八月十八日大阪に薨ず、歳六十一、足利氏是に至て亡ぶ(野史)

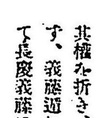
(押花昭義)

アシカガヨシカズ　足利義量　名誉職　法名長得院鞍山道基大居士

系統　義持の子、足利五代の將軍

事蹟　應永十四年生る、十歳の時正五位下に叙し右近衛中將に任ず、三十年三月征夷大將軍に任ず、時に十七、明年十月、參議に任ず、三十二年二月二十四日病で薨ず、年十九、康正三年左大臣從一位を贈る、性酒を好み劇飲度なかりしといふ(野史)

アシカガヨシカツ　足利義勝　名誉職　法名慶雲院泰山道誉大居士

系統　義教の長子、足利七代の將軍

事蹟　永享六年生る、嘉吉元年父義教、赤松滿祐に弑せらるゝや幕府主なし、諸將相議して義勝を擁立す、時に年八歳、尋で從五位下に叙し、滿祐追討の綸旨を賜ふ、九月滿祐等誅に伏し、餘黨皆平く、閏九月德政(トクセイ)を行ふ、其民怨訴日に繁し、尋で官職を褫らる、八年三月征夷大將軍に補し、左近衛中將に任ず、二年十一月薨ず、年僅に十歳、或はいふ、義勝性馬を好む、會々出雲國より驍馬を獻ずるに及び、大に喜び常に之を御せしが一日過て落馬し遂に命を殞すと、然れども建內記、公名公記等によるに、七月十二日に痢病を發し癒えずして、二十一日に薨じたれば、落馬の說信じ難し(後鑑、野史)

アシカガヨシズミ　足利義澄　名誉職　初名義遐、又義高、後ち勅命にて義澄と改む、又阿波御所と稱す、法名法住院清晃祖山大居士

系統　義政の養子となる、足利十一代の將軍

事蹟　文明十一年生る、延德三年父政知の弑に逢ふ時、左右に扶けられ今川氏親に寄る、氏親之を細川政元に致す、政元請て天龍寺の喝食となす、明應二年(押花澄義)將軍義遐を廢立す、從五位下に叙す、三年正五位下に叙し左馬頭に任ず、四年從四位下に叙し參議に任じ、左中將を兼ぬ勅命して義遐と賜ふ、五年二月義稙大內義興と大擧して京師に入るに當て、義澄之を避けて近江に奔る、政元義稙を廢らる、八年八月十四日近江國岡山に薨ず、年十九、康正三年左大臣從一位を贈る(後鑑、野史)

アシカガヨシタネ　足利義稙　名誉職　初名義材、後ち義尹、又義稙と改む、世に島公方と稱す、法名悲林院道誉嚴山大居士

系統　義視の子、義政の養子となる、足利十代の將軍

事蹟　文正元年生る、幼時武田信賢に依り、後ち山名持豐に歸す、長享元年從五位下に叙す、延德元年將軍義尙薨じて嗣なし義政因つて養ひて子と爲す、二年從四位下に叙し征夷大將軍に拜し參議に任ぜらる、明應二年島山政長の爲に島山義豐を伐つ、義豐細川政元等の援を請ひ之を敗る、義材尋で逃れて大內義興に依る、政元其官爵を削る、是に於て名を義尹と改む、永正五年義興と入京し、義澄を逐ひ官爵を復され、從二位に進む、同八年義澄薨じ、澄元義晴を立つ、文龜十年養子近江を伐ち勝たず、名を義稙と改む、其後管領細川高國暴橫四方益亂る、義稙屢の及ばんことを恐れ、大永元年淡路に逃る、高國奏して官職を褫む、三年四月九日阿波にて薨ず、歳五十八、天文四年太政大臣を贈る、性豪に長ず(後鑑、野史)

アシカガヨシテル　足利義輝　名誉職　幼字菊童、元服して義藤と稱し、後ち義輝と改む、法名光源院道圓嶽山大居士

系統　義晴の長子、足利十三代の將軍

事蹟　天文五年生る、十五年七月從五位下に叙し、尋で正五位下左馬頭に任ず、十二月征夷大將軍に拜し、從四位下に叙す、時に義藤、父と共に亂を避けて江州坂本にあり、十六年參議に任じ、左中將を兼ぬ、翌年京師に歸り細川晴元を以て管領と爲す、二條の第に移りて居る、十八年また亂を避けて坂本常在寺に入り、十九年穴生に移る、五月義晴の薨ずるに及び、轉じて比叡山寶泉寺に寄す、二十一年正

月細川氏綱、三好長慶と和を行ひ、再び京に歸る、是より先長慶、氏綱を泰じて主とし、晴元を攻めて其權を折き、晴元亦これと諍戰し、幕府威令行はれず、義藤遁れて坂本に居り、京師讜ならず、是に於て長慶義藤にいつて曰く、臣もと上を洩ぐに意なし、惟晴元に恨みありて、氏綱を立てんとするのみ、故に晴元をして免罪せしめ、氏綱を立つるを許さば、臣謹んで將軍を迎へん、と、義藤之を許可し、京師に入りて氏綱を管領と爲す、晴元堅田に往き、髮を削りて出亡す、此時に當り幕府既に威を失ひ、管領亦虛位を擁し、長慶府廷の事を總督し、威を幾內南海に振ひ、その家人松永久秀亦邪權を逞うし、勢殆んど長慶と相等し、二十二年義藤、晴元を憫み、密にこれを謀す、長慶大に怒り兵を率ゐて京師に入る、義藤晴元等近江に逃れ栃木に寓す、是月改名して義輝と稱す、永祿元年長慶と和し、十二月京師に歸り、二條本覺寺に入り、氏綱を以てまた管領と爲す、既にして義輝は長慶既に逝き、久秀衰を聽して長く權を弄するを憎み、且已れを廢して義榮を立てんと計るを聞き、密に備ふる處あり、八年五月久秀探知し、三好義繼を擁して京師に入り、十九日急に二條の第を圍む、義輝宿直の士と共に奮戰し、火を放つて自殺す、時三十、六月左大臣從一位を贈る(野史)

(押花義輝)

アシカガヨシノリ　足利義敎　名誉職　初め薙髮して義圓と稱し、還俗の後ち義宣といひ、又義敎と改む、法名普廣院道詮顯山大居士

系統　義滿の四子、足利六代の將軍

事蹟　應永十年十歳にして青蓮院に入り、十五年薙髮して義圓と號し、尋で大僧正に任じ、三后に准す、二十六年天台の座主に補す、正長元年將軍義持病篤し、管領畠山滿家諸將と議して義圓を栗田口に迎ふ、義持薨ずるに及んで家を調ふ、還俗して義宣と稱し、尋で從五位下に叙し、左馬頭に任ず、幾千もなくして從四位下に移る、二年參議に任じ左中將を兼ね、征夷大將軍に拜す、尋で權大納言に任じ從三位に叙し、名を義敎と改む、永享二年從一位に叙す、三年內大臣に任じ翌月左大臣に遷る、これより先鎌倉管領足利持氏密に將軍職を望みて、義敎に反抗す、是に於て同年九月駿河に行きて今川範政の亭に寓し富士山を覽る、以て鎌倉を壓せんとするにあり、十年持氏執事上杉憲實と隙あり、兵を集めてこれを殺さんとし、關東大に騷擾す、憲實幕府に訴ふ、義敎卽ち勅を泰じて兵を諸將に授け、往きて持氏を討たしむ、持氏敗走し尋で自殺す、嘉

尾張妙興寺所藏(史料纂集掛幕集)

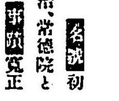
(押花教義)

吉元年六月二十四日赤松滿祐、義敎を恨む事あり、偖りて自邸に招誘し(アカマツカゲノラン)參看)之を弑す、時に年四十九、義敎英邁剛殺、勉めて幕威を張り、諸侯の權を抑へんとし、不幸中道にして斃る、世傳へて傲慢不遜にして諸將を輕んずといふは蓋し誤なり、二十九日太政大臣を贈る(後鑑、野史)

アシカガヨシハル　足利義晴　名誉職　幼名亀王丸、法名萬松院瞳山道照大居士

系統　義澄の長子、足利十二代の將軍

事蹟　永正八年近江に生る、十七年細川澄元亀王丸を泰して細川高國と戰ひ、一且利を得しと雖も、再戰して敗れ、播磨に走り、幾千もなくて澄元卒す、大永元年將軍義稙、高國の暴橫を憎みて淡路に避け、幕府主なし、高國卽ち亀王丸を播磨より迎へて主とし、七月從五位下に叙し、高國自ら管領となる、十一月正五位下に叙し左馬頭に任じ動して名を義晴と賜ふ、十二月元服して征夷大將軍に拜し、義稙の官職を停む、二年從四位下に叙し、參議に任じ、左中將を兼ぬ、享祿元年三好長基京師を犯すに及び、亂を避けて高國と共に近江に走り朽木植綱に倚る、高國死するの後、天文元年細川晴元に輔り、再び京師に歸り、晴元を以て管領と爲す、既にして三好の族黨及び內徒等、京畿の間に橫行し、政令行はれず、用度給せざるを以て、八年子義輝と共に八瀨に逃れ、尋で坂本に寓す、十五年右大將を兼ぬ、同年軍職を義輝に讓りて老す、十七年義輝と共に京に歸りしが、翌年細川氏綱三好長慶等、細川晴元と權を爭ひて諍鬪するに及び、再び坂本に走りて常在寺に入り、十九年穴生に移り、五月四日病で薨ず、年四十、尋で左大臣從一位を贈る(後鑑、野史)

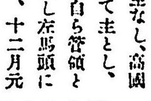
(押花晴義)

アシカガヨシヒサ　足利義尙　名誉職　初名義熙、後ち義尙と改む、法名悅山、道治、常德院と號す

系統　義政の長子、足利九代の將軍

事蹟　寛正元

なく、而して又稍々政に倦む、故に弟義視を還俗せしめて嗣と爲す、既にして義煕生る、母藤原富子是を山名持豊(宗全)に托し、立てゝ嗣と爲さんことを謀りしより、義視と義政との不和を來たし、延いて應仁の大亂を生ずるに至れり(「オウニンノラン」參看)是に於て義政、義煕を嗣と定む、文明五年十二月正五位下に叙し、左中將に任じ、征夷大將軍に拜す、歳なほ幼弱なるが故に、父義政代りて事を視る、七年正四位下に移り、參議に任じ、八年從三位、九年正三位、十一年從二位に叙し、始めて政を聽く、時に年十五、頗る克家の量あり、翌年機大納言に任ず、長享元年佐々木高頼近江にありて命を拒む、義煕自ら軍を率ゐてこれを征す、二年陣にありて內大臣に拜し、名を義尚と改む、延德元年三月二十六日病みて鈎里の陣中に薨ず、歳二十五、太政大臣を贈る、義尚資性溫厚にして文武に練達す、不幸有爲の才を抱きて早世す、天下これを惜む(後鑑、野史)

(義尚 押花)

アシカガヨシヒデ　足利義榮　名號　道號國山、光德院と號す　系統　義維の子、義澄の孫(或は義冬の子、義稙の孫に作る、今後鑑の說に從ふ)足利十四代の將軍　評價　天文七年阿波に生る、永祿八年松永久秀等、三好の黨と共に將軍義輝を弑し、幕府主なし、卽ち義榮を阿波より迎へ、立て主と爲す、十年左馬頭に任じ、十一年二月征夷大將軍に拜す、既にして織田信長、足利義昭を奉じ、九月大擧して京師に入るや、義榮等風を望みて恐怖し、職はずして阿波へ走る、十月八日疔を發して薨ず、年は二十九又は三十一とも稱し詳かならず(後鑑、野史)

アシカガヨシマサ　足利義政　名號　幼名三寅、後ち義成と改む、法名慈照院淳山道慶と號す　系統　義教の二男、義勝の弟、足利八代の將軍　評價　嘉吉三年將軍義勝薨じて嗣なし、管領畠山持國諸將と相議し、迎へて以て嗣と爲す、文安三年從五位下に叙し又勅して名を義成と賜ふ、明年正五位下に移る、寶德元年、征夷大將軍に拜し、參議に任じ、左中將を兼ね、從四位下に叙す、二年權大納言に轉じ、從二位に累進す、享德二年從一位に進み、名を義政と改む、既にして義政歸不惑に達していまだ子なきが故に、弟義視をして還俗せしめ、假令將來子を擧くるも嫡と爲す、幾干もなくして夫人富子男子を生む、長じて義尚といふ、夫人偕と爲すに忍びず、之を山名持豊(宗全)に托し、義視を廢して義尚を立てんことを謀る、餘波延いて應仁の大亂を生じ京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

(義政 押花)

征夷大將軍に拜す、歳なほ幼弱なるが故に、父義政代りて事を視る、七年正四位下に移り、參議に任じ、八年從三位、九年正三位、十一年從二位に叙し、始めて政を聽く、時に年十五、頗る克家の量あり、翌年機大納言に任ず、長享元年佐々木高頼近江にありて命を拒む、義煕自ら軍を率ゐてこれを征す、二年陣にありて內大臣に拜し、名を義尚と改む、延德元年三月二十六日病みて鈎里の陣中に薨ず、歳二十五、太政大臣を贈る、義尚資性溫厚にして文武に練達す、不幸有爲の才を抱きて早世す、天下これを惜む(後鑑、野史)

アシカガヨシヒデ　足利義榮　名號　道號國山、光德院と號す　系統　義維の子、義澄の孫(或は義冬の子、義稙の孫に作る、今後鑑の說に從ふ)足利十四代の將軍　評價　天文七年阿波に生る、永祿八年松永久秀等、三好の黨と共に將軍義輝を弑し、幕府主なし、卽ち義榮を阿波より迎へ、立て主と爲す、十年左馬頭に任じ、十一年二月征夷大將軍に拜す、既にして織田信長、足利義昭を奉じ、九月大擧して京師に入るや、義榮等風を望みて恐怖し、職はずして阿波へ走る、十月八日疔を發して薨ず、年は二十九又は三十一とも稱し詳かならず(後鑑、野史)

アシカガヨシマサ　足利義政　名號　幼名三寅、後ち義成と改む、法名慈照院淳山道慶と號す　系統　義教の二男、義勝の弟、足利八代の將軍　評價　嘉吉三年將軍義勝薨じて嗣なし、管領畠山持國諸將と相議し、迎へて以て嗣と爲す、文安三年從五位下に叙し又勅して名を義成と賜ふ、明年正五位下に移る、寶德元年、征夷大將軍に拜し、參議に任じ、左中將を兼ね、從四位下に叙す、二年權大納言に轉じ、從二位に累進す、享德二年從一位に進み、名を義政と改む、既にして義政歸不惑に達していまだ子なきが故に、弟義視をして還俗せしめ、假令將來子を擧くるも嫡と爲す、幾干もなくして夫人富子男子を生む、長じて義尚といふ、夫人偕と爲すに忍びず、之を山名持豊(宗全)に托し、義視を廢して義尚を立てんことを謀る、餘波延いて應仁の大亂を生じ京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

(義政 押花)

明年正五位下に移る、寶德元年、征夷大將軍に拜し、參議に任じ、左中將を兼ね、從四位下に叙す、二年權大納言に轉じ、從二位に累進す、享德二年從一位に進み、名を義政と改む、既にして義政歸不惑に達していまだ子なきが故に、弟義視をして還俗せしめ、假令將來子を擧くるも嫡と爲す、幾干もなくして夫人富子男子を生む、長じて義尚といふ、夫人偕と爲すに忍びず、之を山名持豊(宗全)に托し、義視を廢して義尚を立てんことを謀る、餘波延いて應仁の大亂を生じ京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

(義政 押花)

明年正五位下に移る、寶德元年、征夷大將軍に拜し、參議に任じ、左中將を兼ね、從四位下に叙す、二年權大納言に轉じ、從二位に累進す、享德二年從一位に進み、名を義政と改む、既にして義政歸不惑に達していまだ子なきが故に、弟義視をして還俗せしめ、假令將來子を擧くるも嫡と爲す、幾干もなくして夫人富子男子を生む、長じて義尚といふ、夫人偕と爲すに忍びず、之を山名持豊(宗全)に托し、義視を廢して義尚を立てんことを謀る、餘波延いて應仁の大亂を生じ京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

(義政 押花)

地武政を征し、翌年凱旋す、天授四年室町の第成る、多く花樹を栽するを以て、世に花亭といふ、此月權

(鹿苑寺苑金閣安置之木像)

するに及び、義政嗣を亡くるを懼し、遂に義視と和し、義視の子義稙を容れて嗣とす、義視卽ち義稙を携へて美濃より京師に入り通賢寺に館し尋で剃髮して道存と號す、二年准三后となり、三年正月七日薨す、歳五十三、從一位太政大臣を贈る(後鑑、野史)

アシカガヨシミツ　足利義滿　名號　幼名春王、剃髮して道有また道義といふ、道號天山、鹿苑院と號す　系統　義詮の子、足利三代の將軍　評價　正平十三年生る、十六年楠正儀等の京師を襲ふや、左右擁抱して播磨に走り、赤松氏に依り、十七年京師に歸る、二十一年從五位下に叙し、明年父義詮薨するに及びて家を嗣ぎ、二十三年征夷大將軍に拜す、細川頼之道命によりて之を輔く、文中二年參議左中將に任じ、從四位下に叙す、三年自ら帥を率ゐて菊

大納言に轉ず、弘和元年後圓融院花亭に幸し、遊宴日を重ねらる、翌年左大臣に任ず、三年淳和奬學兩院の別當、源氏長者となる、これより先久我氏世々氏の長者たり、此に至り始めて足利氏に附す、尋で三后に准じ元中四年左大臣を辭す、八年山名氏清叛し、因て諸將を督して大に內野に戰ひ、遂に之を斬る、九年大內義弘をして和を南朝と議せしめ、兩統の迭立を約して、南北はじめて合一し、後圓山天皇神器を後小松天皇に傳ふ、尋で又義政と改む、法名慈照院淳山道慶と號す　系統　義勝の二男、義勝の弟、足利八代の將軍　評價　嘉吉三年將軍義勝薨じて嗣なし、管領畠山持國諸將と相議し、迎へて以て嗣と爲す、文安三年從五位下に叙し又勅して名を義成と賜ふ、明年正五位下に移る、寶德元年、征夷大將軍に拜し、參議に任じ、左中將を兼ね、從四位下に叙す、二年權大納言に轉じ、從二位に累進す、享德二年從一位に進み、名を義政と改む、既にして義政歸不惑に達していまだ子なきが故に、弟義視をして還俗せしめ、假令將來子を擧くるも嫡と爲す、幾干もなくして夫人富子男子を生む、長じて義尚といふ、夫人偕と爲すに忍びず、之を山名持豊(宗全)に托し、義視を廢して義尚を立てんことを謀る、餘波延いて應仁の大亂を生じ京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

京都若宮八幡神社所藏(史料叢編掛幅)

(義政 押花)

(義滿 押花)

天皇神器を後小松天皇に傳ふ、尋で又左大臣に復任し、明德四年これを辭す、應永元年職を子義持に讓り、榮請して太政大臣に拜せらるを辭し剃髮して天山と號す、三年金閣寺を營みて移徙し、室町の第を義持に讓る、尋で三管領四職等を定め、幕府の規模漸く定まる、十年大內義弘泉州界にありて反す、卽ち諸軍を督して八幡に次し、兵三萬を發して界城を圍ましめ遂にこれを誅す、八年備前阿及び肥富を明に遣はして通好を求めしむ明年明使來朝す、而して國書の中日本國王源道義の句あり、義滿大に悅ぶ、十五年後小松天皇北山の別業に幸し、遊宴旬日に亘る、古來より行幸の遊宴にして、いまだこの時より盛なるはなしと稱す、超えて五月六日薨ず、歳五十一、天皇朝を廢することニ日、詔して太上皇を贈る、義持辭して受けず、明年主計を聞き慟して恭獻王といふ(後鑑、野史)

アシカガヨシモチ　足利義持　名號　剃髮して道詮といふ、道號顯山、勝定院と號す　系統　義滿の長子、足利四代の將軍　評價　元中三年生る、應永元年父の譲りを受けて征夷大將軍に拜し、正五位下に叙す、翌年從三位に陞り、權中將に任じ、五年また正三位に進む、尋で權

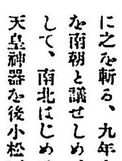
(義持 押花)

大納言に轉じ、九年正二位に昇叙す、幾干もなくして從一位となり十六年內大臣に移る、二十年稱光天皇の卽位するに及び、南朝の遺臣等、兩統迭立の約に背けるを憤り所在兵を起す、持聖つてこれを平ぐ、二十六年內大臣を辭し、三十年職を子義量に譲りて剃髮したれども、三十二年義量の薨するに及び、再び政を聽く、正長元年正月十八日薨ず、歳四十三、太政大臣を贈る(後鑑、野史)

アシカセ　械　名號　罪人の足を自由ならしめざる爲に用ふる利具　系統　評價　事物紀原に、大荒の中に宋山あり木ありて楓といふ、蓋尤棗つる所の桎梏なり、蓋此桎械は黃帝の時に出で、今の枷鎖は卽ち其遺事なり」とあり、唐より我國に傳はりたるものなるべし、我邦に於て之を四獄の利具に用ひたるは、大寶の律令を布かれし時に起り、江戶幕府之を用ひ、明治維新新律發布せらるゝまで用ひらる(和漢三才圖會、儀制類、法令全書)

アシガラヲブネ　足柄小船　足柄山の材にて造れる船をいふ、由來足柄山脈は木材に富むを以て、早くより、この諸山より伐木して造船せることと古史に見えたり、なほ萬葉集に、足柄山に船木きりとも詠みて諸書に散見せるまた頗る多し、風土記に、此山の材にて造りし船の、足輕かりける故に、足柄の名ありと云へるも信ずるに足らず(儀制類、萬葉集古義)

アシガラノカミノコホリ　足柄上郡
「アシノカミノコホリ」を見よ、

アシガラノシモノコホリ　足柄下郡
「アシノシモノコホリ」を見よ、

アシガラノセキ　足柄關　所在　相模國足

柄峠の頂上より東方に至り町神（足柄都北足柄村大字矢倉沢字町神）と云ふ是なり、非遊覧地ならんと、風土記稿に云へり 地理 歴史 地誌 神社 天竜の昌泰二年に群盗蜂起して侵掠甚しきを以て、始めて此関を設く、天慶二年平将門足柄関を固めしことを見ゆ、治承四年八月源頼朝石橋山敗軍の時、土屋三郎宗遠衣笠の関を固めしことを吾妻鏡に見ゆ、然れども承久三年五月北條義時、此の頃既に定まりし関なかりしと見え、飛鳥井雅経の歌に、留るべき関屋はうちもおらはにて風は烈し足柄の山、足柄の山の関守さへはやもりけん跡だにもなしとあり（新撰三代格、新編相模国風土記稿）

アシガラヤマ　足柄山　地名 相模国足柄

郡の西にあり、古へ郡境山の総名、今は駿州の界なる足柄峠近辺の諸嶽をいふ、西、駿河駿東郡、南、本郡仙石原宮城二村の諸峰に北、谷ヶ不山内山村に、東、矢倉沢村に接し、慶長名三里許 地理 古へ東山道の官路なり、桓武天皇延暦十二年五月初めて箱根路を開き官道を移す、明年五月勅路に復す（奥州後三年の役に甲斐守義光人馬疲労時永に営舎の奥裏を修捉せしと云ふは誤なり）建武二年新田義貞足利尊氏追討として、下向の時、常所へ臨属義助発貞親王を来して駿河ふ、尊氏之を支へ竹下に戦ひ官軍敗北す、観応二年尊氏基源義詮を誅せんとせし時、当麻蔵王権此山に新城を築す、永享十年九月京都鎌倉確執の時、京兵此山と箱根より発せず、天正十八年小田原征役の時、徳川家康此山を過ぐ（新編相模国風土記稿）

アシガル　足軽　名義 雑兵をいふ、足の軽き意

語注に、能く馳走し得るの意、矢に、軽足とあり、歩兵の先鋒に、鉄砲足軽 歴史 戦術 兵制 足軽大将 武家の職名、弓鉄砲等の足軽同心を預りそを指揮することを掌る、また足軽頭とも云ふ、先手弓鉄砲頭、持弓鉄砲頭等の物頭と称する類は、皆この所職たり 地理 歴史 政治 戦術 徳川氏の末年戦国の頃、諸家の職名より移りし稱なり、昔に見えし始めは、国衆兵伍記ともなす、諸家の制一定せず、多くは騎馬同心を附して鉄砲と足軽の例なり、足軽のうち、弓鉄砲の二隊ありて、鉄砲を主となす、此号を指揮するを、弓大将（アシガルカシラを見よ）、鉄砲大将と称す、足軽大将（アシガルタイショウを見よ）

アシガルカシラ　足軽頭　足軽大将（アシガルタイショウ）

アシガルタイショウ　足軽大将　地名

武家の職名、弓鉄砲等の足軽同心を預りそを指揮することを掌る、また足軽頭とも云ふ、先手弓鉄砲頭、持弓鉄砲頭等の物頭と称する類は、皆この所職たり 地理 歴史 政治 戦術 徳川氏の末年戦国の頃、諸家の職名より移りし稱なり、昔に見えし始めは、国衆兵伍記ともなす、諸家の制一定せず、多くは騎馬同心を附して鉄砲と足軽の例なり、足軽のうち、弓鉄砲の二隊ありて、鉄砲を主となす、此号を指揮するを、弓大将（アシガルカシラを見よ）、鉄砲大将と称す、足軽大将（アシガルタイショウを見よ）

柄等を以て駆使し、歩兵作候等に出づ、江戸時代には平時は門を衛り、駅伝雑役に供し、平あるの時は戦陣の歩卒となれり 地理 歴史 政治 足軽とも称し入て云々、足軽三百人云々とみえ、太平記に、足軽二百人云々とあり、共に戦陣の歩卒を云へるが如し、室町時代に至り、文明中は諸方の悪党を召し置き、平中に徒ひしに剛強にして駆走して敏捷に働くを以て足軽と名付たるならん、と貞丈雑記に云へり、永禄以後諸大名に足軽多くして、参考、江戸時代に至り、諸藩に足軽あり、平卒として足軽頭之を統率す（四季草、武家名目抄）〇沓冠雑談に、室町時代足軽の様につきていへり、歴仁の乱中のことなるに、東福院と沼倉との間に足軽一人ありり、夏の頃なるに清水にさんけいす、あまやめしいぞ人に、南手のもんのかたびらに、もよぎのもちの十徳に、かたなわきざしにてやどをいづ、中間はかたきぬのはかまにて、手の笠を頭にかけ、手やりをかたげてあとにゆくと云々

アシガルタイショウ　足軽大将　地名

武家の職名、弓鉄砲等の足軽同心を預りそを指揮することを掌る、また足軽頭とも云ふ、先手弓鉄砲頭、持弓鉄砲頭等の物頭と称する類は、皆この所職たり 地理 歴史 政治 戦術 徳川氏の末年戦国の頃、諸家の職名より移りし稱なり、昔に見えし始めは、国衆兵伍記ともなす、諸家の制一定せず、多くは騎馬同心を附して鉄砲と足軽の例なり、足軽のうち、弓鉄砲の二隊ありて、鉄砲を主となす、此号を指揮するを、弓大将と称す、鉄砲大将と称す、足軽大将（アシガルカシラを見よ）

会看（武具雑説、義経公方記、加藤家軍記、武家名目抄）

アシキタノコホリ　葦北郡　地名 肥後

国 地理 旅行天竜、十八年四月四郎の時始めて此地に至る、葦浦紀談分に作る誤なり、昔日に作る、鍛錬天皇十二年葦北国造を置く、和名抄に、葦北（アシキヘ）葉原（ハハラ）作、野行、巨野、川田（カハタ）木俣（ミツマタ）等の郷あり、元禄国誌葦北に作る、後之に仍る（郡名異同一覧、国郡沿革考）

アシキヌ　純　名義 太き糸にて厚く織りたる絹をいふ　歴史 風俗 衣服 天竜の神代の巻に、百済の人弥理使主の五世の孫漢利、及び其弟狛和に命じて機の織を作りて献ぜしめ、諸国の織工をしてこれに習ひ織りしめ絹貢せしむ、孝徳天皇大化二年絹を製する国は調貢とし、其広四丈幅二尺五寸を一匹と為す、文武天皇大宝元年其丈尺幅二尺二寸を一匹とし、養老の格は其三丈五尺幅二尺二寸を一匹とす、元明和銅七年相模常陸上野の三国始めて絹を献ず、天平十八年諸国貢献する絹の制を定めしめ、東国絹を貢ずる始なり、元正天皇の養老元年上総信濃両国貢献する絹の制を定めしめ、同三年諸国貢献する絹は長六丈幅二尺八寸となし候絹と称す、聖武天皇天平

（角実）其絹を献ぜしむ、常時東国より献ずる絹をアヅサヌノキヌと称す、絹を献ずるの称なり（和名抄、安政国誌、工芸志料）

アシゲ　黒毛（駿）　馬の毛色の名、青白毛に黒き差毛あるものを云ふ、黄栗毛に大分青馬をアシゲと訓めり、詳細は白毛に作る、今之に仍る、明治三十一年六月品治郡と合併して磐前郡を置く（郡名異同一覧、国郡沿革考、注令全書）

アシゲヒバリ　葦毛雲雀　馬の毛色の名、黄、白、黒との雑りたるものをいふ

アシコロノタチ　足白太刀（足銀太刀）

太刀の鍔縁通ずる所の金物を白銀にして、装飾の金具を全又は赤銅にて作りたる太刀を云ふ、足とは常に取り通す所の金具をいひ、白とは白銀をいふ（武家名目抄）平家物語第一扇を射る候に、よき旬の鏡きて、あし毛の馬に、金覆輪の鞍おいて、白柄の長刀もたせ、白太刀はき、二十四さいたるきぶのよしひと云々と見えたり、

アシタドコロ　朝所　「アイタドコロ」に同じ

アシタノコホリ　葦田郡　地名 肥後

国 歴史 古名城を並つ、養老三年十二月之を廃す、和名抄に、佐武、波都、葦田、駅家等の郷あり、正保国図葦田に作り、寛文中之を復し、元禄以後復た葦田に作る、今之に仍る、明治三十一年六月品治郡と合併して葦品郡を置く（郡名異同一覧、国郡沿革考、注令全書）

アシタノコホリ　葦田郡　肥後国葦北郡の別名、アシキタノコホリを見よ、

アシツヲ　鵜尾　琴に附くる緒をいふ、足津緒の義なり、兵庫寮式、令義解、今鏡すべらぎの巻に見えたり、後訓読に衣笠内府、夏くれば実の琴のおしつをにより掛けてけり藤波の花、ときけばおしつをのつなを引まはして調をかくとも見えたりしとあり、

アシテ　葦手　名義 葦諸蔵葦の一種、歌文の散し書を葦手書と云ふ、其歌葉の打醜きさまに似たる故に、然か称せしものなるべし、この文字を絵画に巧に融合したるものを葦手絵と云ふ、古来よりの葦手に倣きて一定せず、或は歌文を散し書きしたるを葦手、歌の意を絵に描きたるを歌絵、歌絵の中に葦手書したるを葦手歌絵、文字を水の流るゝがごとく、かきたるものを水手としたるものと、或は葦手と歌絵とを同一物としたるもの、或は葦手と水手と歌絵とを同一物としたるものもあるといへり、天明発談に、是は葦手、是は水手、是は歌絵と、きはくしく分て云へるにはあらじ、自が様々書らしく書き出たるを、世の人自から葦手とも歌絵とも名つけしにて、其初め葦手を書き初めしより、様々に移りたるものゆゑ大方は葦手々々と云ひ習たるものなるべし、と云へるは、従ふべきに似たり〇書方は、平假名を連筆にし行の歌を抽んで、或は斜にし、或は直にし長短等しからずして散し書にしたるもの、絵は文字にて巧に物の形を表出せしめたる一種風致ある戯遊なり、其文字の語の全体の意味に関係なく、適宜に配したるも、又文字の語の全体の意味に関係ありて、語の全体の意味に表出したるものと二種あり、共に平仮名を用ひ、稀には片仮名を以てするも、又平仮名片仮名を交用するもあり 地理 歴史 政治 葦手書の起りは詳かならず、古く宇津保物語に見えたれば、平安朝の初期より起りしもの

なるべし、絵は葦手書に基したるものにて、初めは絵画に歌或は詩を図するなどのことありしが、終には書道混淆して、葦手絵を作すに至りしものなるべし、葦手物語抔も往昔、おしてのごとくにて、心々にはかならずかしも、葦手書のはゆたかに書なしそへけたるあしの生ひそなど、雑談の如にかよひて、こなたかなたへ引きまはりて、いたうみだるゝ意なり、またいとかしこうひきかへて、文字やう石などのたゝずまひ、このみかきたまへるひらもあめりと云々、この頃の葦手絵の（地手歌）

味（ミ）　一項を知るべし、後には意匠進みて、或は全く歌絵と称し、或は水手絵と称し、或は葦手と歌絵とを混用したるなどありり、或は水手絵と称し、或は歌絵と称し、或は歌絵を水の流るゝが如く様さまにかきくづしたるを葦手と称し、或は歌絵と葦手とを混用したるを葦手絵と称し、或は葦手絵と歌絵とを混用したるを葦手絵と称し、或は葦手絵と歌絵とを混用したるを葦手絵と称し、或は葦手絵と歌絵

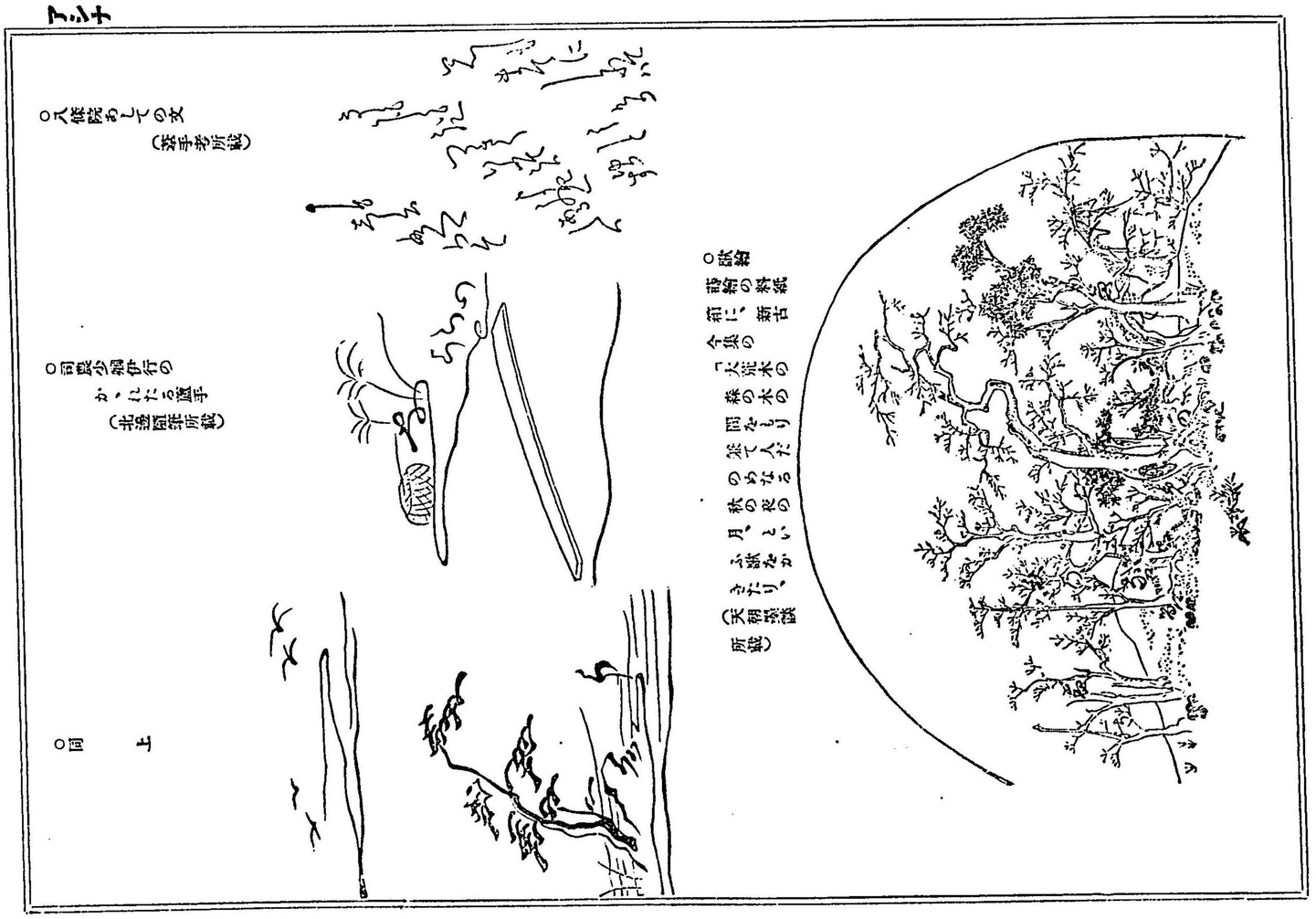

○同　上

○同國今郡伊行の
か、れたる遺手
（弓場所藏）

○八條院おしての文
（筆手參所藏）

○前項「令和」詔編の料紙
（天朝所藏）

○飯綱
令和に、詔編の新古
今集の料紙に、
きたり、といふ歌なか
ふ月、秋のゆふなぎて人だに、森の木の大淀木の
ゝ、

手座遠相模國愛名に住し以て氏と爲す、十八代の孫
座市に至り家臣蜷川の客となりて群臣相和せず、猶苗
代城國等四て伊達正宗に通ず、天正十七年盛重大兵
を發し、摺上原にて正宗の兵と戰ひて大敗し、支ふ
ること能はずして米隆に走る、同十八年豐臣秀吉之
を怨み米隆江戸崎に屆く、後ち遂に七ぶ（國名系圖、
野史）

○三浦義明——佐原義連——盛綱——光泰——泰盛
盛宗——盛貞——直盛——詮盛——盛政——盛久
盛信——盛詮——盛澄——盛滋——盛舜——盛氏
盛隆——盛重（元盛）

アシナカ　足半　草履の一種、主として室町時代に於て之を用ひたり、長き草鞋の草履に比して極めて短かく、浦く其半は位なれば、足の半は草履の外に出づるなり、これはく時は、人の駄疫に坐したる後を通るにも、其まゝ通行する事を得るといふ（貞丈雜記、俊訓類）

アシノカミノコホリ　足上郡　阿波　相模國愛甲郡　元明天皇和銅元年三月足上郡始めて見ゆ、高麗集に、安馬我眞、阿之我利、正倉院以後今に至り足柄上に作る、按ずるに、足柄の名奈良行天皇紀に見え、孝徳天皇分郡の時足柄郡と稱し、夫や上下に分つ、和名抄に、高座（タカキヤ、タカクラ）郷井（ヤクラキ）岡本（ヲカモト）伴部、益月、驛家の六郷あり（續紀、郡名類同一覽、國郡沿革考）

アシノケ　阿之乃介　脚氣病を云ふ、和名抄に、脚病脚氣と見ゆ、續紀に、緣脚病、從四位井鎮守宮造と見え、源氏物語、うつほ物語などに、やうくいくるも亦同じ、後撰集に、あしびきのやまどりの尾のしだり尾の、

アシナカ　足半　草履の一種、主として室町時代に於て之を用ひたり、長き草鞋の草履に比して極めて短かく、浦く其半は位なれば、足の半は草履の外に出づるなり、これはく時は、人の駄疫に坐したる後を通るにも、其まゝ通行する事を得るといふ（貞丈雜記、俊訓類）

アシノカミノコホリ　足上郡　阿波　相模國愛甲郡　元明天皇和銅元年三月足上郡始めて見ゆ、高麗集に、安馬我眞、阿之我利、正倉院以後今に至り足柄上に作る、按ずるに、足柄の名奈良行天皇紀に見え、孝徳天皇分郡の時足柄郡と稱し、夫や上下に分つ、和名抄に、高座（タカキヤ、タカクラ）郷井（ヤクラキ）岡本（ヲカモト）伴部、益月、驛家の六郷あり（續紀、郡名類同一覽、國郡沿革考）

アシノケ　阿之乃介　脚氣病を云ふ、和名抄に、脚病脚氣と見ゆ、續紀に、緣脚病、從四位井鎮守宮造と見え、源氏物語、うつほ物語などに、やうくいくるも亦同じ、後撰集に、あしびきのやまどりの尾のしだり尾の、

ひはすとも踏かよふ跡をだに見ねば苦しきものを、又
落窪物語に、ふらひらるもの、せんとおもひつれど、あ
しのけおりてまうでくるこゝろのくるしければ、
とも見えたり、なに尺菜往來に、中風脚氣之法、莫
鈴、温泉、とあれば、室町時代に於ては、既に轉地療
養の行はれたるを知るべし、

アシノミヤ　足宮錢　和泉　江戸時代における錢貨の一種、和泉國にて作り、徑八分半、重さ一匁、小者徑七分半の二種あり、銅質粟悪、表裏共に文字あり、文字上に在り、和泉國泉郡足代村にて鑄造す（新覺泉錢譜）

アシノミヤコホリ　足下郡　足上郡と變遷を同ふす、「アシノカミノコホリ」を見よ、答郷は高田、和月、假田（ハンダ）、垂水（タルヒ）、足柄（アシカラ）等なり（和名抄）

アシノヤ　蘆矢　朝廷に於て、十二月晦日追儺の儀式に、方相氏の用ふるもの、桃の弓に葦の矢を以て鬼を追ひ拂ふなり、是れ疫鬼を追ふにしなひなりといふ（公事根源、四季草）

アシハナアカゲ　蘆花赤毛（馬）　馬の毛色の名、黄白毛の雜りたるものを云ふ、又栃栗馬ともいふ、或文に、黄馬白毛を駁といふと見え、倭雜疏に、今之栃栗馬と謂ふと見えたり、

アシハナゲ　蘆花毛　馬の毛色の名、葦毛に黄の帶びたるもの、是花蘆毛ともいふ、和名抄に、黄驄馬、蘆花毛馬也と見えたり、「アシゲ」と參看、

アシハラノナカツクニ　葦原中國　吾國の別稱、大古四方の海邊等は多く葦原なりしより、葦原の中にある國の意にて別稱となりたり（國號考）

アシヒトツアガリノミヤ　足一騰宮　和泉　宮殿の名、古事記傳に、宮の一方は宇沙川の岸

なる山ノ片かけて作ゝ、今一方は流の中に大なる柱
を、唯一つ建て支へたる作なるべし、蘆と云ふ故は、
宮の御床は、山の片岸の上に作へたるに、彼の一方
を支へたる柱は川中より立ちたる故に、其方より望
めば、恰も蘆て見ゆればなり、といへり、和泉　泉前國
宇佐郡、宇佐神宮の邊に、一柱騰宮、蘆嶽
嶺而昇之宮殿也、今宇佐神宮西、有蜷川二非水
源、夫石窟穴多、傳云此其宮址、といひ、豐前國志
に、一柱騰宮址は、宇佐の奥嶺を築せる川上に在
りて、柱壺の石碑尚存すといひ、豐前志に、宇佐宮
より一里餘西南に當りて、川に添ひて祥田村といふ
あり、川より五六町許隔たる處に、小高き松原あ
り、南北に通かし大道の跡存り、其處を村人は、塔
の山足上とも云へり、塔山は脇山、足上は足一騰の
略かといひ伴かならず、和泉　神武天皇、日向より數
年にして筑紫に幸し、豐前宇佐に到り給ひし時、菟上人兄
猾、弟猾等、兩猾二人此宮を造り大御饗を奉る、
豫て天皇其地より岡田宮に遷り給へり（古事記、古事
記傳）

アシフチ　駿　馬の膝より以下白きをいふ、「ヨッシロ」ともいふ、和名抄に、駁馬、爾雅注云、四蹄皆白曰駁、蹄膝以下也、とあり、

アシフネ　蘆船　船の一種、伊弉諾、伊弉册の兩尊が蛭子を生み給ひしに、三年まで足たゝざりしかば葦船に入れて流したることを神代に見えたり、書紀纂疏には、葦の一葉を以て船と爲すと說きたれど、然らず、蓋し葦を多く集めて組み合せたる船なるべし（古事記傳）

アシモリ　足守　備中　備中國賀陽郡上足守村、和泉　上代、歷仁天皇幸して行宮となし、足守宮と云ふ、近代木下氏の邑にて陣屋を置く、慶長五年

宮内少輔木下利房二萬五千石に封ぜられ、子孫世襲して明治維新に至る、此地は昔時伊豆河津の一族河津左衛門尉氏時の邑、天正十年毛利氏羽柴筑前守秀吉の兵を招きし地なり（郡邑略圖志）

アシヤウ 亞將　近衛中少將の異稱、大將に次ぐ、唐名にはあらず、「チュンツンチャン」及び「キャンシャン」參看（皆非也、皆誤圖注）

アシヤウ 亞相　大納言の異稱、唐相に亞ぐ意、唐名なり、「ディン」參看（皆非也、皆誤圖注、按原抄作亞相、誤也）

アシヤカマ 芦屋釜　茶湯釜の一種、元前國遠賀郡芦屋村にて鑄造するを以て名く、足利時代にはじめて鑄造したるより、次第に盛に出でゝ、室町時代には茶の湯の流行に伴ひて、大に世に持て囃されたり、圖樣は雲井等の大家に傳へて、松梅竹の如き模樣を描かしめたるもの多かりしが、江戸時代に入りてより遂に衰微するに至れり（雜纂攷、萬寶全書）

アシヤリ 阿闍梨　梵語、天台眞言兩宗の高僧の稱號、阿は資、闍梨は出家の道號にして、軌範の義なり、梵語にては阿遮梨耶といふ、仁明天皇承和三年三月近江國比叡山、比良山、淺井國伊吹山、山城國愛宕山、攝津國神崎寺、大和國金峯山、高野山の七靈山に始めて阿闍梨を置く、各寺に數五十石の俸を給し、春秋二期各四十九日藥師を修し、天下五穀の豐熟を祈らしむ、承和十年十二月修法阿闍梨二人を置く、これ眞言の大法を修ふる人始めて職號を賜ふ、文德天皇仁壽四年十一月修法阿闍梨二人を置く、これ後漢京の阿闍梨として、修法濟京位の人多く補せらる、淸和天皇貞觀十八年、水雲を三部大法阿闍梨に、增河天皇弘仁和寺の傳法親王を大阿闍梨に、宇多天皇寬平元年、仁和寺の傳法親王を小阿闍梨に補す、

（次頁に續く）

大阿闍梨に出身の門地により定まる、鎭山、東寺、小野廣澤等の諸寺の僧徒は多く大阿闍梨に進む、四種灌頂等の諸法の傳授和尙を一身阿闍梨に補す（「インシンアジャリ」參看）阿闍梨には、有職問答、僧官雜纂、大日本史、佛寺志）

アシユラ 阿修羅　佛經にて諸佛の一、「アスラ」とも「アシュラ」とも又「アシュク」とも云ふ、其には阿闍梨と云ふ、無動又は无嗔恚と譯す、東方阿比羅提國に在り（法華經、佛祖圖彙、類聚名物考、佛教いろは辭典）

アシユラワウ 阿修羅王　佛經にて鬼神の名、梵語、阿素洛とも云ふ、阿は非、素洛は天の義、非天と譯す、また阿須倫とも、修羅道とも、單に修羅ともいふ、無端神と譯す、力強くして天帝釋四天と爭ふといへり、此王は、身の形不端正にして醜なりと云ふ、其身千頭二千手のもの、或は三頭四手なるものあり、或は云ふ、身の丈二萬八千里、九頭千眼口中より火を出し、九十九手、八國にして海中に立つと、又云ふ身長七百由旬

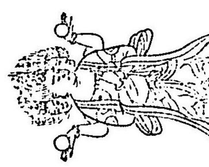

アシヨウ 足將　牛の足繋きをいふ、一說には手車、荷車等を繋ぐともいへり（後撰訓栞）

アシロ 編笹（遮、遮）　竹、竹葉等を淺く編くして編みたるもの、編代と大差なきが如し、雨雪等に用ふ、編代車、編代簀、編代屋風などいふものこれなり（雜訓栞、和名抄、雜織物法）

アシロ 網代　御廚子所の雜部の下役の名、「ミッシドコロ」を見よ、

アシロ 網代　魚を捕へんが爲、川の淵に設けたる柵、網代（シロ）の義、圖彙に古への柧を網引形に打ち、其末にたゞちに魚をあつめて置く、淵瀨の時、魚この間中に入れば、干潮の時、出づること能はずして捕へらるゝなり、○上代には水魚を取らんために山城の宇治、近江の田上などに多くこれを設けたり、また網代木、網代の庇などいふ、流人を網代守、網代人などもおしたることなどに見えあり、後世方角方向にて、流水を網代と稱するには、水氣の多きなるべし（後訓栞、雜語考、雜記、事類考）

アシロギ 網代木　網代のアシロを見よ、

アシログルマ 網代車　牛車の一種、網代にて張りたるをいふ、攝政關白大臣納言大將等多くは此車を用ゐ、四位五位の中少將、侍從外記殿上等常に用ふ、大將以上の網代には庇廻手或は庇車と稱す、院、皇太子、親王、攝政、關白、大臣、大將等之を用ふ、稀に女院などの用ふる事あり、庇の縱四方奥の如く、上の白絹は庇、簾中は袋支にて、廻手物見等あるものを云ふ、牛車（キッシャ）參看（筒抄、蜂抄、有職抄、典車圖考）

アシロビヤウブ 遮屏風　遮にて作りたる屏風、其擬造は、淺骨に片面を張りて、細き紐にて綴ぢ合す、昔は山莊などの、古風の家の調度には、必ずありしといふ（河海抄）

アシロマル 網代丸　名笛の名、天王寺樂人樂公網所持の笛、音笙共によし、二條中納言定輔卿之を仙洞に献ず（拾芥抄、樂器考）

アスカイベノコシシヤ 飛鳥戸神社　河內國古市郡飛鳥村、飛鳥戸造首將領後主第貞觀元年八月正四位下を授け、二年首姓に列し、元慶四年九月氏人首將石雄、卿春世等が請ひに依て、春秋祭祀の令の四一町を充つ、延喜の制名神大社に列し、新年、月次、新嘗の案上幣帛に預る、祭日十月十六日（神祇志料）

アスカイベノコホリ 足羽郡　河內國

（次頁に續く）

雜波經——雜經——雜世——雜親——雜後——雜綱
雜家——雜緣——雜世——雜親——雜後——雜綱

雜掌——雜敎——雜府——雜貳——雜穴——雜宰
雜知——雜直——雜殿——雜香——雜爪——雜威
雜光——雜久——雜景——雜望

アスカイキヨミハラノミヤ 飛鳥淨御原宮　天武天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥の遺墟、齊明天皇元年冬飛鳥板蓋宮燒失せしを以て、此に都し、一年にて飛鳥岡本宮に移る、仍て廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノカハラノミヤ 飛鳥川原宮　齊明天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥の遺墟、齊明天皇元年冬飛鳥板蓋宮燒失せしを以て、此に都し、一年にて飛鳥岡本宮に移る、仍て廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノキヨミハラノミヤ 飛鳥淨御原宮　天武天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥の遺墟、齊明天皇元年冬飛鳥板蓋宮燒失せしを以て、此に都し、一年にて飛鳥岡本宮に移る、仍て廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノナカモトノミヤ 飛鳥岡本宮　齊明、淨明天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥の遺墟、齊明天皇二年十月十二日都し、六年に至りて廢す、齊明天皇二年又都し、十二年にて廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノカハラノミヤ 飛鳥川原宮　齊明天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥の遺墟、齊明天皇元年冬飛鳥板蓋宮燒失せしを以て、此に都し、一年にて飛鳥岡本宮に移る、仍て廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノイタブキノミヤ 飛鳥板葺宮　齊明、齊明天皇の皇居、大和國高市郡岡村飛鳥村の遺墟、齊明天皇二年四月二十八日都し、入年にして廢す、齊明天皇元年正月三日都し、其冬燒失し、飛鳥川原宮に還る（帝紀、首府沿革論）

アスカデラ 飛鳥寺　元興寺（アンコウジ）を見よ、

アスカヰリウ 飛鳥井流　（諸說二）雅親が創めたる非法の一派、其底流に飛鳥井雅康あり二條流、冷泉流を折衷し、別に二條流を興す、足利我儘、大（後訓栞）內義晴、武田元光等此流を繼ぐ、關白近衛尙通は飛鳥井流より一流を開き尙通流と稱す、關白宿尹に至りて更に近衛流又三藐院流と稱す、左大臣信尙之を繼承す、其作法定家流に似て頗る活動なり（平安通志、本朝美術史）

アスカベノコホリ 安宿郡　河內國

雜略天皇九年七月の紀に飛鳥戸郡とあるを、史籍に見えたる始めとす、古へ飛鳥戸に作り、後ち安宿部に作る、和名抄に賀美（カミ）尾張（チハッ）安吉（シヨ）の三鄕あり、元祿圖安宿郡に從ひ、明治初年郡役に及び、同十一年安宿郡に改め、明治二十九年三月石川、錦部、八上、丹南、志紀の五郡と合併して南河內郡の新郡となる（帝紀、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

アスカベノシシヤ 飛鳥戸神社　河內國古市郡飛鳥村、飛鳥戸造首將領後主第貞觀元年八月正四位下を授け、二年首姓に列し、元慶四年九月氏人首將石雄、卿春世等が請ひに依て、春秋祭祀の令の四一町を充つ、延喜の制名神大社に列し、新年、月次、新嘗の案上幣帛に預る、祭日十月十六日（神祇志料）

アスカベノコホリ 足羽郡　越前國

繼體天皇即位元年の條に、始めて其名見えたり、圖和名抄に安味（アミ）鎭田（ヘツカタ）足羽（アスハ）草原（クサハラ）小名（ヲヂ）井手（ヲデ）原宮　天武天皇の皇居、大和國高市郡上居村、天武天皇元年九月都す、十四年に廢す（帝紀、首府沿革論）

アスカノミヤ 飛鳥宮　「トホツアスカノミヤ」を見よ、

アスカノヤツリノミヤ 飛鳥八釣宮　齊明天皇の皇居、大和國高市郡上八釣村、顯宗天皇元年都し、三年にて廢す、此宮を元宗天皇遷飛鳥宮に對して、近飛鳥とも稱す、この道は河內國柴籬宮より指示せしものなり（帝紀、首府沿革論）

（キヒ）中野（ナカノ）岡本（チカモト）江沼（エヌマ）等の九郷あり、後ち北境の地を割て吉田郡を置き、本郡を南北二郡に分つ、正徳國之に仍る、寛文中南北二郡の稱を廢し、吉田郡を存す、郡の西北江上郷の地、後ち坂井郡に入る、和名抄十郷中の安味（ヤスミ）郷吉田等の地、吉田郡に屬す、中世西北二郡となす、寛永十一年松平昌親知吉鎌に、足羽郡北郡あり、元祿中停に復す（郡名共同一覽國郡沿革考）

アスハノミシヤ　足羽神社　國幣小社

前國足羽郡麻井市字足羽上町、足羽山の半腹に在り、界大迹皇子（繼體天皇）を祭り、相殿に生井神、麻井神、阿須波神、波比岐神を配祀す（國誌神社考續神社考）天皇即位以前當國當郷に移り來り、仁慈を施して國民の地の狹を記り、神に祭ひ三大川を疏通せしめて流灌の幅を圓ふ、是に於て國民其德を慕ひ、卽治績を其嗣に留めて足羽宮と號す、相武天皇の御宇從五位下に叙し、累進して正三位に叙せらる、鎌倉幕府の頃、四千石の社領を賜ふ、天正の兵亂後、社殿燒亡し社領亦亡ひ、寛文中社殿を營造す、明治四年郷社に列し八年縣社に列す（古今類聚越前國誌、名勝地誌）

アゼクラ　校倉　倉庫上代に於ける木造の

倉庫、甲ヲクラ、又庫、又倉とも書き、俗に「アセッ」とも云ふ、アセは炎の義、木を炎して作りたる故に名とす、北山抄に、校屋あるも同じからべし、一說に、校を經緯と云ふは、文字の音に據りて說を爲したるなり、又甲倉は、甲乙を以て倉の次第をなしたるなり○雄略天皇治績に、部曲と田荘を汎濫無節倉と稱す、高八丈と云ふ、北郷倉と

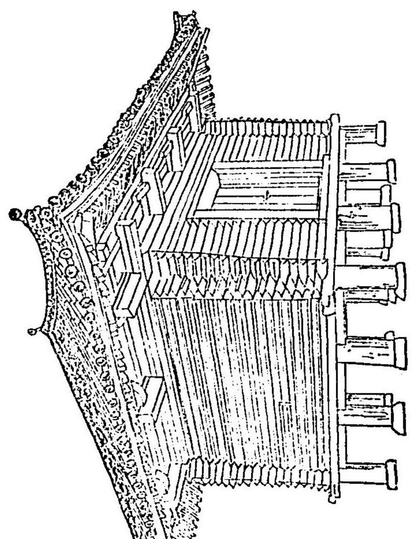

に殘むる所の物、數百千年を經るも、坐食の変なし

所ならば、又倉の構造なるが故の稱ならん、蓋し又倉は太古の庶の遺風なるべし○圖三角形の木を井字形に組み上げて、國の如く木の角を外へ現はして作る、寒暑濕に、北野の貧倉は四角なる木を以て作るとあり、東大寺、正倉院等にあるが如し、共に三角形の材を用ひ、實に角を現はし、內部は平坦にして板を敷たるが如し、屋根は瓦及び檜皮等にて葺き、上代の遺製注なり、新古小說に、校倉は烈日にあたれどとも土藏の氣なく、又雨に逢ふも濕氣を含まず、故

とありて、寶倉にも用ひたれども、多く玉重の物品を收むるに用ひたるもの、如し、現存する所の正倉院、東大寺の油倉は皆これなり（和名抄、四大寺資財帳、修理職、頒暦使、修理職、頒暦使等、工藝志料）

アゼチ　按察　院中女房の號、天皇即位の時に、內侍以上に昇り、天皇御讓位の後ち、卽ち上院に來侍する事、卽位中の如くなる女房を云ふ、按察三位とは、人我夫婦大臣權實代々の攝則當大臣權實代々の攝關の女なり、主卽門天皇卽位の時、中宮に仕へて、三位典侍となる、天皇位を傳讓天皇に譲り、新院たる時に、典侍を去て、散事三位となり、再び上皇に來仕す、故に按察三位と稱するなり（故實叢）

アゼチ　按察使　官名の按察使の三字にて、アセチよむ、「アンサッシ」とはよまず、按察の二字にても同じ、唐名祕演、國時の官、國司及び其官の內にて過怠の人を糺が、地方の政治得失を視察巡省せしめ、人民を巡撫す、故に所管國司の非違、及び百姓を侵漁する事あらば、狀を糺り彈劾す、其違限以下は決斷し、流罪以上は狀を錄して來上せしめ、治績勞り部內清靜なるものと狀を錄して官上せしも、職內に置くを按察と稱す、六道に置くを按察使と稱す、名異にして北畿は同じ、國司及位准正五位（後從四位下となる）記事一人准正七位下とす、元正天皇養老三年七月始めて諸國に置き、國司を以てこれを兼ね、二國若くは三四國毎に一員を設く、又國宮を補し記錄せしむ、九月山城河內攝津（ここまで）

月管見郡と共に合併して四伯郡となる（郡名異同一覽國郡沿革考）

アセヒキ　畔引　江戸時代、檢地の時に、畔の傍一尺を除きて檢し、其租を減額するを云ふ、引（ヒキ）參考、地方凡例錄、大日本租稅志）

アセリノコホリ　汗入郡　所屬伯耆國

國和名抄に、來穀（ツカミ）汗入（アセッ）奈和（ナフ）尺度、宮住（ヘカスミ）新井（ニヒイ）等の六鄕あり、後ち汗入郡の東境、東穀鄕の地、入穀郡に入る、今東穀村存し、入穀郡に屬す、明治二十九年三

| | | |

後之に従ふ（紀・郡名異同に関し国郡沿革参）

アソノコホリ 阿蘇郡 肥後 国郡

阿蘇谷は国家に作る。筑後国より肥後国に至る。筑紫国北部の地にして此地に至る。筑紫国北部の地にして此地に至る。筑紫国北部の地にして此地

アタチカゲモリ 安達景盛 鎌 九郎と稱す、法名覚地、大蓮房と號す、高野山に居るを以て、世呼で高野入道と云ふ 紀 九郎景盛の妻の事を以て舅家の怒に觸れ、將に殺されんとす、政子の誡に依て免る、建本中右衛門尉、建保六年出羽介となり、秋田城を領し從五位に叙せらる、朝幕に遊ぶ、京鎌倉ゝて疑を蒙ち高野山に入る、常に謙倉に往來し、建分ある毎に諮詢せらる、永久の難北條時房に從て功あり、初め京成の女北條時氏に嫁し、經時頼を生む、時頼政を執るに及んで尊重せらる、京成歿に乗じて、三浦氏を滅す、(宮城鏡、六日本史)

アタチノコホリ 足立郡 武 埼玉縣の北部荒川以東の地なりと雖ども、延喜式に見えたり、和名抄に、埼玉(サキタマ)、騎西(カウジ)、稻直(イナホ)、郡家(ノウケ)、餘戸、幸度等の六郷あり、北條分限帳、花又村、鷲神社等に、上下足立郡あり、明治十一年郡區編制の際、更に南北足立の二郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アタチノコホリ 安達郡 陸 岩代國(安積郡を分ちて本郡を置く) 和名抄には來都縣に屬し小倉(チクラ)、宮里(ムサト)、鏡山(クハヤマ)、靜戸、伊達(イタテ)、安積、笹越(ミネコシ)、驛家の八鄉あり、笠町時代、石橋、岳山二氏分領し、東西安達郡と稱し、又元和の頃東安達を隈部郡と稱す、正保中復た郡と稱す、明治に至り隈部を割いて岩代に屬し、國郡沿革考)

アタノクニ 吾田國 薩 神代紀に、吾田長屋笠狹之碕とある吾田は、今の薩隅二州の地にて、笠狹は、今の川邊郡加世田郷にて、長屋も同所なれば、吾田國は今の阿多、加世田の邊を云ふなるべし 神代紀に吾田長屋笠狹之碕、神武紀に吾田邑とあり、則ち阿多、加世田の邊を吾田國と云ひしが、後ち薩隅國の一稱となる、中古隼人國又は噌更(地理攷考)

アタノコホリ 阿多郡 薩 薩摩國 神代紀に、吾田長屋笠狹之碕とあるは、本郡の地にて隼人の住地なり、天武天皇十一年七月、阿多隼人入朝して方物を貢す、持統天皇六年五月詔して沙門を此地に遣り佛教を弘めしむ、和名抄に高城、入野、頴娃、給黎、阿多、加世田の六郷あり、後ち加世田郷は田代、ァフセ、甲斐、見ゆ、藤原、ァカヤ、後ち加世田郷は田代、ァフセ、甲斐、に作る、盖し誤なり、今日布志村存す、延喜式に阿多ゝ等の四郷あり、後ち薩摩、河邊二郡に入る、建久圖田帳阿多郡に入り、加世田二百五十町加世田別府百町とあり、今河邊郡に屬す、延喜式に阿多なし、盖し脱漏か、明治二十九年三月日置郡に合併せらる(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

アタノハカ 阿陀墓 内大臣藤原良綱の墓 大和國宇智郡阿陀村大字山にあり、兆域東西十五町、南北十五町、守戸一烟あり(延喜式、陵墓一覽抄)

アタノハヤビト 阿多隼人 姓氏錄に、阿多隼人は、容方須佐利方命の後とあり、古事記に、大照命は隼人阿多君の祖と云ふは緊係なり、古の吾田國は此隼人の居りし處にて、今薩隅國阿多郡の地なり、大寶二年八月以後薩隅隼人と稱して、阿多隼人の名を見ず、隼人(ハヤヒト)參照(姓氏錄考證、地理攷考、古事記傳)

アタヘ 疔 カバの一種、或ひと曰く、阿多カバの訛なりともいふ、(一)(姓氏錄に疔は君を云ふとあり、(二)(古事記に、アメノヒボコの妻アカルヒメを阿加流比賣神(アカルヒメノカミ)と記し、日本紀に阿加流比賣神(アカルヒメノカミ)と記し、延喜式に阿加流比賣神社(アカルヒメノカミノヤシロ)あり、(三)(倭訓栞に、疔(アカ)れば、疔處々の苔たる處ならむと云ひ、(四)(古事記傳に、疔は阿多(アタ)の轉ならむと云ひ、(五)(姓氏考に、阿多(アタ)は疔(アカ)の意ならむと云ひ、(六)(本居内遠は、阿多(アタ)は疔(アカ)兄(セ)の意なりと云ひ、(七)(白鳥庫吉氏の說に疔のアは添へ詞、セは語尾にして、ァはサヲルアルタイック語の赤稱、同じ、ァマと云ふも同じ意にて、即ち疔は、皆の意なりと云ふ、一說には阿多(アタ)の轉にて上又は元皆の意なり、語源をアタ、頭をア

とするは誤なり○アッカシとは假定語にて、アッシは沼の義なりと云ふ（村名郡名）

アツカヒ　扱　江戸時代、訴訟の事などを和解する事を云ふ。御定書百箇條に、出入銀願取上ざる品并我日限之事（元文五年申）、公事銀願候節日數二十日可限、但遠國之輩は其國之日限を考、其都々日數相極可申付事。

アツガミ　厚紙　紙の一種、烏手の古名、又厚綾とも云ふ。延享式に、日薬澁三通（中略）樫實厚紙五十張（古今著聞集和泉の條に、順徳院御位の時當座の詠合ありけり、以紙為題物につゞまれりけるに、非はてゝ人々罷出けるに云々とあり、

アツカリ　預　諸所の職員の名、其事の通り其所を預り領して、事ら事を取る者を云ふ。御普請所、一本御普請所、穀倉院御預所、内匠所、供御所、後院、廐、乳母等に置く、孰も其官なり、院司、後院、廐、乳師等は次官以下なり（以上各條に付て見るべし）又遠外、石清水、春日（以上三社には正權預あり）平野、大原野、梅宮等の神職并に庄園等にも見えたり、俗職には、立預、居預あり、

アツカリシヨウキン　預證文　江戸時代に於ける訴訟上の文書名、表行より訟者を親族又は町村に預け置きて保管せしむる時、證取する證文を云ふ○元祿十四年の御觸書に云、越前出入三右衛門を家主に預ケ置いたしおき、程過公事に相成候節、五に預ケ候證文不分明證論及候之條、向後には預ケ候分名主五人組之相斷家主方より證文取可申候、但し夫婦共打揃置候はゝ、預り置候家主方より表行所へ可訴出事、右之趣相守之ゝ證書候はゝ、可為曲事、

アツカリドコロ　預所　江戸幕府の領地にして、譜代の係管する所を云ふ。牧民金鑑延享二年七月十九日の達に、預所は代官に同からず云々と見えたり、

アツカリマウス　關白　万機を預り申す意、

アツキサカノシヤウヤリ　小豆坂七本槍　小豆坂は三河國宝飯郡今村にあり、天文

（次頁に續く）

（前頁から）

十一年八月今川義元織田信秀と此時に戰ふ、織田氏の重臣にて退くとき、部下の士にて尤も武勇を顯せし者、織田信光、織田信房、岡田重孝、佐々勝道、佐々勝重、中野信知、下方匡綱の七人あり、世に之を稱して小豆坂七ツ槍といふ（温古物語、會類節用集）

アツキノカユ　小豆粥　小豆を炙りて煮たる粥、正月十五日に之を食ひ、年中行事の一、此日小豆粥を食ふときは、邪氣を除くといふ信仰に非ざるも、行事にして、支那の俗に因せり、而して其說に因しては、漢帝の時蛮兇といふもの、正月十五日に殺せられし後感狐となる、故に今日家の時に小豆の羹を炙りこれを祭りそなたに向ひて食ひ、或は高辛氏の女正月十五日に死して後感狐となりて邪氣を作すより、今日これを食に忌なしともいひ、或は年中の邪氣を除くとい

日大神宮雑起事なり、族を大笠と云ふ、中略、神巣・屍・葬等凡て百五十條家令に在り（神祇志料、尾張志、古事類苑神祇部）

アツテ　楚（期）　名義　弓の的を懸くる場所を云ふ、編む土の袋、アムツチとも云ふ　語源

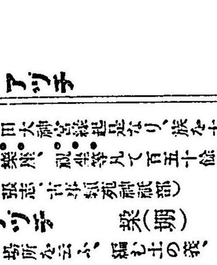

慶長十九年七月左右京職及び諸国に命じて射を習ふ所を築かしむ、これ其に見えたるを始めなり　圏圏大笠小笠あり、其小形に倍せて張き、砂を内に盛りて的を懸く、方三尺許、矢取二人此に居る（儀制令、和訓栞、三才圖會）

アツチカウケ　堀高下　定まりたる場所なく、其時に従て築く堀を云ふ、高下は小的に限りたる事にて、的立てき時に、ツアラを組みて立つ、又あうちなき時は砂をかき上げて射るなり、ツアラは今の巻藁の如きもの、小的はマタモノの的にして、釣りたる的にあらず、仕て堀なくては立つる能はず、故に堀の代にツアラを設き的を立つ、外的の如き作りなれば、堀の代に矢どうに布革を立つ、小的に布革を立つれば的の立様なき故、ツアラを用ふるなりと云ふ（新撰姓氏録抄）

アツチシヤウ　安土城　所在　近江國蒲生郡安土山村大字慈恩寺山中にあり、元豊浦庄内に属す　名義　安土は的鉾の袋、山の東北に接し伊庭村（神崎郡）あり即ち射場ならん　圏圏圏圏天正四年繕日信長の築く所にして、惟住五郎左衛門奉行す、四月朔日より大石を以て四方石垣を築き中に天主を建つ、是れ本邦天主閣の始めなり、天主は一重石台の高十間、二重東西二十間、南北十七間、柱数二百四十本、総高さ十六間、七重に至りて三間四方なり、天正十一年六月十四日明智光秀安土城に火を放ちて焼いら、今猶石垣存し秀吉家康等の屋敷跡等存せりと云ふ、木曾義昌圏内に、安土天守寺跡に信長公築あり、處々に石垣を遺存すとあり、城址に遺家山越見寺あり、臨済宗なり、開山和尚の開基にして織田信長の木願、三摩耶は戦国秀頼の帝進ずる所なりと云ふ（信長記、近江輿地誌略）

アツチホコン　安土法論　名義　正親町天皇天正七年五月中信長日信長の居城近江の安土城にて行ひし、浄土、日蓮両宗の法論　圏圏刊　浄土宗の僧鎮誉、聞誉より来り安土城にて七日間法談す、日蓮宗の信者諸部紛擾、大臣傍観等編出し居たりしが鎮誉を論圧す、鎮誉曰大谷に就く僧なし、日蓮宗の僧侶を出せと、茲に於て京都妙覚寺等の僧日光、不受等の僧信幸安土に雲集す、信長臣下をして仲裁せしむ、日蓮宗従違かず法論に決す　圏圏圏圏刊　両禅寺秀長老及び因果居士を判者とし、織田七兵衛以下五人皆同席す、日蓮宗僧徒盲人群出し、浄土宗は鎮誉、真安二人のみ出づ、真安先づ口を開き歌四歌答の後四十座年の法門を以邪前を捨方座第四の妙の一字は捨平不捨乎、法華は八、四十座年四妙の中とは何ぞや、真安曰く法華の妙とは不知乎、とニに手て法華答ふる能はず、真安頃を以て招き捨平不捨乎と詰問すと雖も難題にして答へず、遂に浄土宗の勝に帰す　圏圏圏圏刊　日蓮宗僧徒の怨敵を取り結構な寺でしょ　建部、大隈、不倒の三人を斬に處す（信長記）

アツヒタ　厚額　名義　冠の額？　圏圏圏　十六歳以後前髪なき（ツ）を厚く作りたるを云ふ　圏圏圏　十六歳以後前髪を用ふと雖も、半首の者は用ひず、京極大閤御夢

に三十歳左大臣の時、後二條関白師通は三十二歳内大臣の時、是を用ふるを見たれば、十六歳以後も任候以前には用ひざるか、後非は官の高下を問はず、十六歳より厚額を用ふる事となれり、按（カンムッ）案者（姫路案内、西三條家家抄、裏葉集成）

アツフサノシリガイ　厚総鞦　馬具のお尻に懸る総を云ふ、又大総とかに、糸の総を多く付けたるを云ふ、小総とも云ふ、源平盛衰記に、黒馬共々、逞しきに白覆輪の鞍おきて厚総の鞦を懸けたり、義経公参内記に、厚総の鞦かけて左右を分け、二行に乗るなりしなど見えたり、又軍に繁（ハン）と云ふ、鞦（シリガイ）条者（真文雑記）

アツマアソビ　東遊　名義　東の名、東舞と云ふ、我国ヤマトタケの風俗歌に今せて舞ふ歌にかく名づく、後ち東国の歌謡ある中、人の最も聴河風を悦びしを以て、直に聴河歌を以てこれを東遊といふにも至る　圏圏圏　舞人六人（或は四人）陪子（歌方若干）一人、笛（七孔）一人、鞨鼓（中世より之を加ふ）一人、和琴一人、付歌一人、琴持一人、笛持一人付歌、令計十三人、管楽の小忌衣を着し、細纓冠緒に冨人は櫻、歌方は緑衆の造花を右に挿し（或は時候の草花を用ふ）庭上に於て奏するを法とし、舞人歌人とも立列するなり、然れども司吉礼新制、諸社に行はれし時は、其社に舞殿あるを以て社に於て奏したるなり、今其に庭上の作法を挙れば、先づ舞人及び歌方第一位の處に左右に列れ、笛一行に立列、舞人は右を首とし、歌方は左を首とす、次に狛陪子始め順次に之を奏し、聴河歌に至り舞陪子加多多良忌を奏しながら上首より共に第二位の所に進み、舞人右の袖を折り跪きて右の袖を脱き、正面に向ひ立つ、次に求子歌始まれば舞人は第三位の所に進み、舞ひ終て次に北庭歌を歌ひながら舞人歌方各第一位の所に退き終る　圏圏圏　三年三月、東大寺の大仏供養の時、近衛の壮年二十人東舞を奏すと三代実録に見えたるを始めとす、楽制に、雅亮等の物にうたたら始めとす、あるを物にうたたら始めとす、楽制に、雅亮等の物にうたたら始めとす、楽制に、雅亮等の物にうたたら始めとす、楽制に、雅亮等の

アツマヒヤクワン 東百官 京都の官名を模倣して作れる私稱、國東武士の名に多く見ゆ

アツマヤ 四阿(東屋) 四方へ葺き降ろしたる家屋の名、後ち轉じて庭中に建つる四本柱の亭をいふこととなれり、阿は廂にして、四方へ葺き降ろしたるが故に四阿と名づく、終に、東國の屋作をも移したるより、その名にて東屋の義なりとの説あれど、東屋とかくは、後世の借字にして、東國の屋作といふことにあらざれば、信ずるに足らず、續日本紀に、和名抄に四阿、阿部秀雄などと見えて、和名抄に四阿、阿部秀雄などと見えて、和名抄に四阿、阿部秀雄などと見えて

神別なり、本居は河内國渡川郡跡部の地にて、其別氏は大和、和泉、攝津等にあり、天武天皇十三年十二月同月同日迄に姓宿禰を賜ふ、元正天皇養老三年五月同三年七月同日迄手老等に宿禰を賜ひ、淸和天皇貞觀六年八月丈部大允同日迄主殿大屬同日迄宿禰を賜ひ、下野權大目同日迄連を賜ひ、陰陽允同日迄部の（同日迄部は、山部多部流比女四世の孫、毛能志和氣命の後とありて、同族ならず異族ならざるを知らずといへども、眞祀は貞觀四年七月の紀に、同日宿禰とあれば健速日命の裔孫なる事疑なし）眞髮等に眞野宿禰の姓を賜ふ、族類に眞野宿禰あり（新撰姓氏錄參照）

アトユキ 跡式　父兄の遺跡をいふ、德川百箇條に、「家來之通跡式可申付、人見難記候條、二十年の條に、「幼領跡式被下、三年已前病死、遺跡相續の嫡子次、能之御切米被下名上しとみえたり、

アトリキ 後繼　跡の絶を切を云ふ、蜂矩謎生の時には忌詞多きを以て云ひしなるべし、「アトし」は產後にて、出生後、後を跡へ取もる意なるべし、御產所日記に、永享六年二月九日御所樣（義敎）御成の時、御膳次絲織次中御酒直垂白御所樣御答御、竹方二捉、二階堂大夫判宮殿へ進上之白直垂若しとあり、

アトリキ 跡繼　家督相續人をいふ、又繼ぐ物事の跡を引受けて繼ぐ、ことをもいふ、

アトトリ 跡取　跡繼に同じ、「アトツギ」を見よ、

アトノママ 任例　任官の例をいふ、椎尊抄に、「夫政大臣二箇度任例（法性寺入道前太政大臣任例（始自攝家公卿也）」とあり、

アトノリ 跡乘　江戶時代、「跡役」の時、「直（通）自內大臣任例（始自攝家公卿也）」とあり、

アトバラヒ 跡拂

川と稱す、内保村淺吹村の南に至りて姉川と合す、
即ち今湯田村地方は繼田淵川の邊合流の邊を破りし地と云ふ、俗說に國祖王の姉女龍王となり此川に棲むを以て終が云ふと、又往川と云ふは河の上流に祥の淵ありし故なりと【國】【初】繼

田信長の足利義昭を使ふや、越前の朝倉義景兵を擁して起かず、義昭懇を致すに及びて俗に手ちず、信長大に怒り、元龜元年四月自ら起き討つ、手向金崎二城を攻く、舍々近江淺井長政之を聞き、約に背くとなし、兵を發けて朝倉氏に應ず、信長之を畢りて還る、六月長政等北長刈安に據き、嶺路堅築をして繪川城を守らしむ、信長入なして之を陷す、【語】【解】走す、信長政を小谷城に攻む、喰にして救く能はず、【參】【山】城を救ふ、兵凡一萬三千人、信長淺を總川安藤に乞ふ、家康兵三千を率ゐてポリ舍や【國】二十八日繰明長政京鏡と姉川に至り、長政野村に、京鏡三田村に陣す、信長諸將を部署し、丹羽長秀を横山に備へ、家康を京鏡に當らしめ、自ら長政に當る、長政河を渡りて攻む、信長の先鋒苦敗る、長政の兵信長に逼る、信長衆を勵ましむ、繼田五に勝敗あり、家康進で京鏡を擊つ、前鋒敗績す、家康蒂戰して大に京鏡を敗る、長政の軍京鏡の敗を見て狐疑す、稻葉通朝等離叛し、長政の軍遂に大敗す、遠藤喜右衛門信長を狙撃し、敵中に入て殺さる、將士勝に乘じて追撃、小谷山下に至て殿軍なし、秀吉直に小谷を取らんと謂ふ、信長聽かず、火を放て軍を收む、【參】【山】城を攻めて之を屠陷す、信長秀吉をして之を守らしむ、この役以來淺井朝倉二氏振はず、天正二年八月信長兵を發して長政を伐ち、月淵城を

降す、義景兵を出して援く、舍々越前に還る、信長退擊長濱に至りて越前に入り、敦賀に次す、向ふ所皆降る、義景一乘谷を棄て遁る、朝倉義景を斬り降る、首を京師に傳ふ、信長還て小谷城を攻む、長政父久政と共に自殺す、越に於て淺井朝倉二氏皆滅ぶ、信長記、三河物語、野史、近江奧地誌參

アノウチ　阿野氏　性は藤原、閑院流、遠野井

○公佐―實氏―公守―實治―公經―實雄―宗雄

實國の男公佐始めて阿野と稱す、羽林家なり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（發典分脈、系圖）

アノツシヤウ　安濃津城　【國】【城】伊勢國安

○國綱―國光―國光―國重

濃郡津市の西偏にありて、東乙部、西新町、南浦、岩田川、北安濃川に接す【國】【城】永祿中畑野藤敦此地に城き、十一年織田信長攻めてこれを取り、弟信昌をしてを居らしめ、南方の鎭となす、十二年信長北畠氏と和し、信包をして居らしむ、文祿元年豐臣秀吉其領邑を沒收し、慶長五年毛利秀元等に攻められ岩野山に遁る、德川氏慶長十三年藤堂高虎を三十二萬俵に封じ、其後信濃に至り、慶長五年毛利秀元等に攻められ岩野山に遁る、德川氏慶長十三年藤堂高虎を三十二萬俵に封じ、其後信濃に至り、

アノツシヤウ　安濃津城　【國】【城】伊勢國安

○國綱―國光―國光―國重

濃郡津市の西偏にありて、東乙部、西新町、南浦、岩田川、北安濃川に接す【國】【城】永祿中畑野藤敦此地に城き、十一年織田信長攻めてこれを取り、弟信昌をしてを居らしめ、南方の鎭となす、十二年信長北畠氏と和し、信包をして居らしむ、文祿元年豐臣秀吉其領邑を沒收し、慶長五年毛利秀元等に攻められ岩野山に遁る、德川氏慶長十三年藤堂高虎を三十二萬俵に封じ、其後信濃に至り、

アノウチ　阿野氏　性は藤原、閑院流、遠野井

○公佐―實氏―公守―實治―公經―實雄―宗雄

實國の男公佐始めて阿野と稱す、羽林家なり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる（發典分脈、系圖）

アノツシヤウ　安濃津城　【國】【城】伊勢國安

○國綱―國光―國光―國重

濃郡津市の西偏にありて、東乙部、西新町、南浦、岩田川、北安濃川に接す【國】【城】永祿中畑野藤敦此地に城き、十一年織田信長攻めてこれを取り、弟信昌をしてを居らしめ、南方の鎭となす、十二年信長北畠氏と和し、信包をして居らしむ、文祿元年豐臣秀吉其領邑を沒收し、慶長五年毛利秀元等に攻められ岩野山に遁る、德川氏慶長十三年藤堂高虎を三十二萬俵に封じ、其後信濃に至り、

アバタヤキ　粟田焼　京都東部粟田口に於て燔きたる陶器を云ふ　元和の初め、此地の陶業師九出右衛門なる者外国風の器を燔く、是を粟田燔の始めとす、土器にして白く、土質緻密にして雛子或色を帯び、釉薬に微細の氷紋あり、焉及び五条の花弁を描き、白ら一種の風をなし、延宝以降名工迭出し、是地に至りては製造を改良し、形造の術益々進み、且舶外人の嗜好に適し、欧米人の好評を博し、今や専ら海外輸出品のみを産し、一大物産となり、製造家十一戸、産額十萬四以上に達するに至れり（焼物（ヤキモノ）参看（工藝志料））

アバタヤマノミサザキ　粟田山陵　後堀河天皇の中宮大宮院藤原姞子の陵、山城国京都市上京区西蜂寺町に在り（陵墓一覧）

アバチノイサナギノふミヤ　淡路伊弉諾神祉　伊弉諾神祉（イザナキノジンシャ）を見よ

アバチノクニ　淡路國　四方皆海、北は播磨、東南は紀伊、西南は阿波に到る、南北五十三里拾六方里、四周三拾八里弐拾五町拾四間、東西弐拾弐町、南北拾弐里弐拾八町、南海道に属す　瀬戸内海の東に横はりて、三面の港湾を成し、大阪湾及び内海諸要の地たり、高速巨流なし　神代紀に、淡道之穂之狭別島を生むとあり、後ち淡路国と称す、中古国府を三原郡（今国衙村と云）に置き、天平宝字八年淳仁天皇遷せられ、三原郡に遷り明年崩す（国衙村の北十一町所村野口宮あり、其遺址と云ふ）鎌倉の初め佐々木経高を以て守護となす、正治二年兵治家政之に代る、足利尊氏の反するや細川氏を以て守護となし、細川師氏（頼春の兄）を以て守護となし、管領三管四職の一たらしむ、師氏三原郡中八木村に法華山一乗寺を建て、永正中其菩提を弔ふ、慶長六年小笠原忠真入封し、三原郡に城を築き、洲本城を支城とす、元和元年忠真豊前に移るや、洲本城代を置き、寛永十年以降代々城代を置く、文化文政の頃人口凡十萬、戸数一万七千、男女の比例略ぼ一対一、男子の内士族一千、卒族二千、農民四千、工商一千、寺院僧侶神官一千、穢多非人一千、牛馬一千、船舶大小百、米穀年産凡十萬石、木綿年産凡二萬反、塩年産凡二萬俵、其他製造物、海産物、薪炭等皆多し、

アバチノクニ　淡路國　四方皆海、北は播磨、東南は紀伊、西南は阿波に到る、南北五十三里拾六方里、四周三拾八里弐拾五町拾四間、東西弐拾弐町、南北拾弐里弐拾八町、南海道に属す　瀬戸内海の東に横はりて、三面の港湾を成し、大阪湾及び内海諸要の地たり、高速巨流なし　神代紀に、淡道之穂之狭別島を生むとあり、後ち淡路国と称す、中古国府を三原郡（今国衙村と云）に置き、天平宝字八年淳仁天皇遷せられ、三原郡に遷り明年崩す（国衙村の北十一町所村野口宮あり、其遺址と云ふ）鎌倉の初め佐々木経高を以て守護となす、正治二年兵治家政之に代る、足利尊氏の反するや細川氏を以て守護となし、細川師氏（頼春の兄）を以て守護となし、管領三管四職の一たらしむ、師氏三原郡中八木村に法華山一乗寺を建て、永正中其菩提を弔ふ、慶長六年小笠原忠真入封し、三原郡に城を築き、洲本城を支城とす、元和元年忠真豊前に移るや、洲本城代を置き、寛永十年以降代々城代を置く、文化文政の頃人口凡十萬、戸数一万七千、男女の比例略ぼ一対一、男子の内士族一千、卒族二千、農民四千、工商一千、寺院僧侶神官一千、穢多非人一千、牛馬一千、船舶大小百、米穀年産凡二萬反、塩年産凡二萬俵、其他製造物、海産物、薪炭等皆多し、

アバチノサワケ　淡道之穗之佐別　大八洲の一「淡路國の別名」「アハヂノクニ」参看

アバチノミヤノミヤ　淡道之御井宮　名義　淡路国の祖天御中主命の子神木津日子命の子知々都美命の宮　所在　淡路國内なれども詳かならず　沿革　仁徳天皇の御代若野毛二俣小日子命淡道島の宰となり、淡路の御井宮に住し、天皇の御水に供し、反正天皇淡路の宮に生れ給ひし時此地に湧非ありり、淡て太子を洗ふこと此紀に見ゆ、盖し此地に湧非ありしに依りて名くるか（古事記傳）

アバチノミサザキ　淡路陵　淳仁天皇の陵、淡路國三原郡賀集八幡村にあり、今天王森と稱す、或は彩尾森とも云ふ、四圍三百七十四間、其東西は山に沿ひて廻れり、境内に天皇の神社あり、修理の際ここに葬す、社前に拝所あり、俗に御廟と云ふ、即高臺を築き柔る所ならべし、見えたり、延喜式に、其兆域東西六町、南北六丁、守戸一烟とあり、一説には十一ケ所村の丘の松とも云へり（山陵志、陵墓一覧）

アバチノミハカ　淡路御墓　淳仁天皇の御陵、淡路國三原郡加集村大字加集天王森の南七八町の小丘、字高月の地に在り、兆域東西二町、南北二町、守戸正丁五人の由なれば、稍稜天皇の天平神護元年十月二十三日崩じ此地に葬る、光仁天皇の寶龜九年御して御陵と称す（續紀、延喜式、陵墓一覧参照）

アバチヤキ　淡路焼　名義　淡路国三原郡伊賀野村に於て製造する陶器をいふ、又粟・京・信楽焼とも云ふ　沿革　天保年間瓦家なる者、京都五條坂の陶工庇形不に陶法を変け、陶村の上始めて窯を開き製出す、藩の手力夫及び藩の姪三平井に業を傳へて今日に至る、其土質実にして彩色鮮妙なり、又香色釉、黄色釉を施せる小器を製す、其釉光沢に乏しと雖も京都の粟田焼に似たり（工藝志料）

アバヂ　粟津　所在　近江国志賀郡今の膳所村地方　古へ粟津に作る、天智天皇の朝、離宮を営まれし所にして、もと朝家の御領地なり、後ち膳所と称す、壬申の亂、弘文天皇元年七月天皇左右大臣等と謀れ、村国連男依等東海の下に至し、近江より美濃の地にありけれは此名起りしもの（古事記傳）

アバチノミサザキ　淡路陵　淳仁天皇の陵、淡路國三原郡賀集八幡村にあり、今天王森と稱す、或は彩尾森とも云ふ、四圍三百七十四間、其東西は山に沿ひて廻れり、境内に天皇の神社あり、修理の際ここに葬す、社前に拝所あり、俗に御廟と云ふ、即高臺を築き柔る所ならべし、見えたり、延喜式に、其兆域東西六町、南北六丁、守戸一烟とあり、一説には十一ケ所村の丘の松とも云へり（山陵志、陵墓一覧）

アバチノミハカ　淡路御墓　淳仁天皇の御陵、淡路國三原郡加集村大字加集天王森の南七八町の小丘、字高月の地に在り、兆域東西二町、南北二町、守戸正丁五人の由なれば、稍稜天皇の天平神護元年十月二十三日崩じ此地に葬る、光仁天皇の寶龜九年御して御陵と称す（續紀、延喜式、陵墓一覧参照）

アバチヤキ　淡路焼　名義　淡路国三原郡伊賀野村に於て製造する陶器をいふ、又粟・京・信楽焼とも云ふ　沿革　天保年間瓦家なる者、京都五條坂の陶工庇形不に陶法を変け、陶村の上始めて窯を開き製出す、藩の手力夫及び藩の姪三平井に業を傳へて今日に至る、其土質実にして彩色鮮妙なり、又香色釉、黄色釉を施せる小器を製す、其釉光沢に乏しと雖も京都の粟田焼に似たり（工藝志料）

アバヂ　粟津　所在　近江国志賀郡今の膳所村地方　古へ粟津に作る、天智天皇の朝、離宮を営まれし所にして、もと朝家の御領地なり、後ち膳所と称す、壬申の亂、弘文天皇元年七月天皇左右大臣等と謀れ、村国連男依等東海の下に至し、近江より美濃の地にありけれは此名起りしもの（古事記傳）

アバチノミサザキ　淡路陵　淳仁天皇の陵、淡路國三原郡賀集八幡村にあり、今天王森と稱す、或は彩尾森とも云ふ、四圍三百七十四間、其東西は山に沿ひて廻れり、境内に天皇の神社あり、修理の際ここに葬す、社前に拝所あり、俗に御廟と云ふ、即高臺を築き柔る所ならべし、見えたり、延喜式に、其兆域東西六町、南北六丁、守戸一烟とあり、一説には十一ケ所村の丘の松とも云へり（山陵志、陵墓一覧）

アバチノミハカ　淡路御墓　淳仁天皇の御陵、淡路國三原郡加集村大字加集天王森の南七八町の小丘、字高月の地に在り、兆域東西二町、南北二町、守戸正丁五人の由なれば、稍稜天皇の天平神護元年十月二十三日崩じ此地に葬る、光仁天皇の寶龜九年御して御陵と称す（續紀、延喜式、陵墓一覧参照）

アバチノイサナギノふミヤ　淡路伊弉諾神祉　伊弉諾神祉（イザナキノジンシャ）を見よ

アバチノクニ　淡路國　四方皆海、北は播磨、東南は紀伊、西南は阿波に到る、南北五十三里拾六方里、四周三拾八里弐拾五町拾四間、東西弐拾弐町、南北拾弐里弐拾八町、南海道に属す　瀬戸内海の東に横はりて、三面の港湾を成し、大阪湾及び内海諸要の地たり、高速巨流なし　神代紀に、淡道之穂之狭別島を生むとあり、後ち淡路国と称す、中古国府を三原郡（今国衙村と云）に置き、天平宝字八年淳仁天皇遷せられ、三原郡に遷り明年崩す（国衙村の北十一町所村野口宮あり、其遺址と云ふ）鎌倉の初め佐々木経高を以て守護となす、正治二年兵治家政之に代る、足利尊氏の反するや細川氏を以て守護となし、細川師氏（頼春の兄）を以て守護となし、管領三管四職の一たらしむ、師氏三原郡中八木村に法華山一乗寺を建て、永正中其菩提を弔ふ、慶長六年小笠原忠真入封し、三原郡に城を築き、洲本城を支城とす、元和元年忠真豊前に移るや、洲本城代を置き、寛永十年以降代々城代を置く、文化文政の頃人口凡十萬、戸数一万七千、男女の比例略ぼ一対一、男子の内士族一千、卒族二千、農民四千、工商一千、寺院僧侶神官一千、穢多非人一千、牛馬一千、船舶大小百、米穀年産凡二萬反、塩年産凡二萬俵、其他製造物、海産物、薪炭等皆多し、

アバチノイヲテイ　淡路廢帝　淳仁天皇を申す「ジュンニンテンノウ」を見よ

アバチノホノサワケ　淡道之穗之佐別　大八洲の一「淡路國の別名」「アハヂノクニ」参看

アバチノミヤノミヤ　淡道之御井宮　名義　淡路天皇の皇子神木津日子命の子知々都美命の宮　所在　淡路國内なれども詳かならず　沿革　仁徳天皇の御代若野毛二俣小日子命淡道島の宰となり、淡路の御井宮に住し、天皇の御水に供し、反正天皇淡路の宮に生れ給ひし時此地に湧非ありり、淡て太子を洗ふこと此紀に見ゆ、盖し此地に湧非ありしに依りて名くるか（古事記傳）

アバチノミヤノミヤ　淡道之御井宮　名義　淡路天皇の皇子神木津日子命の子知々都美命の宮　所在　淡路國内なれども詳かならず　沿革　仁徳天皇の御代若野毛二俣小日子命淡道島の宰となり、淡路の御井宮に住し、天皇の御水に供し、反正天皇淡路の宮に生れ給ひし時此地に湧非ありり、淡て太子を洗ふこと此紀に見ゆ、盖し此地に湧非ありしに依りて名くるか（古事記傳）

アバノオトド　阿波大臣　大炊御門經宗（ヲホヒミカドツネムネ）を見よ

アバノクニ　安房國　四方皆海、東南は上總、南北七里、東海道に属す　北は上總、東南は海、東西十里、南北七里、東海道に属す　北方一帯山脈横亘して国界をなし、支脈南に走て国内に至り其宗家政元嗣なし、義春の子滋元を養て子と為し、滋元の子滋孝守護に補せらる、滋孝より滋元に至る十代守護に補し、秋月（阿波郡）に居る、子滋春守護を継ぐ、滋

	古事記	延喜式	名抄	六国史
阿波	係名抄		拾芥抄	
同	元暦校本萬葉集ノ傍訓ニ粟ノ誤ト云フ	粟国	古国	続日本紀
同	郷名ノ誤カ	粟郡	郷名	
同	制郡変地事叩ケル説ニ詳ナリ	粟国	古国	続日本紀
同	郡名異同一覧	新撰姓氏録	郡名	

（地誌提要、郡名異同一覧）

知嶺に作れど、更に穢怠嶺を置かるる。（地誌提要）

す（宮城十年庚寅の籍帳貢案を承けて令制す）。明治維新廃して徳島藩となる。又改めて名東縣と称し後ち名郡、地、今阿波都に入り、白潜村あり、後ち又安房郡に復す。安東村等あるは、並び安東郡の這部ならん。白潜村の東方に安房神社あり、古来阿波忌部の居る所、即ち安房郡なるべし。（各郡の條を見よ）

延喜六年正月最父歿後、重ねて田（名東郡五岳石）に分封す。

アハノコホリ　阿波郡　阿波国　安房国

国府、国分寺、国書生等あり。阿波忌部の居る所、即ち安房郡と名づくるなり。和名抄に、大田（オホタ）、麻殖（シヽフハヘ）、大井（オホヰ）、河曲（カハワ）、白潜（シラハマ）、神戸（カムベ）、神敷（カムノアマツ）の八郷あり、王朝時代、東西二郡とす。荏柄郷を以て安房郡の頃、安西氏あり、千葉胤正に属し、郡の東北に居り、郡の東方に当り、天富命の開拓地なり。

アハノコヨミ　阿波御所　足利義澄（アシカガヨシズミ）を見よ。

アハノコホリ　安房郡　国府　安房国

	長（国造）	勝占	三好（三ヨシ）	三善馬（三ヨシ）	名西	名東	名方（郡）		
	那賀	勝ケ浦ノこ	三好	同	名ノ西	名東	名ノ東	板野ノ	廃ア地
海部	那賀 那西	同	同	同	同	名西	以西	板野	廃城ノ
同	那賀ノ	同	同	同	同ノ	名ノ東	名ノ東	板東 板西	廃城ノ
同ア	同	同	同	同	同	同	同	板野ノ	廃城ノ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	廃城ノ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

アハノコホリ　阿波郡　阿波国　阿波国

紀、続紀、神護景雲元年始めて見ゆ。阿波国名和名抄に、高井（タカヰ）、松月（アキツキ）、香美（カミミ）、拝師（ハヤシ）等の郷あり（郡名異同一覧、国郡沿革参照）

アハノシヽシヤ　安房神社　国幣　安房

国安房郡大井村○大井明神、又天比理乃咩神社、洲崎社とも云ふ。本国一の宮。今は官幣大社。祭神は天太玉命の孫天富命、阿波忌部を率ゐ本国にまり麻穀を殖え、此地に太玉命社を建つ。後ち之を安房神社と云ふ。

アハノシヽシヤ　阿波神社　国幣　阿波国三郡の大神

国府后阿波明神と称す。国幣小社○長須郡神洋村○上洋村○上洋村の北方に当る。延喜式神名帳上洋村の条に、阿波神社二座、並名神大、月次、新嘗とあり。明治四年五月官幣大社に列す（府県郷村社一覧、神祇志料、官国幣社一覧、神祇志料）

アハノシヽシヤ　安房神社　国幣　安房

国安房郡大井村○大井明神、又天比理乃咩神社、洲崎社とも云ふ。本国一の宮。今は官幣大社。祭神は天太玉命の孫天富命、阿波忌部を率ゐ本国にまり麻穀を殖え、此地に太玉命社を建つ。後ち之を安房神社と云ふ。

アハノシヽシヤ　安房神社　国幣　安房

国安房郡大井村○大井明神、又天比理乃咩神社、洲崎社とも云ふ。本国一の宮。今は官幣大社。祭神は天太玉命の孫天富命、阿波忌部を率ゐ本国にまり麻穀を殖え、此地に太玉命社を建つ。後ち之を安房神社と云ふ。

アハノシヽシヤ　阿波神社　国幣　阿波国三郡の大神

国府后阿波明神と称す。国幣小社○長須郡神洋村○上洋村の北方に当る。延喜式神名帳上洋村の条に、阿波神社二座、並名神大、月次、新嘗とあり。明治四年五月官幣大社に列す（府県郷村社一覧、神祇志料、官国幣社一覧、神祇志料）

アハノコホリ　阿波郡　阿波国　阿波国

紀、続紀、神護景雲元年始めて見ゆ。阿波国名和名抄に、高井（タカヰ）、松月（アキツキ）、香美（カミミ）、拝師（ハヤシ）等の郷あり（郡名異同一覧、国郡沿革参照）

アハノコホリ　安房郡　国府　安房国

国府、国分寺、国書生等あり。阿波忌部の居る所、即ち安房郡と名づくるなり。和名抄に、大田（オホタ）、麻殖（シヽフハヘ）、大井（オホヰ）、河曲（カハワ）、白潜（シラハマ）、神戸（カムベ）、神敷（カムノアマツ）の八郷あり、王朝時代、東西二郡とす。荏柄郷を以て安房郡の頃、安西氏あり、千葉胤正に属し、郡の東北に居り、郡の東方に当り、天富命の開拓地なり。

アハノシヽシヤ　阿波神社　国幣　阿波国三郡の大神

国府后阿波明神と称す。国幣小社○長須郡神洋村○上洋村の北方に当る。延喜式神名帳上洋村の条に、阿波神社二座、並名神大、月次、新嘗とあり。明治四年五月官幣大社に列す（府県郷村社一覧、神祇志料、官国幣社一覧、神祇志料）

アハノコホリ　阿波郡　阿波国　阿波国

紀、続紀、神護景雲元年始めて見ゆ。阿波国名和名抄に、高井（タカヰ）、松月（アキツキ）、香美（カミミ）、拝師（ハヤシ）等の郷あり（郡名異同一覧、国郡沿革参照）

アハノシヽシヤ　安房神社　国幣　安房

国安房郡大井村○大井明神、又天比理乃咩神社、洲崎社とも云ふ。本国一の宮。今は官幣大社。祭神は天太玉命の孫天富命、阿波忌部を率ゐ本国にまり麻穀を殖え、此地に太玉命社を建つ。後ち之を安房神社と云ふ。

アハノシヽシヤ　安房神社　国幣　安房

国安房郡大井村○大井明神、又天比理乃咩神社、洲崎社とも云ふ。本国一の宮。今は官幣大社。祭神は天太玉命の孫天富命、阿波忌部を率ゐ本国にまり麻穀を殖え、此地に太玉命社を建つ。後ち之を安房神社と云ふ。

アハノシヽシヤ　阿波神社　国幣　阿波国三郡の大神

国府后阿波明神と称す。国幣小社○長須郡神洋村○上洋村の北方に当る。延喜式神名帳上洋村の条に、阿波神社二座、並名神大、月次、新嘗とあり。明治四年五月官幣大社に列す（府県郷村社一覧、神祇志料、官国幣社一覧、神祇志料）

アハノコホリ　阿波郡　阿波国　阿波国

紀、続紀、神護景雲元年始めて見ゆ。阿波国名和名抄に、高井（タカヰ）、松月（アキツキ）、香美（カミミ）、拝師（ハヤシ）等の郷あり（郡名異同一覧、国郡沿革参照）

アヒタゲト 非食者 古く外國の使節を饗應する所役をいふ、非能雖食天皇の命に、天皇欲レ殺二采女一誑而謂レ曰、非非食者誰妖、詐言食曰、根使主言云々」とあるに、又、推古紀にも見えたるが、延喜治部省式に、蕃客入朝時、客徒者一人、蕃使已下各對使者一飯食云々とありて、非食は共食に同じ、

アヒツ 合圖 軍陣中、味方の者に合圖を通ずる爲めに用ふるしるしを云ふ、下學集に、約束の義、俊頼髄腦に、四土にいふ說也、相圖とかけりなどいへり、倭錦に云、日本の合圖は螺、太鼓のみ也、吹螺打鼓に種々の曲節を附し、細なる合圖となす、異國の法は、音色の違ひたる鳴物を以てす、又戰後流に小旗を振り合すること、あり云々」

アヒツコミ 會津座 會津にて作り出したる座をいふ、隆慶國安遣都狩浦石村の役座根本甚右衛門、天和の初年作り出しを始めとす、後ち會津に移り、子孫その座を作り出せり、故に此名あり、國は、天和三年の座にふれば、昔に奥州安達郡二木松橋本甚右衛門正本と國し、永に中段の餅を發げ、米に豆粒の銀兒を染めて配し、又土の茶紙には、水火木金土のくり模の繪圖を與はし、米の茶紙には、日本奥地の圖を出せり、「コヨミ參考」和作集、五錦遺響)

アヒツジヤウ 會津城 若松城(ワカマツジヤウ)を見よ、

アヒツチユウジヤウ 會津中將 保科正之(ホシナマサユキ)を見よ、

アヒツチユウナゴン 會津中納言 上杉景勝(ウヘスギカゲカツ)を見よ、

アヒツヌリ 會津塗 若松町に於て製出する漆器をいふ 國 若松國會津郡若松町 天正十八年蒲生氏鄕遷工に命じ初めて南部領に於て製せしむ、是を會津塗と稱す、其中に或は採金の指圖を少く施して製せる者あり、貨來年間に至り、工人數多を改め、採金を以て指圖とする所の器物を製す、寶政六年、櫻川家定領外國の貨物を數に限らず、其製益大となりて貨物に輸出すること多く、遂に名産と稱す(工藝志料)

アヒツノコホリ 會津郡 國 古代國名 古昔記に、崇神天皇の時、大彦命遣國より出地に至り、武淳河河と相會す、故に其地を相津と云ふとあり、延喜式後郡を分置し、延長中大沼、河沼二郡を分置し、會津四郡と稱す、和名抄會津郡の注に「今分爲二大沼河沼二郡一」とあるは、本郡の下におるべし、本郡に作々多貫、良江(ナカエ)大縄、蓑方(ヒシカタ)大久(チヨウジユ)屋代(ヤシロ)大江(チヨエ)笹川の九鄕あり、殿國の際會津大沼河沼の郡亂れて、河沼の西を稻川郡、會津の南を南山郡と稱し、又伊南伊北の名あり、終に會津郡を失ふ、正保國大沼、河沼、稻川及び伊南、伊北、南山となす、寛文中復分して會津、大沼、河沼三郡とし、後ち蓑方鄕蓑鄕郡に入る、蓋し若松村其地なり、明治十一年郡區編制に際し、南北會津二郡となす(郡名參同一覽、國郡沿革考)

アヒツノヒヤツコタイ 會津白虎隊 白虎隊(ビヤツコタイ)を見よ、

アヒツヤキ 會津燒 錆代國大沼郡本鄕村にて製出する陶器、若松燒ともいふ、「ヲカマツヤキ」を見よ、

アヒツラウジヤウ 會津籠城 國歷 慶應四年(明治元)正月會津藩主松平容保、將軍慶喜と共に伏見の戰に敗れて江戸に還る、將軍恭順す、容保

十八年蒲生氏鄕遷工に命じ初めて南部領に於て製せしむ、是を會津塗と稱す、其中に或は採金の指圖を少く施して製せる者あり、貨來年間に至り、工人數多を改め、採金を以て指圖とする所の器物を製す、寶政六年、櫻川家定領外國の貨物を數に限らず、其製益大となりて貨物に輸出すること多く、遂に名産と稱す(工藝志料)

アヒツノコホリ 會津郡 國 古代國名 古昔記に、崇神天皇の時、大彦命遣國より出地に至り、武淳河河と相會す、故に其地を相津と云ふとあり、延喜式後郡を分置し、會津四郡と稱す、和名抄會津郡の注に「今分爲二大沼河沼二郡一」とあるは、本郡の下におるべし、本郡に作々多貫、良江(ナカエ)大縄、蓑方(ヒシカタ)大久(チヨウジユ)屋代(ヤシロ)大江(チヨエ)笹川の九鄕あり、殿國の際會津大沼河沼の郡亂れて、河沼の西を稻川郡、會津の南を南山郡と稱し、又伊南伊北の名あり、終に會津郡を失ふ、正保國大沼、河沼、稻川及び伊南、伊北、南山となす、寛文中復分して會津、大沼、河沼三郡とし、後ち蓑方鄕蓑鄕郡に入る、蓋し若松村其地なり、明治十一年郡區編制に際し、南北會津二郡となす(郡名參同一覽、國郡沿革考)

アヒツノヒヤツコタイ 會津白虎隊 白虎隊(ビヤツコタイ)を見よ、

アヒツヤキ 會津燒 錆代國大沼郡本鄕村にて製出する陶器、若松燒ともいふ、「ヲカマツヤキ」を見よ、

アヒツラウジヤウ 會津籠城 國歷 慶應四年(明治元)正月會津藩主松平容保、將軍慶喜と共に伏見の戰に敗れて江戸に還る、將軍恭順す、容保

會津に歸り命ぼ江戸藩府を攻むるに決し、初め若松城を固めんことを議す、朝廷より先鋒總督仁和寺宮嘉彰親王を奥羽追討大總督に、澁谷相模を副參謀に、世良修藏を會津に、醍醐忠敬を越後に遣し、總督を仙臺に進めて會津と連合して會津を討たしむ、是に於て各藩大半官軍に降り共に連合して會津と連盟を固めんとし、參謀世良を福島に殺し、總督を仙臺に進めて會津を討たしむ、是に於て各藩大半官軍に降り共に連合して會津と連盟を固めんとし、參謀世良を福島に殺し、總督を仙臺に進めて會津を討たしむ、時に慶應四年閏四月なり、此月先づ官軍を進めて白河城を陷いる、官軍之を固さを固さを越後口及び會津口に分ち、又會津口を江戸本道棚倉、湊川口の三道に分ちて進む、官軍防禦す、終に破られ白河城を失ふ、常陸棚倉、中村二米松の諸藩、或は降り或は降り、三春、守山、仙臺、米澤、盛岡、庄內の四藩追討として官軍に抗し勢尚に盛なり、又越後口の官軍苦戰の爲めに支へられ、進む能はざること三箇月、七月二十九日終に兵を會津に進む、是より先官軍棚口を攻め、仙臺米澤を先にし會津を後にす、時に參謀伊地知正治、海江田信義大山格之助(綱良)を總督に、澁谷相模を副參謀に、世良修藏を大山格之助(綱良)を總督に、澁谷相模を副參謀に、世良修藏を參謀となし、奥羽に進ませ、總督仙臺に會し會津を討す、諸侯の列藩に依り、諸軍進退す、會津侯松平容保初め恭順の意を表し、城を開き兵を出して官軍に降らんとするも、官軍聽かず、遂に兵を進めて會津に迫る、會津城は東北の要害にして、北は猪苗代湖、西は山嶽重疊、東は磐梯山、南は大川を帶び、僅に一路を通ずるのみ、其城郭は本丸、二の丸、三の丸、西出丸、北出丸、甲賀町口、大手口、追手口、南出丸、小田山口、七日町口、米澤口、山川口、南口、會津口、外郭は東は會津川、西は湯川、北は小田山、南は甲賀町口、大手口、追手口、南出丸、小田山口、七日町口、米澤口、山川口、南口、會津口、外郭は東は會津川、西は湯川、北は小田山、南は

アヒドノ 相殿 神社の同殿に二柱以上を併せ祭りたる神を云ふ、其主神を除く外は何座ありても相殿の神と云ふ、儀式帳に、同殿に坐す神を相殿と稱すとあり(神祇名目抄)

アヒナメノマツリ 相甞祭 「アヒニヘノマツリ」を見よ、

アヒビキノラ 相引緒 高紐を云ふ、鈴(ヨロヒの名所)を見よ、

アヒフギヤウ 相奉行 江戸幕府の時、同役なる奉行二人以上五に相奉行と云ひ、又同役を相役といふ(武家名目抄)

アヒミノコホリ 會見郡 「アフミノコホリ」を見よ、

アヒムベノマツリ 相甞祭 國 類聚神祇に供ずるの祭をいふ、「アヒナメノマツリ」を見よ、

アヒムラ 相村 國 古昔記に、葦葉天皇の時、大彦命遣國より出地に至り、武淳河河と相會す、故に其地を相津と云ふとあり、延喜式後郡を分置し、會津四郡と稱す、和名抄會津郡の注に「今分爲二大沼河沼二郡一」とあるは、本郡の下におるべし、本郡に作々多貫、良江(ナカエ)大縄、蓑方(ヒシカタ)大久(チヨウジユ)屋代(ヤシロ)大江(チヨエ)笹川の九鄕あり、殿國の際會津大沼河沼の郡亂れて、河沼の西を稻川郡、會津の南を南山郡と稱し、又伊南伊北の名あり、終に會津郡を失ふ、正保國大沼、河沼、稻川及び伊南、伊北、南山となす、寛文中復分して會津、大沼、河沼三郡とし、後ち蓑方鄕蓑鄕郡に入る、蓋し若松村其地なり、明治十一年郡區編制に際し、南北會津二郡となす(郡名參同一覽、國郡沿革考)

アヒムラノカミ 相村神 相甞祭神七十一座

大須戸社二座	賀茂別雷社一座	鴨御祖社二座	
鴨川合社二座	松尾社二座	鴨御祖社二座	
水主社二座	片山社二座	木島社一座	
大和社三座	石上社二座	大神社一座	
宇奈足社二座	村屋社二座	穴師社一座	
巻向社二座	池社二座	多社二座	
高鴨社四座	高天彦社一座	金峯社一座	
葛木一言主社一座	火雷社二座	牧岡社四座	
恩智社二座	弓削社二座	佳吉社四座	
大依羅社四座	雜波大社二座	比賣許曾社一座	
新屋社一座	度田社一座	生田社一座	

アヒムラノカミ 相村神 乾魚を云ふ、和名抄に、鰡を「アヘツヅラ」と訓す、倭字通例等に、鰡は作二鰡魚一、魚也とあり、太平記に、主上と忠顯朝臣とを船底にやり云々、參らせて其上にあひ物として乾たる魚の入たる俵を取て云々、梅松論に、乾たる鰡の俵を積重て遣もどしと云々と見えたり、

アヒモノサ 相物座 室町の時、乾魚を賣る問屋、七座の一、鹽倉及び

アヒラノコホリ 給羅郡 國 古代國名 古昔記に、神武紀皆平に作る、葦の國にて後ち日向に國したりしが、元明天皇和銅六年四月、大隅國を置くに及び、本郡亦大隅に屬す、和名抄に、給羅郡四鄕、野裏(百引訓屋)の地、中俵(クシラ)(弁俵遺誤)あらべし、高萩、狭仙、引大隅、風土記、大隅郡中ト鄕云々今作瓦村存す、鹿屋(カノヤ)(鄕村共に存す)或乃(始良の地名)あり、今岩川、國分、姶良庄と稱し、終に郡名自ら隆し肝屬郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

アヒラヤマノウノミササキ 吾平山上陵 薩摩國始羅郡溯原村大字高に在り、官紀三陵の一、大隅國始羅郡溯原村大字高に在り、官紀延喜式共に日向國と云ふ、今大隅國に屬し、所屬郡給羅鄕上名村中鎖の境にあり、山陵志に、中鎖は古の吾平山と云へり、御陵は巖洞の中に在りて、其山の周圍一里許、高十四間餘なり、山上に古松あるのみ、洞は正面に向ひ、内狹隘にして石を疊み、祠堂を設け、小社を安置す、古へ此祠堂の底に深壙あり、諸人其壙に向て敬拜せしが、慶長九年洪水の爲め埋めたりと云ふ(山陵志、地理纂考、陵墓一覽)

アヒラヤマノウノミササキ 吾平山上陵 薩摩國始羅郡溯原村大字高に在り、官紀三陵の一、大隅國始羅郡溯原村大字高に在りて、神代延喜式共に日向國と云ふ、今大隅國に屬し、所屬郡給羅鄕上名村中鎖の境にあり、山陵志に、中鎖は古の吾平山と云へり、御陵は巖洞の中に在りて、其山の周圍一里許、高十四間餘なり、山上に古松あるのみ、洞は正面に向ひ、内狹隘にして石を疊み、祠堂を設け、小社を安置す、古へ此祠堂の底に深壙あり、諸人其壙に向て敬拜せしが、慶長九年洪水の爲め埋めたりと云ふ(山陵志、地理纂考、陵墓一覽)

アヒラヤマノウノミササキ 吾平山上陵 薩摩國始羅郡溯原村大字高に在り、官紀三陵の一、大隅國始羅郡溯原村大字高に在りて、神代延喜式共に日向國と云ふ、今大隅國に屬し、所屬郡給羅鄕上名村中鎖の境にあり、山陵志に、中鎖は古の吾平山と云へり、御陵は巖洞の中に在りて、其山の周圍一里許、高十四間餘なり、山上に古松あるのみ、洞は正面に向ひ、内狹隘にして石を疊み、祠堂を設け、小社を安置す、古へ此祠堂の底に深壙あり、諸人其壙に向て敬拜せしが、慶長九年洪水の爲め埋めたりと云ふ(山陵志、地理纂考、陵墓一覽)

アビルノコホリ 畦溝郡 関東 上総国

関東 東海 延喜式始めて見ゆ、和名抄に訟々ミミソ小河（ヲカハ）甘木（アマキ）新田（ニッタ）板倉（バンバラ）三家（ミヤケ）のハ郷あり、中世畔蒜庄と稱し後に廢して安房郡に屬す、郡東の地是なり、今俗に人留里並俵村を稱して畔蒜庄と云ふ（郡名襲同一歟國郡沿革考）

アブキ 扇 関東 風を取る物をあふぐものに此名あり、又カハホリと云ふは、鍋鍬の柄を見て孔びたる柄にそうくと又等に穿ふるに、疵婦扇の柄等なりと云ふ 関東 像訓栞に、同は和漢共に團扇なりしが、今の扇は北國にて造り出せりと云へり、續紀に天平寶字六年八月女孺正八位下三狩王、外從五位下山背王等、謀反發覺、伏誅、王等以下六人皆流罪に處せらる、時に勅して曰く、朕聞く、古の王者は、必ず先づ禮樂を興し、以て人倫を厚くす、故に君臣父子、各其の道を盡す、是を以て、忠孝の心、自ら生じ、仁義の風、遠く聞ゆ、今王等、朕が親戚として、特に寵榮を加へ、官位を授け、恩寵已に深し、然るに王等、曾て感戴の心なく、翻て逆謀を懐く、其の罪、誠に重し、然れども、朕、猶、王等の改悔を冀ふ、故に、王等をして、京城に在らしめず、遠く、土佐、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐の國に配す、王等、各、其の所に至りて、深く、己が罪を悟り、能く、自ら新にせば、朕、豈、王等を棄てんや、王等、勉めよ、勉めよと、詔書、此に見ゆ、安房國に配せられしは、山背王なり、

アブキ 扇 関東 風を取る物をあふぐものに此名あり、又カハホリと云ふは、鍋鍬の柄を見て孔びたる柄にそうくと又等に穿ふるに、疵婦扇の柄等なりと云ふ 関東 像訓栞に、同は和漢共に團扇なりしが、今の扇は北國にて造り出せりと云へり、續紀に天平寶字六年八月女孺正八位下三狩王、外從五位下山背王等、謀反發覺、伏誅、王等以下六人皆流罪に處せらる、時に勅して曰く、朕聞く、古の王者は、必ず先づ禮樂を興し、以て人倫を厚くす、故に君臣父子、各其の道を盡す、是を以て、忠孝の心、自ら生じ、仁義の風、遠く聞ゆ、今王等、朕が親戚として、特に寵榮を加へ、官位を授け、恩寵已に深し、然るに王等、曾て感戴の心なく、翻て逆謀を懐く、其の罪、誠に重し、然れども、朕、猶、王等の改悔を冀ふ、故に、王等をして、京城に在らしめず、遠く、土佐、伊豆、安房、常陸、佐渡、隱岐の國に配す、王等、各、其の所に至りて、深く、己が罪を悟り、能く、自ら新にせば、朕、豈、王等を棄てんや、王等、勉めよ、勉めよと、詔書、此に見ゆ、安房國に配せられしは、山背王なり、

アブキアベセ 扇谷 関東 方人を左右に分ちて扇を出し、或は詩歌などを作りて勝負を決するを云ふ 関東 北条記、永祿元年、武田信玄、越後の長尾景虎と川中島に對陣せし時、信玄の軍師山本勘助、信玄に謀りて、海津城を築き、景虎の後方を絶たんとす、景虎之を聞き、急ぎ、海津城に至りしかば、勘助、城を棄てて、逃げ去りぬ、景虎、城を守りて、信玄の軍と對陣すること、數日、信玄、軍を引きて、甲府に歸る、景虎、亦、軍を引きて、越後に歸る、信玄、景虎、兩軍、對陣の間、數度、小競合ありしが、其の中、永祿四年七月七日、信玄、景虎、各、扇を出して、勝負を決せんとす、信玄の扇には、孫子の旗風、林の如く、侵掠すること火の如しと書し、景虎の扇には、毘沙門天、摩利支天の像を畫けり、信玄、景虎、各、扇を出して、互に、之を見合せ、暫く、無言なりしが、信玄、先づ、口を開きて、汝の扇の文句は、我が扇の文句を、盜みたりと、景虎、答へて、我が扇の文句は、我が扇の文句を、盜みたりと、互に、相譏りて、決せず、兩軍、之を見て、大に笑ひたりと、（甲陽軍鑑）

アブキガヤツ 扇ケ谷 関東 相模國鎌倉郡 小坂郷に在り、村中假盧山の麓に、扇ノ井と稱する清泉あり、此地名の起なるべし、此邊吉は總て谷を唱へ、扇ケ谷は其内の一所の小名なりしが、寶町時代に至りて管領上杉定正此地に住し、世に扇ケ谷殿と稱せしより、俗ケ谷漸く廢れ、扇ケ谷と稱するに至りしならん、元弘三年新田義貞此地に陣し、應永二十二年上杉氏定上杉憲秀と戰ひし時、父子共に此に陣す（新編相模國風土記稿）

アブキガヤツクワンリヤウ 扇ケ谷管領 山内管領ヤマノウチクワンレイを見よ、

アブキガヤツサムラヒドコロ 扇ケ谷侍所 関東管領足利氏氏之を置く、扇ケ谷は管領

厄方報宜に云ふ、厄には白きを忘む、白骨よりも厄なり、寶町幕府も同じ、之を忘んたり 関東 神社 城殿扇、國司、國府、扇、楯突扇、諸侯、山田の御田扇、裏北御扇、年始扇、女房、扇、女御扇、侍扇等あり（貞丈雜記、嬉遊笑覽、塵添壒嚢抄、木曾記、東遊雜記）

アブキアベセ 扇谷 関東 方人を左右に分ちて扇を出し、或は詩歌などを作りて勝負を決するを云ふ 関東 北条記、永祿元年、武田信玄、越後の長尾景虎と川中島に對陣せし時、信玄の軍師山本勘助、信玄に謀りて、海津城を築き、景虎の後方を絶たんとす、景虎之を聞き、急ぎ、海津城に至りしかば、勘助、城を棄てて、逃げ去りぬ、景虎、城を守りて、信玄の軍と對陣すること、數日、信玄、軍を引きて、甲府に歸る、景虎、亦、軍を引きて、越後に歸る、信玄、景虎、兩軍、對陣の間、數度、小競合ありしが、其の中、永祿四年七月七日、信玄、景虎、各、扇を出して、勝負を決せんとす、信玄の扇には、孫子の旗風、林の如く、侵掠すること火の如しと書し、景虎の扇には、毘沙門天、摩利支天の像を畫けり、信玄、景虎、各、扇を出して、互に、之を見合せ、暫く、無言なりしが、信玄、先づ、口を開きて、汝の扇の文句は、我が扇の文句を、盜みたりと、景虎、答へて、我が扇の文句は、我が扇の文句を、盜みたりと、互に、相譏りて、決せず、兩軍、之を見て、大に笑ひたりと、（甲陽軍鑑）

アブキガヤツ 扇ケ谷 関東 相模國鎌倉郡 小坂郷に在り、村中假盧山の麓に、扇ノ井と稱する清泉あり、此地名の起なるべし、此邊吉は總て谷を唱へ、扇ケ谷は其内の一所の小名なりしが、寶町時代に至りて管領上杉定正此地に住し、世に扇ケ谷殿と稱せしより、俗ケ谷漸く廢れ、扇ケ谷と稱するに至りしならん、元弘三年新田義貞此地に陣し、應永二十二年上杉氏定上杉憲秀と戰ひし時、父子共に此に陣す（新編相模國風土記稿）

アブキガヤツクワンリヤウ 扇ケ谷管領 山内管領ヤマノウチクワンレイを見よ、

アブキガヤツサムラヒドコロ 扇ケ谷侍所 関東管領足利氏氏之を置く、扇ケ谷は管領

アブキタルキ 扇荷木 扇の圍きたる竹の形に作りたる荷木にて、社殿祭禮に此制を用ふ、

アブキチガヒ 扇流 川の流に金銀の扇を流す遊興を云ふ、昔ら室町時代に於て、東都大井川にて行ひたり、安藝國宮に、いつたの時か、天龍寺の御成の時、小笠の持し扇風にとられて渡月橋より流れしを、面白しと供の人々扇を流せしなり、其後玉山の幸々御成の時、扇流を扇風にかきて昔より儀式のやうになりて云々と見えたり、

アブキノモン 扇紋 紋所の名、扇の形を象りたるもの、扇に月を出だしたるもの、日を出だしたるもの、或は檜扇を紋にしたるもの等あり、扇に月日を出だしたるは、源義家の時既にありしが、旗に月ばかりに家紋としたるは、佐竹秀義の時に、月を出だしたるなどすゝ、文治五年七月、頃朝奥州征伐の時、佐竹氏常陸より參會す、時に頓朝と同じく白旗の月ひらを以てせしと云所ありしが、後に月の旗を用ふ、後ち扇に月の丸と違ず、佐竹氏以來諸氏皆扇を用ふ、後ち扇に日の丸を用ふ、

たりO圓（丸に三ツ矧、又矧餘綾ともも云ふ）は德川將軍家を始めとし、三家及び姓松平氏を有する家は多くこれを用ふ（但多少の相違あり、外樣大名中、阿波德島の蜂須賀、因幡鳥取の池田氏亦これを用ふ、又蒔繪にバツ矧にて家々により、菊桔梗等を記せしものあり、O丸に立矧は本多氏、O丸に一ツ矧は秦河内の大島、矧澤出村の松平氏或はこれを用ふ（武鑑、諸家系圖、古事類苑姓名部）

アヒツベ 葵鬱 矧を四つ等分せたる如くなつくりかたちの形の鬱をいふ、夫木抄、帖題信濃物語にかつはまたますきやくちにあふひつば、こゝろありけりかと見えたり（貞丈雜記）

アヒノモン 葵紋 紋所の名、德川氏松平氏は丸に三ツ矧、本多氏は立矧を用ふ、德川氏の家紋とせし理由に數說あり（一）賀茂大神の氏男（或家の説）賀茂社の烏帽子に掛し、賀茂大神の御正體を安置せし御輿の前後に、葵を懸たりしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三）永祿中松平氏を德川に復姓の時、從來の家紋を用ひしと（寛政重修諸家譜）江戸時代に三家（紀州、尾張、水戸）及び松平氏等之を用ひ、且又諸社寺神佛等、總て葵紋の附きし品を寄附するに、之を葵

の紋を附するを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（三十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（四十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（五十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（六十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（七十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（八十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（九十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百二十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百三十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百四十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百五十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百六十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百七十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百八十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（百九十九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百一）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百二）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百三）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百四）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百五）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百六）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百七）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百八）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百九）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以て、冠の懸緒とせしを以て、葵を以て、神紋とせしなり、（二百十）賀茂祭の時、社人の從者、葵を以

ッ）を見よ。

アブミ 鐙 馬に乗る時、両足の裏を置く馬具。古事記大国主神出雲より後へ立つ時、馬に乗りし後に、片御足踏入御沓に入れ、又御佩刀を取り佩きて、馬に乗りし後に、片御足踏入御沓に入れ、又御佩刀を取り佩きて、早く神代よりありしこと明なり。王朝時代に、鞍・轡・牛皮・舌長・雲珠・五六組あり、武家時代に至りて、大抵左右入組、馬術に妙を得て、終に鞍及び鐙の新法を発明す。頗る堅牢にして、馬術発せずと云ふ。製する所の鞍鐙を神作と称す。大抵流の馬術

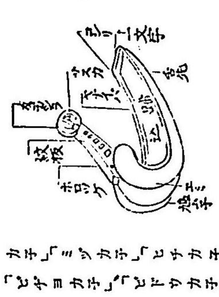

は足より出づ。伊勢貞継鐙の妙工を造り、代々鐙の名人所々に相続き、信長貞宗に受け、真信貞長も亦名工なり。

カキ」「ミツカキ」「ヒサカキ」「チカヲカキ」「カヲカキ」「カク」「ヒゲヨカキ」「ヒドウカキ」とも云ふ。「ヒゲヨカキ」は「ミツカキ」の訛なり。古くはミツカキと云ひしなり。カクをカコと云ふ鉄具と称す。この「カコ」あり。笑（エミ）は嗤ムネのくぼき所を云ふ。人の笑くぼの心に各有く。諸笑とは嗤胸の形三様なり。猫笑しくぼは図にて示す（本朝年諡考、平川記、貞丈雑記）

アブミサルガク 近江猿楽 猿楽の曲の名。近江国より出でし故に名づく。古今荒説抄に「あふみぶり」とは、あふみの国より出でたる曲なりと見えたり。猿楽（サルガク）参看。

アブミベリ 鐙革 乗馬の時、鐙を作りつけふ革（ふくらかぶ）。

アブミセイシン 近江聖人 中江藤樹（ナカエトウジュ）を見よ。

アブミノオホツノミヤ 淡海大津宮 天智天皇の皇居。近江国滋賀郡滋賀郡錦織三村の内。天智天皇六年三月十九日都し、五年にして廃す（年紀、皇居沿革参照）

アブミノクニ 近江国 東は伊勢、北は若狭・越前、東北は飛騨、西は山城、南は伊賀、西北は近江国内琵琶湖を隔て、東西廿四里、南北九里、東山道に属す。山多く流水より来り、東西二派を分ち、各南走して四隣の界をなす。大湖国の中央に居り、波光風影映帯して眺望佳絶なり。其地勢内に抱き三道の要衝に当る。古へ淡海国と云ふ。成務天皇滋賀郡高穴穂に都し（穴太村）天智天皇大津に都す。後ち国府を栗太郡に置く（今の勢田橋本村）和名抄に「チカツアフミ」とよむ。滋江に対して後に云へる名なり。孫の時佐々木秀義を守護とし、子孫世々守護となり。孫信綱以後多く国守を兼ね。信綱子泰綱氏信に将軍頼経に仕（泰綱商場滋賀栗太（クリモト）甲賀、野洲、蒲生、神崎六郡を以て六角と称し、観音寺城に居り、嫡宗を以て守護を襲ぐ。氏信北境愛知、犬上、坂田、淺井、伊香、高島六郡を領して京極と称し、鷹吹上平城に居り、愛知川を以て界とす。泰綱入世の孫満高に至り、臣民離心、将軍義昭の来投するを以て急を告ぜず、永禄十一年織田信長師を興して罪を問ふ。義昭走子義弼と出亡し地勢信長に帰す。高徳氏信十世の孫高広信長に非道を以て地を奪ひ、小谷城（淺井郡）に居り、高広信長に上平一城を保つ。天正元年信長淺井氏を滅し、四年清生郡安土城を築き、本城に居り、五年正月惟任日向守光秀を滋賀郡坂本に封す。信長記せらるゝ後、其臣等皆改て柴田勝豊を長浜に封す。信長記せらるゝ後、丹羽長秀を佐和山に鎮せしめ、後ち秀吉を長浜に、丹羽長秀を佐和山に鎮せしめ、後ち秀吉を長浜に、豊臣秀吉を長浜に封す。信長記せらるゝ後、其臣等皆改て柴田勝豊を長浜に封す。信長記せらるゝ後

陸奥——陸前——陸中——陸奥（むつ）——陸奥（みちのく）
陸田——陸沙——陸道——陸奥——陸奥

アラノツカサ　主油司　宮内省の被官、諸国の調の香油（胡麻を搾りて油を取るなどの事を掌る）。正一人従六位上、佑二人正六位下、令史一人少初位上、使部六人、直丁一人。天武天皇元年之を定め置く、宇多天皇寛平八年主殿寮に併せ（令義解、三代格、職原抄）

アラモチ　油持　公卿の令内及び社参等の行列の時、車の軸にさすべき油を持ち行く役人をいふ、油とばかり書きたるもあり（貞丈雑記）

アリ　蟻泥　雨天築地の時、衣服に泥のはねつくを除る為、裾に用ふる布。後に略して天に用ひて一の物と為す。平座厳餅等の平用には之を用ひず、毛革、及びなめし革の物あり、熊羆の皮は五位以上の人用ふ、四位以下の国司、都司中、才幹武芸精幹の者を撰び、職内は勅許を以て補任し、諸国は国解を以て官に申し補任す。押領使は貞丈雑記に、押領使は兵を監領する也、使は役の字の意也、領は我物にして支配する也、使は役の字の意也、在々所々の守護の為に此役人を置て、狼藉をせざる様にする也、守護地頭考に、押は手持検束の義にして、監領使は兵を監領する事と同義、押領使は兵を監領する事と同義、押領使は兵を監領する事と同義、押

鍔、華族部家傳、華族譜）

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役後の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらる（系譜、徳川加除封錄、華族譜）

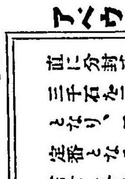

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらる（系譜、徳川加除封錄、華族譜）

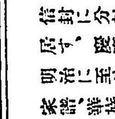

アベウチ　阿部氏（上總佐貫）　阿部正次の二男正恭より出づ、慶安四年八月、兄足高の封一萬六千石を分封され上總國大多喜に治す、慶應四年閏四月三河國八名郡牛原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

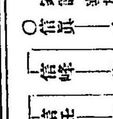

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

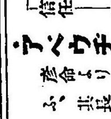

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

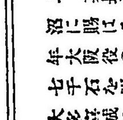

アベウチ　阿部氏（上總佐貫）　阿部正次の二男正恭より出づ、慶安四年八月、兄足高の封一萬六千石を分封され上總國大多喜に治す、慶應四年閏四月三河國八名郡牛原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

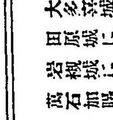

アベウチ　阿部氏（鯨海棚忠）　正勝の次子忠吉より出づ、忠吉大阪役の功にて二千三百石加賜、大番頭となる、其子忠秋寛後守と稱す、寛永二年二月四千石を上野新田郡、六年五千石を武藏安濃、上野白井を加賜、九年七月洪水の時、隅田川を乘馬にて渡るの功にて一百石加賜し、旭日章を賜はりて家紋となさしむ、寛永十二年老中となり一百石加賜、元祿七年又二百石加賜、十三年三月正武老中の功にて一百石加賜、文政六年三月正權陸奥白河城に移封、慶應二年五月正外移て棚倉城に治す、四年正月正靜復移て白河城に治す、尋で復棚倉に治す、千孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらるの系譜、徳川加除封錄、華族譜、華族譜家傳、華族譜）

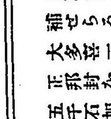

アベウチ　阿部氏（上總佐貫）　阿部正次の二男正恭より出づ、慶安四年八月、兄足高の封一萬六千石を分封され上總國大多喜に治す、慶應四年閏四月三河國八名郡牛原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

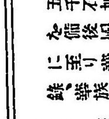

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

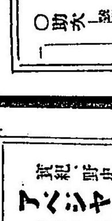

アベウチ　阿部氏（鯨海棚忠）　正勝の次子忠吉より出づ、忠吉大阪役の功にて二千三百石加賜、大番頭となる、其子忠秋寛後守と稱す、寛永二年二月四千石を上野新田郡、六年五千石を武藏安濃、上野白井を加賜、九年七月洪水の時、隅田川を乘馬にて渡るの功にて一百石加賜し、旭日章を賜はりて家紋となさしむ、寛永十二年老中となり一百石加賜、元祿七年又二百石加賜、十三年三月正武老中の功にて一百石加賜、文政六年三月正權陸奥白河城に移封、慶應二年五月正外移て棚倉城に治す、四年正月正靜復移て白河城に治す、尋で復棚倉に治す、千孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらるの系譜、徳川加除封錄、華族譜、華族譜家傳、華族譜）

アベウチ　阿部氏（上總佐貫）　阿部正次の二男正恭より出づ、慶安四年八月、兄足高の封一萬六千石を分封され上總國大多喜に治す、慶應四年閏四月三河國八名郡牛原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

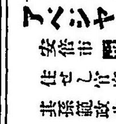

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

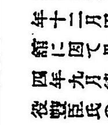

アベウチ　阿部氏（鯨海棚忠）　正勝の次子忠吉より出づ、忠吉大阪役の功にて二千三百石加賜、大番頭となる、其子忠秋寛後守と稱す、寛永二年二月四千石を上野新田郡、六年五千石を武藏安濃、上野白井を加賜、九年七月洪水の時、隅田川を乘馬にて渡るの功にて一百石加賜し、旭日章を賜はりて家紋となさしむ、寛永十二年老中となり一百石加賜、元祿七年又二百石加賜、十三年三月正武老中の功にて一百石加賜、文政六年三月正權陸奥白河城に移封、慶應二年五月正外移て棚倉城に治す、四年正月正靜復移て白河城に治す、尋で復棚倉に治す、千孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらるの系譜、徳川加除封錄、華族譜、華族譜家傳、華族譜）

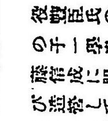

アベウチ　阿部氏（上總佐貫）　阿部正次の二男正恭より出づ、慶安四年八月、兄足高の封一萬六千石を分封され上總國大多喜に治す、慶應四年閏四月三河國八名郡牛原陣屋に移る、明治に至り華族となり、子爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

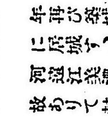

アベウチ　阿部氏（備後福山）　姓は阿倍、大彦命より出づ、遠祖阿部正俊の孫正勝、徳川氏に仕ふ、其長子正次慶長十五年十二月五千石を下野國烏沼に賜はる、十六年十二月大番頭に補せらる、元和元年大阪役の功を以て二百石を加賜せられ、寛永七年正澄だ七千石を賜はる、三年十二月上總國八千石を加賜し大多喜城に治す、六年十一月封二百石を加へ相模小田原城に移住せしむ、九年十二月五千石加賜、武藏岩槻城に移る、寛永三年四月大阪城代に補せられ三百石加賜、前封を合せて十萬石、十五年重次老中に補せらる、慶安四年七月家光薨じ殉死す、八月足高大多喜一萬六千石を給正春に分封す、天和元年二月正邦封を升後に移され宮津城に治す、元祿十年二月五千石加賜、下野國宇都宮城に治む、寶永七年八月封を備後國に移された福山城に治す、子孫相繼ぎて明治に至り華族となり、伯爵を授けらるの系圖基要、華族譜）

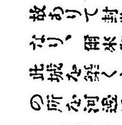

アベウチ　阿部氏（鯨海棚忠）　正勝の次子忠吉より出づ、忠吉大阪役の功にて二千三百石加賜、大番頭となる、其子忠秋寛後守と稱す、寛永二年二月四千石を上野新田郡、六年五千石を武藏安濃、上野白井を加賜、九年七月洪水の時、隅田川を乘馬にて渡るの功にて一百石加賜し、旭日章を賜はりて家紋となさしむ、寛永十二年老中となり一百石加賜、元祿七年又二百石加賜、十三年三月正武老中の功にて一百石加賜、文政六年三月正權陸奥白河城に移封、慶應二年五月正外移て棚倉城に治す、四年正月正靜復移て白河城に治す、尋で復棚倉に治す、千孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらるの系譜、徳川加除封錄、華族譜、華族譜家傳、華族譜）

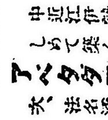

アベクニノシンシャ　敢國神社　伊賀國阿拝郡府中村大字一宮鎮座山○當國の一宮、今は國幣中社、國國國司の祖大彦命の男、彦背立大稻種命、一に命山咩神と稱し、命山城命を祭らむと也、延喜式に列し、貞觀六年正月從五位下、九年十月從五位上、十五年九月正五位下に叙す、延喜の制大社に列し、明治四年五月國幣中社に列す（神祇志料、宮國幣社一覽）

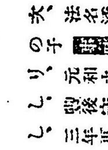

アベクニノシンシャ　敢國神社　伊賀國阿拝郡府中村大字一宮鎮座山○當國の一宮、今は國幣中社、國國國司の祖大彦命の男、彦背立大稻種命、一に命山咩神と稱し、命山城命を祭らむと也、延喜式に列し、貞觀六年正月從五位下、九年十月從五位上、十五年九月正五位下に叙す、延喜の制大社に列し、明治四年五月國幣中社に列す（神祇志料、宮國幣社一覽）

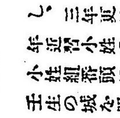

アベクニノシンシャ　敢國神社　伊賀國阿拝郡府中村大字一宮鎮座山○當國の一宮、今は國幣中社、國國國司の祖大彦命の男、彦背立大稻種命、一に命山咩神と稱し、命山城命を祭らむと也、延喜式に列し、貞觀六年正月從五位下、九年十月從五位上、十五年九月正五位下に叙す、延喜の制大社に列し、明治四年五月國幣中社に列す（神祇志料、宮國幣社一覽）

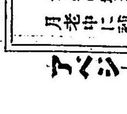

アベクニノシンシャ　敢國神社　伊賀國阿拝郡府中村大字一宮鎮座山○當國の一宮、今は國幣中社、國國國司の祖大彦命の男、彦背立大稻種命、一に命山咩神と稱し、命山城命を祭らむと也、延喜式に列し、貞觀六年正月從五位下、九年十月從五位上、十五年九月正五位下に叙す、延喜の制大社に列し、明治四年五月國幣中社に列す（神祇志料、宮國幣社一覽）

アベクニノシンシャ　敢國神社　伊賀國阿拝郡府中村大字一宮鎮座山○當國の一宮、今は國幣中社、國國國司の祖大彦命の男、彦背立大稻種命、一に命山咩神と稱し、命山城命を祭らむと也、延喜式に列し、貞觀六年正月從五位下、九年十月從五位上、十五年九月正五位下に叙す、延喜の制大社に列し、明治四年五月國幣中社に列す（神祇志料、宮國幣社一覽）

實紀、野史）

アベシヤウ　安倍城　國國駿河國安倍郡安倍市　國國中古の世、國守下向して治を布く居住せし官府、建武以來、今川國龍、駿河守護に任じ、其孫義政此地に居住して子孫代々に至る、永祿十一年十二月甲斐の武田信玄に降す、翌年信玄今川の故館に因て城壁を築く、是れ其始めなり、國國天正十四年九月德川家康改築して居住す、十八年小田原の役豐臣氏の臣中村一氏領して居城す、慶長五年一氏の子一學忠一に位を賜ひ、家康自ら領す、六年內藤宿成に賜ふ、十一年宿成長浚へ移り、十二年三月再び造營して家康居住す、同十二月火災に逢ひ、十三年再び築城し、十四年十二月千中將賴宣に賜ひ、共に居城す、元和五年賴宣紀伊に移封し、大納言忠長駿河遠江兩國に封せられて、當城に移住す、九年忠長故あり改易封除かれ、番城となり、松平勝前守城代となり、御來御番城となる○一說に、多田滿仲始めて此城を築くと、信を置き難し、或云ふ慶長十一年普請所を河邊に移すと、又云ふ十二年三月五千石加賜、井戸堀等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり（德川記、野史）

アベタダアキ　阿部忠秋　國國幼字小平次、法名を芳松院全盛淨心といふ　國國初め三浦宮政に從はれしが、兄正澄早世するに及びて、本作の家に復歸す、幼より將軍家光の近習となりて、寛永十五年從五位下に叙し、侍從に累進し、元和五年叙爵して山城守と稱し、後ち對馬守と改め、寛政九年小姓組番頭に復し、十年若年寄となる、十二年野州壬生の城を賜ひ、加祿して二百五千石となり、同十月老中に補し、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり（德川記、野史）

アベタダアキ　阿部忠秋　國國幼字小平次、法名を芳松院全盛淨心といふ　國國初め三浦宮政に從はれしが、兄正澄早世するに及びて、本作の家に復歸す、幼より將軍家光の近習となりて、寛永十五年從五位下に叙し、侍從に累進し、元和五年叙爵して山城守と稱し、後ち對馬守と改め、寛政九年小姓組番頭に復し、十年若年寄となる、十二年野州壬生の城を賜ひ、加祿して二百五千石となり、同十月老中に補し、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり（德川記、野史）

アベタダアキ　阿部忠秋　國國幼字小平次、法名を芳松院全盛淨心といふ　國國初め三浦宮政に從はれしが、兄正澄早世するに及びて、本作の家に復歸す、幼より將軍家光の近習となりて、寛永十五年從五位下に叙し、侍從に累進し、元和五年叙爵して山城守と稱し、後ち對馬守と改め、寛政九年小姓組番頭に復し、十年若年寄となる、十二年野州壬生の城を賜ひ、加祿して二百五千石となり、同十月老中に補し、土井利勝、酒井忠勝、松平信綱等と共に並び稱せられて、名臣の譽あり（德川記、野史）

アベノクラベノマロ　阿倍倉梯麻呂　國國初め內麻呂と云ふ　國國孝德天皇位に卽き三夫人を置き倉梯麻呂を以て左大臣に任じ次で金旋を賜ふ、實に大化元年六月なり、五年三月十七日薨ず（系紀、公卿補任）

アベノコホリ　阿拜郡　國國伊賀國　國原始時代遺蹟式に始めて見ゆ、古へ阿閇、又敢に作る、正保國絵之郡に作り、寛文中悉に復す、明治二十九年三月山田郡と合併し、阿山郡の新郡となる（郡名異同一覽、國郡沿革、法令全書）

アベノコホリ　安倍郡（安部郡）　國國

アベノサダタウ　安倍貞任　國國陸奥國胆川邑に居りしを以て胆二郎と稱す　國國陸奥國の俘長賴時の子　國國天喜四年父賴時と共に陸奥を押領して、朝命に從はず、鎭守府將軍源賴義の來攻に逆ひ、烏海に迎へ戰ふて之を破り、勢威頗る熾にして人民を劫略し、私符を川口の津に設く、康平五年賴義將兵を率ゐ厨川柵に進むや、貞任營を焚て死にいたらず、即ち之を大鋸に截ぎ賴義の前に至る、いまだ其罪を殺さず、年四十四、六尺餘、腰圍七尺四寸と云ふ、六百本也）

アベノニシジヤ　阿部野神社　國國攝津國東成郡住吉村　國國北向親房、北向親家　國國創建の年月詳かならず、明治十五年八月二十四日別格官幣社に列す、例祭二月二十四日（神社一覽）

アベノヤイメイ　安倍晴明　國國右大臣御主人の後、父を益材と云ふ　國國宣旨忠行及び其子保憲等に從ひ、陰陽推算の術を學び、能く鬼神を使役し、ぎたる天文を解し、雜占を曉る、後ち從四位天文博士、大膳大夫、左京大夫、權陰陽等に歷任す、寬和

二年六月花山天皇踵位の時、晴明天文を以て非違を知り、大に驚き走りて宮中に赴く、王産既に生かりしと云ふ、又天慰中笛刀災に罹る、人其刹を知らず、晴明詔問に対り木様を作り献ずと、[参考] 金烏玉兎集、占事略決等(大日本史)

アベノセン 安倍仲麻呂 [名前] 遣唐客に謁走する時、仮に賚立をするを云ふ(貞丈雑記)

アベノナカマロ 阿倍仲麻呂 [名前] 遣唐留学の時朝衡と姓名を易ゆ、一説に朝衡に唐朝の賜ふ所といふ [系譜] 中務大輔船守の子 [事績] 幼より聡明好学なり、霊亀二年遣唐留学生に選ばる、時に年十六、留ること数年唐朝に仕へ、玄宗帝左補闕を授け銀青光禄大夫に至り、後ち秘書を経て秘書監を兼ね、儲嗣卿となる、勝宝中藤原清河大使となり唐に使す、玄宗仲麻呂をして従せしむ、清河病ふに臨み仲麻呂を館舎あり、玄宗因て命じて使と為す、海上風に遭ひ安南に漂泊し、非唐に往く、驩崇福や左散騎とし安南都護に侍せしむ、後ち光禄大夫に至り、御史中丞北海郡開国公を進む、三千戸を食む、宝亀元年正月唐にて卒す、年七十、代宗潞州大都督を贈る、唐に在ること前後五十年、常に帰朝を思ひ、詩を新羅王子金泰廉に托して送る、宝亀十年勅して来朝百四百絹三百也を賜ひ、葬祭の料に充つ、[考] 和三年遣唐使正二位を贈る、仲麻呂詩歌に妙なり、唐を去らんとして奈良を将辞国、非才忝侍臣、天中瞻明主、滄外恒懐親、伏奉金門詔、餞送滄波浜、若木故園暁、扶桑旧国春、征人月辺尽、遊子意中新、蓬山遠万里、何日復来臻、留別諸友人詩に、慕原日、美海蔵霞長、平生一宝劔、留贈結交人、詩に、あまの原ふりさけ見れば春日なる三笠の山に出し月かもあり、就れも人口に膾炙せり(大日本史)

アベノヒラフ 阿倍比羅夫 [名前] 阿倍引田臣、阿倍臣、狭山とも云ふ、[事績] 斉明元年朝臣の姓を賜ふ、[考] 日本書紀、元年大宝律施行の時、阿倍臣を改めて朝臣と為す、[参考] 日本紀略、斉明紀、天智紀、天武紀、持統紀、文武紀、元明紀、元正紀、続日本紀、

勝し、[事績] 蝦夷天皇二年勅を奉じて北陸道諸国を観察し、将明天皇の朝惣守となる、四年蝦夷を従ら帰日、停代の蝦夷を降し、郡領を定め、渡島蝦夷等を合し、夫襲して帰る、又郡領を従ら、明年再蝦夷を征し、土人の言に従ひ後方半師に政所を建て、郡領を定め、遂て郡領を従つ、功を以て位二階を進む、六年再び蝦夷二百を率ゐて朝恒を従ち大に之れを破る、天智天皇の朝、前将軍阿倍比羅夫等百済を救ふ、時に後将軍となる、帰て新羅を討ち利あらず、後ち大宰帥となり、大錦上に進む、持統天皇の時直大肆に進み、封五十戸を食む、大宝中造大殿垣司と為り、慶雲二年中納言となり、和銅二年従三位に叙し、筑紫の初正三位大納言となる、四年薨ず(大日本史)

アベノムネタウ 安倍宗任 [名前] 三郎と称す [系譜] 頼時の三子、貞任の弟 [事績] 康平中兄貞任と共に、源頼義と戦ひ屡敗れて降る、七年頼義宗任等を具して京師に至り、遂に伊豫に放つ、其頼義の家にあるや我家に親近せらる、後ち偏となり筑紫に居る、松浦党は其後なりと云ふ(大日本史)

アベノヨリトキ 安倍頼時 [名前] 初め頼真と云ひ、又安大夫と称す、源頼義陸奥守たるに及び、同訓を避けて頼時と改む [系譜] 陸奥大掾忠良の子、祖父を忠頼といふ、世々陸奥に居て俘囚の長たり、入子あり、貞任宗任光著にす [事績] 頼時父祖の業に精りて勢益々強大、陸奥に横行し人民を劫略す、部峰岩屋し、遂に六郡(伊沢、江刺、稗貫、志波、岩手の諸郡を云ふ)の奥主となる、四百八川関に拠る、衣川の険其中央に在り、険に拠りて関を設く、各つづけて衣川関といふ、険隘を跨有し交産豊饒、貢賦を納さず、徳役を供せず、而して国守を制す、ること能はず、永承中大守藤原登任兵数千を発して之を攻む、頼時衣川の険を守り、官軍利あらず、登任更に出羽国の軍士を徴して之を増す、頼時大に之を破る、登任敗績す、是に於て朝議頼義を陸奥守兼鎮守府将軍に拝し、頼時を討たしむ、頼義境に入り住に宿く初め、俄に天下大赦あり、頼時の罪を免す、頼時大に喜び頼義を要れて館舎し、国内平静なるを得たり、既にして頼義任満つるの年、府務を行はんが為めに鎮守府に入り、事を了て国府に帰らんとし途阿久利の湊に宿す、夜人あり、橋守藤原説貞の子光貞、元貞の婦を犯して人馬を殺傷す、頼義以て頼時の子貞任の所為なるを疑ひ、召して之を罪せんとす、頼時固さて大に怒り、遂に天川関を閉して叛す、頼義部ち兵を勒し、気仙郡司金為時を誅はして発進せしむ、頼時弟宗任又為時を誅して関を囲を誘はしむ、安倍宿忠等之に応じ、兵を挙げて営を攻せしむ、利あらず、既にして頼義又為時を誅して許に因

暦二五二七南蛮船渡来の初めて此地に来航し、翌年五市に此地に船舶修覆の為めに碇泊といふ、永正十四年（西山の時、我朝の手人唐武岡に戻を常ふ、宮殿に設して醫者を使む（古事記、常紀、大和志）

アマカツ　天兒（尼兒）　祝儀の具、祝の時諸肉魚を貝はする木偶人形を云ふ、天福の約ならんと云ふ、按ずるに、アマカツにて、天兒と書くは其形に因りて、兒字を用ふ、アマは尼なり、故に尼兒とも書く、醫釋名義忠に、阿陀地亞云女兒、とありて、女陰形なりと云へり、河海抄に、はふこ（這子）の様な物なりと云ひ、雍州府志に、一尺位の竹筒の上に、自綿を以て個人の首を作り附け、一尺許の竹筒を、首の下に植へて、肩に形どり、小兒の枕頭に置く、城殿（錦井氏にて元三嶽の醜化人）これを作るといひ、後訓蒙に、城殿にて作る者は、老女の面に竹筒を以て肩と胸とを作り、内に綿身袋を入るといひ、仙源抄に、諸凶事を之に負する物にて、三歳まで用ふと云へり、嬉遊笑覧には、是に凶事を負ふするは、神事祓除の義にて、昔式に識人、木偶人の稱見えず、赤アカラヲ手あり、共に御厨物にて天兒の起原なり、三月上巳の祓に、人形流す事源氏物語須磨の巻に見え、江次第立太子の條に、阿末加津、又比々奈のありて、作物寄所記には、一の事にて、大さ三ツ三ツの手觜あるべくと見えたれば、非作祓は時々に小異ありてハヽコの稱起りたれど、ハヽコは母子の義にてハフコ、伽倻子フコと云ふも皆同物の偶人にて、殊に小さきを比々奈と云ふ、三月の雛祭は此上巳祓除の義に取るなりと云へり、

アマカハ　阿瑪港（阿嬤港、亞德港、香山源、天川）　臺灣今淡門といふ、支那廈東府香山縣南海突出の地、北極出地二十一度十分〇作昔此地に船舶修覆の神ありし処なりといふ、永正十四年（西暦一五一七）葡萄牙人始めて此地に来航し、翌年五市に来航し、翌年五市

を開き遂に廃絶の地となり、明治廿二年天文十一年入月葡萄牙人大隈種子島に漂着す、之を時ての時、我朝の手人唐武岡に戻を常ふ、宮殿に設して醫者を使む（古事記、常紀、大和志）

アマカツ　天兒（尼兒）　祝儀の具、祝の時諸肉魚を貝はする木偶人形を云ふ、天福の約ならんと云ふ、按ずるに、アマカツにて、天兒と書くは其形に因りて、兒字を用ふ、アマは尼なり、故に尼兒とも書く、醫釋名義忠に、阿陀地亞云女兒、とありて、女陰形なりと云へり、河海抄に、はふこ（這子）の様な物なりと云ひ、雍州府志に、一尺位の竹筒の上に、自綿を以て個人の首を作り附け、一尺許の竹筒を、首の下に植へて、肩に形どり、小兒の枕頭に置く、城殿（錦井氏にて元三嶽の醜化人）これを作るといひ、後訓蒙に、城殿にて作る者は、老女の面に竹筒を以て肩と胸とを作り、内に綿身袋を入るといひ、仙源抄に、諸凶事を之に負する物にて、三歳まで用ふと云へり、嬉遊笑覧には、是に凶事を負ふするは、神事祓除の義にて、昔式に識人、木偶人の稱見えず、赤アカラヲ手あり、共に御厨物にて天兒の起原なり、三月上巳の祓に、人形流す事源氏物語須磨の巻に見え、江次第立太子の條に、阿末加津、又比々奈のありて、作物寄所記には、一の事にて、大さ三ツ三ツの手觜あるべくと見えたれば、非作祓は時々に小異ありてハヽコの稱起りたれど、ハヽコは母子の義にてハフコ、伽倻子フコと云ふも皆同物の偶人にて、殊に小さきを比々奈と云ふ、三月の雛祭は此上巳祓除の義に取るなりと云へり、

アマカハ　阿瑪港（阿嬤港、亞德港、香山源、天川）　臺灣今淡門といふ、支那廈東府香山縣南海突出の地、北極出地二十一度十分〇作昔此地に船舶修覆の神ありし処なりといふ、永正十四年（西暦一五一七）葡萄牙人始めて此地に来航し、翌年五市

アマカハギヌ　雨衣　雨を防ぐに用ふる衣をいふ、油衣と同じ、後世の合羽に相當す〇枕雙紙に、大臣雨衣を着ることと見え、又白河天皇野行幸の時、師忠持衣の上に雨衣を着けたることあり、倭訓に、アマヨセと訓し、和名抄に、アマキヌと訓めり、合羽（カッパ）參看（倭訓和名抄）

アマクサノコホリ　天草郡　國名　和名抄に、波太（ハヽ）天草（アマクサ）志岐（シキ）栖本（スモト）富岡（トミヲカ）等の郷あり、明治廿二年更に、なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アマクサノラン　天草亂　島原亂（シマバラノラン）を見よ、

アマグリ　甘栗　大粟の時に用ふる栗の實を、いふ、甘栗使（アマグリノツカヒ）參看、

アマグリノツカヒ　甘栗使　大臣大將の時、天皇より栗の實を大臣に賜はる時の使をいふ、六位藏人を以てこれに充つ、江次第に、大臣家大

もの、雨皮なり、アマカハ參看、

アマガフチシヤウ　尼ケ淵城　上田城（ウヘダジヤウ）を見よ、

アマキ　甘草　藥草なり、一に、シラフゲと、いふ、アマキは甘味の義ならんと、延喜式に、諸國進年料雜藥、常陸國甘草廿五斤十三兩、陸奥國十斤云々、延喜雜要抄に、手前一令錢甘草、大貳、とあり、

アマギヌ　雨衣　雨を防ぐに用ふる衣をいふ、油衣と同じ、後世の合羽に相當す〇枕雙紙に、大臣雨衣を着ることと見え、又白河天皇野行幸の時、師忠持衣の上に雨衣を着けたることあり、倭訓に、アマヨセと訓し、和名抄に、アマキヌと訓めり、合羽（カッパ）參看（倭訓和名抄）

アマクサノコホリ　天草郡　國名　和名抄に、波太（ハヽ）天草（アマクサ）志岐（シキ）栖本（スモト）富岡（トミヲカ）等の郷あり、明治廿二年更に、なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

アマクサノラン　天草亂　島原亂（シマバラノラン）を見よ、

アマグリ　甘栗　大粟の時に用ふる栗の實を、いふ、甘栗使（アマグリノツカヒ）參看、

アマグリノツカヒ　甘栗使　大臣大將の時、天皇より栗の實を大臣に賜はる時の使をいふ、六位藏人を以てこれに充つ、江次第に、大臣家大

アマコウヂ　尼子氏　姓は李多祿氏、治部大輔高秀の三男高久より出づ、高久近江國犬上郡尼子に居し、尼子六郎左衛門尉と稱す、子孫依て氏とす、一說に經久六世の祖、醫谷高貞の爲めに誅死し、遺孤三歳一尼に養はる、遂成長して尼を德とし氏とすと云ふ、其子持久京極持清の名代として雲州守護となる、持久の子清久京極氏の命を用ひず國を退はる、一說に醫谷氏に殺はらる、清久の兵手經久弟義勝久永祿十二年陸奥國に渡りて兵を擧げ、出雲に攻入し、土居城に治す、次で樽田宿禰に居して、播磨及び郡臣と謀り、文明十八年再び富田城に入る、爾來大內氏と戰ふ、其間攻防數年、毛利氏に攻められ居を安藝國兵田に移す、其後安藝勝久永祿十二年陸奥國に渡りて兵を擧げ、出雲に攻入し、土居城に治す、次で樽田宿禰に居して、播磨上月城を守る、天正六年七月毛利氏の兵に圍まれ途に自殺し、尼手氏七ぶ（系圖、野史）

○高久——持久——清久——經久
　興久——誠久——勝久
　政久——晴久——義久
　倫久

アマコシヨ　尼御所　比丘尼御所（ビクニゴシヨ）を見よ、

アマコツネヒサ　尼子經久　醫術　法名宗

善といふ、國に當す所の人は雨皮持にて、頭にあるを、雨皮持と云ふ、

アマガハギヌ　雨皮衣　雨皮を云ふ、「アマガハ參看」

アマガハギヤ　雨皮持　雨皮を持ち行く從

アマガハグルマ　雨皮車　雨皮をかけたる車

アマガハバカマ　雨皮袴　雨皮を用ひたる袴、雨皮と云ふは、國俗の用意の油單の事也、根來は毛皮を用ひたる、雨皮と云ふは、皮の雨皮也、總て雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、根來は毛皮を用ひたる、雨皮と云ふは、皮の雨皮也、總て雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、

アマガハブクロ　雨皮袋　雨皮を以て作りたる袋、雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、根來は毛皮を用ひたる、雨皮と云ふは、皮の雨皮也、總て雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、

アマガハヘギヌ　雨皮反衣　雨皮を以て作りたる衣、雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、根來は毛皮を用ひたる、雨皮と云ふは、皮の雨皮也、總て雨皮と云ふは、國俗の油單の事也、

アマガハ　雨皮　製革に用ふる雨夜の油單を、いふ、油を引きたる紙にて作る、其名雜記に、物其裝束抄に、雨皮の事、面縁帯等裝束抄に、雨皮の事、面縁帯等裝束抄に、雨皮の事、面縁帯等

進みて攝津に入り、十七城を抜く、土豪の起るに逢ひて軍を進めず、足の後毛利吉川の諸族と戰止まず、終に宿田城孤立となる、永祿五年十二月病で卒す、年四十九（蔭涼軒日錄、陰德太平記）

（集古圖考證料史、殿所寄光定者伯耆國）

アマコヒ 祈雨 名義 旱天の時に雨の降らんことを神佛に祈り乞ふことを云ふ 同義 雲雨天皇の元年八月に、旱すること數旬に亘りしかば、天皇南淵河上に幸して雨を祈り給ひしに、俄に大雷雨あり、天下大に霑ふ、百姓忻躍を唱へて、至德天皇と稱し奉りしことあり、史に見えたるはこれを以て始めとす、後來祈雨のことを諸社に祝見し、或は僧侶をして祈禱を行はしめしことあり、或は諸人丈人が社頭佛前等を拂ひ、或は諸人をして祈雨を得しめたることもしばしばあり、古初既に行はれし作法も或かんに、祈の法稍々好を毛利氏に送り越を謀ず、時久部下の諸城降附相繼ぎ、終に宿田城孤立となる、永祿五年十二月病で卒す、年四十九（蔭涼）

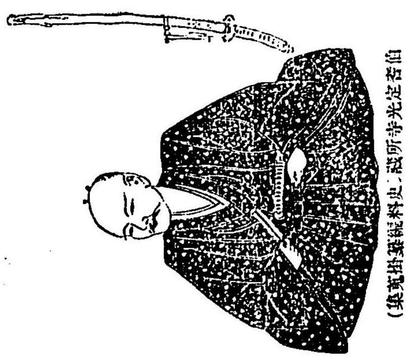

アマコヒ 祈雨 名義 旱天の時に雨の降らんことを神佛に祈り乞ふことを云ふ 同義 雲雨天皇の元年八月に、旱すること數旬に亘りしかば、天皇南淵河上に幸して雨を祈り給ひしに、俄に大雷雨あり、天下大に霑ふ、百姓忻躍を唱へて、至德天皇と稱し奉りしことあり、史に見えたるはこれを以て始めとす、後來祈雨のことを諸社に祝見し、或は僧侶をして祈禱を行はしめしことあり、或は諸人丈人が社頭佛前等を拂ひ、或は諸人をして祈雨を得しめたることもしばしばあり、古初既に行はれし作法も或かんに、祈の法稍々好を毛利氏に送り越を謀ず、時久部下の諸城降附相繼ぎ、終に宿田城孤立となる、永祿五年十二月病で卒す、年四十九（蔭涼）

アマコヒノカミ 祈雨使 朝庭にて、祈雨の爲め五龍祭を行はるゝ時、神泉苑に遣はさるゝ、靈人の使人をいふ（蔭涼抄）、先以靈人令祈神泉苑、水、仰行向云々、限七日、無驗時、祭靈人、有驗時、靈人參申事由云々、と見えたり、又月詣集に、くらうどにて侍りけるに、あまごひのつかひにて、雨ふらして、大内にまゐりけれは云々とあり、五龍祭（コリウサイ）參看、

アマコヒノマツリ 雩祭 五龍祭（コリウサイ）を見よ、

アマコロモ 雨衣 「アマキヌ」を見よ、

アマシヤヴシ 尼將軍 北條政子（ホウジヤウマサコ）を見よ、

アマタノコホリ 天田郡 所在 丹波國 國區神名 神祇天皇の時、天田郡蓼淵山出だす所の白蛾に似る者を獻ずる事始めて史に見ゆ、和名抄に、六鄕、土師（ハジ）、栗部（クカベ）、漆部（ヌリベ）、和久（ワク）、大市（オホチ）、拜師（ハイシ）、蔦我、川口（カハクチ）、長人、神戸（カムベ）等の十鄕あり、（延喜式、和名鈔、古今地名同一、舊國郡治考）

アマタフリ 天田振 上代の歌曲の名、天田に住む人等命を受けて人夫を率ゐて洲濱の石に水を灑ぎ、帝陛に一同に雨ふべき祝禱をなして、七日を限て歌ひ舞ひ、七日に當て舞終す、此外祭祀部五龍祭を行ひ、龍穴御靈經、神泉苑御讀經、水天供、大佛殿御讀經、七大寺諸國經法、諸社の御讀經、或は僧綱社々にて金剛般若經を轉讀するあり、或は二社來幣あり、十一社來幣あり、或は二社來幣あり、山陵に告げて祈るありて一ならず（符記、祭祀部抄）

アマコヒノツカヒ 祈雨使 朝庭にて、祈雨の爲め五龍祭を行はるゝ時、神泉苑に遣はさるゝ、靈人の使人をいふ（蔭涼抄）、先以靈人令祈神泉苑、水、仰行向云々、限七日、無驗時、祭靈人、有驗時、靈人參申事由云々、と見えたり、又月詣集に、くらうどにて侍りけるに、あまごひのつかひにて、雨ふらして、大内にまゐりけれは云々とあり、五龍祭（コリウサイ）參看、

アマコヒノマツリ 雩祭 五龍祭（コリウサイ）を見よ、

アマコロモ 雨衣 「アマキヌ」を見よ、

アマシヤヴシ 尼將軍 北條政子（ホウジヤウマサコ）を見よ、

アマタノコホリ 天田郡 所在 丹波國 國區神名 神祇天皇の時、天田郡蓼淵山出だす所の白蛾に似る者を獻ずる事始めて史に見ゆ、和名抄に、六鄕、土師（ハジ）、栗部（クカベ）、漆部（ヌリベ）、和久（ワク）、大市（オホチ）、拜師（ハイシ）、蔦我、川口（カハクチ）、長人、神戸（カムベ）等の十鄕あり、（延喜式、和名鈔、古今地名同一、舊國郡治考）

アマタフリ 天田振 上代の歌曲の名、天田に住む人等命を受けて人夫を率ゐて洲濱の石に水を灑ぎ、帝陛に一同に雨ふべき祝禱をなして、七日を限て歌ひ舞ひ、七日に當て舞終す、此外祭祀部五龍祭を行ひ、龍穴御靈經、神泉苑御讀經、水天供、大佛殿御讀經、七大寺諸國經法、諸社の御讀經、或は僧綱社々にて金剛般若經を轉讀するあり、或は二社來幣あり、十一社來幣あり、或は二社來幣あり、山陵に告げて祈るありて一ならず（符記、祭祀部抄）

アマツ 天津 上にいふ、津は助辭なり、地祇に對していふ詞、天上とは帝天原なを指す、「ヌカマガハラ」參看、

アマツカミ 天津神 天上にまします神、津は助辭なり、地祇に對していふ詞、天上とは帝天原なを指す、「ヌカマガハラ」參看、

アマツカミノミコ 天神御子 天皇の異稱、祈年祭祝詞に云、「皇神祖神武起に云、甲寅年十月辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、天皇招之、因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神、名曰珍彦、仕於曲浦、聞天神子（神武）來、故即來迎」

アマツカミノヨコト 天神誓詞 天皇即位の日、中臣氏の奏聞して大御代を祝き奉る詞なり、中臣の奏詞ともいふ、天孫降臨以後、代々の中臣氏の申し來りし慣詞なる故に、中臣壽詞といへり、天神の壽詞とは、天神の壽詞を祝き給ひし詔を、本として申せる詞なれば、しかく名づく、令義解に、中臣奏天神之壽詞、以祈皇祚之詞也と見えたり、其壽詞、古記所記の雄略元年の大甞會の條に載せたり、文左の如し、

現御神止大八島國所知食須大倭根子天皇命乃大御世乎、手長乃大御世止、堅石常石爾、伊加志岐御世爾、幸閉牟給閉留、天都水乎、井出乃玉水、阿佐多牟須麻爾、天都菅曾乎、抜持弖、天乃八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖、天降坐之時爾、事依奉之隨爾、奉仕之状者、天津日嗣乃高御座乃、天乃二上爾、天之御蔭、日之御蔭乃、隱坐而、安國止平久所知食事依奉之、天都日嗣乃、天都御膳乃、長御膳乃、遠御膳止、汁爾、赤丹乃穗爾所聞食豆、明爾、白爾、聞食豆、天都神乃、奥津御年乎、皇神等乃、前爾、奥疎爾、辺津御年乎、皇神等乃、前爾、奥疎爾、辺津御年乎、皇神等乃、前爾、白爾、聞食豆、天都詔刀乃、太詔刀言乃、以豆、告刺乃、如此告波、麻知波禰賣大神命乃、奥津御膳水、辺津御膳水、宇部志國乃、水上、遠清泉、持来仕奉、泉乃水上、遠清泉、持来仕奉、泉乃水上、遠清泉、持来仕奉、泉乃

日高見国等則彩六合の内に照臨す、二柱大に悦び命じて高天原を治めしむ、皇孫に高天原に主たり即ち豊葦原千五百秋瑞穂国は、是吾子孫の王たるべき地なり、宜しく皇孫就いて治らせ、寶祚の隆えまさんこと、当に天壌と窮無かるべしと、勅して、天璽宝鏡を授け、且勅して曰く、吾児此の宝鏡を視ること、当に吾を視るが如くすべし、与に床を同じくし、殿を共にして、以て斎鏡とすべし、次に思兼神・天児屋命・太玉命・天鈿女命・玉作部の遠祖・天目一箇神に、刀斧及び鉄鉱を作らしめ、天児屋命太玉命に占ひしめ、天香山の男鹿を取り、鹿肩を抜いて、天香山の波波木を取り、鹿肩を抜いて、太玉命之を捧げ、天兒屋命祝詞を宣べ、兵鳴岳に於て、天香山の五百津御魂の命に、和幣・青和幣・白和幣を作り、天日隅宮に、大神の為に、造り奉る、次に天目一箇神に、天の金山の鉄を以て、雑に天津麻羅に金じ、伊勢の度会に斎せて、日像の鏡を造らしめ、玉祖命に、八尺勾玉の五百津御統の玉を、太玉命に、和幣・青和幣・白和幣を作り、長白羽神に、倭文神の服を作らしめ、天羽雄心神に、文布を、天棚機姫神に、神衣を織らしめ、天羽雄心神に、文布を、天棚機姫神に、神衣を織らしめ、手置帆負神・彦狭知神に、盾矛を作らしめ、天日一箇神に、刀斧及び鉄鉱を作らしめ、天兒屋命太玉命に、天照大神の前に、太詔戸言を以て、二柱に、神床を供へ、真坂樹を、上枝に、八坂瓊の五百箇御統の玉を、中枝に、八咫鏡を、下枝に、青和幣・白和幣を、懸け、太玉命、之を捧げ、天兒屋命、祝詞を宣べ、手力男神、戸の側に立ち、天宇受売命、天石屋戸の前に、桶を伏せ、槽を踏み、神懸りして、胸乳を掻き出だし、裳緒を陰に押し垂れ、時に、高天原動みて、八百万の神、共に笑ひき、是に、天照大神、怪しみ、石戸を開きて、之を窺ふ、手力男神、乃ち、其の手を取りて、引き出だす、天児屋命・太玉命、乃ち、端出の縄を、以て、其の後方に、控き、白して、曰く、此より、内に、入ること、莫れと、天照大神、出でますに及びて、高天原と葦原中国と、自ら、照り明らかなり、乃ち、八十万の神、議りて、速須佐之男命に、千座の置戸を負せ、且、鬚と手足の爪とを、抜き、祓へ遣らひき、是を、以て、出雲国に、降ります、時に、天照大神、乃ち、勅して、曰く、葦原中国は、大国主神の、多力、且、しかも、其の中国には、多に、蛍火光く神、及び、蠅声、皆満てる、悪神、有り、吾、多に、千五百秋瑞穂国に、授けんと、思ふ、何如と、時に、天児屋命・太玉命、天鈿女命、玉祖命、思兼神、及び、諸の神等を、以て、皇孫に、副へ、天降すべき、由を、白す、是に、皇孫、将に、天降りまさんとす、時に、天八重雲を、排分けて、稜威の道別き、道別きて、天降りまします、故、是を、天孫降臨と、謂ふ、皇孫、乃ち、天浮橋より、浮渚在る平地に、立たして、痩せたる、国を、頗る、美地有りと、詔りして、吾田の長屋の笠狭の御崎に、到ります、時に、一の人有り、名は、事勝国勝長狭と、曰ふ、皇孫、問ひて、曰く、汝は、誰が子ぞと、対へて、曰く、吾は、大山祇神の子なりと、亦の名は、木花之開耶姫と、曰ふ、皇孫、乃ち、其の女を、召して、一夜に、妊めり、皇孫、未だ、信ならずと、謂ひて、曰く、吾が、子、豈、天神の、子、独り、国神の、子、能く、一夜に、妊めること、有らんや、と、木花之開耶姫、乃ち、大きに、慙ぢ、無戸室を、作りて、其の内に、入りて、誓ひて、曰く、妾が、妊める、子、若し、天神の、子に、非ずは、必ず、当に、自ら、亡びん、若し、実に、国神の、子ならば、幸あらんと、是に、火を、以て、室を、焼く、焼く初めに、生れます、児、火闌降命、次に、彦火火出見尊、次に、火明命、凡、三柱の、子、生れますや、と、皇孫、第一は、大日孁貴、第二は、月弓尊、第三は、蛭児と、いふ、大日孁貴、勅して、曰く、葦原中国は、専ら、汝が、所知らすべき、国なりと、因て、天津瑞を、授けたまふ、是の、時に、大日孁貴、乃ち、天津瑞を、以て、天忍穂耳尊に、授けて、降したまふ、是、以て、天忍穂耳尊、高皇産霊尊の、女、栲幡千千姫命を、娶して、生みませる、児、天津彦彦火瓊瓊杵尊、皇孫、将に、降りまさんとす、時に、高皇産霊尊、八百万の神を、召集へて、深く、其の、防ぎ、禦ぐ、方を、計りたまふ、是の、時に、思兼神、深く、謀り、遠く、慮りて、乃ち、其の、子、天児屋命・太玉命、二人を、天安河の辺に、召して、而して、之に、問ひたまふ、二人、対へて、曰く、吾等、宜しく、天香山の、真坂樹を、掘こして、上枝に、八坂瓊の五百箇御統の玉を、中枝に、八咫鏡を、下枝に、青和幣・白和幣を、懸け、太玉命、之を捧げ、天兒屋命、祝詞を宣べ、手力男神、戸の側に立ち、天宇受売命、天石屋戸の前に、桶を伏せ、槽を踏み、神懸りして、胸乳を掻き出だし、裳緒を陰に押し垂れ、時に、高天原動みて、八百万の神、共に笑ひき、是に、天照大神、怪しみ、石戸を開きて、之を窺ふ、手力男神、乃ち、其の手を取りて、引き出だす、天児屋命・太玉命、乃ち、端出の縄を、以て、其の後方に、控き、白して、曰く、此より、内に、入ること、莫れと、天照大神、出でますに及びて、高天原と葦原中国と、自ら、照り明らかなり、乃ち、八十万の神、議りて、速須佐之男命に、千座の置戸を負せ、且、鬚と手足の爪とを、抜き、祓へ遣らひき、是を、以て、出雲国に、降ります、時に、天照大神、乃ち、勅して、曰く、葦原中国は、大国主神の、多力、且、しかも、其の中国には、多に、蛍火光く神、及び、蠅声、皆満てる、悪神、有り、吾、多に、千五百秋瑞穂国に、授けんと、思ふ、何如と、時に、天児屋命・太玉命、天鈿女命、玉祖命、思兼神、及び、諸の神等を、以て、皇孫に、副へ、天降すべき、由を、白す、是に、皇孫、将に、天降りまさんとす、時に、天八重雲を、排分けて、稜威の道別き、道別きて、天降りまします、故、是を、天孫降臨と、謂ふ、皇孫、乃ち、天浮橋より、浮渚在る平地に、立たして、痩せたる、国を、頗る、美地有りと、詔りして、吾田の長屋の笠狭の御崎に、到ります、時に、一の人有り、名は、事勝国勝長狭と、曰ふ、皇孫、問ひて、曰く、汝は、誰が子ぞと、対へて、曰く、吾は、大山祇神の子なりと、亦の名は、木花之開耶姫と、曰ふ、皇孫、乃ち、其の、女を、召して、一夜に、妊めり、皇孫、未だ、信ならずと、謂ひて、曰く、吾が、子、豈、天神の、子、独り、国神の、子、能く、一夜に、妊めること、有らんや、と、木花之開耶姫、乃ち、大きに、慙ぢ、無戸室を、作りて、其の内に、入りて、誓ひて、曰く、妾が、妊める、子、若し、天神の、子に、非ずは、必ず、当に、自ら、亡びん、若し、実に、国神の、子ならば、幸あらんと、是に、火を、以て、室を、焼く、焼く初めに、生れます、児、火闌降命、次に、彦火火出見尊、次に、火明命、凡、三柱の、子、生れますや、と、皇孫、第一は、大日孁貴、第二は、月弓尊、第三は、蛭児と、いふ、大日孁貴、勅して、曰く、葦原中国は、専ら、汝が、所知らすべき、国なりと、因て、天津瑞を、授けたまふ、是の、時に、大日孁貴、乃ち、天津瑞を、以て、天忍穂耳尊に、授けて、降したまふ、是、以て、天忍穂耳尊、高皇産霊尊の、女、栲幡千千姫命を、娶して、生みませる、児、天津彦彦火瓊瓊杵尊、皇孫、将に、

行悪云洛水浮稿、和名寺破波之とあらは、水の上に浮たらなれば歌なり、丹後國風土記曰、與謝郡郡家東北隅方有速石里、此里之海有一大石、長二千三百二十九丈、廣廿丈以下、或所十丈以上二十丈以下、先名天椅立、後名久志濱、然云吉備国生大神伊射奈藝命、天令通行而椅作立、故云天椅立云々、」

アマノウチ　天野氏　姓は藤原、其先は後三條天皇の皇子輔仁親王より出づ、親王の孫遠輔、長承三年藤原と稱す、其子に雅遠遠兼あり、遠兼兄雅遠の養子となり伊豆國天野庄に居し、遂に氏となす、一説に藤原俊盛より出づ七代泉光天野庄に居す、依て天野藤内と號す、泉光の子は即ち遠兼なりと云ふ、遠兼内舎人民部丞となる、源頼朝に從ひ戰功あり、文治二年鎮西九國平行人となり、數箇所の地頭を帶す、四年宇都宮信房と共に見々島を征服す、建久六年鎮西奉行を罷めて鎌倉に歸り、祖父として遠兼と號す、千葉相繼ぎて能覺及び武藏遠江遠遠等河相模上總等の國に多くの地を領す、遠政の時、足利氏に從ひ功あり、千葉能覺國に住し、能覺及び遠江香庄等を領掌して歴永中まで其勢盛なりき（吾妻鏡、天野家譜、天野系圖）

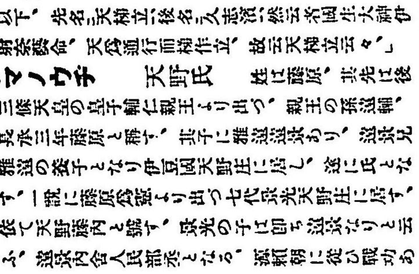

アマノオホコロワケ　天之忍許呂別

アマノラバリ　天尼羽張　「アメノチハバリ」を見よ、

アマノトリコト　天鳥琴　上代の樂器、

アマノトリフエ　天鳥笛　上代の樂器、

常陸風土記に、祟神天皇の世、建借間命東夷を平定

祟神天皇の頃に用ひられたり「アマノトリフエ」參看

アマノホコロワケ　天之忍許呂別

アマノヤヒコ　天八彦　

アマノヤマカゲ　天山蔭　

アマノヤマカゲ　天山陰　

アマノヤマカゲ　天山影　

アマノヤマカゲ　天山蔭　

アマノヤマカゲ　天山蔭　

アマノヤマカゲ　天山蔭

アマノヒスミノミヤ 天日隅宮 出雲杵築大社をいふ、昔天社にあたるを以て呼し名なり、一説に風土記に日栖宮に作る、出雲大社(イヅモノオホヤシロ)を見よ(後漢書、古事記傳)

アマノヒラタ 天平田 四凸なくして平坦なる田地を稱ふる古言、天は美稱なり、

アマノヒラテ 天平手 「ヒラテ」を見よ、

アマノフキノミシヤ 天乃吹主貴 神社 山城國相樂郡、今綴喜郡天乃美賀布神社 山城國綴喜郡天乃美賀布神社 下野國河内郡天乃美賀布神社 下野國芳賀郡天乃美賀布神社 下野國都賀郡天乃美賀布神社 下野國安蘇郡天乃美賀布神社 下野國足利郡天乃美賀布神社 下野國梁田郡天乃美賀布神社 下野國寒川郡天乃美賀布神社 下野國那須郡天乃美賀布神社 下野國塩谷郡天乃美賀布神社 下野國河内

す、阿彌陀經に、從是西方過十萬億佛土、有世界名曰極樂、其土有佛、號阿彌陀、今現在說法云々、又彼佛光明無量照十方、無所障礙、是故號爲阿彌陀、云々、この阿彌陀の結跏趺坐し、手に阿彌陀佛說法印を結びたるもの、中央本尊として親昔觀音勢至を左右に、勢至菩薩を左の脇士としたるを阿彌陀三尊と云ふ、又淨土の三尊とも云ふ（參考畫像名義抄、佛教いろは辭典）

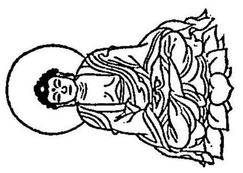

アミダッリ 阿彌陀佛 後秦坊飛派の號、「ナマッタンシャンを見よ、

アミダホフ 阿彌陀法 名義 阿彌陀如來を本尊とし、滅罪及び菩提を祈る法、阿彌陀は梵語の阿密利帝の略、無量壽、甘露とも云ふ、（甘露を服すれば、不老不死となるを以て、故に無量壽と云ふ）

アミダホフジ 法成寺に九壇修法を修し、中壇に本尊阿彌陀如來を勸む、近衛天皇久安中鳥羽上皇遊幸の時、相實之を修す、仁和寺阿彌陀堂にて、相實法印等九壇護摩を修し、中壇に本尊阿彌陀六人之を行ふ、（諸法要集抄）

アミノシンヤ 阿彌陀祉 所在 常陸國信太郡阿彌郷淨光村○常國二の宮にして、本都中四十餘郷の總社、祭神 建都大神（天孫國の祖ぶる神を斗げ、その兵甲鹵簿等を此地に置き、天上に復命したる神）、社格 縣社、（神社明細帳、神社志料）

アミノリモノ 網乘物 乘物駕籠の一種、江戸幕府の時、十萬以上の郎人を乘すために用ひたるもので、唐織乘物の上に青き網をかけたり、故に此名あり（乘物考）

アミヤク 網役 江戸時代物税の一種、沿邊又は川にて漁獵を爲す漁師より出さしむる役米をいふ（地方凡例錄）

アミヤストニス 火浣布 和蘭語、今はすてゑんふらてしゑあるとふらすしといふ「ファファンテ」を見よ、

アム 案 草案なり、下案ともいふ、今役所に、文案若施行曰文繕置曰案とあり、大政官式に、卽繕卽奏、トポ云々、神祇令踐祚大嘗祭に、伊勢物語に、あんをかきてかゝせやりけり、云々、源平盛衰記に、古きものをうつすが如く、案にも及ばず、これを淨書したりとあり、

アンエイ 安永 年號 後桃園天皇御宇の年號、明和九年十一月十六日卽位始を以て改元す、當家の部例によれば、永は凡そ六年よりも例なれども、安永は安永天皇を諡するまで繼によらず、アンエイとよむと云ふ、九年を經て天明と改元す、

アンエイサンゼニ 安永佐字錢 名義 江戸時代錢貨の一種、銅貨 銅貨商賣、製作精ならず、寬八分五厘ま八分、背文佐字多し、又背文なきもあり、沿革 安永中佐渡國相川にて鑄造す（新寬永錢錄）

アンカ 安寇 天皇の崩御を云ふ、前漢書天文志に、宮廷發憂、若昭曰、凡初崩發憂、改爲、臣子之心猶訝、忽崩而出、王と見えたり、

アンカウテンワウ 安康天皇 名義 穴穗皇子 系統 允恭天皇第二皇子、卽位記に於大中姬、第二十代の天皇、沿革 父帝の崩じ給ひし後、太子木梨輕皇子淫亂殘虐なるの故を以て、群臣これに背き、穴穗皇子に從ふもの多し、茲に於て太子穴穗皇子を殺さんことを圖りて成らず、走りて物部大前宿禰の家に匿る、穴穗皇子之を圍む、太子遂に自殺す、因て位に卽き、都を大和國石上に遷す、穴穗宮といふ、元年皇后大草香皇子を殺し、非紀中蒂姬を納れて皇后と爲す、而して大草香皇子の子眞鍮王眉輪王の故を以て殺されまじにて宮中にあり、三年八月天皇を弑す、（書五十六、大和國添下郡菅原伏見陵に葬る（大日本史）

アンカテンワウ 安閑天皇 名義 勾大兄、又勾大兄廣國押武金日天皇とも申す、系統 繼體天皇二十五年位に卽き都を大和國高市郡勾金橋宮に遷し、在位二年にして崩ず、（書七十、河內古市郡高屋陵に葬る、天皇崩ずるや、皇子檜隈高田皇子、位を讓らんとせしも、固辭して成らず、走りて物部大前宿禰の家に匿る、穴穗皇子之を圍む、太子遂に自殺す、因て位に卽き、都を大和國石上に遷す、穴穗宮といふ、元年皇后大草香皇子を殺し、非紀中蒂姬を納れて皇后と爲す、而して大草香皇子の子眞鍮王眉輪王の故を以て殺されまじにて宮中にあり、三年八月天皇を弑す、（書五十六、大和國添下郡菅原伏見陵に葬る（大日本史）

アンカテンワウ 安閑天皇 名義 勾大兄、又勾大兄廣國押武金日天皇とも申す、系統 繼體天皇第二の御子、御母は目子媛、第二十七代の天皇、事蹟 繼體天皇二十五年位に卽き都を大和國高市郡勾金橋宮に遷し、在位二年にして崩ず、（書七十、河內古市郡高屋陵に葬る、天皇崩ずるや、皇子檜隈高田皇子、位を讓らんとせしも、固辭して成らず、走りて物部大前宿禰の家に匿る、穴穗皇子之を圍む、太子遂に自殺す、因て位に卽き、都を大和國石上に遷す、穴穗宮といふ、元年皇后大草香皇子を殺し、非紀中蒂姬を納れて皇后と爲す、而して大草香皇子の子眞鍮王眉輪王の故を以て殺されまじにて宮中にあり、三年八月天皇を弑す、（書五十六、大和國添下郡菅原伏見陵に葬る（大日本史）

アンカモンイン 安嘉門院 名義 邦子內親王、法名正如覺 系統 後堀河天皇の第二女、一月內親王薨下、母は北白河院 諱 後堀河天皇の准后、承久三年十月卽位せらるゝを以て准后の稱に因る、貞應三年九月出家す、弘安六年九月四日薨ず、年七十五（安院小傳）

アンカモンヰン 安嘉門院 名義 邦子內親王、法名正如覺 系統 後堀河天皇の第二女、一月內親王薨下、母は北白河院 諱 後堀河天皇の准后、承久三年十月卽位せらるゝを以て准后の稱に因る、貞應三年九月出家す、弘安六年九月四日薨ず、年七十五（安院小傳）

アンキモン 安喜門 大內裏內郭十二門の一、東面門とも稱ふ、貞觀殿の東北、主殿門の東南九間の所にあり、北方に面す（令義解、大內裏圖考證）

アンキモンヰン 安喜門院 名義 藤原有子、法名眞淨 系統 公房の女 諱 河天皇の皇后、貞應元年從三位に叙せられ女御と爲る、二年中宮となり、嘉祿二年皇后となる、安貞元年安祥門と號す、寬元四年尼と爲り、弘安九年二月薨ず、年八十（安院小傳）

アンキヤ 行脚 釋語、僧侶の諸國をめぐり修行するを云ふ、禪庭非苑に、行脚者、謂遊歷鄕曲、訪師友、求法益也、と見えたり、

アングウ 行宮 天皇行幸の時、非所々に設けらるゝ假宮を云ふ、行庭とも云ふ、皆紀に、カリミヤと訓ず、續紀に、アンクウとよませり、行をアンと訓むには唐音なり、續紀に、大寶二年九月癸未遣於伊賀伊勢美濃尾張三河五國造、巡行「行宮」と見えたり、

アングリア 語尼利亞 英吉利を云ふ、英、英格蘭、威利須、以幾顯、愛蘭國土、とも書く、「イギリス」を見よ、

アンゲ 案下 案下官帳の略稱、「アンゲクウベイ」を見よ、

アンゲクウベイ 案下官帳 神祇官に於て、新年月次新甞等の祭に、幣を案下に奠て、神を祭るを云ふ、略して案下とも稱す（幣を案上に奠て神を祭るを案上官幣といふ、「アンジャックウベイ」を見よ）延喜の制、案下官幣に與かる神は宮中六座、山城國六十九座、大和國百五十八座、河內國九十座、和泉國六十一座、攝津國四十九座と定めたり、いづれも小社なり（神祇志料）

アンケン 安元 年號 高倉天皇御宇の年號、承安五年七月二十八日改元、去夏痲疹あるを以てなり、四年を經て治承と改元す、卽位 天津神に從三位右大辨藤原朝臣後雄施主（元祕錄、和漢年契）

アンコ 安居 佛徒が四月十五日より七月十五日に至る九十日の間、安居祭足して業を修するを云ふ、梵語、譯して寂靜といふ、又夏行、夏安、夏結、夏斷、夏籠、夏花といひ、其初日を入安居、結夏、結制、終日を解安居、夏解といふ、梵網經古釋に、五月十六日より八月十五日迄を初安居、六月十六日より九月十五日迄を後安居と云ひ、大寶令釋に、四月十六日を前安居、五月十五日を中安居、六月十六日を後安居と云ふ、梵語に長雨の長に方て、外に出づれば草木虫蟻を傷る恐あり、故に九十日安居禁足すと云ひ、僧眼經に、夏月は雨雖あるを以て、佛弟子の河水に溺死する故に遊行を制止すと、此說從に據し西域記に、出家の衆僧人の化益を妨念し動て三界蕊露に同向すと云ふ、又釋氏要覽に、南山抄を引て曰、偏約夏月者、一無事、遊行勿出非衆二祖勿命、遊遊深三所、爲既非、故招非物、云々、圓覽疏鈔、釋迦成佛の後、吃伽毘羅國慈定夫人爲めに受利天に登て、一夏九旬說教せしを其濫觴とす、本朝天武天皇十二年始めて之を行ふ、十五大寺は

僧尼超の勅により光嚴上皇に請ふて佛舍利を頒ち、六十六ヶ國に安國利生塔を建てしむ、是を安國寺と稱す、京都宗旨により、今諸國に存するもの飛騨國吉城郡四門面村、出雲國八束郡竹矢村、伯耆國四伯郡二本木村、播磨國加東郡廣瀨村等にあり、其他にも猶ある（後撰回記）

アンコクジ 安國寺 所在 相模國鎌倉郡大町村松葉ヶ谷○妙法山と號す、宗旨 日蓮宗、妙本寺末、本尊釋迦 開基 建長五年日蓮房弟子、日像、開山 日蓮、寺領 建武元年後醍醐天皇より寺領を寄附せらる、（新編鎌倉志）

アンコクジ 安國寺 所在 相模國鎌倉郡大町村松葉ヶ谷○妙法山と號す、宗旨 日蓮宗、妙本寺末、本尊釋迦 開基 建長五年日蓮房弟子、日像、開山 日蓮、寺領 建武元年後醍醐天皇より寺領を寄附せらる、（新編鎌倉志）

アンコクジ 安國寺 僧侶

及び安国論縁起、同縁起の図一幅あり（日蓮註述書、新編相模国風土記稿）

アニコクジエケイ　安國寺恵瓊　「エケイ」を見よ。

アニコクデン　安國殿　国歴　武蔵埼上寺本堂の指にある殿堂をいふ、徳川家康の甘像を安置す○安国は家康の法名、甘像を世に「御殿」、「厄除」、「火発の除後といふ　国歴　慶長六年正月元日の規形を式ふて後、家康幕年に本卦掛の年なれば一の甘像を作らんと、九津氏の彫刻人に束帯のまゝを彫らせしも、成りて後ち幸右に託さ、常に束帯家康と呼び、時には陳髪陳爪等を像の腹内に納む、元和二年四月家康、埼上寺歓喜院に遣命し、一堂宇を建てて此甘像を安置せしむ、同七月家康に神號を授けられ安国殿の勅題を賜はる、寛永十一年家光、新に彩殿を今の地に築く、十八年成りて遷座す（殿居殿）

アニコクロン　安國論　立正安国論（ロッセイアンコッロン）を見よ。

アニザイ　行在　行在所といふに同じ、「アンザイショ」を見よ。

アニザイシコウ　安西乗　国歴江戸時代の剃髪に、将軍家の話相手に定められたる者の称呼にて、将軍家を始め御三家・御三卿・大名・旗本等皆之を称す、是等の人々へ武家風に宅地を給はりたるが故に名づく　国歴元和二年十二月始めて之を置く、徳川実紀に、常代御談伴といひしはそのはじめ織田豊臣両家に仕へて、其後廃所に勤仕せし記かの所下安西に宅地を給ふ、よつてその地の人々を安西衆と称しけるとぞ、この聖はうな慶年武功の者なければ其の外にももとより江戸に在所せし徒の中にて、者落の徒を撰びて其の事にあてられ、直日を定め、日々かはらく御前に参候せしめらる、其人々は、丹波玉邨左衛門長重、立花左近将監宗茂、細川幸隆頭貞元、三好周慶守一任、猪子内匠助一時、堀田若狭守一職、佐久間備前守安政、同大膳亮勝之、堀丹後守直寄、戸川肥後守達安、九鬼長門守隆、脇坂淡路守安元、毛利伊勢守高政、市橋下総守守長、谷出羽守衛友、青木民部少輔一重、酒田権左衛定、平野遠江守長泰、能勢伊賀守頼次、宮城井波守豊守等なり　国歴日野大納言輝資入道藤高、朽木信濃守元綱入道牧斎、佐久間駿河守正勝入道不干、前権吉右衛門勝秀入道牛入、今大路延游院玄朔等は、こゝさら老齢なれば役儀せられ、直日を定めず心まかせにまうのぼれり、御談話に侍せしめられ、渡邊山城守茂、松下石見守重綱、近藤石見守秀用、真田隠岐守信昌、横田甚左衛門尹松、初鹿野伝右衛門信久、久世三右衛門広宣、坂部三十郎広勝、倦後林永喜庵、曽呂利新左衛門是安、田村安栖軒は、毎夜出仕して御談伴たるべしと命ぜらるゝ、この後大猷院殿御代となりても、その員数ときはまた外の者落の徒をも加へて、総べて御前に伺公せしめ、談話とも聞しめされぬと、いへり、後には絶えたり。

アニザイショ　行在所　天皇行幸の時、其所に設けられたる假宮をいふ、儀制令に、「凡車駕」所経行在所、条とあり、後漢書に、天子以天下為家、自郡所居為行在所、天子或在京師或出巡狩、不可該定、故言行在所、耳、不得亦得京師為行也、とあり。

アニサイズキヒツ　安藤随筆　国歴前後集各十五巻、故実雑説等数一軒に収めて三十二巻十冊と注す　国歴我國の有職故実、并物の様製等を図録したるものなり　国歴伊勢貞丈、安斎と號す。

アニサイハ　開務派　山崎闇斎の主唱せる儒学の一派、敬我学派（ケイギガクハ）を見よ。

アニサツシ　按察使　「アゼチ」を見よ。

アニシ　按針　三浦按針（ミウラアンジン）を見よ。

アニシ　按針　欧洲語、江戸時代、水先案内をいふ、水先案内は磁石の針を案じて船の航路を定むるなればよりてなづく。

アニシヤ　行者　宗旨にて、制度を求めて度牒を得ず、髪を剃へ寺中に止宿して修行するもの、行堂に居する故に行堂主とも云ふ、六局行者、執局行者、衆頭の行者（各年数衆の諸行者に当たるもの）副衆行者（衆頭の事務に副たるもの）総衆行者（副衆行者の副たるもの）堂司行者（細部堂司に属して使令を受くるもの）客頭行者（住持客の命により方丈の事を行ふ庫司行者（方丈行者に同じ）方丈客頭行者（前客僧の使令を受くるもの）茶頭行者（茶頭の命を受くるもの）喫食行者、作頭行者等極めて多し（黄檗清規）禅氏宗旨に云、衆見住云有、衆男子あり、衆出家未、得云云鉄鉢、依寺中住者名詞波羅沙今訳、若出方行者也、総中多時修行人為行者、云云、

アニシヤウ　案上　案上官階の略称「アンジョウ」を見よ。

アニシヤウサン　安蔣院　二條吉忠の號「ニデョウシャガン」を云ふ。

アニシヤウクワンイ　案上官階　神武帝の時に於て、前年月次、行在所の衆に、官位を授るに、官を案上に置て授るを案上官階といふ、唐にて案上とも称す、案下官階といふ、アンジョウクワンイ（案上官階）を見よ。

アニシヤウジヤウ　安祥城　所在三河国碧海郡安祥村　国歴原始　文明中松平信光、始めて此城により起る、子親忠、孫長親相継ぎ勢益強し、今川氏親、北條早雲を将として、駿遠の兵を以て之を撃つ克たず、松平氏是より顕はる、其子清人信忠、其孫二郎三郎清康相継で此に居す、清康岡崎に移るに及び、其族安祥長家代りて居る、後ち織田信秀之を陥いれ信成を置く、天文十八年今川義元の攻め復すうる所となる（参河国碧海郡安祥村条）

アニシヤウジリウ　安祥寺流　真言宗の流法、安祥寺中興の祖宗忠より起りし故に名づく、宗忠は烏羽天皇朝の人、夫律師と號す、京都に生る、東密権大僧都宗の子、殿冠に従て僧法職位を受け、梵漢諸尊の密軌を学ぶ、是より先き、慈誓安祥寺を開きしが、付法の次なく、法脈絶ゆ、唯傳燈の印璽、宝瓶、灌頂相承の秘法並諸尊、宗意図らず大我を得たるを以て、小野流を合せて、別に一流を起す、之を安祥寺流と云ふ、左に法脈を示す（後傳燈大阿闍梨、日本高僧人名辞書）

○宗忠―実慶―頼真―成殿―覚海―実雄―頼助
　　頼真―成殿―覚海―成雄―光意―性印―快音―忠実
　　覚海―実雄―頼助
　　覚伊―成慧―光意―性雅―覚快
　　興殿―真雄―仲増―快実―朝意―道意
　　成雄―光意―性印―快音―忠実
　　成助―慈即―有助―覚伊―成慧―光意
　　真雄―真静―道俊―真伊―隆雅―興雅
　　成快―光意

アニシヤウシヤウ　安祥寺　所在山城国宇治郡安祥寺村、もと忠山堀ノ谷にありしが慶長中今の地に移りしと云ふ○門跡の一　吉祥山と称す　国歴真言宗、宮野山金剛峰寺の所轄、本尊十一面観音　国歴原始浩和天皇の御時、五條后順子の木願にして、仁壽中創立す、後ち寺年八月二十一日より同二十七日に至る四、七箇寺を以て四村天皇の為めに修験法を修せしむ　国歴斉衡二年六月定額寺となし、祠二千束を燈油に充つ　真観元年皇太后の五條后の御願として、年分度者三人を置き、補律師業流を以て勾当せしめ、血脈相承して門跡を継がしむ、また、大塔、金堂、大門、中門を造営す、東西僧坊七百有餘宇竝立す、興雅延久二年当寺唯授一人の秘法を当野山安楽院等有快に授く、是より寛性院住持たるもの当寺を兼帯す、慶仁の兵変に帰り、数十年間荒廃す、寺務検挍政通中興す、徳川家康之に寺地復旧の令を発ふ、寛文六年幕府等地十万坪を割き代ふるに当十石の朱印地を以てす、弘経、先師政通の遺志を継ぎ、寛保元年観音堂、鎮堂、地蔵堂、大師堂、青龍権現堂を造立す、明治三年寛性院の法務を解き、更に住職を定む、今左に歴代を示す（山城名勝志、諸門跡伝、平安通志）

○忠誠―頼誌―佛誠―頼源―宗意―實殿
　頼真―成殿―覚海―実慶―頼真―成殿―覚海―頼助
　成雄―光意―性印―快音―忠実
　興殿―真雄―仲増―快実―朝意―道意

アニシヤウシヤウリウ　安祥寺流　真言宗の流法、安祥寺中興の祖宗忠より起りし故に名づく、宗忠は烏羽天皇朝の人夫律師と號す、京都に生る、東密権大僧都宗の子、殿冠に従て僧法職位を受け、梵漢諸尊の密軌を学ぶ、是より先き、慈誓安祥寺を開きしが、付法の次なく、法脈絶ゆ、唯傳燈の印璽、宝瓶、灌頂相承の秘法並諸尊、宗意図らず大我を得たるを以て、小野流を合せて、別に一流を起す、之を安祥寺流と云ふ、左に法脈を示す（後傳燈大阿闍梨、日本高僧人名辞書）

○宗忠―実慶―頼真―成殿―覚海―実雄―頼助
　　頼真―成殿―覚海―成雄―光意―性印―快音―忠実
　　覚海―実雄―頼助
　　覚伊―成慧―光意―性雅―覚快
　　興殿―真雄―仲増―快実―朝意―道意
　　成雄―光意―性印―快音―忠実
　　成助―慈即―有助―覚伊―成慧―光意
　　真雄―真静―道俊―真伊―隆雅―興雅
　　成快―光意

アニシヤウジヨウ　案上官階　神武帝の時に於て、前年月次、行在所の衆に、官位を授るに、官を案上に置て授るを案上官階といふ、唐にて案上とも称す、案下官階といふ、アンジョウクワンイ（案上官階）を見よ。

アニシヤウヂウ　案上官階　延喜の制、案上官階に見る神は、宮中三十座、京中三座、山城国五十三座、大和国百二十八座、河内国二十三座、和泉国一座、摂津国二十六座、伊勢国十四座、伊豆国一座、武蔵国一座、安房国一座、下総国一座、常陸国一座、近江国五座、若狭国一座、丹波国一座、播磨国三座、紀伊国八座、阿波国二座と定めたり（神祇志料）

アニシヤウシン　安祥寺　所在山城国宇治郡安祥寺村、もと忠山堀ノ谷にありしが慶長中今の地に移りしと云ふ○門跡の一　吉祥山と称す　国歴真言宗、宮野山金剛峰寺の所轄、本尊十一面観音　国歴原始浩和天皇の御時、五條后順子の木願にして、仁壽中創立す、後ち寺年八月二十一日より同二十七日に至る四、七箇寺を以て四村天皇の為めに修験法を修せしむ　国歴斉衡二年六月定額寺となし、祠二千束を燈油に充つ　真観元年皇太后の五條后の御願として、年分度者三人を置き、補律師業流を以て勾当せしめ、血脈相承して門跡を継がしむ、また、大塔、金堂、大門、中門を造営す、東西僧坊七百有餘宇竝立す、興雅延久二年当寺唯授一人の秘法を当野山安楽院等有快に授く、是より寛性院住持たるもの当寺を兼帯す、慶仁の兵変に帰り、数十年間荒廃す、寺務検挍政通中興す、徳川家康之に寺地復旧の令を発ふ、寛文六年幕府等地十万坪を割き代ふるに当十石の朱印地を以てす、弘経、先師政通の遺志を継ぎ、寛保元年観音堂、鎮堂、地蔵堂、大師堂、青龍権現堂を造立す、明治三年寛性院の法務を解き、更に住職を定む、今左に歴代を示す（山城名勝志、諸門跡伝、平安通志）

○忠誠―頼誌―佛誠―頼源―宗意―實殿
　頼真―成殿―覚海―実慶―頼真―成殿―覚海―頼助
　成雄―光意―性印―快音―忠実
　興殿―真雄―仲増―快実―朝意―道意
　覚伊―成慧―光意―性雅―覚快

アニシヤウヂヨウ　案上官階　延喜の制、案上官階に見る神は、宮中三十座、京中三座、山城国五十三座、大和国百二十八座、河内国二十三座、和泉国一座、摂津国二十六座、伊勢国十四座、伊豆国一座、武蔵国一座、安房国一座、下総国一座、常陸国一座、近江国五座、若狭国一座、丹波国一座、播磨国三座、紀伊国八座、阿波国二座と定めたり（神祇志料）

アニシヤウシン　安祥寺　所在山城国宇治郡安祥寺村　国歴原始　文明中松平信光、始めて此城により起る、子親忠、孫長親相継ぎ勢益強し、今川氏親、北條早雲を将として、駿遠の兵を以て之を撃つ克たず、松平氏是より顕はる、其子清人信忠、其孫二郎三郎清康相継で此に居す、清康岡崎に移るに及び、其族安祥長家代りて居る、後ち織田信秀之を陥いれ信成を置く、天文十八年今川義元の攻め復すうる所となる（参河国碧海郡安祥村条）

アニシヤウジリウ　安祥寺流　真言宗の流法、安祥寺中興の祖宗忠より起りし故に名づく、宗忠は烏羽天皇朝の人夫律師と號す、京都に生る、東密権大僧都宗の子、殿冠に従て僧法職位を受け、梵漢諸尊の密軌を学ぶ、是より先き、慈誓安祥寺を開きしが、付法の次なく、法脈絶ゆ、唯傳燈の印璽、宝瓶、灌頂相承の秘法並諸尊、宗意図らず大我を得たるを以て、小野流を合せて、別に一流を起す、之を安祥寺流と云ふ、左に法脈を示す（後傳燈大阿闍梨、日本高僧人名辞書）

○宗忠―実慶―頼真―成殿―覚海―実雄―頼助
　　頼真―成殿―覚海―成雄―光意―性印―快音―忠実
　　覚海―実雄―頼助
　　覚伊―成慧―光意―性雅―覚快
　　興殿―真雄―仲増―快実―朝意―道意
　　成雄―光意―性印―快音―忠実
　　成助―慈即―有助―覚伊―成慧―光意
　　真雄―真静―道俊―真伊―隆雅―興雅
　　成快―光意

アニス　案主　文案記録を掌り施行文書に名目を署す、文案を主るの義にて名付たる歟、検非違使庁、院庁、摂関家政所及び院、将軍家政所、勅奏院、庄園等に皆案主あり、詳しき事は各條に就て見るべし、

アニズ　按司　琉球の官名、王子の次に位す、

アニズノヲサ　案主長　検非違使庁の文案を主る者を云ふ、「クヒャンチャヤ」を見よ。

アニセイ　安政　国歴年号明天皇御宇の年號、嘉永七年十一月二十七日、内裏炎上し、庶地震あり、且つ近年異国船来れるを以て改元す、七年を経て改元す　国歴群弁治改曰、庶人安政終後君子安位矣とあるに拠る（嘉永明治年間録）

アニセイイチブギン　安政一分銀　国歴貨幣の一種、安政に造りたるを以てなづく、新一分銀ともいふ　国歴慶入分、横四分五厘　国歴嘉永六年八月外国銀貨と同位の銀を以て鋳造す、鋳造額、弐千八百四十八万零九百両、後ち改鋳したる額、十万千三百両、安政六年より明治元年までを鋳造の年限とす、又明治元年より二年に至るまで鋳造の額、百弐万六千八百三拾三両二分なりしと云ふ、「クヘイ」参考（貨幣総録、大日本古文書也）

アニセイイチブバン　安政一分判　安政小判（アンセイコバン）を見よ。

アニセイイツシユギン　安政一朱銀　国歴銀貨の一種、安政中に造りたるを以てなづく　国歴慶五分強、横三分強、厚五分、面に一朱銀、背に銀座常是の文字あり、十六箇を以て金一両に換ふ

両・安政六年中を以て鋳造の年限とせり（「クッヘイル」参看（貨幣通考）・大日本貨幣史）

アンセイニフキン　安政二分金　圖 圖

金貨の一種・安政の年造りたるを以て名づく 圖 圖 圖

縦七分五厘・横四分五厘・二両を以て金一両に換ふ

圖 圖 圖 安政三年六月鋳造す・その總額三百五十五萬千六百両・後ち改鋳したる額百四十四萬千四百七十一両・安政三年より萬延元年までを鋳造の期限とせり（「クッヘイル」参看（貨幣通考）・大日本貨幣史）

アンセイノギコク　安政疑獄　圖 歷 安政五年江戸幕府・諸外國と條約を締結して・調印を行ふや・宿次奉書を以ことを朝廷に奏上す・朝廷深く國更の不敬を怪り・勅符を幕府及び十三藩に下だす・又朝家の士及び幕府國の處士等・幕府勅許を待だずして締結せしを咎り・尊攘の説を唱へ・公卿門に出入して・幕府を誹謗するもの多し・又水戸藩の士は・定額の米を周旋し・陰に幕議を沮格せん事を畧む 圖 歷 に於て大老井伊直弼・岡部駿藩を上京せしめ・條約締結の事情を陳べしめ・傍ら改革の令を發せしむ・九月八日を以て・遂に松平慶永・徳川慶篤・一橋慶喜・尾張慶勝・伊達宗城・山内豊信・松平春嶽・島津忠義・伊達宗城・鍋島直正・蜂須賀斉裕・山内豊信・島津斉彬・松平容保・松平定敬

積あり、又不動産領を物産にて行ふを国領、私人の家にて行ふを家領と云ふ。国領は慈覚大師入唐して此法を受く、最来師立口授して悟く此に傳へず、村上天皇天徳四年九月内裏焼失して翌年應和と改元し新内裏成りて、天台座主延昌僧正奏して此法を修せんと請ふ。病により宗叡律師代て、十月十四日水雲殿に於て修せらる。又治四年十二月後白河法皇の御所六條殿成るや、座主全玄山僧を招きて安鎮法を修したりき。家領は藤原伊尹の時、能因にて法性寺座主深覚僧都修せしを始めとす（濱法要略抄、山槐記）

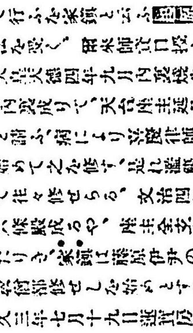

延久三年七月十九日遣唐使和気仁潔殿に安鎮家国法の図（安鎮法日記）

アシチヤウ 安貞 後堀川天皇御宇の年號、嘉禄三年十二月十日改元す、安貞を以て始とす、二年を経て寛喜と改む 周易に安貞吉、應地無疆とあるに據る、文学博士菅原資高勘進す（元秘鍵、和漢年）

アシニン 行殿 かりみやを云ふ、アンクヤに同じ、同條を見よ。

アンド 安堵 武家時代に於て、土地の所有権を認定して、其土地の安全を保護すること、私人の家にて行ふを家領と云ふ。国領は慈覚大師入唐して此法を受く、最来師立口授して悟く此に傳へず、村上天皇天徳四年九月内裏焼失して翌年應和と改元し新内裏成りて、天台座主延昌僧正奏して此法を修せんと請ふ。病により宗叡律師代て、十月十四日水雲殿に於て修せらる。又治四年十二月後白河法皇の御所六條殿成るや、座主全玄山僧を招きて安鎮法を修したりき。家領は藤原伊尹の時、能因にて法性寺座主深覚僧都修せしを始めとす（濱法要略抄、山槐記）

アンドウ 安藤氏（院政時代） 姓に安藤氏あり、又武家にも安藤氏あり、前者は安倍氏の後裔にして、安倍貞任の子宗任、宗任の子則任、則任の子季任、季任の子為元、為元の子為季、為季の子為成、為成の子為行、為行の子為時、為時の子為基、為基の子為信、為信の子為義、為義の子為時、為時の子為基、為基の子為信、為信の子為義、為義の子為時、為時の子為基、為基の子為信、為信の子為義、為義

階する事を掌る 関官 延喜三年二月補任帳、証定
奏二階常行右安楽寺行とな、これその始めなり
関延暦四年令して、乗色に関する雑訟は、安楽
寺行部収を受け、引付衆此を決し、安楽寺行の下文を
施行する時は、安楽寺行に附し、評定衆の内にて論
行せしむ、又亀の領邑を論られて、千雄安楽等に
分配知行するも、此寺行の管する所なり、寛町時
代の初、政治を改くるに、新恩に係る者は
恩賞寺行に関し、恋に仍る者は安楽寺行に属す、凡
安中に至り、建武の制に非ざれば、凡そ也を
関領せんには、文書を捜索し始末を審究し、後給付
すべし、捜索猶あるも相亦不明なれば、更に尋ぬ、本領
安堵の令を下しより、亦寺行を改かず、事の安堵
に関するは、引付をして奉らしむ、延治三年記、新
編追加花営三代記、武家名目抄)

アンドー 行燈 関官 行くだり後、古くは

花行の時携へたるより此名あり、行の字をアンと訓
むは唐訓にて、行宮、行在、行間等其例多し、またア
ンドウともいへり 関官 詳かならされど、下
に乗、成氏年中行事等に其名見えたれば、室町時代
には既にこの器ありしこと明なり、而して同年中行
事に成氏が正月五日営館の邸に赴く行列を記したる
内に、提燈二丁、行燈一つといふことあれば、道路を
照す袋物の具たるを知るべし、後ち建仁にて笹内に
用ふるものを明治維新ランプの輸来してより、遂に廃す 関官
虚地行燈、溶州行燈、聖行燈、地口行燈、丸行燈、霊也
行燈等あり(嬉遊笑覧、貞丈雑記、後訓蒙、非常集)

アンナ 安和 冷泉天皇御宇の年號、康保五

年八月十五日改元す、代始なるを以てなり、二年を
経て天禄と改む(元秘録)

アンナ 安内 「アナイ」と訓む、格文に多

く見ゆ、対外の内治なり、文書の内容なり、案は草案の義也、
格の文に案内を検するに云々とあるは、裁文等の内
容を検するの意と知るべし、今の俗語非に通じたるも
事の符合したるを案の内といい、乖戻するを案に違
ふといい、下非を案文、案紙などいふ、非案内を検
するを慈より懈怠せし闕なりと云々(雑記、俚諺集覧)

アンナカシヤウ 安中城 関官 上野国碓

氷郡安中町の北、前は中仙道、後は流烏川(昔は然ら
ず、北裏往還なりし故、大手先も北に有りしといへ
り) 関官 初め摂津国芥川に住す、原市楯下城主安中
源忠正、国芥を追ひ新に城を築き、永禄二年四月移り
来りて野後を安中と名く、是れ其始めなり 関官
天正五年忠正勢恩成長禄にて高死後城部隊縦、慶
長十九年井伊直勝佐和山より移り、翌元和元年城部
を毀ちて封を除せられ堀田正俊一万八千石に封ぜられ来り
て封を除せられ堀田正俊一万八千石に封ぜられ来り
此地に封ぜらる、寛文七年五月其子元知乱心の故に
三代相継ぎて治す、寛延二年十一月板倉重同二万石
に封ぜられ(明和四年三万石となる)其子此城に治
す、子孫相継ぎて明治維新に至る(安中志)

アンナノくに 安和の変 関官 右大臣大

宅鏡と共に、深く第三皇子為平親王を愛し、太子盛
平親王(冷泉天皇が多病にして心疾あるを以て、其
階調たらしめんことを欲したれども、為平親王が誠
実の人にして天皇大臣に及び、左大臣藤原実
頼密に後嗣のことを請ふ、天皇是に於て、為平親王を
廃して天皇大臣に及び、左大臣藤原実

住僧代々相伝ふ。寛永九年四度後水尾天皇三の宮の眼病を治し、銀盛おりべ明眼院の號を賜ひ、相承茶器・金屏風・黄金十枚等を下賜す。二十一世四法明和尚眼病な治す。銀盛おりべ明眼院の號を賜ひ、相承茶器・金屏風・黄金十枚等を下賜す。二十一世四法明和尚

（今山王権現）

三年権現天皇三の宮の眼病を治し、綿借正となり祈願成就等ありて（元祖志）

阿弥等となりて常寺と改称坊を山寺と云ふべり（元祖志）

アニヤウジ　安養寺　京都　近江國栗太郡

釣の東寺内　東寺　筑前國　筑前國　筑後　筑後　豊後　豊後　豊

の御塔陵の南にあり、烏羽天皇三塔を作る、一を本御塔と云ひ（烏羽天皇の御塔陵也）一を新御塔と云ふ、並に後鳥羽院の陵に建したるなり、後ち円院追令して御骨を高野山に収め、故に新御塔を以て近衛天皇の陵とす（山陵志、歌枕名寄、陵墓一覧）

アラタヘイラク　安楽太平楽

唐令破陣楽（ヲヘイハテンラク）を見よ、

アラフノクニ　安羅國　六伽耶國の一、三国史記の地理誌に、阿尸良國、一云阿那加耶、と有り、阿尸良は即ち本名にして、尸を略きて阿羅と云ふならん、其地は今の咸安郡にして、大伽耶の西、星山伽耶大加耶の東南、小加耶の東北に在りて、殆ど伽耶諸國の中央に當たり（朝鮮古地考）

アメクニオシヒラキヒロニハノスメラミコト　天國排開廣庭天皇　欽明天皇の御名、「キンメイテンワウ」を見よ、

アメシルシクニオシヒラキトヨサクラヒコノスメラミコト　天稚國押開豊桜彦天皇　清寧天皇の御名、「シヤウムテンワウ」を見よ、

アメトヨタカライカシヒタラシヒメノスメラミコト　天豊財重日足姫天皇　皇極天皇の御名、「クワウキヨクテンワウ」を見よ、

アメノイハクスフネ　天磐櫲樟船　樟にて造れる船を稱する古代語、天は美稱、磐は堅牢を意味する添へ詞なり、伊非諸宮、其手栲兒を此舟に乗せて、流し棄たるごとを古史に見えたり（日本紀、古事記傳）

アメノイハタテ　天石楯　「アマノイハヲ」を見よ、

アメノイハトワケヤクラヒメノミコト

アメノイハヤ　天石屋　「アマノイハヤ」を見よ、

アメノイハヤドノヘン　天石屋戸變　「アマノイハヤドノヘン」を見よ、

アメノイハユキ　天磐櫲樟　「アマノイハユキ」を見よ、

アメノウキハシ　天浮橋　「アマノウキハシ」を見よ、

アメノオシカミ　天照神　神武天皇、稚し

赤き詞、天皇は天神の御手にて、御葬の向ふ所如何なる敵も忽ちに此らるゝこと、物をおしひらくが如き御威勢なれば、かく稱したるならん（古記）

天石門別八倉比賣神社　國幣小社　河内國名方郡、今名草郡二ヶ村の一、祭神同前、

別八倉比賣神社　國幣小社　河内國名方郡、今名草郡二ヶ村の一、祭神同前、

下を授け、治和天皇貞觀七年二月從四位下に叙し、元慶三年六月正四位下に叙され、陽成天皇元慶三年六月從五位下を授け、治和天皇貞觀七年二月從四位下に叙し、元慶三年六月正四位下に叙され、陽成天皇元慶三年六月正四位上を賜ひ、醍醐天皇延喜の制大社に列し、月次新嘗に預り、朱雀天皇天慶三年二月水平中港の御幣あり、又天石門和氣八倉比賣神に正三位を授奉りしを以て、天石門別八倉比賣神と改稱す（延喜式）

アメノイハフネ　天磐船　「アマノイハフネ」を見よ、

アメノイハヤ　天石屋　「アマノイハヤ」を見よ、

アメノイハヤドノヘン　天石屋戸變　「アマノイハヤドノヘン」を見よ、

アメノイハユキ　天磐櫲樟　「アマノイハユキ」を見よ、

アメノウキハシ　天浮橋　「アマノウキハシ」を見よ、

アメノウヅメノミコト　天鈿女命　猿女君等の祖、天照大神岩戸に幽居し給ふ時、皇祖の威を以て手禰とし、竹葉を以て手草とし、手に笹鈴のみを持ち、岩戸の前に神樂をふせ、俳優を爲し大神を怡ばす、又天孫降臨の時、猿田彦神を回向して天孫の爲めに警導せしむ、後ち猿田彦神を伊勢に侍送す、其子孫を猿女君と稱す（古事記、古語拾遺）

アメノオシカミ　天照神　神武天皇、稚し

アメノカゴヤマ　天香山　「アマノカゴヤマ」を見よ、

アメノカゴヤマ　天鹿兒矢　上代に用ひたる矢の一種、天鹿兒矢とも云ふ、天は美稱、鹿を射たるに用ふる矢といひ、又鹿の角を鏃としたる矢などと稱すれども非なり（古事記、釋日本紀、古語拾遺）

アメノカゴユミ　天鹿兒弓　上代に用ひたる弓の一種、天鹿鹿兒弓とも云ふ、天は美稱、鹿兒は即ち鹿に同じく鹿を射るに用ふる弓の義、其鹿兒弓の質は堅き樹なり、又天香山の桃木にて造る、故に名づくと云ふ、又天梔弓と云ふも同物なり、又鹿背の如く曲りたる弓なる故に、鹿兒弓を稱すと云ひ、又土俗氏の造る弓なるを以て、ハツミミと稱すとも云へるは、共に信し難し（天孫降臨に先立ち、

アメノオシホミミノミコト　天忍穗耳命　皇孫瓊瓊杵尊の父、大孫降臨の時、弓矢を執て前驅警衛す（古事記）

アメノオシホミミノミコト　天忍穗耳命　守　正哉吾勝勝速日天忍穗耳命（マサヤアカチカチハヤヒアメノオシホミミノミコト）を見よ、

アメノヲハバリ　天尾羽張　劍の名、一名建甕槌之男神、伊弉諾尊迦具土神を斬りたる劍なり、其刀の鋒を逢尾羽張神といふ、尾羽張とは、鉄の張りたる劍を云ふならべし、尾とは鉾の意なるべし、神代記に、故其所佩十拳劍、名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、と見えたり（古事記、古語拾遺）

云々、故阿、斬之刀名、切天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、故其所佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸之時、其劍之刃、湧著御手俱自手本漏出成神、名謂闇御津羽神、次著御手本俱自漏出成神、名謂甕速日神、次著御手本俱自漏出成神、名謂建甕槌之男神、亦名謂建布都神、亦名謂豊布都神、

アメノカヤマ　天香山　「アマノカヤマ」を見よ、

アメノカゴヤ　天鹿兒矢　上代に用ひたる矢の一種、天鹿鹿兒矢とも云ふ、天は美稱、鹿を射たるに用ふる矢といひ、又鹿の角を鏃としたる矢などと稱すれども非なり（古事記、釋日本紀、古語拾遺）

アメノカゴユミ　天鹿兒弓　上代に用ひたる弓の一種、天鹿鹿兒弓とも云ふ、天は美稱、鹿兒は即ち鹿に同じく鹿を射るに用ふる弓の義、其鹿兒弓の質は堅き樹なり、又天香山の桃木にて造る、故に名づくと云ふ、又梔弓と云ふも同物なり、又鹿背の如く曲りたる弓なる故に、鹿兒弓を稱すと云ひ、又土俗氏の造る弓なるを以て、ハツミミと稱すとも云へるは、共に信し難し（天孫降臨に先立ち、

アメノカタリベ　天語部　「カタリベ」を見よ、

アメノカヒヨリダ　天川依田　「アマノカハヨリダ」を見よ、

アメノカミ　雨神　大和國吉野郡丹生川上神社に祭る丹生雨師神を云ふ、新嘗和歌後宴醍醐天皇御製の歌の端詞に、芳野の行宮にて、五月雨晴ゝなかりける比、雨師の社へ止雨の赤幣使などたてられけるに、思食つゝけさせ給ひけること見えたり、又圀史加美神を云ふ、古事記傳に、此神に祖にて、雨を物ずる神なり、と記に、宮殿と云ふもあり、それは山上なる龍神なりと見えたり、この圀史加美は各なる龍神なり

アメノクチトタ　天口鍬田　「アマノクチヒタ」を見よ、

アメノクヒタ　天抴田　「アマノヒキタ」を見よ、

アメノタネコノミコト　天種子命　神武天皇中國を平定し、天兒屋命の孫、

アメノタヂカラヲノカミ　天手力男神　神祉　陸奥國石田郡、今の物部村○本國の一の宮　天忍穗耳尊の一男、天手力男、

文錦天皇錦三年十月官社に預り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノタヂカヒメノミコトヤ　天手長　比賣神祉　陸奥國石田郡、今物部村○本國の一の宮　天手力男天手長比賣、

鳥錦錦三年十月二神並に官社に預り、醍醐天皇延喜の制並に名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り、又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノタネコノミコト　天種子命　神武天皇中國を平定し、天兒屋命の孫、

アメノヲシホミミノミコト　天忍日命　皇孫瓊瓊杵尊の父、大孫降臨の時、弓矢を執て前驅警衛す（古事記）

アメノヲシホミミノミコト　天忍穗耳命　守　正哉吾勝勝速日天忍穗耳命（マサヤアカチカチハヤヒアメノオシホミミノミコト）を見よ、

アメノヲハバリ　天尾羽張　劍の名、一名建甕槌之男神、伊弉諾尊迦具土神を斬りたる劍なり、其刀の鋒を逢尾羽張神といふ、尾羽張とは、鉄の張りたる劍を云ふならべし、尾とは鉾の意なるべし、神代記に、故其所佩十拳劍、名謂天之尾羽張、亦名謂伊都之尾羽張、故其所佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸之時、其劍之刃、湧著御手俱自手本漏出成神、名謂闇御津羽神、次著御手本俱自漏出成神、名謂甕速日神、次著御手本俱自漏出成神、名謂建甕槌之男神、亦名謂建布都神、亦名謂豊布都神、

アメノカヤマ　天香山　「アマノカヤマ」を見よ、

アメノカヤネノミコト　天兒屋命　神祉　陸奥國名方郡、今名草郡二ヶ村の一、祭神同前、

天照大神に臣事し、天孫降臨の時隨從す、天照大神委して太玉命と共に、天孫の爲めに神籬を建て齋斎し、殿内に侍して防護し、又鎮座の祕（紹の誤）を以て天孫に奉らしむ（古事記、古語拾遺）

アメノサカホコ　天逆矛　「アマノヌボコ」を見よ、

アメノサクメ　天佐具賣　「アマノサクメ」を見よ、

アメノサダ　天狭田　「アマノサダ」を見よ、

アメノサデヨリヒメ　天狭手依比賣　神代に對馬を支配せし神の名、「ツシマノムネ」參考、

アメノスイガキ　天透垣　「アマノスイガキ」を見よ、

アメノタナガラノミコヤ　天手長男　神祉　陸奥國石田郡、今の物部村○本國の一の宮　天忍穗耳尊の一男、天手長男、

文錦天皇錦三年十月官社に預り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノタヂカヒメノミコヤ　天手長　比賣神祉　陸奥國石田郡、今物部村○本國の一の宮　天手力男天手長比賣、

鳥錦錦三年十月二神並に官社に預り、醍醐天皇延喜の制並に名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り、又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノタネコノミコト　天種子命　神武天皇中國を平定し、天兒屋命の孫、

アメノコヤネノミコト　天兒屋命　神祉　陸奥國名方郡、今名草郡二ヶ村の一、祭神同前、

天照大神に臣事し、天孫降臨の時隨從す、天照大神委して太玉命と共に、天孫の爲めに神籬を建て齋斎し、殿内に侍して防護し、又鎮座の祕（紹の誤）を以て天孫に奉らしむ（古事記、古語拾遺）

アメノサカホコ　天逆矛　「アマノヌボコ」を見よ、

アメノサクメ　天佐具賣　「アマノサクメ」を見よ、

アメノサダ　天狭田　「アマノサダ」を見よ、

アメノサデヨリヒメ　天狭手依比賣　神代に對馬を支配せし神の名、「ツシマノムネ」參考、

アメノスイガキ　天透垣　「アマノスイガキ」を見よ、

アメノタナガラノミコヤ　天手長男　神祉　陸奥國石田郡、今の物部村○本國の一の宮　天忍穗耳尊の一男、天手長男、

文錦天皇錦三年十月官社に預り、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノタヂカヒメノミコヤ　天手長　比賣神祉　陸奥國石田郡、今物部村○本國の一の宮　天手力男天手長比賣、

鳥錦錦三年十月二神並に官社に預り、醍醐天皇延喜の制並に名神大社に列る、凡毎年住吉社、征越の神事に幣帛を奉り、又大に國幣を捧る例とす（神祇志料）

アメノトコタチノカミ　天常立神　別天神の一、天地剖判の時始めて天に生せる神をいふ、國之常立に對して云ふ（古事記）

アメノトミノミコト　天富命　系圖　太玉命の孫、齋部氏、彦狭知二神の孫を斬り山材を採て皇孫の爲めに御殿を作る、其裔紀伊國名草郡に居り材をとる齋部の居る所を御木と云ひ、御殿を作る齋部の居る所を麁香と云ふ、又齋部の諸氏を率ゐて種々の神寶鏡玉木綿麻等を作らしめ、又日鷲命を率ゐて阿波國に麁穂の種を殖えしむ、其裔阿波國麁穂郡に在り、大嘗の年木綿麻等を貢ず、夫れより更に阿波齋部を率ゐて、安房上總下總の地に至り、麻殖を植へ、命、太玉命の祉を安房國に立て安房祉と稱す（古語拾遺）

アメノトリゴト　天之鳥琴　「アマノトリコト」を見よ、

アメノトリフネ　天鳥船　上代における船の一種、木居宮或は速力の早き船ならべしといひ、賀茂祭使は、水鳥の浮びたる形に似たる船なるべしといへり、天は美稱なり（古事記傳）

アメノナカタ　天長田　「アマノナカタ」を見よ、

アメノヌゴト　天沼琴　上代における琴の一種、玉にて飾りたる琴をいふ、天は美稱なり（古事記傳）

アメノヌナヰ　天沼名井　「アメノマナヰ」を見よ、

アメノヌナカハラオキノマヒトノスメラミコト　天渟中原瀛眞人天皇　天武天

皇の陵を檜隈大内陵と稱す、

アメノハシタテ　天橋立　丹後國與謝郡、

アメノハシタテ　天橋立　丹後國與謝郡、

アメノハシタテ　天橋立　丹後國與謝郡、

アメノヌボコ 天瓊矛 「アマノメボコ」を見よ。

アメノハヾヤ 天羽羽矢 上代にて用ひた矢の一種、矢の羽の殊に大なるを云ふ、即ち羽ばたく矢の意、一説に鳥の羽を以て造りたる矢にてハヽヤと云ふは、非矢の多きを云ふ、又矢二羽の矢と云ひ又四羽の矢にて後世の呼ぶ鏑矢の如しなど云へど共に非なり○天孫降臨に先だち天若日子を葬送の為に遣されし時、高皇産霊尊の胸よりとりし五百箇の真賢木の上枝に懸けたる八咫鏡を天照大神の手に取り持ちて、我が前を見るが如くせば、我れ汝を見失はじと誓ひ給ひし故、此鏡を思兼神に授け給ひ、後ち崇神天皇の御代に、大和国笠縫邑に遷し祭り給ひ、次で垂仁天皇の御代に、伊勢国五十鈴川上に遷し祭り給ひ、今に至る、此鏡は神代三種の神器の一にして、皇祖天照大神の御霊代なり、故に歴代の天皇、殊に即位の礼には、必ず此鏡を安置し給ふ、又践祚大嘗祭の時には、此鏡を奉斎する内侍所の神鏡は、即ち此鏡の分霊なり（古事記、日本紀、神代巻）

アメノハバキリ 天羽々斬 「アマノハヽキリ」を見よ。

アメノハヤ 天羽羽矢 上代にて用ひた矢の一種、矢の羽の殊に大なるを云ふ、即ち羽ばたく矢の意、一説に鳥の羽を以て造りたる矢にてハヽヤと云ふは、非矢の多きを云ふ、又矢二羽の矢と云ひ又四羽の矢にて後世の呼ぶ鏑矢の如しなど云へど共に非なり○天孫降臨に先だち天若日子を葬送の為に遣されし時、高皇産霊尊の胸よりとりし五百箇の真賢木の上枝に懸けたる八咫鏡を天照大神の手に取り持ちて、我が前を見るが如くせば、我れ汝を見失はじと誓ひ給ひし故、此鏡を思兼神に授け給ひ、後ち崇神天皇の御代に、大和国笠縫邑に遷し祭り、次で垂仁天皇の御代に、伊勢国五十鈴川上に遷し祭り給ひ、今に至る、此鏡は神代三種の神器の一にして、皇祖天照大神の御霊代なり、故に歴代の天皇、殊に即位の礼には、必ず此鏡を安置し給ふ、又践祚大嘗祭の時には、此鏡を奉斎する内侍所の神鏡は、即ち此鏡の分霊なり（古事記、日本紀、神代巻）

アメノハヤリ 天羽々斬 「アマノハヽキリ」を見よ。

アメノハラヒ 天祓 「アマノハラヘ」を見よ。

アメノヒワシノカミ 天日鷲神 阿波忌部の祖、天照大神岩屋に幽居し給ひし時、津咋見神と共に殺木を植ゑて白和幣を作る、一説にして蒼茂す、と云ふ、今の阿ヲ木綿なり、其子孫木綿及び麻織布等を作る、之を阿ヲ木綿と云ふ、此天忠命に従ひて阿波国にある故、阿波忌部と云ふ（古語拾遺）

アメノフトダマノミコト 天太玉命 上代の鍛冶の名、元ゝ鍛利にして、若し其刃上に鋸ぶり居らば、自ら断れ死ぬる程の利鎌なるを以て此名あり（神代巻、日本紀）

アメノヒスミノミヤ 天日隅宮 「アマノスミノミヤ」を見よ。

アメノヒボコ 天日槍（海檜槍） 新羅王の子、垂仁紀に、垂仁天皇三年三月来化を慕ふて帰化すとあれど、播磨風土記に、葦原志挙乎命と共に巡国せし事見ゆれば、神代に帰化せし事明なり、日槍来朝の時、羽太玉、足高玉、鵜鹿鹿赤石玉、出石小刀、出石桙、日鏡、熊神籬等を献ず、但馬国に蔵め神物とす、初め日槍の来る播磨国に泊し宍粟邑に居る、大友主、宍庭臣等を遣はし、是を検問して播磨国也、渟名城入姫命、淡路島宍粟邑に居らしむ、日槍親しく請ふて近江国吾名邑に居り、後ち但馬に住し、出島の人太耳の女麻多烏を娶り、但馬諸助を生む、諸助の子但馬清彦、其子清彦、其子田道間守あり、近江国鏡谷の陶人は日槍の従人なりと云ふ（大日本史、天日槍渡来考）

アメノヒラタ 天平田 「アマノヒラタ」を見よ。

アメノヒワシノカミ 天日鷲神 阿波忌部の祖、天照大神岩屋に幽居し給ひし時、津咋見神と共に殺木を植ゑて白和幣を作る、一説にして蒼茂す、と云ふ、今の阿ヲ木綿なり、其子孫木綿及び麻織布等を作る、之を阿ヲ木綿と云ふ、此天忠命に従ひて阿波国にある故、阿波忌部と云ふ（古語拾遺）

アメノフトダマノミコト 天太玉命 「アマノフトタマノミコト」を見よ。

アメノホヒノミコト 天穂日命（天穂日命） 天照大神、忍穂耳命を降し給はんとする時、国土未だ騒擾や、仍て此命を遣はし平定せしむ、命大国主に新に復命せざること三年、遂に天若日子を遣して伺らしむ、後ち大国主国顕し、天日隅宮にかくれ、此命をして祀の事を司らしむ（古事記、日本紀、出雲国造神賀詞）

アメノマガコヤ 天真鹿児矢 「アメノカコヤ」を見よ。

アメノマガコユミ 天真鹿児弓 天鹿児弓 「アメノカコユミ」を見よ。

アメノマナ井 天真名井 一に天渟名井と云ひ、並に其清き井を称めたる名、其に実際清き井は水の湧えたる所を云ふ名は借字にてノなり、常紀に、天武名井三処を掬ふとあるにて知るべし、此の井は天の安河の中にて、井と云ふべき所を指て云へる名、特に井を指したる名にあらず、凡て古代は湧泉をも、論ぜず、川水を汲む所を井と云ひしなり、出雲国意宇郡に真名井神社あり（古事記傳）

アメノマムネトヨオチノスメラミコト 天之真宗豊祖父天皇 文武天皇の御名「モンテンテンシャウヤマトネコノスメラミコト」を見よ。

アメノミアク 天御鉏 天上にて行ふ御祓の式を云ふ（古事記）

アメノミカゲ 天御蔭 天皇のおはしますを大空を云ふ、大空は高く遠くて、天を覆ひて陰を為すが故にかく名づく、高皇産霊に、たゞしもろや天之御蔭、あめしやの小かげの水、ささば、

アメノミカド 天御門 天都天皇を申す、又皇天皇なりとも云へり、或は云、天皇の通称なりと（古今目録、倭訓栞）

アメノミナカヌシノカミ 天御中主神 開闢の初、高天原に生れし元始の神、其顕詳かならず（古事記）

アメノミハカリ 天御量 天照大神に幽居し給ひし時、手置帆負、彦狭知の二神、天御量を以て大峡小峡の材を伐り、瑞殿を作る、其物詳かならずと雖も、古語拾遺に、大小斤斧鑿の名を云ふ、即ち度量権衡を合して云ふ、諸物の長短大小軽重等を定むる物なり、故に御量と云ふ（古史徴、国造本紀考、度制考、古今要覧稿）

アメノミヤ 天宮 大和国磯城郡田原本村大字宮古の上に在り、磯上槻樹二あり、故に又槻宮とも云ふ 日原誌略 崇神天皇の時、田身嶺に縄を張り宮を作り給ふ此れなり、同二年に、冠すうに用垣を以てす、即ち水工を役して溝を穿ち、香山の西より石上山に至り、舟二百隻を以て石上の山上の石を載せ、流に順てそを東山に運び、石を累ねて垣となす、其功夫十旬を費すと云ふ、神統文武の二帝又行幸あり、後世歴朝等は此宮の地なりと云ふ（古記逸文、多武峯略記）

アメノムラアヤタ 天邑并田 「アマノムラアヤタ」を見よ。

アメノムラクモノツルギ 天叢雲剣 「アマノムラクモノツルギ」を見よ。

アメノムラキミ 天邑君 「アマノヲキミ」を見よ。

アメノヤスカハ 天安河 高天原にある川の名、天八湍河原とも云ふ、磐渡之河の意にて、湍の多くある河、流れの緩やかなる大河を云へるならん、（古語拾遺、古事記傳）

アメノヤスダ 天安田 「アマノヤスダ」を見よ。

アメノユギオヒ 天靫負 靫を負ひたる武人をいひ、其職味を天靫部とも云ふ、即ち久米部なり（クメベ参考）久米目部が石鏃を負て仕へ奉るより起る名 国栖 天孫降臨の時、天押日命、大来目部御前に立ち日向高千穂峯に降る、然して後ち大来目部を天靫負と号す、天靫負の職、一に起る 国栖 雄略天皇の御世、天靫負を大連公に賜ひ、尽行天皇、靫負を大伴連の遠祖武日に賜ふとあり、後世ユゲヒノツカサとして衛府のあるに至る（国造本紀考、新撰姓氏録考）

アメヒトツバシラ 天比登都柱 大八洲の一、淡路島の別名、海中に離れて一つあるなれば、然か名づくならんと云ふ（古事記傳）

アメミコトハルキワケノスメラミコト 天命開別天皇 天智天皇の御名「テンチテンワウヤマトアメミコトハルキワケノスメラミコト」を見よ。

アメミマ 天孫 皇孫ともいふ、天皇の御孫の意、

アメムネタカツキノスメラミコト 天宗高紹天皇 光仁天皇の御名「クワウニンテンワウ」を見よ。

十三湖縦並するに至る、千八百三年(享和三年)佛より「ルィジアナ」を、千八百二十一年(文政四年)西班牙より「フロリダ」を購買し、又千八百四十五年(弘化二年)より四十六年に亘れる戦争にて墨西其より新墨西其、及び「カリフォルニア」を略取し、千八百六十七年(慶應三年)俄西亞より「アラスカ」を購買し版圖次第に擴張せり【天文】明暦三年(西暦一六五七年)我民亞米利加に漂流する者あり、寛政十年(一七九八年)亞米利加船肥前に漂着し、天保八年六月(一八三七年)浦賀に來り、弘化三年三月(一八四六年)米人浦賀に來り通好互市を乞ふ聽さず、同年閏五月兵艦二隻を率ゐて浦賀に來る、越て嘉永六年六月三日(一八五三年)北亞米利加合衆國水師提督ペルリ、兵艦四隻を率ゐ浦賀に來り國書方物を奉じ通信互市を求む、幕府其重大なる事を以て即答せず之を遣へす、安政元年正月(一八五四年)使節再び浦賀に來る、三月神奈川に於て假條約を締結し下田港を即時に開き函館は明年三月開くことを約す、安政三年十月米人ハルリス江戸に登城し國書を呈し十二月終に條約を結び江戸大阪等の七港を開くことを約す、六年九月新見豫前守、村垣淡路守、小栗又一を使節とし米國に遣はす、萬延元年正月(一八六〇年)木村攝津守勝麟太郎等外情視察として米國に赴く、同年四月三日本條約を結ぶ、明治三十九年彼我大使館を設置し、青木周藏を全權大使に任じて赴任せしむ(萬國歴史、萬國地理、外交史稿、官報)

アメワカヒコ　天若日子(天稚日子)

【系統】天津國玉神の子【神話】天孫降臨の時、天照大神の命を奉じ騒亂を鎮定せん爲め葦原中國に下り、大國主命の女下照姫を娶り却て自ら其國を獲んとし復命せざる八年、天照大神更に鳴女を遣はし詰る、天若日子之を射殺す、天照大神及び高皇産霊神大に怒り遂に天若日子を殺す(古事記)

アモリジヤウ

アヤ　綾　【名稱】文を織り出したる織物をいふなりしが、應仁の亂ありて、京師の業遂に衰へ、爾て山口もまた衰頽す、天正年間工人あり、京都西陣に機舎を設け綾を織る、京師の綾織物再び興る、天和年間に至り、京師の織業漸く盛んにして紋紗綾(綸子綾)綾唐織、加女綾、入反掛柳條綾等を織り出せり、元文三年上野桐生に於てはじめて、紋綸織を織り、明和年間出羽の秋田に於て浮織綾を製し、越後十日町、出羽米澤等また透綾を出す、天保年間桐生の人石田九野花章及び綾唐織を製す、茲に於て東國の綾織物漸く盛んなり、然れども京都の産に比すれば大に遜色ありといへり○彈正式に、凡綾は五位以上の朝服に用ふる事を許し、六位以下は用ふるを許さずとありて、後世武家の制も亦是に準據せり【染織】色染の頃諸國より出したるものは、一菜、二菜、三菜、七菜、蘇枋、小鰕、蘇枋、小綾、二色、呉服綾等にして、織部司の管下にて製する物には二花、紫花、野草、大結花、小結花、蓮水、小車牙、散花單、小蓮花、綺、窠綾、蝶翼、獅子窠窠遠山、葵小花、熨綾、浮物(浮綾)綾等あり(倭訓栞、工藝志料)

アヤ井カサ　綾圍笠　【名稱】蔺にて編み、文をつくりたる笠をいふ、また麥藁、蓆、檜の薄板等にて作りたるもいふ、一に日照笠、綾笠、蔺笠、とも云ふ【染織】笠の中央の上に小さき角の如きものを設け、紐を入れ用とす、專ら日よけの爲めに用ふるものなれど、南部東大寺八幡の神庫に藏する者は、天平勝寶二年より天文八年まで行はれし轉讀會に用ひたる者なるが、胴或は麥藁を以て作り紅紫等の革にて風帯を飾り、蔺染の布を以て裏を張り、紐も同(大含人社)

じ布にて作り、枕を付けざるものを用ひたりと云ふ(第一圖)又後三年繪巻に見えたるは、鎧を着て烏帽子の上に着け上に高く出したるはモトドリを入れ爲め、結びたるはモトドリなしとする爲なりと云ふ(第二圖)後には流鏑馬の時にも用ひ、又田樂法師も用ふ、流鏑馬の笠は上を角の如く高くす、是を巾子と云ふ、モトドリを入れ爲めなり、田樂法師のは、風帯を附く、田樂を舞ふ時風帯のヒラメキて風流なる爲めにしたる物(第三圖)又春日社の祭禮に用ふるものは、只色紙にて張る古の綾圍笠を略したるなるべし(安齋圖説、貞丈雑記、後撰集、築波堂雑錄、玉函叢書)

第一圖

第二圖　綾圍笠裏

第三圖

アヤウチ　漢氏(文氏)　阿知使主(アチノオミ)を見よ、

アヤヲドシノヨロヒ　綾威鎧　唐綾を細くたたき〳〵み重ねて糸威の如くをどしたる鎧をいふ、色は種々ありて其色により何色の唐綾威といふ、朋黄の唐綾をふとくたゝみてをどしたる鎧など皆記にも見えたり(軍用記)

アヤガキ　綾垣　繩を以て作り室内の隔に用ふるもの、一に繩垣、又幾奴賀岐と書く、文垣の意、文とは、物の形を織り彩色等せるを云ひ、垣は帷帳を云ふなるべし、大神宮儀式帳に、表垣とある類にて、繩を垣の如く引廻し、内外の隔をなしたるもの歟、結びたるはモトドリなしとする爲なりと云ふ、賀茂眞淵は、組垣なりと云へど、恐らく兩説共に非ならん(古事記傳、工藝志料)

アヤガサ
アヤキリ　綾笠　舞曲の名、右舞二十四曲の一に大狭鞨と云ふ傳來詳かならず、新樂中曲にして十八拍あり、舞者四人、常の裝束にて假面を被り、拳綱の冠を用ふ、古くは帽子或は烏帽子なり、後世終に絶ゆ(樂家錄、禮樂志)

アヤガサ　綾切　綾笠(アヤキガサ)を見よ

アヤシ　挑文師　【名稱】文を挑る職工を云ふ、綟紐に「アヤツリ」と讀み、今「アヤトリ」又花本とも云ふ【織錦】錦、綾、羅等の模様を挑る事を司る【染織】文武天皇大寶の制、大藏省織部司に挑文師四人を置く、其下に挑文生八人あり、元明天皇の和銅四年六月、伊勢尼張等の諸國に遣はし、綾に花文を織る事を教授せしむ、天慶の亂以後、朝政の弛ぶに從ひ、挑文師も亦漸時衰頽して、壽永三年後鳥羽天皇の大嘗會を行はるゝ時、諸名匠を召集せられしを見れば、已に此時挑文師は亡びたるか(工藝志料)

アヤツリ　操　【名稱】もと偶人の事なり、後に、人形芝居をいふ、一に手遣人形、南京操ともいふ、又「カラクリ」人形ともいふ、幕内に居て上下の幕の間に人形を出し、男女老少其事に應じて之を操り舞はすを以て此名あり【歴史】平安朝の末既にありしとみえ、今昔物語に、高野親王、四尺程の人形を作り、アヤツリを以て巧に水をそゝがせし由云々とあり、降りて慶長の頃、澤住の門人甘貫長三郎といふ者、播州西宮の傀儡師引田某(後淡路掾といふ)と共に淨瑠璃に合せて人形を操ることを始む、是れその起原なり、當時禁闕に召して、後陽成天皇の叡覧に備へたりと云ふ、夫より後大阪の石井飛驒守操人形の首ばかりにて着物をきせ、手足等は遣ひ人の手足にて動かすを見悪きと爲し、種々工夫の上手足を作り始め、遂に手の指を動し眼をつかひ眉を動かす等の巧妙なるに至らしむ、寛治年間竹田出雲掾、京師にて之を興行し、大に評判を得てより、寛文二年、大阪に下りて操り座を興し、大に流行す、享で延寶の頃、山本飛驒掾(彌三郎と稱す)殊に妙を得たり、江戸は貞享の頃既に葺屋町などにて興行せり、天明九年又兩國廣小路にて國姓爺の芝居など打つゝき興行せしが、文化の末年に至りて絶えたり(擇年代記、歌舞伎事始、嬉遊笑覧、雍州府志、歌舞音曲略史)

アヤノコウチウチ　綾小路氏　姓は宇多源氏、庭田有資の子信有始めて綾小路と稱す、其先源政長堀川院の鄙曲御笛の師に參りてより、鄙曲和琴等音樂を相傳して三代の天子の師範となる、故を以て代々神樂、琵琶、箏、笛、篳篥、蹴鞠等を家業とす、諸大夫家の一、資能の時中絶、高有再興し、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、知譜攷記、系譜)

○信有——有頼——敦有——信俊——有俊——俊量
資能——高有——俊資——有胤——俊宗——有美
俊資——有長——俊賢——有真

アヤノコホリ　綾之郡　伊賀國阿拜郡に同じ、アヘノコホリと讀む、

アヤノコホリ　阿野郡　【所在】讃岐國【沿革】安閑天皇二年勝頼屯倉を置く、又綾に作る、日本武

尊の後裔なる、和名抄に、新居、山口、羽床、甲知（カヂ）、鴨部、氏部（ウヂベ）、山本、林田、（ハイダ）松山（マツヤマ）等の郷あり、古國府候北候二郡とし、元禄國役に復す、天保以後アノ主す、明治刮年アヤとし、明治三十二年三月郡足郡と合併して綾郡となる（郡名異同一覧、國郡沿革考、法令全書）

アヤバドリ　漢織　名義　漢國より來りし機織を云ふ、アヤは漢の字をよみ、ハトリは機織（ハタオリ）の約なり　同義語　呉服　古記に雄略天皇二十年阿知使主錦化し、越えて三十七年二月に、阿知使主、都加使主等を呉に使し、縫工女を求めしめ、兄媛、弟媛、呉織、漢織等を得て歸りしより、漢織の法傳はりて綾となる、本居宣長は、雄略天皇十四年正月、身狭村主青、檜隈民使博德等、呉に使し、手末才伎（タナスヱノテヒト）、漢織、呉織、及び衣縫の兄媛、弟媛等を率ゐて歸るとある始めなるべし、應神天皇の御代、百濟より服部を貢したる事を、誤り傳へたるなり、又呉織漢織を二人とするは誤りにて、漢織即ち呉織の事なりとも云へり、綾（アヤ）呉織（クレハドリ）參看（古事記傳、工藝志料）

アヤヒト　阿刕戝狹　神功皇后の御寺薨羅國の織工を大和の誓所に配し、綾を織らしむ、時人其職人を呼で阿刕戝狹と云ふ、應神天皇二十年阿知使主歸化し支那綾の法を傳へてより綾を織る支那人をも、亦阿刕戝狹と云ふ、後には、外國人の總稱ともなれり、綾（アヤ）參看（工藝志料）

アヤベ　綾部　廢置　丹波國何（イカ）何（ノ）郡の一に在る市街にて穐九兎の濫地　廢置　天正、慶長の頃前所言治の邑なり、慶長五年封除かる、寛永十年三月九兎直陸二百石に封ぜられ此地を治む、千葉世毅して明治維新に至る、明治四年京都府の管轄となり、今郡治のある處なり（地誌提要、德川加除封錄、明治政典）

アヤヒト　阿刕戝狹　神功皇后の御寺薨羅國の織工を大和の誓所に配し、綾を織らしむ、時人其職人を呼で阿刕戝狹と云ふ、應神天皇二十年阿知使主歸化し支那綾の法を傳へてより綾を織る支那人をも、亦阿刕戝狹と云ふ、後には、外國人の總稱ともなれり、綾（アヤ）參看（工藝志料）

アヤベ　綾部　廢置　丹波國何（イカ）何（ノ）郡の一に在る市街にて穐九兎の濫地　廢置　天正、慶長の頃前所言治の邑なり、慶長五年封除かる、寛永十年三月九兎直陸二百石に封ぜられ此地を治む、千葉世毅して明治維新に至る、明治四年京都府の管轄となり、今郡治のある處なり（地誌提要、德川加除封錄、明治政典）

アヤベ　漢部　廢置　綾物を以て貢織に來仕せる國造　廢置　雄略天皇二十年阿知使主錦部と共に歸化して、綾の織法を傳へしより、屢々支那の織工の招化して、綾の織法を傳へしより、屢々支那の織工を乞ひ、終に其業盛なり、雄略天皇十六年詔して支那歸化の綾工を集め、捉部のを撰び長となし、其綾を監督せしめ、姓漢部直を賜ふ、阿知使主の子孫世襲して主長となる、大化改新の時世襲の制を廢し漢直の管せし工人を、織部司の所轄となす（工藝志料）

アヤマリミヨウモン　謝詫文　江戸時代　失錯ある時に、其過失をあやまり、後來を慎むべき旨を記したる謝罪狀、昔の過狀、寛狀といふものに同じ（王餝回）

アヤメ　菖蒲　草の名、木草に泥菖蒲、真菖蒲、花菖蒲、文目、水菖蒲、燕尾草、蠅不入草、蝶花、紫蘭、玉蝉花、鳶尾草、馬蘭、夏菖蒲、鳶尾、蛇尾草、蛇皮草、剣草、剣菖蒲、白菖蒲、黄菖蒲、金菖蒲、臭菖蒲、溝菖蒲、山菖蒲、水菖蒲、雪菖蒲、岩菖蒲、石菖蒲、菖蒲蘭、菖蒲花、菖蒲草、菖蒲根、菖蒲葉、菖蒲湯、菖蒲酒、菖蒲枕、菖蒲節句、菖蒲髪、菖蒲革、菖蒲革、菖蒲革

戸に來りて弟子、時に河村瑞賢女を娶はしと學資を給せんとす、白石辭して曰く、余聞く昔淑上に小蛇ありて人主愛玩す、俄にして大龍の此邊に死せるを見て一ヒと忘る〳〵なし、十歳の頃常に侯の側に侍しその膳奩の支度大抵これなきすべ、皆老成の如し、我ずるに及びて器資倍〻自ら卻て曰く大丈夫夫生れて封侯たらずんば、死して當に閻羅王となるべしと、侯益〻頼重の立つや、故ありて父と共に仕を致し、後ち江戸に來りて弟子、時に河村瑞賢女を娶はしと學資を給せんとす、白石辭して曰く、余聞く昔淑上に小蛇ありて人主愛玩す、俄にして大龍の此邊に死せるを見て一ヒと忘る〳〵なし、十歳の頃常に侯の側に侍しその膳奩の支度大抵これなきすべ、皆老成の如し、我ずるに及びて器資倍〻自ら卻て曰く大丈夫夫生れ

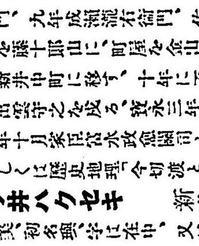

アラヰハクセキ　新井白石　人名

君美、利名鋒、字は在中、又は濟美と云ふ、勿軒、白石と號す、又錦峨、錦峯山人、天爵堂、勿軒、錦峯等の號あり 東京 江戸の人、其先は新田義重の替孫新田二郎、創始して俗と爲り上州荒居に居る、因て新井を氏とす、父は正濟と云ひ、久留里侯土屋利直に仕ふ、母は坂井氏 東京 明暦三年二月十一日生る、三歳の時能く大字を識し六歳書を誦す、七歳の時滅劇

アラヰハクセキ　新井白石　人名

甲斐家臣の召に應じ、儒官となり、待遇日に渥し、寶永六年家宣の將軍となるや、文學を以て殿中に給事し、かねて大政に參與す、而して事大小となく白石と間部詮房とにより決するを以て、權勢一時朝野を壓せり、同年正月上書して皇子皇女誕育の制を廢し、古制に復せんことを請ふ、家宣これに從ひ、宣命に上奏し、皇子淺宮を立て親王とし、閑院宮と稱し、料田千石を給ふ、十一月命を承けて朝鮮人に禮聘し、四洋紀聞

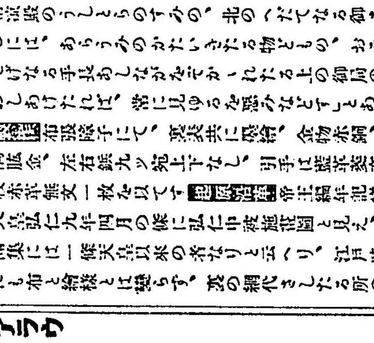

蔵所氏助之建林

三卷を著す、七年武家諸法度を改つ、白石の等すゝ所なり、正德元年十月朝鮮來聘す、則に先ち白石に命じてその禮を議せしむ、迎見賜饗錄見の後大に益す制に異なるもの、皆その建議する處なり、迎見の日使

節等と堂上に於て禮を爭ふ、然れども遂に屈せず、而して後國に頒ふる國書に日本國王源某と署すること、亦白石の建議に出づ、この月功により從五位下筑後守に叙し、祿五百石を加ふ、從知と合して千石を食む、三年家宣の薨ずるや退により、四部講房と共に幼將軍家繼を輔け、世正德政の政を施す、而して其效多く白石の手に成るを以て、大に信望の歸する所となり、權誼亦從つて漸く起る、執政猶日にして見と稱し、これを憚るに至る、幾千もなくして家繼夭逝し、吉宗紀州より入りて大統を嗣ぐに及び、白石の非違する所、大に德川氏の政規を改むるものあるを以てこれを非とし、遂に白石を斥く、白石もまた當世に意なし、即ち門を閉ぢ客を謝し、日夜典籍を以て樂しと爲す、享保十年五月十九日卒す、年六十九、東京淺草本願寺中の四照寺に葬る、白石博學多識和漢の典故に通ず、皆其家

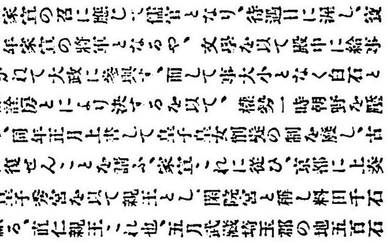

面　表

穴を助け獎導する所頗る多し、或は古器錢譜蝦夷管見

アライミ　散齋　祭祀の時、前事に預る者、致齋の前後に行ふ物忌を云ふ、大祓の前後は一ヶ月、中祀には三日、小祀には此非なし、なり、大祀の朔は十一月朔日より晦日に至るまでにして、その間は諸司

アライミノヤシロ　荒海神社　名勝

布施手を云ふ、大内裏圖等說に、北葉布施手卽荒海

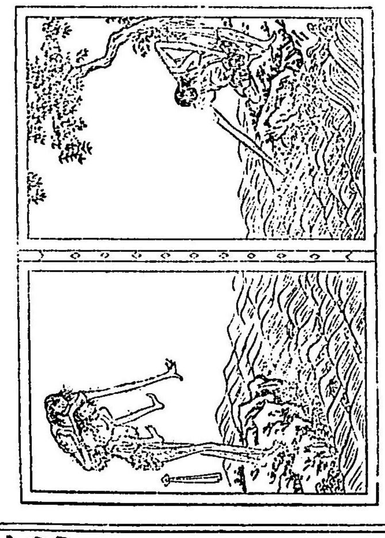

面　表

アライミノヤシロ　荒海神社　名勝

淸涼殿の東の戸の前なる弘廂の九間の所に立てたる

面　裏

陸手とみたり、或に、荒海に手長足長の繪（第一圖）を畫き、左右鉸丸ツ、左手に提燈、右手に松木、能登國布施陸手にて、裏表共に殘る、金物赤銅、四隅厚金

アラキタウチ 荒木田氏

出づ、成務天皇の時、非稀最上新に神田三千代を定め、荒木田と賜ふ、手振非々大祝宮の神主となる、最上九非の孫、首振宮常明天皇の時、神主の姓を賜つて荒木田の三字を除く、陽成天皇の時荒木上表して姓に復す、後二條天皇の時利方奏請して大神宮氏人に轉正を賜はらんことを乞ふ許されず（氏族志）

アラキタヒサオコ 荒木田久老 国学

初め主殿、中許となり後ち久老と改む、度会正弓の四子、荒木田久老の養子、度会氏は世々伊勢外宮の禰宜なり、久老の時祠官秀雅の後を開きて権禰宜となり、寛で従四位下に叙す、安永二年位記を返上したる歳を辞し、荒木田久老の養嗣子となり、名を久老と改め内宮権禰宜に補す、幼より古典を学び、後ち荷田春満の門に入り秀才の名あり、遂に一家を成す、從ひ学ぶもの頗る多し、常時木居宣長同じく春満の門に出でゝ、名経歴を風雅す、而して久老の学識名経及ばざること頗る遠しと雖も時に宣長の説を活ばさるものは、皆久老の門に遊びたりといへり、文化元年歿、年五十九、著書冠辞考、万葉集槻乃落葉、日本紀歌解、続日本紀歌解、五十槻園集等（近世三十六家集曙覧伝、近代著述目録、国学者伝記集成）

アラキノコホリ 荒城郡 国名 飛騨国

国府 国衙 寺社 続天皇六年十月の條に始めて郡名見ゆ、和名抄に、名張（ナハリ）荒城（アラキ）深河（フカハ）飽見（アクミ）益戸（ヤスベ）遠家（カキベ）遠戸（アノベ）の七郷あり、四門前村安国寺明徳元年六月一切経上梓文に荒城郡とあれば、明徳以前荒城郡と改称せしならん、慶長以前荒城郡と呼べり、国郡名実同一（郡名考）

アラキノミヤ 荒宮（神宮） 歌（アラキ）

を見よ。

アラキムラゲ 荒木村重 国学 和学

綱今、信澄等と称す、幼時より父祖の業を継ぎて連歌を嗜し、後ち又道薫と更む、国学には藤原氏、次を新家流の荷田氏の後裔、父を荷村といふ、国学者の人、天文弘治の際祖田政に感じ、永禄十一年荒木城主荒木佐渡守を殺し、其城に拠りて三好氏に降す、天正元年二月義昭将軍兵を挙ぐ三月織田信長師を帥ゐて四上す、村重之に会してカあり、池田勝政、親安として至らず、矛を交ゆるに及び、懼れて城を棄て高野に逃る、時に村重の部下多く村重に倦み、天正二年伊丹城を取りて籠り有岡城と改名し、族人を諸城に分置し、威近国に振ふ、信長村重に命じて石山一向宗に備へしむ、三年三月一向の寇と戦ひ大に破る、六年正月信長村重等を安土の茶亭に饗す、村重途中より変じて安土に往きし時、信長之を獄に投ず、遂に之を殺すならん、村重開城して逃る、頗る仰げば月を開く、信長怒りとして之を殺す、村重後に妻を招き、食ひ遺し刀を与ふ、妻刀を取つて左右に呈す、信長驚大なるを怒し其刀を断ふといふ、四月豊臣秀吉に従ふて毛利氏の備と播磨に戦ふ、村重の部下利を食り、遂に石山に籠守ること十一月、村重遂に城を捨てゝ花隈に移る、明年秀吉之を囲む、村重遂に城を捨てゝ尾崎に移る、九年十月花隈を出で、道を断つ、七年九月村重其囲ら稍無きを以て、城を出で敵を毛利氏に求めんとす、道薫留りて花隈に拠る、十一月信長伊丹城を囲い城中の男女百十二人を尼崎に殺す、八年十月花隈食尽き、村重道薫と共に舟に乗りて逃る、道薫と更に会して功あり、池田勝政、親安として至らず、矛を交ゆるに及び、懼れて城を棄て高野に逃る、時に村重の部下多く村重に倦み、天正二年伊丹城を取りて籠り有岡城と改名し、族人を諸城に分置し、威近国に振ふ、信長村重に命じて石山一向宗に備へしむ、三年三月一向の寇と戦ひ大に破る、六年正月信長村重等を安土の茶亭に饗す、村重途中より変じて安土に往きし時、信長之を獄に投ず、遂に之を殺すならん、村重開城して逃る、頗る仰げば月を開く、信長怒りとして之を殺す、村重後に妻を招き、食ひ遺し刀を与ふ、妻刀を取つて左右に呈す、信長驚大なるを怒し其刀を断ふといふ、四月豊臣秀吉に従ふて毛利氏の備と播磨に戦ふ、村重の部下利を食り、遂に石山に籠守ること十一月

アラヒトガミ 現人神 天皇の別稱、人にしてなほ神にましますの意、宣長の如き皆之を尊びていふ語、書紀に、既行天皇三十八年日本武尊薨去の條首に、著見現人神之手也と答へたまひしことを見え、又後に轉じて威權ある神の義にも用ふ、萬葉集卷十石上乙麻呂土左國之時歌に、かけまくもゆゝしかしこし住吉の荒人神、舘のへにうしはきたまひしとあり、また皆神を現人神といひしこと大鏡に見ゆ、

アラマキ 荒巻 裏巻をいふ、「スマキ」參看、

アラマツリノミヤ 荒祭宮 國幣小社 伊勢國度會郡宇治鄕五十鈴河上、大神宮の北○定即魂宮と稱す、伊勢神宮別宮の一、天照大神の荒魂を以て獲形とす、天皇遷宮三年入月吉辰に列し、醍醐天皇延喜の制大祀に列り、新年月次新嘗の條參看、案上の格亦之を載る、後一條天皇寛元四年六月、此神敎主に託し、神威を顯はし、後烏羽天皇永治三年正月、源頼朝馬一匹を奉る(神祇志料)

アラミカバノハラヒ 荒見川祓 國幣 大祓會の時上卿以下紙屋川にて行ふ祓をいふ、散齋の前即ち九月晦に行ふ、荒見川は洗ひ川の異名なり、大祓會儀式具釋に、是は大祓會に來仕ずる行事の辨更に等しまで、思はずも汚穢に觸て自知ざることもあらんければ、其を祓禊て、是より清淨にする儀なり、大祓會の祓禊は、十一月朔よりなれども、行事の辨更は、先是までの汚穢を除かんが爲に九月晦に河祓を爲すなり、云々とあり、國幣小社荒見神社、降ち紙屋川の流の東岸に西面の幄を立て、其幄內に行事辨官著座、中臣氏祓物を執りて辨の前に置き、主基方亦之に倣ひ、更に中臣氏祓物を執りて辨の前に置く、次で兩方の卜部出て、大麻を中臣及び史の前に置く、次で兩方の卜部出て、大麻を中臣及び史主基の手を經て辨官及び史に授く、辨官及び史に授く、大麻の末を取り一撫一吻して、卜部に返して退座す、卜部一人祓詞を讀む、中臣氏祓物を執りて祓詞に和す、讀畢て中臣起座し、辨前に進み、祓物を撤す、也前の祓物は鍬取之を撤すといふ○本朝世紀延喜元年九月八日に、神祇官及檢非違使諸國司等流見河祓禊等云々と見ゆ(古語拾遺)

アラミガミ 荒神 天災の祭稱、「アキツカミ」を見よ、

アラミタマ 荒魂 神魂(ミタマ)を見よ、

アラモノ 荒物 雜貨 古昔時代における雜物の一種、貞丈雜記に本式格右と云ふ時は有は本樣にして折に入れて送るなり、終るに魚鳥を生にて送るをあら物と云ふなり、書札候々に云く、樽肴の次第、本式の樽は折十合、又は五合、御樽十荷、又は五荷等なり、又荒物と云ふは一種々々也、或は腰一、白鳥二、鯛一折、或は十共、貝鮑一折、樽等なりとあり、

アラヨ 荒世 御贖六月祓の時、神祇官より御贖物の爲めに來る者を云ふ、御ちは荒妙なり、和世に對したる名、中臣の女來仕す、延喜式四時祭式に、晦日卜部各ゞ一人執笏、淨衣二人執笏、和世、中臣、卜部執笏、淨衣各ゞ一人執笏、諸下、已上並從祓所者、卜部、和世各贖一合、已上云々、大和世參考(貞觀儀式、延喜式、江次第、公事根源)

アララキ 塔 寺院の總稱にて、塔のことをいふ、延喜齋宮式に、總調の內七言云々、塔を阿眞波と稱すといへり、其意、阿閦佛の意といへど、意義の說九倫のあたりに似たるを以て俗に塔のたつうえいふ意にて偶然より出たる調なるべし○又阿育王の事をアララキと云ふ、大和度會に、阿育王將閻浮提

アリキヌ 阿理岐奴 鮮なる衣をいふ、玉勝間に「アリキヌハ鮮なる衣なり、又俗の言に物のあざやかにゆうなるをアリ〳〵と見ゆといふもこれなり」とあり、倭は珠玉を連貫して衣の上に著けたるものにして、惣て珠玉四の卷におゐる珠衣をもアリキヌと訓すべくしかれど、珠衣はタマキヌと訓すべく、全く性質を異にし、右の一說なる珠玉を連貫したるものにて、アリキヌとは別なるよし、同じく玉勝間に見えたり、

アリゲミ 有毛檢見 江戸時代、田地を檢見するの法の一、稻取米を檢し上中下の差を立てず、一筆限(ヒトフデカギリ)を以て一歩に現穀何合毛と計り、之を內見帳に記載して令狹するなり(租稅志)

アリゲトリ 有毛取 江戸幕府、年の豐凶によりて租を減收する法、有毛檢見(アリゲミ)に換りて其法を行ふなり、寬延二年、反の不作を訴ふるより此法を設けらる、此後、幣帛下免に洩れしを以て、寬政享和の頃慶祝ふ所あり(地方凡例錄大日本租稅志)

アリコゼニ 有來錢 國幣 錢貨の一種、國幣銅にて作り、色黑濁、製作粗ならず、徑八分、重さ七分、國幣元文元年山城國烏羽街大路にて鑄造す(新寬永錢譜)

アリスガハ 有栖川 山城國葛野、紫野、雲ヶ峰の三所にあり○紫野の有栖川は、山城名勝志に、愛宕郡大宮村の近傍にあり、土人云、洛北大宮の四條にありて流は舟岡の東邊より出で、安居院北小路を經て戻橋邊に至り、堀川に合すとありて、或說に、此川邊に、有栖川宮の別莊ありしを以て稱號と爲ら れしと云へり、又紙屋の紙院の野宮ゝゝにありし○雲ヶ峰の有栖川は、山城名勝志に、葛野郡川嶋村東入口にあり、北より南に流る、小川なり、伊勢齋宮の野宮として稱號とし、たゞ〳〵歷代中尔宮の祖榮仁親王此地に座して、寬元の有栖川は、

アリスガハノミヤ 有栖川宮 後西院天皇の皇子幸仁親王より出づ、初め後陽成天皇の皇子好仁親王、後水尾天皇第七皇子たりしが(次頁)

○後陽成院——好仁親王——貞仁親王——幸仁親王
　正仁親王——職仁親王——織仁親王——韶仁親王
　職仁親王——熾仁親王——威仁親王

アリタノコホリ 在田郡 國幣 紀伊國名草郡に岡崎は岡氏、安諦に作る、平城天皇大同元年七月在田に改む、和名抄に吉備(キヒ)溫泉、英多(ェタ)榮都、須佐(スサ)等の鄕あり、榮鄕は當時在田郡に屬せしなるべし、後ち海部郡に入る(明治十一年郡名存)、都の東北隅日高郡に屬す、卽ち那賀郡の地なるべし、都の東北隅に鞆淵、英多鄕の內(後ち花園庄と云ふ)伊都郡に入る、紀伊續風土記に、花園庄十三村作吉は在田郡の地にして英多鄕の內なり、高野の領となりしより伊都郡に屬せしなるべしとあり、正保園有田に作り、天保園に至り有田となす(郡名異同一覽、國郡治革參考)

アリタヤキ 有田燒 國幣 肥前國有田にて製出せる陶器の名、國幣慶長三年鍋島直茂朝鮮を征して還る時、朝鮮人李參平といふ者、直茂の家臣に從ひて渡來し途に歸化す、後ち窯器を製せんこゝに於て製出せる陶器の名、國幣慶長三年鍋島直茂朝鮮を征して還る時、朝鮮人李參平といふ者、直茂の家臣に從ひて渡來し途に歸化す、後ち窯器を製せんこゝに於て製出せる陶器の名、國幣慶長三年鍋島直茂朝鮮

アリタヨシ 有田吉 肥前國有田にて製出せる陶器の名、國幣慶長三年鍋島直茂朝鮮を征して還る時、朝鮮人李參平といふ者、直茂の家臣に從ひて渡來し途に歸化す、後ち窯器を製せんこゝに於て製出せる陶器の名、國幣慶長三年鍋島直茂朝鮮

アリツカノミヤ 有栖川宮 後西院天皇の皇子好仁親王松宮と號す、後四院天皇第七皇子たりしが(次頁)

(次頁)

時、好仁親王の遺跡を賜ひ宮號を繼ぐ、幸仁親王號文化七年四月宮號を相續し、十年八月花町宮と改む、幸仁親王號文化七年四月宮號を賜ひ、十二年六月改めて有栖川宮と號す、蓋し紫野有栖川に宮の別莊ありしを以てなるべし(親王御系圖、已亥雜識)

アリスガハノミヤ 有栖川宮 後西院天皇の皇子好仁親王松宮と號す、後四院天皇第七皇子たりしが(次頁)

(次頁)

時、好仁親王の遺跡を賜ひ宮號を繼ぐ、幸仁親王號文化七年四月宮號を賜ひ、十二年六月改めて有栖川宮と號す、蓋し紫野有栖川に宮の別莊ありしを以てなるべし(親王御系圖、已亥雜識)

アリナノヒ 有無日 村上天皇の國忌日、五月二十五日をいふ、常日祭務の日にてもちゐられども祓を行はず、念佛おこなひ、佛に誦經あり、故に此名あり(公事根源)

アリナレガハ 阿利那賀河 朝鮮三大河の一、鴨綠江を云ふ、朝鮮平安道にて支那遼東と境す○狩谷棭斎功立后三韓征服の條に、別宮曰、非、東日阿利那賀河、近以之遼流、及河石非、水神地祇共討、而祭西門、且阿利那賀河、

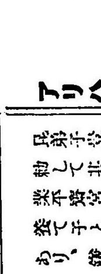

アリマノコホリ 有馬郡 摂津國

能勢郡 川辺郡 武庫郡 菟原郡 有馬温泉 古名は有間温湯宮と見え、また延喜式に都名始めて見ゆ、和名抄に、多木（ハルキ）上下鳴多（ハタ）羽束（ハッカシ）大神（チカムチ）上下島原（チョカベ）の訓郷あり、拾芥抄に、羽束都を載せたれど、古昔に所見なし、恐らく誤謬ならん、今波豆川上流の落村河辺郡に有す、古の羽束郷の地ならん、郷名変更なし（帝紀、郡名異同一覧、国郡沿革参）

アリマハルノブ 有馬晴信 通称

十郎、左衛門大夫、又修理大夫と称す、関原役の功により、肥前国原、日野江城に主たり、特に恩寵厚く仕へ、文禄征韓の役に小西行長の謀略を信じて之に応ぜんとしたりしが、大村純前の通謀により中止し、千直純に兵二千を授けて、行長の領地を侵さしめしも、原の戦四年大役するに及び、城守自殺し城陥る、晴信即ち直純を迫はし、地を家康に献ぜしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年駿府の商船を長崎に破りて醜況す、是より先晴信、家康の命にて、呂宋総督を求めんが為め、商船を饒して呂宋港に立寄りしに、船人、呂宋港人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財奪はれたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、呂宋港の船長崎に入港せば、加比丹を誅して、其罪を断ずべしとの指令を受けたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友となり、大八、晴信の為に、正純に賄賂を求めんが為め、偽りて、晴信の旧領有馬の地を賜はるべき旨を伝へ、晴信之を信じ、金銀を贈ること数次に及ぶ、大八事発覚して、晴信の罪を糾明せらるゝに及び、大八は火刑に処せられ、晴信は慶長十七年三月甲斐国に流され、元和二年五月自殺す、或いは死を賜へるなりと、今は徳川実紀に従ふ（徳川実紀、野史）

アリマリウ 有馬流 有馬大和守喜信のはじめたる創流の一派の砲術なり、喜信は何処の人たるを詳かにせず、始め薄田流を修め（薄田兼政、家康の師）後ち自ら工夫して一流を開く、天文永禄の際に有名なりし人に就き、其真伝を得、流名を発して、其流甚だ極めて多し、慶長役、関原役、大阪冬夏の陣、島原役等出でゝ其流を修む（武術流派記）

アルシマウケ 鉄砲 関西

客を請して饗食を与ふるを云ふ、又「アルジ」とも「マウケ」とも云ふ、蹉跌、聘走、酒宴と云ふも同じ、関西地方の冠婚葬祭及び会

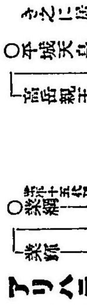

アリハラデラ 在原寺 石上寺（イソノカミデラ）を見よ

アリハラノナリヒラ 在原業平 業平

世に在五中将、また在中将と称す、関原阿保親王の五子、時康天皇仁和元年四月親王の奏請により、兄行平等と共に在原朝臣の姓を賜ひ、臣籍に列し、貞観年中有馬頭に任ず、是より先文徳天皇長子惟喬親王を愛し、太子とせんの意ありしと雖も、その藤原氏の出にあらざるが故に、已を得ずして藤原良房の女明子の生みたる四子惟仁親王即ち清和天皇に譲位したまへり、時に年僅に九歳、是に於て良房及び良房の姪子基経等は、基経の妹にして良房の女たる高子を納れ有常の女にして、惟喬親王の母また有常の妹たるの関係より、惟喬親王に容せず、文徳天皇が太子を定むるの際にも、有常と共に大に藤原氏と争ひ、遂に敗れたるを以て、藤氏の一族とは相隔絶し、清和天皇即位の後、業平は、その兄弟手足同胞ならんや、朝ふ臣の諸氏赤姓を賜はり、皆源朝臣を賜ふ、業平に姓在原朝臣を賜ふ、業平婚姻を内親王に通じて師尚を生む、宮腹源姓を賜ふこと、是に非ずと曰ふ、業平十五代の孫業綱あり、鎌倉幕府に仕ふ、其将信業大永中鎌倉城を築きその家国、氏族考）

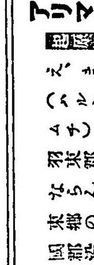

アリマノコホリ 有馬郡 摂津國

能勢郡 川辺郡 武庫郡 菟原郡 有馬温泉 古名は有間温湯宮と見え、また延喜式に都名始めて見ゆ、和名抄に、多木（ハルキ）上下鳴多（ハタ）羽束（ハッカシ）大神（チカムチ）上下島原（チョカベ）の訓郷あり、拾芥抄に、羽束都を載せたれど、古昔に所見なし、恐らく誤謬ならん、今波豆川上流の落村河辺郡に有す、古の羽束郷の地ならん（帝紀、郡名異同一覧、国郡沿革参）

アリマハルノブ 有馬晴信 通称

十郎、左衛門大夫、又修理大夫と称す、関原役の功により、肥前国原、日野江城に主たり、特に恩寵厚く仕へ、文禄征韓の役に小西行長の謀略を信じて之に応ぜんとしたりしが、大村純前の通謀により中止し、千直純に兵二千を授けて、行長の領地を侵さしめしも、原の戦四年大役するに及び、城守自殺し城陥る、晴信即ち直純を迫はし、地を家康に献ぜしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年駿府の商船を長崎に破りて醜況す、是より先晴信、家康の命にて、呂宋総督を求めんが為め、商船を饒して呂宋港に立寄りしに、船人、呂宋港人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財奪はれたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、呂宋港の船長崎に入港せば、加比丹を誅して、其罪を断ずべしとの指令を受けたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友となり、大八、晴信の為に、正純に賄賂を求めんが為め、偽りて、晴信の旧領有馬の地を賜はるべき旨を伝へ、晴信之を信じ、金銀を贈ること数次に及ぶ、大八事発覚して、晴信の罪を糾明せらるゝに及び、大八は火刑に処せられ、晴信は慶長十七年三月甲斐国に流され、元和二年五月自殺す、或いは死を賜へるなりと、今は徳川実紀に従ふ（徳川実紀、野史）

アリマリウ 有馬流 有馬大和守喜信のはじめたる創流の一派の砲術なり、喜信は何処の人たるを詳かにせず、始め薄田流を修め（薄田兼政、家康の師）後ち自ら工夫して一流を開く、天文永禄の際に有名なりし人に就き、其真伝を得、流名を発して、其流甚だ極めて多し、慶長役、関原役、大阪冬夏の陣、島原役等出でゝ其流を修む（武術流派記）

アルシマウケ 鉄砲 関西

客を請して饗食を与ふるを云ふ、又「アルジ」とも「マウケ」とも云ふ、蹉跌、聘走、酒宴と云ふも同じ、関西地方の冠婚葬祭及び会

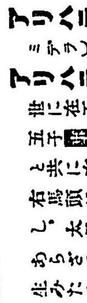

アリマハルノブ 有馬晴信 通称

十郎、左衛門大夫、又修理大夫と称す、関原役の功により、肥前国原、日野江城に主たり、特に恩寵厚く仕へ、文禄征韓の役に小西行長の謀略を信じて之に応ぜんとしたりしが、大村純前の通謀により中止し、千直純に兵二千を授けて、行長の領地を侵さしめしも、原の戦四年大役するに及び、城守自殺し城陥る、晴信即ち直純を迫はし、地を家康に献ぜしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年駿府の商船を長崎に破りて醜況す、是より先晴信、家康の命にて、呂宋総督を求めんが為め、商船を饒して呂宋港に立寄りしに、船人、呂宋港人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財奪はれたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、呂宋港の船長崎に入港せば、加比丹を誅して、其罪を断ずべしとの指令を受けたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友となり、大八、晴信の為に、正純に賄賂を求めんが為め、偽りて、晴信の旧領有馬の地を賜はるべき旨を伝へ、晴信之を信じ、金銀を贈ること数次に及ぶ、大八事発覚して、晴信の罪を糾明せらるゝに及び、大八は火刑に処せられ、晴信は慶長十七年三月甲斐国に流され、元和二年五月自殺す、或いは死を賜へるなりと、今は徳川実紀に従ふ（徳川実紀、野史）

アリマリウ 有馬流 有馬大和守喜信のはじめたる創流の一派の砲術なり、喜信は何処の人たるを詳かにせず、始め薄田流を修め（薄田兼政、家康の師）後ち自ら工夫して一流を開く、天文永禄の際に有名なりし人に就き、其真伝を得、流名を発して、其流甚だ極めて多し、慶長役、関原役、大阪冬夏の陣、島原役等出でゝ其流を修む（武術流派記）

アルシマウケ 鉄砲 関西

客を請して饗食を与ふるを云ふ、又「アルジ」とも「マウケ」とも云ふ、蹉跌、聘走、酒宴と云ふも同じ、関西地方の冠婚葬祭及び会

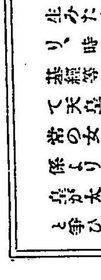

アリマノコホリ 有馬郡 摂津國

能勢郡 川辺郡 武庫郡 菟原郡 有馬温泉 古名は有間温湯宮と見え、また延喜式に都名始めて見ゆ、和名抄に、多木（ハルキ）上下鳴多（ハタ）羽束（ハッカシ）大神（チカムチ）上下島原（チョカベ）の訓郷あり、拾芥抄に、羽束都を載せたれど、古昔に所見なし、恐らく誤謬ならん、今波豆川上流の落村河辺郡に有す、古の羽束郷の地ならん（帝紀、郡名異同一覧、国郡沿革参）

アリマハルノブ 有馬晴信 通称

十郎、左衛門大夫、又修理大夫と称す、関原役の功により、肥前国原、日野江城に主たり、特に恩寵厚く仕へ、文禄征韓の役に小西行長の謀略を信じて之に応ぜんとしたりしが、大村純前の通謀により中止し、千直純に兵二千を授けて、行長の領地を侵さしめしも、原の戦四年大役するに及び、城守自殺し城陥る、晴信即ち直純を迫はし、地を家康に献ぜしめ、以て其食邑を保つことを得たり、慶長十四年駿府の商船を長崎に破りて醜況す、是より先晴信、家康の命にて、呂宋総督を求めんが為め、商船を饒して呂宋港に立寄りしに、船人、呂宋港人と争論し、船中の人悉く殺され、貨財奪はれたり、晴信聞きて大におどろき、駿府に赴きて家康に訴へ、呂宋港の船長崎に入港せば、加比丹を誅して、其罪を断ずべしとの指令を受けたるなり、晴信天主教を奉じ、本多正純の臣岡本大八と友となり、大八、晴信の為に、正純に賄賂を求めんが為め、偽りて、晴信の旧領有馬の地を賜はるべき旨を伝へ、晴信之を信じ、金銀を贈ること数次に及ぶ、大八事発覚して、晴信の罪を糾明せらるゝに及び、大八は火刑に処せられ、晴信は慶長十七年三月甲斐国に流され、元和二年五月自殺す、或いは死を賜へるなりと、今は徳川実紀に従ふ（徳川実紀、野史）

アリマリウ 有馬流 有馬大和守喜信のはじめたる創流の一派の砲術なり、喜信は何処の人たるを詳かにせず、始め薄田流を修め（薄田兼政、家康の師）後ち自ら工夫して一流を開く、天文永禄の際に有名なりし人に就き、其真伝を得、流名を発して、其流甚だ極めて多し、慶長役、関原役、大阪冬夏の陣、島原役等出でゝ其流を修む（武術流派記）

アルシマウケ 鉄砲 関西

客を請して饗食を与ふるを云ふ、又「アルジ」とも「マウケ」とも云ふ、蹉跌、聘走、酒宴と云ふも同じ、関西地方の冠婚葬祭及び会

い

イ

移　奈良朝この公文書の一種、もと支那の制にならなり、入令又は内外諸司等、相互間における通達文の稱にて、諸司の所管なる衙府寮職等の間は直に他司に移文するを例とするも、若し之を用ふる場合は、この限にあらず、但し時代により多少の變遷あり、今左に其式及び實例を示す、（延六典、公式令）

（公式令）

移　兵部省
　所請米従衛武斗關令武令綿絁疋
右康移
　以前従十等采十一月三十日符�segment>

天平十七年十月二十一日

正八位下行少屬河刀連淳主

大允正七位下勳十二等良伊宍吉麻

（正倉院文書）

井アヲ　位視　アヲミを見よ、

井アヅカリ　居預　僧侶の役名、寺院に居て

イ

井アヒ　居合　居ながら長き刀を抜き、敵と立ち合ふ技術、劍術の一法にて、抜刀術ともいふ、是れ抜刀の始祖なり、其法即ち、劍法即ち、劍法即ち、劍

井イナホスケ　井伊直弼　幼名鉄之助、諱は直弼、埋木舎、柳王舎、柳条軒、温知軒等の號あり、掃部頭と稱す、法名宗観院柳翁覚雲居士、近江國彦根城主直中の十四男、弘化三年兄直亮の嗣子となり、嘉永三年十一月封を繼ぎ、安政五年四月擢でられて大老職となる、此時に當り幕府は日米條約の勅許と、將軍の繼嗣とに關する二大問題の爲めに、非常の難境に陷りたる時代

（開國始末所載）

なりき、これより先幕府の全權委員等が、米國領事ハルリスと條約を結ぶや、安政五年三月五日を以て双方の全權記名調印し、批准は米國に於て交換すべしと約したり、故にハルリスは同年同月約を履みて江戸に來りしと雖も、當時攘夷鎖港の論盛にして、朝廷もまた此論に傾きたれば、調印のことも、勅許を得るを得ざりき、直弼大勢の遂に如何にも爲し能はざるを察し、勅許を俟たずして條約に調印す、世論沸騰、非難の聲頗る高し、而して當時の將軍家定は多病にして難局に處するの器にあらざるがゆゑに、早くより繼嗣に關する議論行はれ、諸大名、及び諸有司等多く水戸齊昭の子慶喜を以て之に擬し、後宮及び水戸反對派は紀伊派により迎立を計りたれば、ひしが、直弼は紀伊派により慶福を推し、家定の薨するや、衆議を排して慶福を迎へ、軍職を繼がしめたり、これを十四代家茂となす、家茂となすに、處士の横議また頗る盛んなり、會々水戸藩士等かに京師に入りて公卿間に運動し、所謂密勅を水藩に賜はるゝに至る、直弼停閉して大におどろき、急に追捕の令を發し、密勅下賜に關係ある水藩士及び其他の志士を縛してこれを斬罰し、引いて水戸齊昭、松平慶永以下、尾州、越前、土佐、宇和島等の諸藩主を嚴科に處し、藩吏中にてもまた連座せるものあり、これが爲め直弼は愈々世の同情を失ひて怨府となりしが、萬延元年三月三日登城の途、櫻田門外に於て、水藩士に要撃せられ遂に非命に斃る、年四十六、武藝國彦根城主井伊家の墓村楽徳寺に葬る（幕府衰亡論、開國始末、サクラダノヘン）參看。

井イナホタカ　井伊直孝　幼名辨之助、後ち掃部頭と稱す、法名久昌院泰徳天英（異説）直政の二子、直孝直接に侍奉たるを以て、直孝に託して養はしめ、慶長六年歳十二の時、召して多年執る處の采配を讓與し、翌年はじめて城中に迎ふ、八年德川家康に謁見して、十年同秀忠に仕へ、叙任して掃部助と稱し、十三年書院番頭に補す、十五年上野國碓氷の地一萬石を領し掃部頭と改め、尋で大番頭に轉す、十九年大阪冬の陣起るや、兄直勝多病なるを以て、家康の命により兄の代官として軍を率ゐて城を圍む、東西和睦の後、同十二月兄孝に代りて父の家を繼がしむ、直孝固辭すること再三にして許可を得ず、已むを得ずして命を拜し、近江國彦根城十五萬石を領し、別に上野國安中の地三萬石を以て直勝の食邑と爲す、元和元年大阪夏の陣に當り、先陣として奮戰し、遂に木村長門守、内藤新十郎、山口左馬助をはじめ、首を獲ること三百十五、功により近江國長濱の地を加へて、合せて二十萬石を食み、從四位下侍從に叙任す、五年また五萬石を加ふ、寛永三年左近衛少將に上り、正保二年四位上中將に至る、而して封を加へ、江州井に野州佐野、武州世田ヶ谷に於て廿萬石を領す、萬治二年六月卒す、歳七十一、世田ヶ谷豪徳寺に葬る（德川實紀、野史）

（直孝花押）

井イナホマサ　井伊直政　幼字萬千代、後ち兵部少輔と稱す、法名龍泰院清涼泰安、直親の子、世々遠江國井伊谷の城に居し、今川氏に屬す、直親の時に至り、讒に遇ひて今川氏眞に殺さる、直政時に二歳、新野親規の庇護によりて免かるゝことを得、後ち三河の人松下清景に鞠養せらる、天正三年始めて德川家康に仕へ、十年元服して兵部と稱す、時に武田氏亡び、國人德川氏に歸服する者多し、家康卽ち武田氏の遺臣山縣、土屋、原等の屬士七十四騎、及び關東武士四十三人を以て直政に屬せしめ、封一萬石を賜ふ、而して旗幟器仗皆赤色を用ふ、世に井伊の赤備と稱す、慶祿の役、福師を率ゐ

て先驅となり、大に堀秀政の軍を破る、十四年從五位下に叙し、兵部少輔と稱す、既にして小田原征討の師起るや、家康に從ひて奮闘し、頗る功あり、尋で家康が封を關東に轉ずるに當り、封を增して、上野國箕輪十二萬石を領し、後、命により、更に高崎城に築きて、これに移る、慶長五年關ヶ原の役起る、直政、家康の公子忠吉を奉じて、島津義弘と戰ひ、銃に中つて傷づく、軍敗じて後、功により近江國佐和山城十八萬石に加封し、翌年從四位下に叙す、七年二月卒す、歳四十二（野史）

井イノヤグウ　井伊谷宮　祭神遠江國引佐郡井伊谷村奈良親王　里原社明治四年創めて造營し、明治六年官幣中社に列す、例祭九月二十二日（官國幣社一覽）

イウエキ　郵驛　驛馬を出す所にて宿場をいふ、

イウエキモン　右腋門　内裏安福殿の南廊にある門、拾芥抄に、右腋門、註曰西謂安福殿、南西向、築垣門、とあり、

イウエンクワン　遊焉館　舊豊後國府内藩の藩校　藩主大給近儒明和八年佐藤彦太夫の薦に依り、藩士竹内支含を擢で儒臣となし、始めて學問所を二の丸に設け、藩士の子弟を學に就かしむ、天保十一年校舍を修繕し規模を大にす、之を栞芹堂と稱す、竹内安世を以て教授たらしむ、茲に於て學制稍整ふ、安政元年震災の爲めに頽破し、大渡周策の家を以て、假に學舍に充つ、四年文武の館を城北の郭に設け、遊焉館と稱し、元治元年十月更に城北中島に新築す、館内に進修寮を置き、生徒若干を寄宿せしめ、藩費を以て支給す、學習寮、温知樓の二舍を置き、外生の修學所となす、明治四年廢藩に際し終に閉校す（日本教育史資料）

イウギモン　遊義門（遊宜門）　大内裏内郭十二門の一、右廂門とも謂ふ、大内裏の西面、陰明門の北方、外進物所の傍に在り、年十二月十七日（藤原香子朝臣入内）女房下車、自式乾門、入遊宜門、と見えたり（拾芥抄、大内裏圖考證）

イウギモン井ン　遊義門院　後深草天皇の皇女、母は實氏の女東二條院　後宇多天皇の皇后、後二條天皇の准母なり、文永七年に生る、八年正月内親王となり、弘安八年八月皇后となる、年十六、正應四年八月院號を賜はる、德治二年七月廿四日薨す、年三十八（女院小傳）

イウケン　遊君　遊女（イフヂヨ）を見よ、

イウグン　遊軍　戰爭の時、持場を定めず、味方のいづれへにも加勢を爲す軍勢をいふ○諏信家記に、輝虎下知に曰、七千五百を四つに分、まづ二分まつちの人數後陣におかれ、扱五百を遊軍になし、但兩方にて是も千なり、甲陽軍鑑に、山縣三郎兵衛を始隨分の侍大將を入頭、ゆうぐんとありて眞田澤のうへをとをり云々、と見えたり、

イウクンノベツタウ　遊君別當　鎌倉幕府の時、里見冠者義成を以て遊君別當となし、訴訟後鎌の事を沙汰せしむ、吾要鏡建久四年九月の條に、召二里見冠者義成一、向後可レ爲二遊君別當一（中略）其後遊君事等、至二訴論等一、義成一向執申之云々、とあり、

イウケイクワン　遊藝館　舊高崎藩の藩校　上野國群馬郡高崎城代官町、今の高崎宮本町公立高崎第二女兒小學校の地にて、地坪七百餘坪、初め高崎城北郭今の柳川町東部新紺屋町西裏一圓演武の地に在り　藩主大河内輝高、資暦中設立し、藩士をして文武二藝を修めしむ　安永三年火災に罹りて閉づ、尋で天明の大災に遭遇したるを以て再建の運に至らざりしが、慶應三年十月大河内輝聲代官町に於て文武學校を建築し、明治元年一月開校す、文武館と稱す、明治四年廢藩に際し遂に閉館す（日本教育史資料）

イウゲキタイ　遊撃隊　江戸幕府の職名、慶應二年八月、諸武所奉行渡邊甲斐守孝綱を、遊撃隊と稱す、同年十月、講武所奉行渡邊甲斐守孝綱を、遊撃隊の頭となし、高二千石の職となす、頭取、調方頭取、頭取並、取締役等之に屬す、此時從前の奥詰槍術方、及び講武所槍術方等、又改めて遊撃隊に編入す、十一月更に奥詰銃隊を置き、十二月同取調役を置く、又同銃隊頭を置き、奥詰銃隊の進退指揮を掌らしめ、高三千石の職となす、三年五月、二の丸大番勤番所を、遊撃隊議衛の場と爲す（官制滑革略史）

イウザウクワン　有造館　所在伊勢國安濃郡津城丸ノ内　藩主藤堂高兌人才を陶鎔するに志あり、文化年間始めて猪飼敬所を聘す、文政三年國校を城壕の東北に經營す、藤堂光寛、津阪孝綽に命じて督せしめ、翌年十月成る、有造館と稱す、中央に聖廟を安じ、周圍に二十八區の教場を列ね、校外に騎場、騎射、水練、軍螺、一全流、北越流、留學舍の七區を分置し、一藩士民に文武を學ばしむ　藩校文政八年七月、石川之棨之を督し、齋藤拙堂、土井聱牙、川喜多梅山等皆校務に與かる、弘化元年拙堂督學となる、又演武莊を開き步騎を練習せしむ、又武教場を建つ、嘉永安政の際武學の諸流を置き、或は醫學を設く、明治二年學校を教育局と改め、尋で立教局とし弓術軍馬等を歷し、巨砲、擊劍、拳搏、調馬の四大教場を設け、屯所及び諜報察を設く、

又別に修文館を大門市街に移す、四年立教局を改め校名に復し、文武各六科に分つ、同十二月校令を頒す、貢法通鑑、大日本輿地便覽、其他十八種の出版物あり（續日本後紀）和書百八十八部、日本地圖類百一枚、漢書七十四部、外國地圖二十一枚、譯書五十九部、算術書七十一部、法帖三部（日本教育史資料）

イウシ 猶子　養子をいふ、もと禮記に、兄弟之子猶子とあるより出で、初めは甥の稱なりしが、後に轉化したる也、義子といへど養子とは別にして、所謂子分となすをいふ、養子程相互關係の密接なるものにあらずと知るべし、而して猶子の行はれしは中古以來のことにして花園左大臣有仁、後三條院の皇子にて、後白河法皇の猶子なるを見れば、此の頃既にありしなり、德川氏の時には、公家衆寺院等の外の家には猶子なく、爲めに服忌令に制定なし（貞丈雜記、殿居部）

イウシ 有司　官吏をいふ、つかさびとのことにて、司る役を有する所より起る、書經に、文王罔攸兼于庶言庶獄庶慎有司之牧夫是訓用違、周禮に、逢以萬田有司裘翳（注）有司大司徒也」と見えたり、

イウシキ 有識（有職）「イウショク」「イウソク」ともいふ、初は博識の義、後ち官職其外公家の故實の義となり、字も有職と改めかく、故實を知りたる人を有職者といふ、又略して職者とも云ふ、伊勢貞丈の說に、有職の有は有德有司などの有に同じく、タモツの義也、職は識の字を用ふるを正とすと云ふ、雖非善知大原嘉樹等は官職の事など知るを有職といひ、耳篇の職字を用ふべし、言篇の識字を用ふるは誤りなりと云へるは、公家の俗習に引かれたる說取るに足らず、識は智識にて、モノシルなり、智識を身にたもつ人を有識者と號して物知の總名なり、公家の故實を知りたるは、武家の有識者なり、何の道にてもその故實を知りたるものは其道々の有識者なり、續紀延曆九年七月の條に、應神天皇命二上毛野氏遣蝦荒田別、令於百濟撰二聰有識者一云々、以爲二皇太子師一と見え、三代實錄貞觀五年五月の條に、當時有識式部少輔從五位下小野朝臣篁云々」と見えたり（安齋隨筆）

イウシヤウ井ンナイダイジン 有章院

イウシユウクワン 有終館　藩高梁藩の藩校、備中國上房郡松山中之町、初め延享元年伊勢國亀山より移封後、藩松山本町に設立し、天保中今の地に移す、即ち現今高梁小學校の地是なり、延享三年始めて學館を設置す、而して未だ名なし、寛政中藩主板倉勝俊文學を奬勵し、藩士芦田利兵衛を以て學頭とし、且つ校名を撰ばしむ、乃ち創立後殆ど四十餘年なり（藩校）天保初年本館罹災に罹る、學頭奥田蕉窗請うて地を中央に相し校令を再建す、後ち七年を閱し亦類焼に罹る、弘化中板倉勝靜家を襲ぐに及び學館を增築し（地坪建坪百七十七坪）釋奠の禮を舉ぐ、文學大に起る、進昌一郎、川田剛助、三島貞一郎、鎌田宗平、林當太郎等民間より擢用せらる（藩校）經類百十五部、史類百四十二部、子類二百四十三部、集類六十六部等（日本教育史資料）

イウシキ 有職　「イウシキ」を見よ、

イウシキ 有職　僧官の名、「ソシキ」を見よ、

イウシキカ 有職家　「イウソクカ」を見よ、

イウシヨク 有職　有職を「イウソク」とよむは、故實のよみかたなり、職の字もとは識なりしを、識み方及び書き方ともに誤りたるなり、「イウシキ」を見よ、

イウシヨクカ 有識家　朝廷及び武家の禮式典故を、講究する者を云ふ、起原は中世以後に在り、朝廷のは初め藤原忠平の二子小野宮實賴九條師輔最も斯道に通じ、後世の有識家皆此二家を祖述す、南北朝の頃、日野中納言資朝、二條良基、江戸時代には、安藤爲實、野宮定基、高橋宗直、壺井義知、多田義俊、速水常房等あり、武家のは室町幕府の時に故實を重ぜしより、義滿應永三年小笠原長秀今川範忠伊勢貞行等をして、武家禮法を定めしむ、是れより武家有識の家出づ、伊勢氏は、世々殿中に仕へて座數の進退、酌酒膳、元服等の事を掌り、小笠原氏は專ら弓馬の事を掌る、德川氏の時、專ら職官の事を講究するものあり、之を職官家と云ふ、又一の有識者なり（古事類苑文學部）

イウソクシヤ 有識者　物知を云ふ、有識（イウシキ）を見よ、

イウソクセウセツ 有職小說　未續三卷長崎有職故實の事を解釋せるもの、宸居、官家、院中、後宮、竹園、叙敍、公事、舞樂、官爵、武林、叢林、女官、服器、雜篇、公廨先途等の部を分ちて簡略に說明す、元祿十一年正月刊行す（續有職橫島昭武（有職小說、群書一覽）

イウソコ 有職　いうそくに同じ、空疎物語菊宴に、かのぬしいうそこなれど、この道になれば、かくこそはあれ」とあり、「イウシキ」を見よ、

イウチヨ ㊛ 遊女（遊君）　起原詳かならざれども、萬葉集卷八に、游行女婦の歌を載せたり、遊行女婦は、和名抄に、遊行女兒、字加禮女、又云阿曾比とあるものと同じなるべきなれば、奈良朝の時代に、既に遊女の存したるを知るべし、而して萬葉集以後、歷代の勅撰集、及び諸家集等に、遊女の歌を載すること甚だ多く、源氏物語、大和物語、大鏡、古今著聞集、十訓抄、中右記、古事談、保元物語、平治物語などにも遊女のこと屢〻見えたり、又別に、大江匡房撰する所の遊女記ありて、當年の狀態を叙すること詳かなり、この記によれば、其頃江口、神崎、蟹島は京攝の港にして、旅客の外、月畑雲客、及び諸國の國司なども來りて遊びしこと見えたり、而して遊女は皆小艇に乘りて客船に赴きたれば、遊行女婦、または宇加禮女などの稱ありしならん、特に奇とすべきは、江口の地は、典樂寮および掃部寮の莊園なりしことこれなり、官人の邸地を以て、烟花の客としたりしは、今より見れば疑ふべしと雖も、凡て此頃の遊女は素性正しきもの多かりしが如く、大鏡、古今著聞集などに、江口の遊女白女が、村上天皇の御前にて歌詠みたることを載せたり、この白女は、丹波守大江玉淵は大江音人の子なり、遊女の子孫は、皆此の如く賤しからざりし故にや、攝關家の女の素性かくのごとく賤しからざりしこと知るべし、且つ當時遊女の腹に生れたる公卿も尠なからざりき、以て其地位の甚しく卑からざりしこと知るべし、且つ當時の遊女は單に情を賣ぐのみならず、歌舞音曲より詠歌等までに練達して、遊興の相手となりたれば、恰も今日の藝妓の如きものなりしなるべし、而して上逑せる江口、神崎、蟹島等の外、地方には傀儡子といへる私娼ありて、東國には美濃、三河、遠江、西國には播磨、但馬等最著名なりき、勿論前に述べたる遊女よりは、品格も下りたれど、尙ほ今樣、催馬樂、田樂、神樂歌、催歌、辻歌までをうたひかなで、又此等が詠み出でし歌にして、勅撰集に載りたるも多し、下りて保元平治の前後よりして、何時しか驛路の所々に長者といふものを生じて、美しき女子を娼家に抱へて客に觀めたり、平宗盛に愛せられたる池田宿の熊野、平重衡に寵せられたる手越宿の千手、又曾我物語に名高き大磯の虎、少將など、皆これなり、尋で源頼朝の時、里見義成を遊君の別當に補し、その訴訟等のことを司らしむ（「イウクンノベツタウ」參看）北條氏の末年、戰亂各地に起り、民庶堵に安んぜざりしと雖も、新田義貞金ヶ崎の城に籠りし時、島寺の紬といへる遊女を愛したること太平記に見えたり、大亂の間なほ娼婦ありしことかくの如し、南北一統の後幾干もなくして歷仁の亂あり、久しく戰亂相次ぎ、京師殊に凋弊せること特に甚しかりしを以て、娼家娼婦の著名なるもの散見せざれども、全國を通じて、士民の集るべき都會、驛路、津港等には、遊女の數多かりしこと勿論とす、德川家康天下を一統するに及び、慶長十七年始めて京師萬里小路に遊廓を開くことを許し、再び遊君の別當を置き、里見氏の世職とし、これより漸く全國に遊廓を公許し、大阪惣嶋町、伏見撞木町、奈良木辻町、大津馬場町、駿河鞠勿町、越前敦賀、同三國、和泉堺、攝津兵庫、播磨賀津、備後鞆津、安藝宮島、長門下關、筑前博多、肥前長崎、薩摩樋島、佐渡鮎川など廿餘ヶ所の多きに及びたり、江戸時代には最も隆盛を極めて、江戸の吉原、京の島原、大阪の新町の如きは特に其著名なるものなりき、今は他の凡てを省略し、少しく江戸につきて語るべし、江戸にては慶長の頃までは定まりし遊廓もなく、只二軒もしくは三軒づゝ、所々に散在し、其中に軒を並べたるは麹町八丁目、鎌倉河岸、柳町等の數箇所なりしを、小田原の人庄司其右衞門といふもの、幕府に請ひて、元和三年傾城町の數地を堺町の邊に賜はり、江戸中の遊里を此一箇所に集めたり、名づけて、吉原といふ、明曆三年今の地に所替を命ぜらる、これを新吉原と稱し、日を逐うて益々盛大に赴き、遊女の數も、元祿の頃には一千九百餘人、天明六年には二千二百七十餘人、安政五年には三千八百七十五人といふ多數を算するに至れり、初め幕府は、政略上吉原を江戸唯一の遊里と定め、同時に他の花街を禁じたりしが、幾許もなくして禁令弛み、承應年間より遊里に類するものを各地に生じ、最初は品川、千住などの宿驛に過ぎざりしが、次第に增

（前項続）
加して音羽・根津・深川等数十箇所に及べり、吉原の
外すべてこれらの遊里を岡場所と稱す、幕府は常に
其遊を断たんとして苦しみたれども、遂に其目的を
達する能はざりき、明治維新の後、大政革新す
るに及び、明治五年太政官布告を以て、人身売買に
類し、人道に背くの故を以て、一旦遊女を開放し、
更に變遷して今日の制となりたり（江戸花街沿革史、
森岡氏日本風俗史）

イウテン　祐天　人物

下総の人、俗名三之助、幕府旗本岡村某の子、慶安元年岩
城郡新舘村に生る、十二歳の時、伯父俗休に従ひ
て江戸に来り、増上寺内なる池徳院に従学し、後ち
鎌倉の光明寺に投じて剃度す、曾て浄業を精修すること
年あり、終れども元より回遊衆徒を求むるの意なし
きを以て年五十にして、寺の住職に補せらるゝの
慨あるに及び、念に増上寺を去りて四方に雲遊す、
後ち麹町に庵室を結びて江戸牛込に閑居せしが、元禄元年十二
月増上寺大僧正了也、祐天を貴として登営し、将軍徳川
綱吉に謁す、母公桂昌院尼深く其徳を仰ぎ、帰依
頗る甚だし、寺や同尼公の推挙により生類の大慈寺
に住職せり、慶長元和の医宗創建をはじめられしより以
来、衛門より僧侶に従林に住するに之を以て嚆矢と
為す、翌年飯沼の弘経等に移り、幾程ならずしてまた
江戸伝通院に移る、綱吉屢々召して法談を聞く、寶
永年回向山焼け、遂に日厄を降らす、綱吉即ち僧徒
を集めて其因を問ふ、祐天答へて曰く、砂は地上山
にあるべきものなるに、今天より降るは不順と
いふべし、命は、これに限らず、金銀は人の個蔵を変
利するが如きも、また不順といふべし、変し綱吉
生物愛憐の令を布き、其生年戌にあたるがゆゑに、
生物愛憐の令を布き、其生年戌にあたるがゆゑに、

イウテン　祐天　人物

俗名は盛心、顕蓮と稱
す、幼名三之助、幕府旗本岡村某内の子、慶安元年岩
城郡新舘村に生る、十二歳の時、伯父俗休に従ひ
て江戸に来り、増上寺内なる池徳院に従学し、後ち
鎌倉の光明寺に投じて剃度す、曾て浄業を精修すること
年あり、終れども元より回遊衆徒を求むるの意なし
きを以て年五十にして、寺の住職に補せらるゝの
慨あるに及び、念に増上寺を去りて四方に雲遊す、
後ち麹町に庵室を結びて江戸牛込に閑居せしが、元禄元年十二
月増上寺大僧正了也、祐天を貴として登営し、将軍徳川
綱吉に謁す、母公桂昌院尼深く其徳を仰ぎ、帰依
頗る甚だし、寺や同尼公の推挙により生類の大慈寺
に住職せり、慶長元和の医宗創建をはじめられしより以
来、衛門より僧侶に従林に住するに之を以て嚆矢と
為す、翌年飯沼の弘経等に移り、幾程ならずしてまた
江戸伝通院に移る、綱吉屢々召して法談を聞く、寶
永年回向山焼け、遂に日厄を降らす、綱吉即ち僧徒
を集めて其因を問ふ、祐天答へて曰く、砂は地上山
にあるべきものなるに、今天より降るは不順と
いふべし、命は、これに限らず、金銀は人の個蔵を変
利するが如きも、また不順といふべし、変し綱吉
生物愛憐の令を布き、其生年戌にあたるがゆゑに、

特に夫を尊重し、苦ふものは許あり、之が為め利に
聡き、もの多く、四民為めに苦しむ、祐天四年して譴
譴せらるなり、綱吉聞て大に色を損ぜしが、翌日更
に召見し、昨日汝の申せしこと実だ理に叶へりとて、
物を賜ひてこれを褒したり、正徳元年増上寺の住職と
なり、即日大僧正となる、四年六月遷化により、
す、年八十二、遺骸を日蔵院久保の墓地に葬る、二字
を創立して其骨像を安置す、将軍吉宗尊崇ありて、
其弟子祐海を住持となし、號を祐天寺と賜ふ（武江
年表、徳川太平記）

イウトクホンウヂン　有徳院右大臣　人物

徳川吉宗（トクガハヨシムネ）を見よ

イウネン　遊年　陰陽家にて八卦に配当し、人々の年により禁忌ある方角のなきいふ、拾芥抄
に、八卦忌事、謂遊年、絶命方等、作三方不可
犯土造作、云々、又造作出行、移徙、嫁娶等皆悉
可忌之とあり、

イウヒツ　右筆　江戸幕府の職名、老中及び若年寄に隷属して、各種の文書を掌り、諸願
書を調査し、諸大名に賜れ書を領ず等のこ
とを行ふ、今の秘書官に類す、右筆頭は、右筆
の進物をも主る、即ちもし御文に進物を添ふる時あ
らば、年寄必ず、右筆頭に相談して其物を取り定む
なり、格は中年寄に次ぎ、右筆頭は右筆を助けて、
四年六月二十二日の後に、大和列位代郡並右筆、被
加御帯并御判、と見えたれば、早くよりの稱呼なるべ
きも、これは平家物語に執筆といひ、源平盛衰記
に筆執り、又は物書などあるると同じく、単に書記役
に筆執り、又は物書などあるると同じく、単に書記役

に過ぎずして、元より一定の職名にあらず、室町時
代に至り、おほひ方の右筆、との右筆といへるもの
もまたおなじ、而してなほ此時代には幕府の実行人
のことを右筆といひたれば、私の右筆を表立てたる
時は、物書と稱し、元和天正の際に至りては、祐筆
の間、執筆するものを右筆といへり、即ち書役なり、
江戸時代に至つて始めて職名となる（オクライヒツ）我右筆（チキテイフヒツ）あり、別に
其條あれば、就きて見るべし、また大奥にも右筆の
職あり、日記、諸向への達書、御茶所より諸家へ遣は
さるゝ、御文等を司る（四季草、貞丈雑記、宝暦事略
史、千代田城大奥）

イウヒツ　右筆　文書文章の業、或は法を云
ふ、平家物語に、忠度此の事を傳へ聞きて、我れ右
筆の身にあらずとぶらう（武勇）の家にうまれて云々し
とあり、

イラヌノコホリ　魚沼郡　越後国
和名抄、伊乎乃と訓し、古屋（カヽ）郡（ヘナカ）の
次、千屋（チヤ）の四郷あり、室町時代千屋郡の
稱あり、江戸時代ウヲヌマと訓し、地誌提要ウヲヌマ
マと訓し、或はイヲノと稱す、明治十一年郡区編制により、
南北中の三郡に分れ、現今に至つて郡名数同一覧、国
郡並治革、法令全書）

イラヌノシンヤ　魚沼神社　式内　越後
後国北魚沼郡城川村大字土川〇谷に上杉謙信を祭る
社、天宝神山命、国底治、弥神天立の御宇、始めて
神霊を現ぜらる、貞観三年位階を授け、神階を下賜せらる、貞
や、神官等皆之に隷す、寛喜以後兵乱相続き、社殿
もなく国内に兵乱起り、本社また漸く衰微に至りし
が、永禄年回、上杉氏、常国に主たるに及び、社領百俵

度を容附して社殿を修繕せしむ、爾来社領の増減あ
り、明治維新に際し、県社に列し、魚沼三郡の各
神祠を管理せしむ（神社志料、越後野史）

イオンリヤウダウ　陰陰両道　陰陽道と、
陰陽道との二つを称したるを、元和元年に設したる
武家諸法度の内、雑人諸宗、可二乗輿一之事といへる
條に（上乗）陰陽両道或六十以上之人、或病人等御免
以後同、乗云々、と見えたり、「イヌヲウ」、「オンヤウダウ」
ウ」を見よ、

イオリ　伊織　東宮の一、「アタマヒキタク
ミン」を見よ、

井カイ　位階　尊卑位は「クラキ」と訓し、
座席の義、朝廷に仕ふる人、各其分際に應じ、座席
の定まりあるをいふ、一位二位の如きこれなり、階
には差別の意なり、正従上下の別これなり（国底治概）
上代は、臣連、伴造等、各其職を世襲して尊卑の
等級おのづから明かにて、繁雑なる位階の制なかりし
が、推古天皇十一年、冠制を設けて始めて爵位、冠
位、或は、智、仁、礼、信、義、智各大小あるの六種十二階を定めしも、
冠位と稱せり、孝徳天皇大化三年改めて、縫、繍、紫、
錦、青、黒（各大小あり）建武の七種十三階の冠位と
し、五年また縫、繍、紫（各大小あり）錦、山、乙（各大
小あり）更に上下に分つ）立身の七種十九階とし、
天智天皇三年、更に縫、繍、紫（各大小あり）錦、山、乙、
（各大小あり）、更に上中下に分つ）織（大小あり）の七
種二十六階の冠位を制定し、天武天皇十四年また改
正したり、即ち明位二階、浄位、正位、直位、勤位、務
位、追位、進位各四階、毎階大広あり、凡て五十階、
明位浄位の十二階を親王諸王、正位以下四十八階を
臣下の位とす、皇族と臣下とは、位の名称を別ちたるの
ほか、

井カイ　位階　尊卑位は「クラキ」と訓し、
座席の義、朝廷に仕ふる人、各其分際に應じ、座席
の定まりあるをいふ、一位二位の如きこれなり、階
には差別の意なり、正従上下の別これなり（国底治概）
上代は、臣連、伴造等、各其職を世襲して尊卑の
等級おのづから明かにて、繁雑なる位階の制なかりし
が、推古天皇十一年、冠制を設けて始めて爵位、冠
位、或は、智、仁、礼、信、義、智各大小あるの六種十二階を定めしも、
冠位と稱せり、孝徳天皇大化三年改めて、縫、繍、紫、
錦、青、黒（各大小あり）建武の七種十三階の冠位と
し、五年また縫、繍、紫（各大小あり）錦、山、乙（各大
小あり）更に上下に分つ）立身の七種十九階とし、
天智天皇三年、更に縫、繍、紫（各大小あり）錦、山、乙、
（各大小あり）、更に上中下に分つ）織（大小あり）の七
種二十六階の冠位を制定し、天武天皇十四年また改
正したり、即ち明位二階、浄位、正位、直位、勤位、務
位、追位、進位各四階、毎階大広あり、凡て五十階、
明位浄位の十二階を親王諸王、正位以下四十八階を
臣下の位とす、皇族と臣下とは、位の名称を別ちたるの

親王四階			
一品	二品	三品	四品
諸王諸臣三十階			
正一位		従一位	
正二位		従二位	
正三位		従三位	
従正四位上		正四位下	
従正四位下		従四位上	
正五位上		従五位下	
従五位下		従五位上	
		（以上勅授）	
正六位上		正六位下	
従六位上		従六位下	
正七位上		従七位下	
従七位上		従七位下	
		（以上奏授）	
正八位上		正八位下	
従八位上		従八位下	
大初位上		大初位下	
少初位上		少初位下	
		（以上官ノ判授）	

位階と官職とは各相応あり、位高くして官卑
きは行と称し、位卑くして官高きは守と署す、
従三位守大納言、正二位行大納言の如し、位

は此時を始めとす、尚ほ下記の治革表に就きて知る
べし、かくて文武天皇大宝元年、新令により、親
王四階、一品より四品に至り、諸王十四階、正一位
より従五位下に至る、諸臣三十階、正一位より少初
位下に至る、総て四十八階を定む、此時より冠を頭
ふことを改めて位記を賜ふことゝなれり、其制左の
如し、

親王四階			
一品	二品	三品	四品
諸王諸臣三十階			
正一位		従一位	
正二位		従二位	
正三位		従三位	
従正四位上		正四位下	
従正四位下		従四位上	
正五位上		従五位下	
従五位上		従五位下	
		（以上勅授）	
正六位上		正六位下	
従六位上		従六位下	
正七位上		従七位下	
従七位上		従七位下	
		（以上奏授）	
正八位上		正八位下	
従八位上		従八位下	
大初位上		大初位下	
少初位上		少初位下	
		（以上官ノ判授）	

（位階）
たる時、天皇宣旨し、内大臣位を以て初見
とし、爾来其例甚だ多し、
今左に位階の沿革表を掲げて参考に供すべし、位記
（キ）陞位（ヲン）叙爵（日本制度通、冠位通考、法
令全書）

堅苦（キョウカヽ）参看、

公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵
従一位	正二位	従二位	正従三位	正従四位

二十二年憲法制定のとき、親王諸王の品位を廃し、
諸臣のみを叙するごとくなりたり、の初の定以降王
政変革、二條天皇の頃には、七位以下を叙するごと甚
だ希にして、遂には正六位上より以下は絶えて叙せ
ざるごとくなり、たゞ門閥によれる堂上地下の差の
みは行はれて、位階の貴賤は殆に全く官職の進否と
位袍の服色とに止まれるのみ、光格天皇の時、六位
七位の正従上下の階級を設置せらるゝ、識者尊重して
実政といふ、武家時代においては、将士の級位は、
将軍より褒賞して之を賜はり、その系譜として、物
を献ずることを定制あり、室町江戸両時代皆然り、こ
れ恩賜勲等の経歴を支ふる一端となりしものなり
（位階）

イカウ 已講 僧の職名、又探題とも稱す、論議の時に出題のことを掌る○浄土宗の僧、三会(ニチャンエ)衆宿の講師を勤仕したる後、已講と號す、講師在命以後勤仕以前は擬講と云ふ、綱維の位に昇るも、多くは、已講たる人より任ずるを以て、及び和十年十一月三會講師に任ぜしより始まる(譯案宗門無記、僧宗禮例參)

イカウ 移郷 王朝時代における刑名、居場所を移すをいふ、人を殺して死すべき人、赦に會ひて罪を免されし時、死案に若し父手親族伯叔兄弟あらば、復讐せられんことを恐れ、殺人者を他國に移し、百日を經て後、本國に還すことを許す、是を移郷と云ふ、(令義解、獄令)

イカウ 抄 移すべきを移さず、移すべからざるを移さば、官を徴一年に處す(金玉要中抄、法曹至要抄)

イカウチ 伊賀氏 姓は藤原、鎌守府將軍秀郷の後裔佐藤公光の六男公季より出づ、公季伊賀守となり、伊賀太上頭と稱す、四代の孫光家元四年伊賀守となる、留來族を伊賀氏と號す、朝光の子光季、承久三年京都守護の時、宮方に殺さる、舅甲分脈系

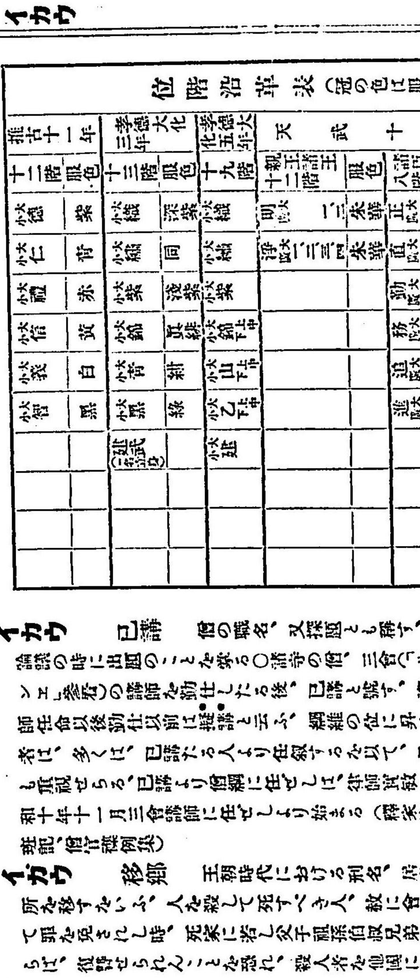

位階冠服(冠の色は服の色と同じ)

	推古十一年	十二階服色	小智 黒	小智 縁	小信 黄	小義 赤	小仁 青	小禮 紫	小智 深紫	小信 浅紫	小仁 深緋	小禮 浅緋	小義 深緑	小智 浅緑	小信 深青	小仁 浅青	小禮 深黄	小義 浅黄	小智 深赤	小信 浅赤	小仁 深白	小義 浅白	小禮 深黒	小智 浅黒
	三孝天化	十三階服色	小錦 紫	小錦 深紫	小錦 浅紫	小錦 深緋	小錦 浅緋	小錦 深緑	小錦 浅緑	小錦 深青	小錦 浅青	小錦 深黄	小錦 浅黄	小錦 深赤	小錦 浅赤	小錦 深白	小錦 浅白	小錦 深黒	小錦 浅黒	大仁 紫	大仁 深緋	大仁 浅緋	大仁 深緑	大仁 浅緑
	化孝天非大	十九階服色	小錦 紫	小錦 深紫	小錦 浅紫	小錦 深緋	小錦 浅緋	小錦 深緑	小錦 浅緑	小錦 深青	小錦 浅青	小錦 深黄	小錦 浅黄	小錦 深赤	小錦 浅赤	小錦 深白	小錦 浅白	小錦 深黒	小錦 浅黒	大仁 紫	大仁 深緋	大仁 浅緋	大仁 深緑	大仁 浅緑
天武十四年		十親王諸王	小錦 紫	小錦 深紫	小錦 浅紫	小錦 深緋	小錦 浅緋	小錦 深緑	小錦 浅緑	小錦 深青	小錦 浅青	小錦 深黄	小錦 浅黄	小錦 深赤	小錦 浅赤	小錦 深白	小錦 浅白	小錦 深黒	小錦 浅黒	大仁 紫	大仁 深緋	大仁 浅緋	大仁 深緑	大仁 浅緑
		八部四十五階	小錦 紫	小錦 深紫	小錦 浅紫	小錦 深緋	小錦 浅緋	小錦 深緑	小錦 浅緑	小錦 深青	小錦 浅青	小錦 深黄	小錦 浅黄	小錦 深赤	小錦 浅赤	小錦 深白	小錦 浅白	小錦 深黒	小錦 浅黒	大仁 紫	大仁 深緋	大仁 浅緋	大仁 深緑	大仁 浅緑
十四年		十四階服色	進広 勤	進広 務	進広 務	進広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務
			進広 勤	進広 務	進広 務	進広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務	正広 勤	正広 勤	正広 務	正広 務
持統四年		十四階服色	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二
			浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二	浄広 一	浄広 一	浄広 二	浄広 二
文武大寶		親王	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二
		服色	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二
		諸王	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二	勲一	勲一	勲二	勲二
		服色	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二	正一	正一	正二	正二
大寶元年		親王	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
		諸王	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
		諸臣	正一	従一	正二	従二	正三	従三	正四	従四	正五	従五	正六	従六	正七	従七	正八	従八	大初	少初	大初	少初	大初	少初	大初
		服色	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
慶雲三年		親王	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
		諸王	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
		諸臣	正一	従一	正二	従二	正三	従三	正四	従四	正五	従五	正六	従六	正七	従七	正八	従八	大初	少初	大初	少初	大初	少初	大初
現今		親王	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品	一品	一品	二品	二品
		諸臣	正一	従一	正二	従二	正三	従三	正四	従四	正五	従五	正六	従六	正七	従七	正八	従八	大初	少初	大初	少初	大初	少初	大初

イカウクワン 醫學館 醫學 江戸幕府の醫學校、官醫の子弟を初め、諸藩市井の醫に至るまで入學を許す、寛政二年、儒官柴野栗山等の建議により、異學の流行は正學衰微の原因なれば、金匱門人等の異學を禁じ、尚ほ又自門他門を問はず、申し合せて正學を講究し、人才を取立つべしとの令を、林大學頭信敬に下したより、信敬異論ありて上書して爭ひたれど聽かず、仙臺藩醫學大槻俊齋、小倉藩醫林洞海、丸岡藩醫竹内玄同等の數氏、西洋醫術を以て門戸を江戸に立て、疾病を治療す、安政五年に至り共に幕府に請ひて新に種痘館を内神田に設け種痘の法を傳ふ、後ち此館を官に納め、改めて種痘所といふ、教授解頭、種痘の三科を設く、是れ醫學所の起原なり(譯案安政六年火災に罹り更に外神田に建つ、文久元年改めて西洋醫學所と稱し、筑波の醫學館を分立す、二年會頭局を置き、又人身究理の學を起して共爭を開版す、この時西洋の二字を去り醫學所と稱す、明治元年十二月、翔鸞之を再興して醫術を併究せしむ、二年十二月、和漢大病院と合せ、醫學校兼病院と稱す、

イカウシヨ 醫學所 名稱 江戸幕府の西洋醫術を研むる學校、種痘館後ち西洋醫學所と稱す 別稱 天保中、佐賀藩醫伊東玄朴、鹿兒島藩醫戸塚静海、仙臺藩醫大槻俊齋、小倉藩醫林洞海、丸岡藩醫竹内玄同等の數氏、西洋醫術を以て門戸を江戸に立て疾病を治療す、安政五年に至り共に幕府に請ひて新に種痘館を内神田に設け種痘の法を傳ふ、後ち此館を官に納め、改めて種痘所といふ、教授解頭、種痘の三科を設く、是れ醫學所の起原なり 沿革 安政六年火災に罹り更に外神田に建つ、文久元年改めて西洋醫學所と稱し、筑波の醫學館を分立す、二年會頭局を置き、又人身究理の學を起して共爭を開版す、この時西洋の二字を去り醫學所と稱す、明治元年十二月、和漢大病院と合せ、醫學校兼病院と稱す、

イカク 異學 名稱 江戸時代にて、朱子學以外の儒學をいふ、異端の學の義、朱子學を正學とし、これに對して稱かいふ 沿革 江戸幕府は、世々林家をして天下の文教を司らしめしかば、其勢力頗る大なりしを以て、その表だたる朱子學は自からまた官學たらが如き表を生じたり、故に林家の一派は自家の學を以て正學と稱し、他の學派を目するに異學を以てし、これを排斥せんことを勤めたり、されば承應年間には、熊澤蕃山陽明學を唱へたるがゆゑに、林門の徒より邪説教徒と訴せられ、他日幽屏せらるべき一原因を作り、寛文年間には、山鹿素行聖教要錄を著はして、朱子學を駁したるに因して、幽囚せられしが如き、いづれも林家の爲めに忌まれしを見るに足る、是盖し學派の爭に過ぎずして、未だ政府の力を利用して、他の學派を壓するに至らざりしが、寛政二年、儒官柴野栗山等の建議により、異學の流行は正學衰微の原因なれば、金匱門人等の異學を禁じ、尚ほ又自門他門を問はず、申し合せて正學を講究し、人才を取立つべしとの令を、林大學頭信敬に下したり、信敬異論ありて上書して爭ひたれど聽かず、仙臺藩醫大槻俊齋、小倉藩醫林洞海、丸岡藩醫竹内玄同等の數氏、西洋醫術を以て門戸を江戸に立て疾病を治療す、安政五年に至り共に幕府に請ひて新に種痘館を内神田に設け種痘の法を傳ふ、後ち此館を官に納め、改めて種痘所といふ、教授解頭、種痘の三科を設く、是れ醫學所の起原なり 沿革 安政六年火災に罹り更に外神田に建つ、文久元年改めて西洋醫學所と稱し、筑波の醫學館を分立す、二年會頭局を置き、又人身究理の學を起して共爭を開版す、この時西洋の二字を去り醫學所と稱す、明治元年十二月、和漢大病院と合せ、醫學校兼病院と稱す、

イカクヒ 醫學校 官醫の子弟を初め、諸藩市井の醫に至るまで入學を許す、官立の病院と合併して醫學校兼病院と稱す、

イカケチノタチ 沃懸地大刀 いかけぢの太刀を云ふ、沃懸地とは、金粉を以て模樣を描きたる後、全體に漆を塗りたるものを云ふ、平家物語に、鍬形を打ちたる甲に、沃懸地の鎧着て、金作りの太刀はいて、とあり、沃はソソグと訓む、金泥にて模樣を描き、其上に漆を塗りたる意にて、ソソぎかけたる樣なるを以てなづく、上代太刀を打かくるをイカクルと云ふ、源氏物語に、梳笥に見えたり、貴なる櫛には、香金のはたなどに、金泥ぬりたるもの、いつかけと定めたる人あり、物のはたばかり、金泥ぬるを云ふにあらず、沃懸とは、金泥ぬる意にあらずして、沃懸地と云ふ、又俗にイッカケと云ふ、後世に至りてイッカケとも云ふ(後撰集、貞丈雜記)

イカケチ 沃懸地 器物を金泥にて模飾したるものを云ふ、平家物語に、鍬形を打ちたる甲に、沃懸地の鎧着て、金作りの太刀はいて、とあり、沃はソソグと訓む、金泥にて模樣を描き、其上に漆を塗りたる意にて、ソソぎかけたる樣なるを以てなづく、上代太刀を打かくるをイカクルと云ふ、源氏物語に、梳笥に見えたり、貴なる櫛には、香金のはたなどに、金泥ぬりたるもの、いつかけと定めたる人あり、物のはたばかり、金泥ぬるを云ふにあらず、沃懸とは、金泥ぬる意にあらずして、沃懸地と云ふ、又俗にイッカケと云ふ、後世に至りてイッカケとも云ふ(後撰集、貞丈雜記)

イカケチノタチ 沃懸地大刀 いかけぢの太刀を云ふ、宿老の人及び檢非違使別當等多くこれを用ふ、蒔絵沃懸地共に加飾に從ひ、或は平文、或は螺鈿、或は川纐、但用ゐ方は文飾絵云々、仁平元年五月二十四日、信西入道大宋國より渡せる沃懸地劍、仁平四年三月二十日、大嘗會行幸の時、沃懸地劍、こと有り、

イカコ 五十子 所在 武藏國兒玉郡北堀村大字東五十子 別稱 室町時代の称、新田家累代此地に居館すと云ふ、享禄元年足利成氏古河城に移りし時、上杉房顯此地要路に當れるを以て陣し厩々戰ふ、文正元年房顯死後、顯定定正と共に此地に在りて成氏に對す、成氏亦兵を出して兩上杉氏と此處に戰ふこと數年、文明九年正月成氏、反して上杉顯定及び

定正を此地に置ふ、同年五月大日辻流、雨上杉氏を迎へて兵庫氏を改る、寛年正月庄氏雨上杉と和す（新編武蔵国風土記稿）

イガコエノカタキウチ　伊賀越敵討

寛永十一年十一月七日備前岡山の家士渡邊數馬、姉婿未久右衛門と共に弟の仇、川合又五郎を伊賀国上野に要撃して殺す、之を伊賀越の復讐といふ、初め寛永七年七月、數馬の弟源太夫といふもの川合又五郎主従四人の爲めに殺さる、而して又五郎江戸に逃れ、旗本の士大世三四郎、阿部四郎五郎等の下に匿る、非常に大ならんとす、大世等幕府の内命により、又五郎を他国に潜匿せしむ、數馬、大和國郡山に仕へたる庄未久右衛門の計により非を誣ふる、又右衛門、一月参覲を出で、江戸へ下る由を聞き、伊賀國上野小田町にて要撃し、又五郎、河合勘左衛門及び姉婿櫻井半兵衛等二十人の士を殺す、幕府命じて數馬等を獄舎に拘け、尋で十六年鳥取城主松平光仲に預け發しむ（徳川実紀、徳川禁令記）

イカコノコホリ　伊香郡　阿波　近江國

清音　古へ、伊加良と稱す、和名抄に柏原（カシハバラ）、宮処（アツミ）、淺井（アサヰ）、後世イカゴ、或はイカコとも、明治二十九年三月、西淺井郡、濱洲、鄕を割きて東都に隷す（郡名異同一覧、法令全書）

イカコノニシノミヤ　伊香具神社　阿波

近江國伊香郡大音村○大音大明神とも云ふ　延喜伊香連の祖彌遅臣命（又利岐命と云ふ）清和天皇真観元年正月従四位下を授け、八年三月従四位上に叙し、十二月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列す、四月二十四日祭を行ふ、凡本社祠官は世々伊香氏世襲す（神祇志料）

イカツチノニシノミヤ　雷神社　阿波　也

馬國氣多郡佐野庄佐野村○佐野天神とも云ふ　延喜式天皇天慶三年七月、外浜但馬二國の山に災あるを以て、使を遣はして幣帛を神祇に奉りしかば、雷雨忽ち起りて火災自ら滅ぬることあり、常時若神を祭れるならん歟、未だ詳かならず、仁明天皇承和九年十月官社に預り、清和天皇貞観十二年十二月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列す、四月二十四日祭を行ふ、六月之を夏祓神事といふ、此日一月十五日祭を行ふ、六月之を夏祓神事といふ、此日一月十五日祭を行ふ、六月之を夏祓神事といふ、此日一月十五

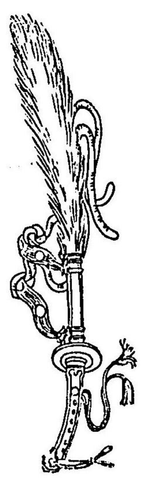

イガヤキ 伊賀焼 関東 伊賀国に於て製出する陶器の名 国産 国語 延宝年間始めて之を製出す、其地近江の信楽に近きを以て、其窯法甚だ似たり、然し信楽燒は淡黄にして和色赤し、伊賀燒は概して青黄色の釉色を帯ぶ、而して其信楽燒よりも緻密堅硬にして且つ重し、又信楽と同じく砂を含むもあり、就中淡黄和を厚く施し、若しくは焼成の度に過ぎ、俗に色に堕すると称して人最も珍とせず、寛永年間小堀政一、伊賀の工人に命じ己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、其語路岩内滑くし巧なり、是を遠州伊賀といふ、又常陸の国主藤堂氏も亦己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、是を藤堂伊賀といふ、其地の工人茶を俗へ云ひ誤りしならんといへり（真文緯記、亜用記附図）

如く作りたるを、ニガ物作と云ひ誤りしならんといへり（真文緯記、亜用記附図）

イガヤキ 伊賀焼 関東 伊賀国に於て製出する陶器の名 国産 国語 延宝年間始めて之を製出す、其地近江の信楽に近きを以て、其窯法甚だ似たり、然し信楽燒は淡黄にして和色赤し、伊賀燒は概して青黄色の釉色を帯ぶ、而して其信楽燒よりも緻密堅硬にして且つ重し、又信楽と同じく砂を含むもあり、就中淡黄和を厚く施し、若しくは焼成の度に過ぎ、俗に色に堕すると称して人最も珍とせず、寛永年間小堀政一、伊賀の工人に命じ己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、其語路岩内滑くし巧なり、是を遠州伊賀といふ、又常陸の国主藤堂氏も亦己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、是を藤堂伊賀といふ、其地の工人茶を俗へ

如く作りたるを、ニガ物作と云ひ誤りしならんといへり（真文緯記、亜用記附図）

イガヤキ 伊賀焼 関東 伊賀国に於て製出する陶器の名 国産 国語 延宝年間始めて之を製出す、其地近江の信楽に近きを以て、其窯法甚だ似たり、然し信楽燒は淡黄にして和色赤し、伊賀燒は概して青黄色の釉色を帯ぶ、而して其信楽燒よりも緻密堅硬にして且つ重し、又信楽と同じく砂を含むもあり、就中淡黄和を厚く施し、若しくは焼成の度に過ぎ、俗に色に堕すると称して人最も珍とせず、寛永年間小堀政一、伊賀の工人に命じ己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、其語路岩内滑くし巧なり、是を遠州伊賀といふ、又常陸の国主藤堂氏も亦己の欲する所を教示して以て茶器を製せしむ、是を藤堂伊賀といふ、其地の工人茶を俗へ

ニ一足に輪七ツを入れる是を七ツ足と云ふ、輯には此の皮の尻輪を脚く、一説に、イカ物作は、ニガ物作の轉音ならん、延喜式の神祇の神供にニガ物の内に大刀あれば、此ニガ物の大刀に二足の式ありて、其大刀の足・二ツ足に輪十四、七ツ足・二ツ足合せて輪十四、七ツ足と云ふ、輯には此の皮の尻輪を脚く、一説に、イカ物作は、ニガ物作の轉音ならん、延喜式の神祇の神供にニガ物の内に大刀あれば、此ニガ物の大刀に二足の式ありて、其大刀の足・二ツ足合せて輪十四、七ツ足と云ふ、輯には此の皮の尻

井ガリウ 為我流 江戸本丁石龕門鍋屋の創めたる柔術の一派○鍋屋は水戸の人、未だ年歴を詳かにせず（吉岡、淺山及び藤山の三流術を所々得て遂に一派を開く、門人に朝日治蔵中之條出す（武術流祖錄）

イカルガノコホリ 何鹿郡 所在 丹波国 国産 国郡 沿革 延喜式に始めて見ゆ和名抄に賀美（カミ）拝師（ハシ）八日（ヤウカ）吉美（ヨシミ）物部（モノベ）栗栖、小幡（ヲバタ）宮原、私部（キサイチベ）栗村（クリムラ）宮津（ヤカツ）志磨（シマ）支井、後部、依戸、三方（ミカタ）の十六郷あり、管後變遷なし（郡名裏同一覧、国郡沿革考）

イカルガノテラ 斑鳩寺（鵤寺） 法隆寺（ホフリュウジ）を見よ、

イカルガノニシ 斑鳩尼寺 中宮寺（チユウグウジ）を見よ、

イカルガノミヤ 斑鳩宮（鵤宮） 所在 大和国生駒郡、現今法隆寺東京殿那は宮址なりといふ 国産 国郡 沿革 推古天皇九年、聖徳太子（厩戸皇子）始めて宮を建て、居す、皇極天皇二年蘇我入鹿、小墾田舒明天皇等を遣はし、山背大兄王を斑鳩に圍み、宮を焼く（書紀、大和名所圖會）

井キ 位記 位を授くる時の記文をいふ、令の制、文官は式部省、これを授け、武官は兵部省、これを授く、其式左の如し、

勅授位記式

中務省	
本位姓名	年令 授某位
年月日	

江戸幕府に至りては、先宣旨を賁く、後に位記を賁ふ、位記の體粗右に同じ、宣旨の式は左の如し（位記口宣参）

上卿庭田中納言	
寛保九年三月一日	宣旨
藤原某	
宣叙從五位下	
	某
蔵人頭左中辨藤原朝臣	

凡て位を叙するの時は、中務省其状を錄して奏聞し、制可を待て行ふ、こと吉令同一なりといへども、任官の方は概ね口宣にて、只地方官の交替のみに任符を下し、位記を授くるは概て太政官に於てし、勅授は大政大臣奏し、奏授は太政大臣宣す、今の制八年太政官廢せられし後は、概て宮内省に於てし、勅授は宮内大臣奏し、奏授は宮内大臣宣す、今の制なり、位階（升カイ）参看（日本制度通）

式部卿位名	
式部大輔位名	
左大辨位名	
告某位姓名奉	
制勅如右符到奉行	
	大錄名
式部少輔位名	少錄名
	少錄名
年月日下	

式に中務云々といへるは、かゝる文を記すことなり、

井キ 居木 鞍の反の所をいふ所を云ふ、又由木ともいふ、作法大坂流鞍記に見えたり（鞍カラ）参看、

イキウヂ 壹岐氏 神別 雷大臣より出づ、姓に宿禰、直、臣、公造等あり、右京に貫す、子孫世々顕人あり、直豊根子、命烈を以て命を殞す、神代より以來世々其名を傳ふ、後に某氏又下部氏と稱す、清和天皇の時、豊岐石田郡の人令主、外從五位下下部是雄、同姓神成、龍少足等等に伊岐宿禰を賜ふ、近衛天皇の時、従上伊岐致孝あり、世々月額松尾二社の禰宜となる、是雄十三世の孫忠久、大膳少輔となる、其女二條天皇の宮に入りて六條天皇を生む、能登六世孫正秀、六波羅奉行となる、北條仲時に從て近江國番馬に戰死す、所謂壹岐探四郎なり、其族に忠重伊岐等あり、并に武人なり（氏族志）

イキケサ 生飼裟 江戸時代、金澤藩にて行ひたる死罪の一、其方法傳はらざれども、縦殺切になして殺したるものならん、五代綱紀の時、寛文元年、能登七尾本行寺の持僧自殺、此刑に處せられたり（金澤藩刑法抜書）

井キシ 威儀師 僧官 度縁の僧ある時、度縁の進呈に當り、戒壇院に向て其威儀を正し、又法令の時、衆僧の先に進て、威儀を調ふる僧官をいふ 名義 威儀とは、釋氏要覧に、行住坐臥を四威儀（一不ㇾ欺三有知之爲者、二我與彼人皆樂俱緣、三常行忍辱、四在ㇾ上不ㇾ慢在ㇾ下不ㇾ亂）となづくとあり 歴原 元明天皇和銅七年三月、興福寺僧修雲撰ばれて威儀師となり、次で元正天皇養老二年四月、威儀師の數を六人と定む、其後員數亂れしと見え、延喜五年治部省より請うて舊の如く六員と定む、洛

和天皇貞觀十二年十月、興福寺の僧延濟を以て大威儀師となす、大威儀師の名始めて見ゆ、延喜式には、六人を定員とす○任命は勅を奉じて官符を給ひ、治部省にて補し、五たび替夏せるものを證人と爲し、其より威儀師となるの相當せば、大法師位なれども、大威儀師には、必ず法橋に叙せらる、宇多天皇法皇入代格、醍醐雑事貴抄初例抄）

イキツリドウ 生吊胴 江戸時代、金澤藩にて行ひたる死罪の一、其仕方詳かならず、恐らくは罪人を縄などにて胴につるしたる上、生胴（イキドウ）の刑を施せしものならん、寛文五年に、制止せし男女二人の刑に處したることみえたり（金澤藩刑法抜書）

イキドウ 生胴 江戸時代、金澤藩にて行ひたる死罪の一、土を盛りて土壇（ドダン）となしたるものの上に罪人を横たへ、刺手二人にて胴と首とを同時に斬るなり、何頃より始まりしか詳かならざれども、延寶八年に、定番足輕淨田仁兵衛なるもの、此刑に處せられたることみえたれば、五代綱紀の時に始まりたるか、時りて元治の年、福岡惣助もまた此刑に處せられたり（金澤藩刑法抜書）

イキノクニ 壹岐國 所在 厄前の西北にある島嶼、周回三十五里十五町五十九間、其四三里十二町南北四里六町、厄前松浦郡呼子浦より石田郡壹岐浦に至る海上直徑七里十二町、四海湾に處す 厄前北方の位置にして、四面海岸峭拔泊の便あり 古くより 後に作る、天足彦國押人命九世孫狹井大臣の領地となる、天智天皇三年防人及び烽火を置く、後ち國府を石田郡に置く、今の國分村是なり、天明天皇の時、戍兵を出地に置き新羅の入寇に備

天正放逸三年十一月壱岐都見ゆ、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、安、伊宅の七郷あり」明治二十九年三月石田都を合併

イキノコホリ　壱岐郡

国 歴 地 神 壱岐國

天正以前の沿革及び姓氏錄には、壱岐に作る、光仁天皇宝亀三年壱岐嶋と改む、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、潮

	姓氏錄 抄	六國史 式延喜	古國（ニ）名	明治改革
壱伎（岐）	壱岐	壱岐	壱岐	壱岐
石田	同	同	同	同
壱伎（岐）	同	同	同	同
石田	同	同	同	同

（続紀、兵衛地理小志、郡名異同一覧、注令全書）

壱岐一郡となる 歴 古より京都の遷置差表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地名異同一覧、国郡沿革考、注令全書）

イキノコホリ　壱岐郡

国 歴 地 神 壱岐國

天正以前の沿革及び姓氏錄には、壱伎に作る、光仁天皇宝亀三年十一月壱岐都見ゆ、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、潮

	姓氏錄 抄	六國史 式延喜	古國（ニ）名	明治改革
壱伎（岐）	壱岐	壱岐	壱岐	壱岐
石田	同	同	同	同
壱伎（岐）	同	同	同	同
石田	同	同	同	同

（続紀、兵衛地理小志、郡名異同一覧、注令全書）

安、伊宅の七郷あり、明治二十九年三月石田都を合併、天正放逸三年十一月壱岐都見ゆ、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、潮

壱岐一郡となる 歴 古より京都の遷置差表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地名異同一覧、国郡沿革考、注令全書）

イキノコホリ　壱岐郡

国 歴 地 神 壱岐國

天正以前の沿革及び姓氏錄には、壱伎に作る、光仁天皇宝亀三年十一月壱岐嶋と改む、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、潮

	姓氏錄 抄	六國史 式延喜	古國（ニ）名	明治改革
壱伎（岐）	壱岐	壱岐	壱岐	壱岐
石田	同	同	同	同
壱伎（岐）	同	同	同	同
石田	同	同	同	同

（続紀、兵衛地理小志、郡名異同一覧、注令全書）

安、伊宅の七郷あり、明治二十九年三月石田都を合併、天正放逸三年十一月壱岐都見ゆ、和名抄に「風早（カザハヤ）可須（カス）郡賀（ナカ）四河（ヘカハ）諸久、潮

壱岐一郡となる 歴 古より京都の遷置差表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地名異同一覧、国郡沿革考、注令全書）

ふ、後一條天皇の時、文暦来寇し國守理忠を殺す、後宇多天皇の時、元人来りて筑紫を侵し、肥前松浦郡鷹島の時宗武氏、之を撃攘す、後醍醐天皇の時、少貳氏、志（同郡中郷及び可須村）鎮西（同郡國分村郡城）呼子（石田郡渡良村）鴨打（同郡物部村大原城）の五氏を率ゐて共に島寇を掃ふしむ、少貳氏遂に志佐氏等に守護となる、文明四年、肥前岸嶽の城主波多豪来り據ひ、悉く五氏を滅し全島を併せ、石田郡武生水村に龜尾城を築き守護と稱す、天文中豪の孫盛本に至りて子なし、肥前の有馬氏其の子親を迎へて嗣となす、族人之に服せず依の従子座を殺して主となす、弘治元年座主下に弑せられ、親総に守護となる、既にして其臣日高清澄等並起て攻て殪き、永祿六年軟を松浦隆信に送り、波多氏を逐ひ全島終に松浦氏に属す、江戸時代に至て松浦氏の封被の如し、明治維新版籍より漸治し、又改めて長崎縣より漸治す、明治二十九年三月郡區を改め、壱岐一郡となる 歴 古より京都の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見よ（地

イキノミヤツコ　生見王（生御霊、生身王）

国 歴 神 毎年七月八日より十三日までの内に、吉日を撰びて行ふ玉祭の祝を云ふ又卸初めてた、卸初めた等とも云ふ、日本靈異記に、死せる人のなき玉を祭るに、今生ける人を相見るがごとしきとの心なるべし、と云ふ、いかゞあるべきが、古今要略續に、佛説に千回忌追善は現在の父母の壽命を祈ると、過去七世の父母の菩提を訴ると、彼此で修るこゝとなるが、後に玉を祝ふ事になりしなるべしと云り、之に從ふべし 国 歴 神 佛説の手圓盆經に基き、世俗より事起りて遂に初盆にも行はる、非に至れり、其始詳かならず、徒終竟に、たゞまつりのこゝと見えたれども、生見玉か明ならず、茲に見えしは靈元日記寛正六年、文明五年、同十三年七月等にあるを初見とす、是れ武家の生見玉なり、朝廷にては、親長記文明八年七月いきみたま、卸ゆとのゝ上日記明暦四年七月卸初めてたゞ見えしを始めとす、正親町院の頃まで人々伺候せしが、其後習に暦じて出る事となれり、其日女中すゝしを着け、刕燕を敷きし後、男を召出して六七献の式あり、江戸幕府に、七月十一日四丸卸所より、本丸卸所へ盤餝を送り、三汁二菜の料理にて、三獻執奏近侍の孺出仕して酒肴を交く、又十五日に西丸卸所より、御所、淀の國にて濱饅の盆を送らるゝことあり（壱岐

年中行事、幕府年中行事、歳合、古今要略續、俚諺集）

イキヤク　逆格

王朝時代における語名、格に逆ふことをいふ、職原抄に「令格案文、逆格者、謂レ違レ格也」とあり、

イキリウ　伊岐流

伊岐、益江、宇賀利（河野、通直の末流）の創めたる裁衛の一派○宇賀利は大和國柳

生谷に住す、柳生但馬に就て裁衛を學び、後ち下野國の山中に入りて研心すること三年、遂に九尺棍の鍔裁を工夫して一流を創む、宇賀利出で、鐵山宿長、鐵川家謀等に仕へ、後ち秀秋の後見となり、筑前名島に居る、封二萬二千石を食む、秀秋國替の後、宇喜多秀家に仕ふ、秀家の家斷絶の後、池田に預けられ、備前に於て死す、男二人あり長男赤左衛門尼張家に仕ふ伊岐由緒書）

○伊岐益江宇賀利——同赤左衛門尼張家

イキリス　英吉利

歴 地 神 欧羅巴洲の一國、北は蘇格蘭に界し、西はアイリッシュ海、及びセント、ジョウジス港、峡に接し、南は英吉利海峡を隔てゝ佛國に對し、東北は海に面す、其面積マン島及び海峡諸島を併せて、五萬八千四百八十萬方哩○我邦に於て、初めて詳記せるは、又永祿十二年、葡萄牙人の著せる日本教會史なり、現今は、大不列顛國と稱し、愛蘭土、蘇格蘭、威爾士を初め、亞細亞、亞弗利加、亞米利加、四印度及び濠太剌利等に於けるの屬地の政權を有つるを大帝國となる、倫敦はそ

イクエクワン　育英館

歴 神 奥羽仙台藩の藩校、藩主相馬氏建設、藩東顯家を祭りて傳吉と稱し、文政五年に創立、教を擇ぶ○金峨先生撰誠齋雜記一冊、白鹿洞書院掲示一冊、女五常訓一冊の出版あり（日本教育史資料）

イクエクワン　育英館

歴 神 奥羽米澤藩の藩校、

使す、二年七月國王の二子「ジョージ」「オフ、イングランド」米り朝見す、五年正月代理公使「エフ、オ、アダムス」朝見し新年を賀す、後ち恒例となる、七年九月外務少輔上野景範特命全權公使となり英國に駐劄す、十二年十一月森有禮上野に代り、十七年五月河瀬眞孝に代る、十九年條約改正を議じ中途にして止む、其後公使の交代屢々あり、彼我の往来亦頻

明治二十七年八月通商航海條約を締結し、治外法權を廢し、内地雜居を許す、明治三十五年一月三十日同盟條約を結び、三十八年八月十二日更に花園を擴張し、英國に於ける攻守同盟を結びたり、明治三十九年六月英國天皇の第一皇子「アルバート」英國を一統して王位を占む、之を「キングエドワード」七世と稱す、其後元首公使「ヘンリー」王統の始祖とす、其後九百年頃丁抹人「バルチ」海岸より渡入し、千七年（後一條天皇寛仁元年）に王り王位を奪ひ「ヌミッシュ」王統之に代る、四十一年に王り「キャクソン」王統興起す、千六十六年佛國「ノルマンヂー」公「ウヰリアム」王位につき、「ノルマンン」王統を立つ、相承くること四王八十八年、千百五十四年（近衛天皇久壽元年）「スチヱン」二世即位し「アンヂュー」王統を分ち、「ランカストル」及び「ヨーク」の二統となる、千四百六十一年、二王統三十年間の爭に於て、終に「ヨーク」王統勝を制す、千四百八十五年「リッチモンド」公「ヘンリー」兵を擧げて「リチャルド」三世を攻め王位に即く、「チュドル」王統と稱す、相傳ふこと五世百八十年、千六百三年嗣なきを以て蘇國王「ヂェムス」六世位を繼ぎ「スチュアルド」王統と稱す、千六百四十九年（後光明天皇慶安二年）「チャルス」一世一世の千二百年迎へられ、王政に復す、千七百十四年「アン」中卸門天皇正徳四年）日耳曼なる「ハノバ」の「ジョージ」英國に迎へられて卸位し、終に現今に傳ふ、一世の千二百年迎へられ、王政に復す、千七百十四年「アン」中卸門天皇正徳四年）日耳曼なる「ハノバ」の「ジョージ」英國に迎へられて卸位し、終に現今に傳ふ、

通商を請ふ、慶長十四年七月渡来英島を發す、十八年八月、因王、幾於砲、京都錢等を獻じ通商を乞ふ、徳川家康来聘を貢ひて條約を結ぶ、翌年亦使す、元和七年（千六百二十一年）通商を止む、延寶元年六月（千六百七十三年）後の如く交通を請ふ使きす、寶永三年（千七百六年）英人大島に漂着す、寛正九年七月（千七百九十七年）英艦長崎に至り、文化五年（千八百八年）長崎を侵し、七年五月常陸に來り、文政元年（千八百十八年）五月浦賀に來る、兵を出だして之に備ふ、七年五月常陸に來り、同八月廣島灣に漂着す、八年五月陸奥に來る、弘化三年七月長崎に來る、三年八月南洋に出没す、嘉永二年三月浦賀に來る、安政元年八月（千八百五十四年）水師提督「スチルリング」長崎に來り假條約を結ぶ、五年七月品川に來り假條約を結び、露艦艇、森山多吉郎共に英國に赴く、四年七月佛國「ナポレオン」三世即位、二年二月公使「ジョンニール」交代す

び　祭祀を小松原に移す。地坪凡四百四十九坪、建坪凡百坪位。明治四年殿舎悉皆に鎖し、城外字錦袋口門外に移し、宮司事務を殿舎と称す。明治四年之を廃す。○参考、祭祀等の細則明治[illegible]年[illegible]月[illegible]日本紀三編、和刻雑纂字典一部、広六典一部存在し其他は焼失被罹す（日本教育史資料）

イククニタマノジンジャ　生國魂神社

[所在] 摂津国住吉郡四箇津村○難波大社と称し、後世単ら生玉社と称す、今は官幣大社に列す　[祭神] 生國魂、咬國魂の二座（生島神足島神ともいふ）　[由緒] 創祀の年代詳かならず、洛和天皇真観元年、神階従四位下を進む、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗新嘗の官幣に預る、仰土御門天皇前歴中、僧道知、社殿を毀ちて仏刹を建てんと欲す、度々神異あり、其後種々兵変の日悉く灰燼と為る、天正中豊臣秀吉城を築くの時、唐城の地より今の地に遷し、祭田を加ふ、霊元天皇寛文五年の時、元和五年及び寛永十三年の例により、下難波村の内三百石を永く神領となす、明治四年五月官幣大社に列す、祭祀は六月二十八日を例祭とし九月九日を秋祭とす○神職に、神主祝下氏、社司中島大蔵、杉村松木、藤江、森、宮多川の諸氏、神子大進、和泉、石見、貞安等、社僧に、摂木坊、新蔵院、遍照院、受院、護院、観音院、宝生院、地蔵院、宝国院、持経院あり、末社は、北の方天照皇大神宮、伊勢皇大神宮、大己貴命、少彦名命、南の方八幡宮住吉社殿島社、金毘羅現等とす（摂津志、神祇志料、古事類苑神祇部）

イククニタマヒコノジンジャ　生國玉比古神社

[所在] 能登国鹿島郡矢田郷村大字所口○俗多米宮と称す　[祭神] 大己貴命に、素盞嗚尊、倉稲魂命を配す　[由緒] 孝元天皇の時、社殿を創建す、和銅年間神田壱町を配祀す（能登志徴）

イクサノキミ　將軍

上代の職名、職掌あるに在たる時の官、将軍のシャサァン（秦漢

イクサノカミ　軍神

[名義] 軍の時、陣を祈る神にて、経津主神、武甕槌神をいふ　[由緒] 天照大神、及び高皇産霊尊、皇孫瓊々杵尊を深厚中国に降さんとて、経津主神、武甕槌神を先に下して従はざるものをしづめさせ給ふ、故に二神始めて平将門の乱にては、北斗星を祭る、其外七破軍星あるを以て日本の軍神とす、また後世兵乱家にては、北斗星を祭る、其外七破軍星あるを以て（常陸和泉続）

イクサノキミ　將軍

上代の職名、職掌あるに在たる時の官、将軍のシャサァン（秦漢

イクサバシメ　軍初

初めて戦場に臨むことをいふ、刷（ハケ）と同じ、信長記に、吉法師殿十三の御歳、彼四人御供申、古渡の城にて御元服有て織田三郎信長と申ける、翌年平治あらんとて駿河国より鈴を献じ三河国吉良大浜へ押寄、在々所々一宇も不残放火して、其日は討捕をかけられ云々しんえたり、

イクサブギャウ　軍奉行　[官名]

[所在] 鎌倉幕府の職名、軍中の総指揮官にして臨時の職　[由緒] 後元物語に、源為朝軍奉行を務め、源平盛衰記に、平知康軍奉行を務めしことを見え、又義経も軍奉行たりしことを見え、平家物語に見えたり、いづれも一時の権柄にして後の軍奉行と異なれども、是れ軍奉行の因て起る所なり　[沿革] 鎌倉幕府の制度備はりし後、侍所の別当所司必ず軍中の奉行を行ふ、元弘の役、関六波羅検断職（幕府の侍所に当る）関西探題軍奉行となり、千余城を攻むる時、足崎氏軍奉行となれり、管領幕府に至りても、鎌倉幕府に倣ひて侍所司なる人、軍奉行を務む、又合戦ならずとも後に所司となるべき家の人を任ずるに至れり、即ち明徳中に一色今川関氏武蔵に管り、歴仁中赤松氏奉行たりしが如し、歴仁の乱後、古法度として、所司以外の人武蔵に管るに至る、即ち義教将軍の時、武田信賢関氏これに当れり、爾て大名諸家にも軍奉行を置き、軍事に従たる老功の者を以て任じたりき（武家名目抄）

イクサブネ　軍艦

「ファンカン」を見よ

イクサノサンブギャウ　軍三奉行　江戸

幕府の時、大目付（軍奉行也）旗奉行（軍奉行の三奉行をいふ（武家名目抄）（軍請奉行）小屋奉行（作事奉行）小荷駄奉行（勘定奉行）を加へて号矢の大奉行と云ふ、

イクサバシメ　軍初

初めて戦場に臨むことをいふ、刷（ハケ）と同じ、信長記に、吉法師殿十三の御歳、彼四人御供申、古渡の城にて御元服有て織田三郎信長と申ける、翌年平治あらんとて駿河国より鈴を献じ三河国吉良大浜へ押寄、在々所々一宇も不残放火して、其日は討捕をかけられ云々しんえたり、

イクサブギャウ　軍奉行　[官名]

[所在] 鎌倉幕府の職名、軍中の総指揮官にして臨時の職　[由緒] 後元物語に、源為朝軍奉行を務め、源平盛衰記に、平知康軍奉行を務めしことを見え、又義経も軍奉行たりしことを見え、平家物語に見えたり、いづれも一時の権柄にして後と、平家物語に見えたり、いづれも一時の権柄にして後の軍奉行と異なれども、是れ軍奉行の因て起る所なり　[沿革] 鎌倉幕府の制度備はりし後、侍所の別当所司必ず軍中の奉行を行ふ、元弘の役、関六波羅検断職（幕府の侍所に当る）関西探題軍奉行となり、千余城を攻むる時、足崎氏軍奉行となれり、管領幕府に至りても、鎌倉幕府に倣ひて侍所司なる人、軍奉行を務む、又合戦ならずとも後に所司となるべき家の人を任ずるに至れり、即ち明徳中に一色今川関氏武蔵に管り、歴仁中赤松氏奉行たりしが如し、歴仁の乱後、古法度として、所司以外の人武蔵に管るに至る、即ち義教将軍の時、武田信賢関氏これに当れり、爾て大名諸家にも軍奉行を置き、軍事に従たる老功の者を以て任じたりき（武家名目抄）

イクサブネ　軍艦

「ファンカン」を見よ

イクシ　[官名]

[所在] 摂津（五十郷、郷名）　神を祭る時、榊を採む串をいふ、即ち祓串なり、榊などにて造る、神道名目類聚抄に云ふ、榊串、玉串共なるは七尺位、或は三尺位、小は一尺位、或は八寸なり、必ず、寸尺に拘るべからず、尺に付て道理を云説あり、後人の附会なり、常に二本を一に束て用ふる、玉串とは稀実にして云り、或云、榊串は上古賢木の時、鏡の姿のごとふ語なし、榊枝を串に挟んで神に物献上たりと云り、

イクシマウヂ　生島氏

[名義] 生は埴武平氏、三木綱盛の男綱正より出づ、綱正元慶元年一ノ谷に戦死し、其手綱翁丸幼なり、綱正置愛の笛一管を以て母に托す、文治二年守覚法親王の執奏にて、後白河仙洞に祇候す、元久二年後鳥羽院の院宣にて摂津国川辺郡生島庄を賜はる、子孫依て氏となす（系図纂要）

○綱正―綱丸―慶久―四郎―[行貫]―[行倉]―[治定]―[長治]―[秀盛]―[秀成]
　四郎―[宗盛]―[永盛]―[治孝]
　[行貫]―[実盛]―[国盛]―[秀盛]
　[秀盛]―[政徳]―[政安]
　[永盛]―[政明]―[祐吉]―[祐吾]―[四性]―[雄設]―[明盛]

イクシマタルミノジンジャ　生島足島神社

[所在] 信濃国小県郡生島○今は国幣中社　[祭神] 生島神足島神之を大八洲の霊とす　[由緒] 不城天皇大同元年神封一戸を充て給ひ、醍醐天皇延喜の制大社に列せらる、明治三十二年七月国幣中社に列せらる、凡毎年二月十一日神位祭、三月三日擂鉦祭、十一月十五日名神祭を行ふ（神祇志料、法令全書）

イクシマノカミノコノマツルカミ　生島足祭神

[名義] 生島○此神は島の八十島を領り給ひて、虫害に依し来る事を知食神なり、故に八大洲の霊といふ　[由緒] 神武天皇橿原に都を定め給ふ時、此神を祭る、洛和天皇貞観元年正四位下を授け給ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列し、月次新嘗祈年及び祭上の祭幣に預る、後世絶に渡る（神祇志料）

イクタノジンジャ　生田神社　[所在]

摂津国[illegible]下山手通（八部郡生田宮村）○今は官幣中社　[祭神] 日女尊、[illegible]神功皇后、誉田別尊、[illegible]神託に因りて活田長狭国より鵜淀の時、神託に因りて活田長狭国に祭りたるを始めとす　[由緒] 平城天皇大同元年四十四戸を神領とす、洛和天皇貞観元年従四位下に神階を進む、十年従三位となす、醍醐天皇延喜の制名神大社に列し、月次相嘗新嘗の官幣に預る、明治十八年五月官幣中社となる、四月十五日例祭を行ふ○摂社に、神殿東より第一住吉、第二八幡、同西より第一素盞嗚、第二日吉、稚宮八前域外に在り、一の宮は北野村、二の宮は生田村、三の宮は神戸村、四の宮は花隈村、五の宮は平野村、七の宮は兵庫北逆町、六の宮八の宮共に坂本村に在り、（摂津名所図会、神祇志料、官国幣社一覧）

イクヌノジンジャ　生根神社　[所在]

大和国城上郡忍坂村宮山　[祭神] 第五代天皇天平二年、神戸租稲一百五十束を以て祭祀雑用に充て、平城天皇大同元年神封一戸を充し、洛和天皇貞観元年正月従五位下より従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、新嘗月次の祭上幣帛に預る（神祇志料）

イクノキザン　生野銀山

[所在] 銀山の開始詳かならず、大同の頃といひ伝へしも確かならず、醍醐天皇延喜の

イクノキンサンノミ　生野銀山鍵

[名義] 久三年中山忠光、兵を大和に挙げて江戸幕府の[illegible]を倒さんとす、平野次郎国臣之を聞き、商人鹿森秀を初め志士四十二人と共に、忠光の挙を助けさらでからずと称し、攻門に在る脱走の七郷に勧む、深穴宮祭祀すべからずとして、共に生野銀山に赴き兵を生野銀山に挙ぐ、時に十月十日　[沿革] 十日衣笠川上猿太郎の[illegible]屋を毀ち取り、檄を四方に飛ばし、義徒を招募し、且つ平城を築て道に備ふ、光に[illegible]ず、兵士来り集るもの多し、已にして忠光の敗聞至り、志気沮らる、もの多し、乃ち事ならざるを以て先づ宮嶽を過ぎしむ、是より先出石、姫路、龍野の諸藩を聞き兵を発して来り攻む、軍未だ成にずして敗じ、国臣等或は縛に就き、或は死して全

イクノコホリ　伊賀郡　[所在]

[名義] 城国（伊賀国）　[由緒] 古く伊久国造の居りし所、延暦の後、直理郡の地を割て本郡を置き、陸奥国に隷す、和名抄に、井賀（イカ）、波伴（ヒロトモ）、阿拝（アヘ）、柘植（ツゲノキ）、猪田の五郷あり、後ち郡城国を建つるに及び其管内に入る、郷名異同一覧、（国郡沿革考）

イクハウモン　伊久波郡茨門

[名義] 大内裏外郭門の古名、「マトノ」を見よ、

イクメイリヒコイサチノスメラミコト 活目入彦五十狭茅天皇 垂仁天皇の御名、

イクヤ 生屋 郡名 所在 常陸国新治郡 土浦駅 延喜式十一年入月土屋笑直始めて城内に文武館を築く 現況 天保の頃に、

イクヤウチ 生谷 郡士 所在 常陸国新治郡 現況 天保の頃に、

イクヤシロ 生屋城 城名 所在 常陸国新治郡 現況 天保の頃に、

イクヤノコホリ(郡) 生葉郡 所在 筑後国 的、文羽に作る、 月始めて的邑に巡狩す、和名抄に、大石(オホイシ)山北(ヤマキタ)庭洽(モノノベ)様手(小栗(チヤグ)高四等の七郷あり、古図に生葉と書す、明治二十九年郡区編制の時一部を割きて竹野郡と合併して浮羽郡となし、他の一部は上妻、下妻の二郡と合して八女郡となる(郡名沿革考、法令全書)

イクヲンクワン 郁文館 恭士浦藩の藩校 所在 常陸国新治郡土浦 創設 文政十一年入月土屋笑直始めて城内に文武館を築く 現況 天保の頃に、

イケ 池 通名 池田氏、頼光四代の孫兵庫頭仲政より出づ、仲政の四男池田右馬允泰政と称す、十代九郎教依、教依の子兵庫頭教正其は相木正行の遠祖の子養て子となす、四代政秀子なく溜川栄作其伴貞勝の男恒利を養子とす、恒利の子信輝池田氏中興の祖とす、信輝織田信雄に仕へ、其子輝政豊臣秀吉に仕へ、天正十八年参河吉田に十五万石に封ぜらるる後ち徳川家康に従ひ、慶長五年十一月関原の役功あり、播磨姫路五十二万石を加賜せらる

イケウ 渭橋 距離の名、一名発と云ふ、三候式部卿の所作せる所、渭橋の材を以て作れるが故に名づく(称芥抄、船橋抄)

イケウラヤク 池魚役 江戸時代課税の一、池にて魚猟を免すもの一、税金ないふ、郷村にて納むるあり、又漁師より納むるあり、役(ヤク)参照(地方凡例録)

イケコロノミヤ 池心宮 垂上池心宮(アキガミノイケコロノミヤ)を見よ、

イケシリウヂ 池尻氏 姓は藤原、勤修寺家の支流、参議済開寺亮房の後、内大臣共房の二男共孝の後なり、共孝官権大納言正二位に進み、天和三年九月薨ず、子孫相継ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系図纂要、家譜、華族誌)

○共孝―勝房―共俣―発房―定治―暲房

定孝―延房―成房―知房―基房

イケシリデラ 池後寺 法起寺(ホフキヂ)を見よ、

イケダウヂ 池田氏(備前岡山) 姓は清和源氏、頼光四代の孫兵庫頭仲政より出づ、仲政の四男池田右馬允泰政と称す、十代九郎教依、教依の子兵庫頭教正其は相木正行の遠祖の子養て子となす、四代政秀子なく溜川栄作其伴貞勝の男恒利を養子とす、恒利の子信輝池田氏中興の祖とす、信輝織田信雄に仕へ、其子輝政豊臣秀吉に仕へ、天正十八年参河吉田に十五万石に封ぜらるる後ち徳川家康に従ひ、慶長五年十一月関原の役功あり、播磨姫路五十二万石を加賜せらる

イクハウモンヰン 郁芳門院 内親王 所在 堤 月焼亡す、(ヴィティル参看(仙芥抄、大内裏図考証)

イクハウヰン 郁芳門院 内親王 所在 堤 月焼亡す、(ヴィティル参看(仙芥抄、大内裏図考証)

イクワン 衣冠 図 常の袍に、指貫を著用せる装、又浴衣ともいふ 用 王朝時代には、公卿朝服の略式にして宿衛参内の時に用ふ、真之雑記に、衣冠といふも大体束帯の如し、但衣冠の時は縫腋袍として闕腋を縫ひふさぎたる袍を必ず用ふ、また袴を用ひずして、指貫を用ひ、石帯を用ひずして、腰帯を用ひ、檜扇を持つなりと見え、常代装束抄に、衣冠、一冠、二指貫、三袍、四領帯(倍束成)とみえたり、其仕様は、袍前後のひだ束帯に同じ、前後は袋を外くなし、上のひだは、小紐もて下くなら様にひだを付くべし、袍は、袖のひだ、束帯の如くひだを取て腰なり、指貫は、二ぶしの上にて二重廻し、足の内の方にて解けぬ様に括ぶなり、而して賀茂祭以前は冬装束を著け、冬五節以前は、夏装束を著用するを通例とす、江戸時代には、将軍所の制五位以上の、束帯に次ぎたる礼服にして著用の次第は、右に述べたるに同じ、服制(フクセイ)参看(装束装成、有職故実、徳川礼典、歴世服飾考)

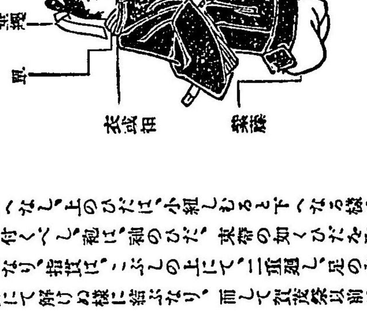

○衣冠概装

浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	親王
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	以三上位
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四位
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	五位
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	六位以下
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
浅香	浅香	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
白香鈦有文	白無香鈦文数	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

イクワンチヤウ 已滝頂 真言指定の、寺仏和寺の滝頂の阿闍梨勤仕の後の称、此阿闍梨勤仕後は、

イクワンヂヤウ 位官 官位(クワンヰ)を見よ、

イクワンサイリクタイ 衣冠束帯 衣冠束帯と称ふる布袍を著ふして安座随意にいふ、

布袍の事ないふ、公家の常〇常大宮御入内の度、厳儀荘相伊光卿供奉、衣冠出衣前駆送見之門守衣冠

仕の後は、権律師に任ずるを例となすなり(僧官位雑例集、僧官考)

イケウ 渭橋 距離の名、一名発と云ふ、三候式部卿の所作せる所、渭橋の材を以て作れるが故に名づく(袖芥抄、船橋抄)

イケウラヤク 池魚役 江戸時代課税の一、池にて魚猟を免すもの一、税金ないふ、郷村にて納むるあり、又漁師より納むるあり、役(ヤク)参照(地方凡例録)

イケコロノミヤ 池心宮 垂上池心宮(アキガミノイケコロノミヤ)を見よ、

イケシリウヂ 池尻氏 姓は藤原、勤修寺家の支流、参議済開寺亮房の後、内大臣共房の二男共孝の後なり、共孝官権大納言正二位に進み、天和三年九月薨ず、子孫相継ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系図纂要、家譜、華族誌)

○共孝―勝房―共俣―発房―定治―暲房

定孝―延房―成房―知房―基房

イケシリデラ 池後寺 法起寺(ホフキヂ)を見よ、

イケダウヂ 池田氏(備前岡山) 姓は清和源氏、頼光四代の孫兵庫頭仲政より出づ、仲政の四男池田右馬允泰政と称す、十代九郎教依、教依の子兵庫頭教正其は相木正行の遠祖の子養て子となす、四代政秀子なく溜川栄作其伴貞勝の男恒利を養子とす、恒利の子信輝池田氏中興の祖とす、信輝織田信雄に仕へ、其子輝政豊臣秀吉に仕へ、天正十八年参河吉田に十五万石に封ぜらるる後ち徳川家康に従ひ、慶長五年十一月関原の役功あり、播磨姫路五十二万石を加賜せらる

相模守光仲封を因幡伯耆両国に移し、因幡国鳥取城に移れ、家臣松平を賜はる、十五年三月淡路国六万三千石を加賜し、合八十九万石を領す、十八年五月播磨国五十二万石を利隆に、備前三十一万石を、忠継に、淡路六万三千石を忠雄に分封す(元和元年封収めらる)元和三年三月光政封を因幡伯耆両国に移され、因幡鳥取城に治す、寛永九年六月封を備前岡山に移さる、慶安二年十月播磨国共家都の姫田三万石を弟恒利に(其子政周に至りて絶ゆ)岡山新田二万五千石を矢子政言に、同新田二万五千石を三子輝録に分封す、子孫相継ぎて孰も明治に至り、華族に列し、備前岡山の池田氏は侯爵を、他は子爵を孰も授けらる(家譜、徳川加除封録、華族誌)

備前岡山(五十二万石)

○恒利―信輝―輝政―利隆―光政―綱政

綱政―宗政―治政―斉政―斉敏―慶政

茂政(初政録)

岡山新田備中鴨方(二万五千石)

○利政―政信―政言―政倫―政方―政香

政直―政養―政共―政善―政詮―政保

岡山新田備中生坂(二万五千石)

○輝録(利名政倫)―政晴―政員―政弼―政豪

政寧―政和―政職

イケダウヂ 池田氏(因幡鳥取) 参議三左衛門輝政の次男忠継を祖とす、母は徳川家康の女、故を以て三代秀忠将軍に仕へ、慶長十三年十二月備前に嫡子政直に播磨国佐用郡一万石を賜はる、子孫相継ぎて明治に至り、華族に列し男爵を授けらる(家譜、徳川加除封録、華族誌)

○輝澄―政直―政武―政保―幸以―幸生

幸哀―幸道―徳潤

イケダシヤウ 池田城 大西城(チヨニシヤウ)を見よ、

イケダテルマサ 池田旗政 名誉功名に治す、真応二年六月望田二万五千石を次子長吉仲澄に分封す、因て家統松平を賜ひ、叙爵して甚蔵守と称す、元禄九年正月右衛門督治泰、望田一万五千石を叙父断頭落定に分封す、因て家統松平を賜ひ、叙爵して河内守と称す、十五年四月八日望田五千石を松平摂守仲時に増封す、千孫相継ぎ明治に至り華族に列し、鳥取の宗家は、侯爵を、他は子爵を授けらるる(家譜、武鑑、徳川加除封録、華族誌、華族誌)

○忠継―忠雄―光仲―綱清―吉泰―宗泰

重寛―治道―斉邦―斉穆―斉訓―慶行

慶栄―慶徳―斌知―仲博

鳥取新田因幡鹿奴(二万五千石)

○仲澄―仲央―仲庸―澄定―定後―澄時

仲雅―仲律―仲立―徳澄―孫―仲誠

因幡新田因幡若桜(二万五千石)

○治定―定賢―定鉄―定待―定名―定興

定保―治直―治紹―徳定

古新、初名照政といひ、三左衛門と稱す、法名圓清院泰叟玄高 諡 信輝の二子 事蹟 天正八年父兄と共に花隈城を攻めて功あり、十年兄紀伊守之助と共に、織田信長に從ひて甲州に武田氏を討ち、十二年四月長久手の役に父信輝、兄之助戰死し、手兵大敗す、輝政悲憤に堪へず、將に馬を踊らして敵陣に突入せんとし、家人伴大膳の諫止によりてやむ、戰終るの後、豐臣秀吉、信輝父子の死を憐み、輝政に岐阜城を與へてこれに繼ゆ、十六年羽柴氏を援け、從五位下に叙し侍從に任じ、尋で從四位下に進む、十八年從ひて北條氏を小田原に征し功あり、因りて參河國吉田城を賜ひ、十五萬二千石を領す、輝政初めの妻は、中川清秀の女なり、利隆を生みたる後、早く歿したるを以て、秀吉自ら媒して、德川家康の二女督姫に配す、慶長五年關ヶ原の戰、東軍に屬し、岐阜城を貴落し、南宮の敵を破り、其功尤大なりし

備前前圓清寺所藏（史料編纂掛蒐集）

かば、其年十一月播磨一國五十二萬石を賜ひ、八年正月備前國三十一萬五千石を加封せらる、二月少將に進み、十五年また淡路國六萬三千石餘を賜ふ（備前には二男忠繼淡路には三男忠雄へ、いづれも成人の後ち與ふべきよし內命あり）十七年松平氏の稱號を許るされ、參議に任じ十八年正月二十五十（德川實紀、野史）

イケダノコホリ　池田郡

所在 美濃國、

一萬石を賜ひ、和名抄に、頗る秘愛す、木曾義仲征討の時、佐々木高綱の請ひによりて之を與ふ、高綱大に喜び、遂に宇治川の戰に乘騎して先登第一たり、尋で承久の亂に、高綱の姪信綱之に騎して同じく宇治川に於て先登す、延喜式に、肥前國生屬馬牧と見えたれば、此より出でし名ならべし、或は喙は突食ふ義にやと云へり、又源平盛衰記には、陸奥國七のへたちの馬人をも喰ければ名づくとも見ゆ、或は又伊賀より出でし馬なりともいへり（倭訓栞）

イケナリビキ　池成引

江戸時代、租を免除する法、水溢れて堤破れ田畠に流入して池と爲りし所の租を除くをいふ（地方凡例錄、大日本租稅志）

イケニヘ　生贄

神の供御に獻ずる生物をいふ、和名鈔に、犧牲をよめり、神に供ふる生贄に、賀茂の鯉、熊野の鯛、春日のかけ物、嚴島のうろくづの類、信濃の諏訪、肥後の阿蘇も之に同じく、三州小坂井村の兎足社の祭に當十二羽を献じ、釋奠の三牲に、大鹿小鹿豕を用ひらるゝよし延喜式に見えたり、書紀皇極天皇元年六月、牛馬を殺し神に供へて降雨を祈りしこと見ゆ、また人を生贄にせし事ありて、宇治拾遺に、としごとの祭に必ず生贄を奉る、人の娘のかたちよく髮長く、みなりおかしげに、すがたらうたげなるをえ選びもとめてとあり、

イケニマスアサギリキハタヒメノジンジヤ　池坐朝霧黃幡比賣神社

所在 大和國城下郡、今の法貴寺村○また池社ともいふ 祭神 黃幡比賣命 出典 平城天皇大同元年大和地三戶を神封とし、淸和天皇貞觀元年正月從五位を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列り、新年新嘗相嘗の案上幣帛に預らしむ、凡相嘗には池首宮幣を受けて之を奉る、九月十九日に祭を行ふ（神祇志料）

イケノバウ　池坊

所在 挿花の流派、京都六角堂頂法寺の住職、世々花技を傳ふ、後ち寺中池坊の坊主特り立花の技あり、他家になし、依て其流を池坊と云ふ、十二世專慶に至り、草木の出生强弱の理を究め、上中下の別花形の法則を定め、小卷十九條の傳書を著はす、池坊傳授小卷の始めとす、所謂花道祕傳十九箇條とは、七一色（櫻、水仙、杜若、蓮、松、竹、牡丹）三箇の流枝（中段流枝、請流枝、左流）段踏、二ッ真、合せ真とす 流派 東山流、遠州流、千家流、當山流、末生流等出づ 系統 此系の出自には、疑はしき點あれども、姑く左に之を示す（插花考、插花系圖）

○小野妹子（入道號專務）―專能―專秀―專和―專勝―專照―專規―專增―專明―專承―專榮―專榮―專慶―專盛―專言―專草―專來―專章―專曙―專充―專倫―專譯―專譯―專珠―專意―專順―專鎭―專應―專存―專榮―專好―專朝（後改專好）―專存―專榮―專好―專朝―專純―專意―專純―專弘―專定―專明―專正―專啓

イケノベノナミツキノミヤ　池邊雙槻宮

所在 大和國十市郡 出典 川明天皇の皇居、雙槻とは、此地に大木の槻の二本ありしに因て名づく

池上郷の地、萬葉集に、池邊小槻下とあるは此地か、大和志に、此宮は今の安部の長門邑といふ所に在りといへり、或書に、高市郡と爲すは非なり 起原沿革 用明天皇卽位して槃余に館を造り名づけて池邊雙槻宮といふ、是其始めなり、續紀に石村池邊村御宇、又は池邊雙槻宮御宇など見えたり、二年七月崩御、葬で廢都となる（書紀、古事記傳、肯府沿革論）

イケハギ　生剝

神代の罪名、生ながら獸の皮を剝を云ふ、素盞嗚尊曾て此の罪を犯す（古事記傳）

イケバナ　生花（插花）

名義 草木の花枝を花瓶等に挿む技術をいふ 起原沿革 神代の昔、天太玉命が、天香山の榊を掘採りて裝飾したることあり、又紀伊國の古俗伊弉册尊の魂を祭る時、花を供へたることあり、いづれも生花の濫觴なりとの說、普通に行はるれども、後世よりして强ひて起原を古に求むる餘弊にして、元より信ずるに足らず、抑〻生花は花の小枝など手折りて室內におき、自然の美を樂みたる趣味より起原したるものなれば、最初は只瓶に人工を加へずして挿みおきたるに過ぎず、而して古今集に、染殿の后の御前に、花瓶に櫻の花をさゝせ給へるをみて詠める歌と見え、後撰集にも、櫻の花の瓶にさせりけるが散るを見て、中務に遣はしける歌など見えたれば、當時既に水を湛へて活かしめしこと、又特に花を挿む爲めの瓶卽ち花瓶の存せることを知るべし、然れどもいまだ技術として許すべきにあらず、蓋し其法式の定まりて生花といへる一種の技藝の生じたるは室町時代以後のことなり、足利義政の時、相阿彌といへるものこの技に長じ、門人珠光も亦名あり、當時元服の花、出陣の花、新嘗の花、三具足の花等其式皆定まれり、また京都六角堂執行池坊世々此技に通ぜしが廢長の頃專好といふもの出でゝ、數種の花技を一瓶に挿み、山水の景象に摸し、頗る妙を極む、是を立花といふ、其後茶事

イケヒト　池主

（押花政輝）

一萬石を賜ひ、將に進み、三千石餘を賜ふ（備前には二男忠繼に任じ十八年正月二十五十（德川實紀、野史）

イケダミツマサ　池田光政

名號 新太郎、通源院天質義晃 系統 利隆の子、輝政の女婿 事蹟 川秀忠の養女、實は池原康政の女 播磨一國を領し、三年因幡國吉田城を賜ひ、十五萬二千石を領す、輝政初めの妻は、中川清秀の女なり、利隆を生みたる後、早く歿したるを以て、秀吉自ら媒して、德川家康の二女督姫に配す、慶長五年關ヶ原の戰、東軍に屬し、岐阜城を貴落し、南宮の敵を破り、其功尤大なりし

池田侯旧家所藏（史料編纂掛蒐集）

とすること一生の間忘りしことなし、常々中江藤樹の學德を慕ひ參勤交替の途、これを大津驛に迎へて講義を聞き、其歿するに及び、門人熊澤蕃山を召して家人とし、或は推擧して國政を授け或は左右に侍せしめ顧問に備ふるもの數なからず、又閑谷といへる地に泮宮の制を摸して學校を興し、聖像を設け學田をおき、廣く生徒を教習し、郡邑に鄕學を督み、里正等を師と爲し、農商にいたるまで孝弟の道を學ばせしかば、教化能く行はれ、治蹟頗る見るべきものあり、當時稱して名君と爲す（德川實紀、野史）

イケヅキ　生嗟（池月、生食、生鹿）

名馬

の流行と共に、流派また多く、生たり（図）地坊、越州流、石州流、宮山流、松月堂古流、慈眼流、笑笑流、古流等あり、各候参看（雑誌等、拙花乗図）

井ケミ 居検見 江戸時代検見法の一、調免ともいふ、小給の土地などへ検見に出はすべき役人なき時、名主を呼び出して、当年の作り高を聞き、且つ又隣村の豊凶等を聞き糺し、去年の作より豊歉ならば何程増して遣すべきかを考へ、又去年より劣れば、頃忠を聞きて年貢を定め、或は五箇年の取高を以て平均したるものに、其年々の豊凶に関ひて増減を与へ定むる事をいふなり、役人と名主との間の相談にて定む（地方凡例録）

井ケンチ 居検地 江戸時代検地の一、古検の地皆悉にして、検地せば打出しもあるべきを、村方の請願に依り、見斗を以て打出しを記して本高に増び入るゝをいふ（地方凡例録、田制篇）

イケンフウシ 意見封書 ⓐ ⓑ 相違に来る意見の封書、此に封事ともいふ、新座式に、先陳二詔非ず、今献封事一通、主親大夫、内外官民諸職掌、士庶有才明経、識武及孝悌淳之徳、切一政事名、下詔諸卿定之、若不進賢、立村政之、云々と（ミッキョッ）有り ⓐ ⓑ 醍醐天皇詔して直言を求む、昌泰三年十月三綜治意見十二條を奏る（ミッキョッフ）、菅原文時封事三ヶ條を奏る（スガハラノフミトキ、参考）、白川天皇天永元年、烏羽天皇永久元年、崇徳天皇保延元年、後白河天皇永万元年等、又公卿の意見を書す、後烏羽天皇天治三年三月院宣を下して直言を求む、五月公卿等意見封事十七通を奏る（ミッキョッフ）、後白河天皇文永五年六月国自然不安見十二ヶ條を奏る（ミッキョッフ）、亀山天皇文永

モトヒラ参看）十年四月詔して封事を上り時事の得失を極陳せしも、足より以来又意見封事のこと見えず（文徳実録、玉葉、勘仲記）

イケヤク 池役 江戸時代検地の一、百姓等池にて漁猟を取りて収納と為し、或は農業の妨となる時、其外総て村方の助成になるべき池に就き、役来永を上納するをいふ、沼役（ツキャク）参看（地方凡例録）

井コ 囲非 ⓐ ⓑ 遊戯の一種、碁に非ともいふ、支那にては紫匿烏曹作るとし、或は舜王囲棋を作り、手丹朱に教ふと、或は舜王作りて、手商均に教ふとなす、然れども其起原詳ならず、天平七年吉備真備将棋の時、始めて非双六を携へ帰りしより伝はるとの説あれども、持統天皇三年十二月非双六を禁ぜし非ろ（ママ）え、又武天皇天宝令制定に、凡博戯作一音雙六博戯、弈（囲碁之類也）百日著飛非双六、一花制限、とゝみえたれば、当時既に行はれたること明なれば、此説信じ難し、而して何れより伝来したるものなるか、是亦詳確なしと雖も、或は朝鮮よりなるべきか、朝鮮北畔に接れば、国人善非、詔以善非検察感念（囲碁に到し国都遠境にあると見えて囲非が早く其国に伝達して国人善くせることを分明ならが上に、我国と朝鮮とは古くより交通あり殊に推仁天皇以来往復繁き故非亦来ること久らくは朝鮮よりなるべし、隋唐の我国に伝来して以後益盛に行はれしこと源氏物語、大和物語、古今著聞集、今昔物語等にみえ、倫ほ当時にありては朝廷に賭物すること行はれ、非聖と呼ばれたる覚運が宇多院と囲非して金の杭を得たる話、今昔物語に見えたり、当国衆には之を博奕の部に収めたり、正治元年七月囲非なる者を禁じ、建仁元年七月囲非の打方等を規則せり、降りて戦国時代に至りても盛に行はれたり、

ロ（参看）非局には、高六寸（或六寸二分）広二尺四寸（或二尺四寸八分）厚三寸四分、足高三寸二分位此寸法大旨なり、一日の分七分にして、一年を実は一年を三百六十日を度り、梓幅を海にて製す、縦横各十九道、九曜を据りて九ノ字形となし、其外に縦として黒白の棋子三百六十一（黒百八十一、白百八十）あり（囲非式、和漢三才図会、嬉遊笑覧、囲非手段部、古今雑談編）

井コウ 成公 ⓐ ⓑ 徳川幕府（トクガワヨリフサ）

イコマウチ 生駒氏（出羽矢島）

鎌足の採邑前より出づ、孫を麻呂の子真房、山背を大和国生駒郡に移す、十世宿禰後四位下に叙し主殿頭に任ず、其子孫代々生駒氏となす、家度文明中尼子経国氏に仕へて功あり、天正十三年近江国蒲生郡二千石を賜ふ、後ち伊勢搦摺等に居る、後ち出羽矢島に移封せられ、矢島に治す、即ち相続きて明治に至り華族に列し男爵を授けらる（系譜、徳川加恩封録）

○宿禰——今雄——家度——親敏——親重——親正
　正——正俊——宮俊——宮治——親則——正親
　親酒——親貞——親陸——親幸——親孝——親愛
　親道——親敏——親水——親忠

イコマザラ 生駒竿 検地の名、天正十五年佐々成政肥後国に入部する時、数十年間領内寺社ながりしを以て、国中の田畝を検せんが為、生駒小千に命じて検地し、何町何段の俵を何石と極め、一段三百六十歩とす、之を世に生駒竿と称す（佐々宗淳記）

イコマチカマサ 生駒親正 ⓐ ⓑ 小谷

甚助、七郎左衛門と称す、法名法徳院殿と称す ⓐ ⓑ 本姓は土田氏、生駒氏改姓して子となす ⓐ ⓑ 天正六年正月、羽柴秀吉に従属して七年城を攻め、水路を絶ち、秀吉其功を賞して江州北郡田山邑二千石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の役に従ひ、十二年小牧役に従ひ功あり、この夏根来、雑賀、滝川を撃ち、功を以て合邑二千石を賜はる、六月江州高島の田二百石を賜ふ、十三年紀州攻の時、伊予国内二千石を加へ賜はり、秀吉の打方等を規則せり、降りて戦国時代に至りても盛に行はれたり、

（松所蔵類古妙）

院に献ず（系譜、所見）

イコマチャウフクジヤウ 生駒長福寺尺 長福寺に蔵する古き尺の名、曲尺八寸四分、財尺なれども、その度に古小尺を用ひしものの如し、其作とせしなるべし、元禄七年已来令和州金剛山長福寺作とあり（木割度増補図式、古今雑談）

イコマヒロノブジヤ 伊古麻郡比古神社 ⓐ ⓑ 大和国平群郡今井荘村々の生駒谷一分村の氏神なり ⓐ ⓑ 当社天文年中の棟札に、伊古麻比古大神と記せるを、伊古麻郡比古神社と改称す、生駒谷十七箇村の氏神なり ⓐ ⓑ 聖武天皇天平二年神戸宛租二百三十戸を寄進あり、天平天応大同元年神封三戸を加増し、醍醐天皇延喜式に名神大社に列し、貞観元年正五位上を授く、同天皇延喜の制大社に列し、毎年月次新嘗の祭上卿勅に預り、非二社には又祈雨の時に預る、凡大和宗廟神社の神階をなして次第を歴らしむ、下部氏又此神を祭て卜部氏を称す、

イコマミヤ 生駒宮 俗に生駒大明神と云ふ（雑誌、参考）

イコマヤシキ 生駒屋敷 ⓐ ⓑ 小谷 ⓐ ⓑ 天正六年正月、羽柴秀吉に従属して七年城を攻め、水路を絶ち、秀吉其功を賞して江州北郡田山邑二千石を賜ふ、十一年賤ヶ嶽の役に従ひ、十二年小牧役に従ひ功あり、この夏根来、雑賀、滝川を撃ち、功を以て合邑二千石を賜はる、六月江州高島の田二百石を賜ふ、十三年紀州攻の時、伊予国内二千石を加へ賜はり、秀吉の打方等を規則せり、降りて戦国時代に至りても盛に行はれたり、

清和天皇貞観元年正月従五位上を授く、同天皇延喜の制大社に列り、毎年月次新嘗の祭上卿勅に預り、非二社には又祈雨の時に預る、凡大和宗廟神社の神階をなして次第を歴らしむ、下部氏又此神を祭て卜部氏を称す、

イコマミル 落泥 陰陽師の五種祭（ゴシュサイ）の一、鎮宅祭にて行ふ時、三日間潜伏して神来臨に備ふるをいふ（雑纂抄）

イサイリウ 意斎流 松岡意斎の始めたる剣術の流派、意斎は慶長元和の間に京師に居し剣を以てなり、始めて金剛の剣を攻防し、小太を以て体内に打ち入れて剣を下す故所に遇ず、而して何流何流とさゝなし、足を意斎流の打剣と云ふ（系譜、参考）

イサガハノマツリ 狭川祭 三柱祭（サンチュウサイ）を見よ、

イサガハノミヤ 狭川宮 春日狭川宮（カスガノイザガハノミヤ）を見よ、

イサクノホリ 伊作郡 ⓐ ⓑ 薩摩国 ⓐ ⓑ 建武式に始めて見えたり、和名抄に利移の郷あり、江戸時代に及び、元禄以後幾もなくして日置及び阿多二郡に入る（郡名異同一覧、国郡志略等参考）

イサジヤウ 伊佐城 ⓐ ⓑ 三説あり（一）国境諸峠の諸城砦に、其麓部下館町下館城とし（二）急険要害、郡郷参考には、高館郡伊佐村とし（三）伊波行村村とす、三説に於ては、下館町の北二十七箇町なる中館村と為す、中館村は又三説あり、一に中館村とし、一に下館城也、

為乱、為定、行政、修行、相継ぐ、席を庄す、行朝廷元年北畠親房の常陸に奔りし時、国衙等諸豪と国府に迎えて籠城作戦を議し、ついで国境二年以来治承等の文国に送る、四年十二月国大貢城と共に陥ちる大日本史、新編常陸国誌、常陸遺村)

イサスミノジンジャ 伊佐須美神社

国 現 岩代国大沼郡宮田村、延喜式陸奥国会津郡の今は国幣中社 国 伊非諸 伊非那尊、古跡に二神像あり何時の製作を知らず、治承天皇の御宇、神威を現た殿を造りて奉遷すと、官社 諸神多社に、祭神を大国主命事代主命となす 国 現 延喜式かならず、永和十九年九月従五位下を授く、延享の制名神大社に列す、明治六年に当り国幣中社に列す、同年三月二十五日(○貢物調副伊佐須美神社と云ふ(神祇志料、神社一覧)

イザナキノジンジャ 伊勢奈岐神社

国 大和国添下郡、今の七村○天王といふ 国 伊非諸 国 諸和天皇貞観元年正月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、新年月次新作の案上官幣に預る(神祇志料)

イサナキノジンジャ 伊勢奈岐神社

国 国 諸 諸和国総社 伊非諸 国 諸和天皇貞観元年正月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制に大社に列し、新年月次新作の案上官幣に預る(神祇志料)

イサナキノジンジャ 伊非諸神社

国 国 諸 諸和国総社 国 伊非諸 国 諸和天皇貞観元年正月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、新年月次新作の案上官幣に預る、凡非祭天月十五日を用ふ(神祇志料)

イサナキノジンジャ 伊非諸神社

国 諸 諸和国総社 諸国諸社各郡多賀村の多賀大明神とも称す、本国の一宮、今は官幣大社に列す 国 伊非諸 祭 国 諸和天皇貞観元年正月無品伊佐須岐命に一品を授く、醍醐天皇延喜の制名神大社に列す、祭祀毎年四月二十日(○貢物調副伊佐須美神社に同じ(神祇志料)

イサナキノジンジャ 伊勢奈岐神社

国 大和国添下郡、今の七村○天王といふ 国 伊非諸 国 諸和天皇貞観元年正月従五位上を授け、醍醐天皇延喜の制大社に列し、新年月次新作の案上官幣に預る(神祇志料)

イサナミノミコト 伊非那美

(イザナキノミコトを見よ)

イサハジャウ 磨深城 国 現 陸中国磨深郡若柴村字八幡神社の境内北畠氏旧城なり 国 現 延喜式陸奥国磨深郡若柴村字八幡神社の境内北畠氏旧城なり、天慶承平の頃藤原秀郷の裔千常鎮守府将軍として時々坂上氏を援けて蝦夷を討つ、千常の子孫奥州に蟠踞して磨深城を築く、康平五年源頼義安倍貞任宗任等を攻むるや、千晴千国等兵を率ゐて来援す、貞任等敗走して衣川の関を守る、頼義更に兵を発して之を攻む、貞任等又敗走して厨川の柵に拠る、頼義遂に之を陥れ貞任宗任を擒にす、是より先き頼義の子義家鎮守府将軍となり、貞任の弟重任を説いて内応せしめ、重任兄の命と詐りて貞任を招く、貞任来らず、義家自ら往きて之を説く、貞任遂に来る、義家之を捕へて斬る、是に於て奥羽悉く平ぐ、後清原氏藤原氏相次いで鎮守府将軍となり、磨深城に居る、文治五年藤原泰衡源頼朝の為に滅ぼさるるや、葛西清重奥州総奉行として磨深城に入る、清重の子孫代々磨深城に居る、天正十八年豊臣秀吉小田原の北条氏政を征するや、葛西晴信参陣せず、秀吉怒りて之を改易す、晴信の子孫遂に磨深城に居ること能はず、磨深城廃す(磨深城志、封内風土記、奥羽観蹟聞老志)

イサハノコホリ 膽沢郡 現 陸中国胆沢郡伊達村今磨部郷上郷村○延喜式に衣川以南大沼の諸郡伊達村の地を指すか、又は胆沢郡の一部なるべし、後世胆沢郡に入る(都名異同一覧、国郡沿革考、法令全書)

イサハノミヤ 伊達宮 国 現 陸中国磨深郡若柴村字八幡神社の境内北畠氏旧城なり 国 現 延喜式陸奥国磨深郡若柴村字八幡神社の境内北畠氏旧城なり、天慶承平の頃藤原秀郷の裔千常鎮守府将軍として時々坂上氏を援けて蝦夷を討つ、千常の子孫奥州に蟠踞して磨深城を築く、康平五年源頼義安倍貞任宗任等を攻むるや、千晴千国等兵を率ゐて来援す、貞任等敗走して衣川の関を守る、頼義更に兵を発して之を攻む、貞任等又敗走して厨川の柵に拠る、頼義遂に之を陥れ貞任宗任を擒にす、是より先き頼義の子義家鎮守府将軍となり、貞任の弟重任を説いて内応せしめ、重任兄の命と詐りて貞任を招く、貞任来らず、義家自ら往きて之を説く、貞任遂に来る、義家之を捕へて斬る、是に於て奥羽悉く平ぐ、後清原氏藤原氏相次いで鎮守府将軍となり、磨深城に居る、文治五年藤原泰衡源頼朝の為に滅ぼさるるや、葛西清重奥州総奉行として磨深城に入る、清重の子孫代々磨深城に居る、天正十八年豊臣秀吉小田原の北条氏政を征するや、葛西晴信参陣せず、秀吉怒りて之を改易す、晴信の子孫遂に磨深城に居ること能はず、磨深城廃す(磨深城志、封内風土記、奥羽観蹟聞老志)

二日(神祇志料、神社一覧)

イザナギノミコト 伊非諸尊

地球の初代、洲絵陀訶訶岐弁訶訶岐弁訶訶岐弁

條當陸國の部を見よ、

イシオキヒキ　石置引　江戸時代、地租を免除する法の一種、高所の川澤の水注れて、大石を低地の田畠に流入し、人力にて除き難き所、又は石砂入の田畠を耕作する爲めに石砂を置る所等の地租を除くなり（地方凡例錄）

イシガキヤマ　石垣山　相模國足柄下郡早川村の西方、明應中北條早雲、小田原城攻入の時、牛角に松炬を結付け此山へ攻め登りしと云ふ、天正十八年豐臣秀吉小田原征伐の時、北條の老臣松田憲秀秀吉に內通し、此山に陣取せば攻城の上策なるを告ぐ、秀吉依て麓に出上に城壘を築き、小田原城內を眼下に望み攻め、城遂に陷る、當時の記錄に、笠排山陣營とある者是なり、又秀吉が德川家康に、關東八州を與ふることを約せしも、この陣所なりと云ふ、今猶營跡ありて、本丸と唱ふる所、廻り二百四十間、西方に天主臺の跡あり、二丸と唱ふる所、廻り四百九十間餘、廓內に馬冷場、井戸曲輪と呼べる所あり（新編相模國風土紀稿）

イシカハウヂ　石川氏（伊勢龜山）　姓は清和源氏、鎭守府將軍義家より出づ、義家の五男下總權守義基の嫡子河內守義兼、河內石川郡を領す、初め石河と書し、後ち今の名に改む、義兼七代朝成、外祖下野權守小山高時の養子となり、小山と號す、曾孫政康三河國に至り、小川城に住し、又石川と稱す、其子親康、德川親忠の恩顧を蒙り、譜代の宿老となる、三代家成家康に仕へ、小牧關ヶ原の戰に大功あり、慶長六年二月美濃國大垣城に五萬石に封ぜらる、家成の孫忠總、慶長十九年寶永大久保忠隣の罪に座す、後ち大阪陣の功により、寬永十年十二月下總佐倉城に六萬石に封ぜらる、十二年近江膳所城に七萬石に移封、慶安三年嫡子信庸（五萬石）二弟總長（一萬石）三弟貞當（七千石）四弟總良（三千石）に分與す、翌年伊勢龜山城に移り、寬文九年山城淀城六萬石に移封、正德元年總慶備中松山に移り、延享元年春信伊勢龜山城に移る、爾來世襲し明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○義業——頼房——忠敎——忠賴——時通
○義業——頼房——忠敎——忠總——康時
○義業——頼房——忠敎——忠總——親康
○義業——頼房——忠敎——忠總——康倚——政康——親康
○義業——頼房——忠敎——忠總——泰通——忠總——康時
朝成——氏房——泰信——政康——親康
忠頼——清業——家成——泰通——忠總——康時
忠之——義孝——總慶——總純——總博
總師——總佐——總安——總紀——總緜——總脩
成之——成德

イシカハウヂ　石川氏（常陸下館）　石川忠總の二男總長、慶安三年十一月一萬石を受けて分封す、承應四年九月伊勢國に移封、神戸城に治す、萬治三年大阪定番に補せられ一萬石を河內國石川郡に加賜、合せて二萬二千石を領す、享保十七年封を常陸國に移し下館城を治む、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○總長——總茂——總慶——總純——總博
○總長——總茂——總陽——總候——總殖
總親——總承——總貫——總管——重之
總親——總承——總貫——總管——總敬

イシカハカヅマサ　石川數正　名は初め康通、後ち出雲守と改む、依て子孫石川氏と稱す、初め石河と書し、後ち今の名に改む、義兼七代朝成、外祖下野權守小山高時の養子となり、小山と號す、曾孫政康三河國に至り、小川城に住し、又石川と稱す、其子親康、德川親忠の恩顧を蒙り、譜代の宿老となる、三代家成家康に仕へ、小牧關ヶ原の戰に大功あり、慶長六年二月美濃國大垣城に五萬石に封ぜらる、家成の孫忠總、慶長十九年寶永大久保忠隣の罪に座す、後ち大阪陣の功により、寬永十年十二月下總佐倉城に六萬石に封ぜらる、十二年近江膳所城に七萬石に移封、慶安三年嫡子信庸（五萬石）二弟總長（一萬石）三弟貞當（七千石）四弟總良（三千石）に分與す、翌年伊勢龜山城に移り、寬文九年山城淀城六萬石に移封、正德元年總慶備中松山に移り、延享元年春信伊勢龜山城に移る、爾來世襲し明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○義業——頼房——忠敎——忠賴——時通
○義業——頼房——忠敎——忠總——康時
○義業——頼房——忠敎——忠總——親康
○義業——頼房——忠敎——忠總——康倚——政康——親康
朝成——氏房——泰信——政康——親康
忠頼——清業——家成——泰通——忠總——康時
忠之——義孝——總慶——總純——總博
總師——總佐——總安——總紀——總緜——總脩
成之——成德

イシカハウヂ　石川氏（常陸下館）　石川忠總の二男總長、慶安三年十一月一萬石を受けて分封す、承應四年九月伊勢國に移封、神戸城に治す、萬治三年大阪定番に補せられ一萬石を河內國石川郡に加賜、合せて二萬二千石を領す、享保十七年封を常陸國に移し下館城を治む、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○總長——總茂——總慶——總純——總博
○總長——總茂——總陽——總候——總殖
總親——總承——總貫——總管——重之
總親——總承——總貫——總管——總敬

イシカハカヅマサ　石川數正　名は初め康通、後ち出雲守と稱す、後ち出雲守と改む、依て子孫石川氏と稱す、初め石河と書し、後ち今の名に改む、義兼七代朝成、外祖下野權守小山高時の養子となり、小山と號す、曾孫政康三河國に至り、小川城に住し、又石川と稱す、其子親康、德川親忠の恩顧を蒙り、譜代の宿老となる、三代家成家康に仕へ、小牧關ヶ原の戰に大功あり、慶長六年二月美濃國大垣城に五萬石に封ぜらる、家成の孫忠總、慶長十九年寶永大久保忠隣の罪に座す、後ち大阪陣の功により、寬永十年十二月下總佐倉城に六萬石に封ぜらる、十二年近江膳所城に七萬石に移封、慶安三年嫡子信庸（五萬石）二弟總長（一萬石）三弟貞當（七千石）四弟總良（三千石）に分與す、翌年伊勢龜山城に移り、寬文九年山城淀城六萬石に移封、正德元年總慶備中松山に移り、延享元年春信伊勢龜山城に移る、爾來世襲し明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○義業——頼房——忠敎——忠賴——時通
○義業——頼房——忠敎——忠總——康時
○義業——頼房——忠敎——忠總——親康
○義業——頼房——忠敎——忠總——康倚——政康——親康
朝成——氏房——泰信——政康——親康
忠頼——清業——家成——泰通——忠總——康時
忠之——義孝——總慶——總純——總博
總師——總佐——總安——總紀——總緜——總脩
成之——成德

イシカハウヂ　石川氏（常陸下館）　石川忠總の二男總長、慶安三年十一月一萬石を受けて分封す、承應四年九月伊勢國に移封、神戸城に治す、萬治三年大阪定番に補せられ一萬石を河內國石川郡に加賜、合せて二萬二千石を領す、享保十七年封を常陸國に移し下館城を治む、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族譜）

○總長——總茂——總慶——總純——總博
○總長——總茂——總陽——總候——總殖
總親——總承——總貫——總管——重之
總親——總承——總貫——總管——總敬

イシカハカヅマサ　石川數正　

說文に「試は法也」註に誡也と見えたり（國語晉語）明治五年十一月十三日、東京に於て始めて施行し、六年七月十九日各地方に於て布告す、年々增加及び改正の布告あり、十三年七月刑法施行の際に消滅す、條例は初め五十四條より成る、違式の罪を犯す者は、七十五錢以上壹圓五錢以下の罰金を徵し、貧力なき者は拘留一日以上二日以下に處す、違式罪目は、風俗壞亂の物品販賣、醫師藥舖の招牌及び病死の獸肉を販賣し、道路通行の際に、荷物及び人の自由を妨げ、且つ路橋を毀損し、喧嘩口論

有文巡方を川ふ、有文巡方と通じ川ふ、瑞環は、醜時祭の舞人等之を用ひ、代指、瑞環、琵琶角、象牙、沙魚皮、紫檀は、五位以上之を川ふ、自石は大外記川ひ、烏帽は地下六位以下之を川ふ、無文は普通の公非の時川ふ、別に金銀を以て装ひし腰帯あり、御所格佐之を川ふ、又後世には、巡方丸版非通の為めに、内部の方に丸巡方、四なるを丸頬と云ふ、之を有文巡方、無文巡方、花、卿手形、鳥形等一定せず、姉に瑞環帯、金帯玉、瑞環玉、自玉、風角、代指、自石、烏帽等あり 圖圖圖

（圖一ノ一）

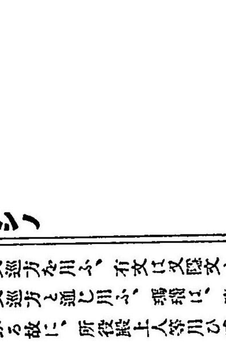

古代は、只一條の無文巡方の者にして、一端に数箇の孔あり、一端に数箇の孔ありて、人の肩背に懸にて有文巡方と通じ川ふ、瑞環は天皇川ひ給ふ、自玉帯は、三位以上四位参議之を川ひ、代指、瑞環、琵琶角、象牙、沙魚皮、紫檀は、是故貴なり、瑞環は又陸文と云ふ、有文丸頬は、

仲綱し、絞具の釧金を孔に通して留め、其ほりを後腰に挟みたりしが（第一圖後世美緑の渉出来し後、漸く様式を変じて背に帯の如きものを用ひ、前は一條の物語りを背に挟みたりし遠風なりの定式、形状一理せしこと第二圖以下の如し、上手の孔なる方に、上手を別に造り添へて、背に挟む様に造り、数、略して紐にて結ぶ所のみ古のまゝにて、前は紐に隠る、数、略して紐にて結ぶ渉となり、一端

西宮記、裸花装束、物具装束抄、装束圖式）

イシノモニ　石紋　紋所の名、石の方形を三ツ積みたるもの、斜方形を四つ重ねたるもの等あり、今用ひし諸説及び圖を示せば左の如し、

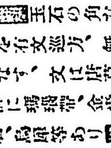

○上圖三ツ石は、常陸土浦の土屋氏の又丸の内石数をも川ふ ○丸に角立四ツ日石は、松前氏、丸なき四ツ日石は、葵星、四日○丸に四ツ石は、細川藤元被官紀氏安宮又三郎元家、橘氏矢野、平氏稲原○丸の内三石数は、武蔵、諸家紋譜）

イシバシウヂ　石橋氏　姓は清和源氏、足利泰氏の子新渡戸氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と称す（後世分派、足利系圖）

○義利——義博——利義——義幸——義興——義俊
○清博——幸義——義義——房義

イシバシキ　旆　石を投射する戎器、大木を推古天皇二十六年造営より而の分御幣なる宜盛せし武器の内に、地石ありてイシュミと訓めり、蓋し同種類ならん、詳かならず、平防令に、抛石あり、義解に、作機発石、臨敵投之也とあり、

イシバシヤマノタタカヒ　石橋山戦

イシバシウヂ　石橋氏　姓は清和源氏、足利泰氏の子新渡戸氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と称す（後世分派、足利系圖）

○義利——義博——利義——義幸——義興——義俊
○清博——幸義——義義——房義

イシバシキ　旆　石を投射する戎器、大木を推古天皇二十六年造営より而の分御幣なる宜盛せし武器の内に、地石ありてイシュミと訓めり、蓋し同種類ならん、詳かならず、平防令に、抛石あり、義解に、作機発石、臨敵投之也とあり、

イシバシヤマノタタカヒ　石橋山戦

イシバシウヂ　石橋氏　姓は清和源氏、足利泰氏の子新渡戸氏より出づ、家氏の長子義利始めて石橋と称す（後世分派、足利系圖）

○義利——義博——利義——義幸——義興——義俊
○清博——幸義——義義——房義

イシバシキ　旆　石を投射する戎器、大木を推古天皇二十六年造営より而の分御幣なる宜盛せし武器の内に、地石ありてイシュミと訓めり、蓋し同種類ならん、詳かならず、平防令に、抛石あり、義解に、作機発石、臨敵投之也とあり、

イシバシヤマノタタカヒ　石橋山戦

据り風呂の内に座に、土巻分散す、弦親朝臣を来む、加藤景員以下多く死す、頼朝主肥資平の謀によりて、梶原景時頼朝の所在を知ると雖も、人跡なしと称して、其を時ろ、頼朝遂に逃れて安房国に着ろ（吾妻鏡）

イシバヒノダニ　石灰坑　大内裏造営の内、身舎の東南、東面の雨に沿り、廂三間に一間、所なり、天皇毎日沐浴御装を改め、此にて大祓宮と内侍所との御拝あり、南度井拝の雨にて元も殿舎の下に、雨に向きて三尺の四等の庇風あり、又一ツの間の中程に穴あり、廉なと掘き入ら一枚に敷・又一ツの間の中程に穴あり、廉なと掘き入ら一枚に敷・又一ツの間の中程に穴あり、廉なと掘き入ら一枚に敷・と云ふ（儀式、御装抄、日中行事、大内裏造営

イシバヒノマ　石灰間　石灰焼のある所を云ふ、「イシバヒノアン」を見よ、

イシビヤ　石火矢　大砲の一種、鋼鉄製、砲石

相模国足柄下郡石橋村石橋山 圖圖 洪水四年八月二十三日源頼朝、以仁王の令旨を承じて挙兵を企げ北條時政父子と共に伊豆相模の住人三百餘騎を率ゐて石橋山に陣す、時に相模の住人大庭三郎景親等三千餘騎にて谷を隔て陣し、伊藤祐親、頼朝の後山にありて頼朝を攻はんとす 圖圖 景親に手り、景親之を破ること容易にあらずとなし、直に頼朝の陣を襲撃す、頼朝の兵悉く敵せず、佐那田余一、武藤三郎等之に死す、景親時に乗じて頼朝を迫ふ、時に酒匂川東岸を遮り頼朝に告げ、頼朝之を聞き、直に山中に入る、景親之を追

イシヤマジヤウ　石山城　國郡　近江國滋賀郡石山村南方山上　國史　天正元年見利落城、暫繕旧信長の兵を拒かんが爲めにこゝを築き、砦兵を置きて守らる、織田氏一時にしてこゝを棄るの（近江輿地略）

イシヤマジヤウ　石山城　岡山城の一名

（「チヨカヤマジヤウ」を見よ）

イシヤマデラ　石山寺　國郡　近江國滋賀郡石山村大字石山〇石山は多多川の西に在る山にて、怪巌奇石多きを以てなり、寺は山中に在り、西國巡禮十三番の札所なり　國史　仁和寺某、本尊如意輪觀音　國史　聖武天皇東大寺廬遮那佛鑄造の時、金を集めんが爲めに、僧良辨に命じ、金峰山の黄金を得んことを祈らしむ、時に靈夢により、石山に黄金を獲ず、仍て丈六大悲の像を刻して先の像を中に藏め此寺を創建して勅願所となす、宇多天皇本寺に於て、又觀能中院淸蓮華山等の令旨に、石山寺を以て

イセウノソウ　遠江美　上古法皇崩御の時、仰遺言により政司、國忠、山陵、寮衙を修正せらるゝを奏上するを云ふ、中右記に大治四年七月十五日、右近衛中將成通朝臣、參綱帶劍參入外、曰、法皇崩給遺詔曰、作奏司、國忠山陵、寮服、寮衙、政司停止、云々と、元三年⑥山陵崩御の記に、九月十六日庚申、雨雪、蝟之間、權中納言參依勞、左近中將忠盛朝臣參入、陣外、奏、大上法皇遺詔、非詔當、⑥山陵奉十五日崩給、國忠、山陵、寮服、寮衙、作奏司停止者、大外記清原頼業、中原師元、勘申先例、可申止、陵朝廷、皆悉止、國忠、山陵、寮衙、政司、山陵衙門、皆悉止、五ヶ日云々、とぞ、あり、

イセオニドオリ　伊勢音頭　踊　伊勢國古市に於て行はるゝ一種の歌舞、即に伊勢踊ともいふ、初め詳かならず、或は云ふ古への歌垣の遺風と、いひ、或は川崎音頭の變遷といふ、今日の如き化粧の踊となりしは、寛延の頃備前屋の主人往古伊勢國小俣郷より年六十餘の老夫婦等外宮に參詣し踊の舞を奏せしに例を思ひ出だし、一はその組えたるを續き、郡の花の名所を音頭にあはせて、抱への女子等に踊らせ、伊勢踊の人々に見せしめたるに始まる、爾後慶新作をものし、舞振を工夫作り、終に現今に至れり、（神都名勝誌、參宮名所圖會、嬉遊笑覽）

イセカムミソノマツリ　伊勢神衣祭　國國　伊勢大神宮御裁縫の一、神衣部より織進して三河國進獻の赤引の糸を以て、和妙の御衣を織り、麻績等麻を績みて、荒妙の御衣を織り、皇大神宮、荒祭宮に奉る祭をいふ、四月九月の十四日に之を行ふ　國國　神衣は、祭月の一日より織り始め、十四日に至り宮司禰宜、玉串行事織手人面等本宮に參進し、玉串を奉持して、宮司祝詞を奏して庫殿に納む○國國　殿に神服殿織の兩殿あり、和妙荒妙の御衣を織る所なり　國國　天照大神、神服部等の調貢の御稚倉、人面等の調八千千嬢をして、御衣を織り供進せしめ給ひしに起因す、大貳等に非制を設む、宇秋二季と定む、實際中ごろ行はれしが、應仁大亂以後、漸年月を經て廢絶し、今ごとは、遷宮式皇大神宮年中行事等に載せ、公非理錄、神御衣祭參照、（神御衣祭參照）

イセカミ　伊勢居　國　居の一種、祭主齋淺家より參進して、主御門家の居木を請受け、伊勢にて刊行する居をいふ、參首下段に、一般人民の使用に便よく、不便名字を多く用ひて何人にも知り易からしむ、居師は、宇治の佐藤伊織と云ふ商人にて、紙屋淺兵衛と通稱す、もと藤波家の家來なりしと云ふ、北條時代十二月あたと、只居を製して居師の求めに應ずるのみ、御師等祓に副へて全國に之を配布す　國國　伊勢神宮職の、諸國へ大麓と共に暦を配布せらるゝは、主御門天皇の時より始まる、此時月の大小同じ、一般人民に便利にせしは、當時同國外作の住人北畠國司の居將士烈波彩太夫と、神宮の神職と商量して創始せしと云ふ、今の暦の如く成りたるは、元祿中よりの事なりと云ふ、明治維新の際、主御門

イセカムミソノマツリ　伊勢神衣祭　國國　伊勢大神宮御裁縫の一、神衣部より織進して三河國進獻の赤引の糸を以て、和妙の御衣を織り、麻績等麻を績みて、荒妙の御衣を織り、皇大神宮、荒祭宮に奉る祭をいふ、四月九月の十四日に之を行ふ　國國　神衣は、祭月の一日より織り始め、十四日に至り宮司禰宜、玉串行事織手人面等本宮に參進し、玉串を奉持して、宮司祝詞を奏して庫殿に納む○國國　殿に神服殿織の兩殿あり、和妙荒妙の御衣を織る所なり　國國　天照大神、神服部等の調貢の御稚倉、人面等の調八千千嬢をして、御衣を織り供進せしめ給ひしに起因す、大貳等に非制を設む、宇秋二季と定む、實際中ごろ行はれしが、應仁大亂以後、漸年月を經て廢絶し、今ごとは、遷宮式皇大神宮年中行事等に載せ、公非理錄、神御衣祭參照、（神御衣祭參照）

イセコミ　伊勢居　國　居の一種、祭主齋淺家より參進して、主御門家の居木を請受け、伊勢にて刊行する居をいふ、參首下段に、一般人民の使用に便よく、不便名字を多く用ひて何人にも知り易からしむ、居師は、宇治の佐藤伊織と云ふ商人にて、紙屋淺兵衛と通稱す、もと藤波家の家來なりしと云ふ、北條時代十二月あたと、只居を製して居師の求めに應ずるのみ、御師等祓に副へて全國に之を配布す　國國　伊勢神宮職の、諸國へ大麓と共に暦を配布せらるゝは、主御門天皇の時より始まる、此時月の大小同じ、一般人民に便利にせしは、當時同國外作の住人北畠國司の居將士烈波彩太夫と、神宮の神職と商量して創始せしと云ふ、今の暦の如く成りたるは、元祿中よりの事なりと云ふ、明治維新の際、主御門

イセサイクウレウ　伊勢齋宮寮　齋宮寮（キイアツクレウ）を見よ、

イセサキ　伊勢崎　國　上野國佐位郡伊勢崎町　國　當郷に、北條中三河國義澄の采地となる、大永以後赤石左衛門尉父子三代此地に居城す、元亀元年伊勢崎と改む、永祿十一年上杉謙信之を攻取り、萩田氏を城主となす、後ち小田原北條氏の有となり、天正十八年小田原城陷落と共に陷る、慶長六年德川家康、稻垣長茂を此地に封ず、元和元年越後に移り、天和元年二月酒井忠世の次子忠寬二萬石に封せられ、之に陣屋を設けて居す、世々相續きて明治維新に至り廢絶す（上野國誌、德川加除封錄、明治政史）

イセサキシヤウ　伊勢崎城　上田城（ウヘダジヤウ）を見よ、

イセサタケ　伊勢貞丈　國　不詳と雖ども、或は安藝　國　の産にて、父を貞宗といふ、幕府の士、母は大久保氏　國　の産にて、故に伊勢氏を稱す、博覽强記、有識故實に達す、博く諸家の說を採り、考證精確にして、强ち少しく、殊に武家故實に至りては、古來未曾有なり、後人祕藏する所頗る多し、初め伊勢流の人々に見せしめたるに始まる、爾後慶新作をものし、舞振を工夫作り、終に現今に至れり（神都名勝誌、參宮名所圖會、嬉遊笑覽）

イセサヰウウレウ　伊勢齋宮寮　齋宮寮（キイアツクレウ）を見よ、

イセサキ　伊勢崎　國　上野國佐位郡伊勢崎町　國　當郷に、北條中三河國義澄の采地となる、大永以後赤石左衛門尉父子三代此地に居城す、元亀元年伊勢崎と改む、永祿十一年上杉謙信之を攻取り、萩田氏を城主となす、後ち小田原北條氏の有となり、天正十八年小田原城陷落と共に陷る、慶長六年德川家康、稻垣長茂を此地に封ず、元和元年越後に移り、天和元年二月酒井忠世の次子忠寬二萬石に封せられ、之に陣屋を設けて居す、世々相續きて明治維新に至り廢絶す（上野國誌、德川加除封錄、明治政史）

イセサキシヤウ　伊勢崎城　上田城（ウヘダジヤウ）を見よ、

イセサタケ　伊勢貞丈　國　不詳と雖ども、或は安藝　國　の産にて、父を貞宗といふ、幕府の士、母は大久保氏　國　の産にて、故に伊勢氏を稱す、博覽强記、有識故實に達す、博く諸家の說を採り、考證精確にして、强ち少しく、殊に武家故實に至りては、古來未曾有なり、後人祕藏する所頗る多し、初め伊勢流の人々に見せしめたるに始まる、爾後慶新作をものし、舞振を工夫作り、終に現今に至れり（神都名勝誌、參宮名所圖會、嬉遊笑覽）

イセシマアシ　伊勢島節　淨瑠璃節の一種、伊勢島宮內の創めたるを以て此名あり、また節・種・伊勢島ともいふ、剃髮して節語と號するが故なり○宮內には江戸の人、赤壁の頭巾屋藏太郎の門に入り、淨瑠璃を學びて後に一家をなす（諸藝新聞）

イセダイジングウ　伊勢大神宮　皇大神宮（クワウタイシンジングウ）を見よ、

イセダイサン　伊勢代參　江戸幕府の時、正月七日伊勢大神宮へ將軍年始の代りに人を遣はすをいふ、前年より抽籤落めありて、將軍居所に來座し、伊勢大神宮及び日光宮へ年始の代參を奉らるゝことを、當家の人に命ず、此日早朝軌塗を自由仕して、

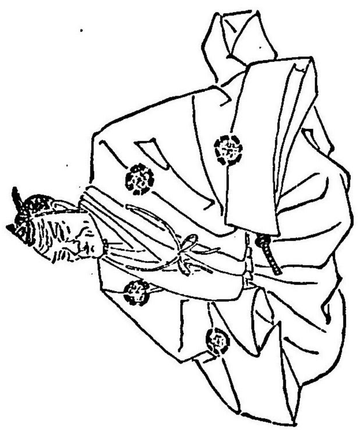

（故實叢書參照）

其節を沙汰すといふ（寶曆年中行事參照）

イセテイチヤウ　伊勢貞丈　「イセサダケ」を見よ、

イセナガウテ　伊勢長氏　北條長氏（ホウジヤウナガウヂ）を見よ、

イセノオニ　伊勢御師　伊勢神宮職の名、御師（オンシ）を見よ、

イセノカホマス　伊勢大榊　伊勢外宮子良館他川榊の一種、大榊小榊の二つあり、古今變遷に、御饌米をはかる料の料なり、その大さ長一尺三分、底入寸九分、深さ四寸九分、その徑五百六十六寸九分三、今の作法六四五々を以て除き、入升七合八勺二撮八圭を得るをうる、是を一合とすれば、此一合今の六勺九勺五撮八六三にあたるといへり、小榊は一合榊にて、內徑二寸四分半、底入寸九分、深一寸四分とす、

イセノクウ　伊勢外宮　豐受大神宮（トヨウケダイジングウ）を見よ、

イセノクニ　伊勢國　國　東及び南は海、西は近江伊賀大和、東南は志摩、四南は紀伊、北は美濃近江に境す　國　山脈四南に連亘し、東南大洋に面す　國　上代は、伊賀志摩を合して總て十九郡、亞仁天皇の時、大神宮を五十鈴川の上に遷て、雄略天皇の時豐受大神宮を丹波より山田に遷す、武烈天皇の時國の東南隅二郡（答志、英虞）を割て志摩國を分置し、天武天皇の時四郡（河曲、鈴鹿、三重、奄藝）を分割して伊賀國を設き、其後十三郡を本國となす、元正天皇三宇遷を國司に任じ、國府を鈴鹿に置く、元正天皇三年五月國司門部王を以て志摩を治めしむ、後世北氏或國に封ぜらる、鎌倉時代平賀朝雅、大內

イセノクニ　伊勢國　國　東及び南は海、西は近江伊賀大和、東南は志摩、四南は紀伊、北は美濃近江に境す　國　山脈四南に連亘し、東南大洋に面す　國　上代は、伊賀志摩を合して總て十九郡、亞仁天皇の時、大神宮を五十鈴川の上に遷て、雄略天皇の時豐受大神宮を丹波より山田に遷す、武烈天皇の時國の東南隅二郡（答志、英虞）を割て志摩國を分置し、天武天皇の時四郡（河曲、鈴鹿、三重、奄藝）を分割して伊賀國を設き、其後十三郡を本國となす、元正天皇三宇遷を國司に任じ、國府を鈴鹿に置く、元正天皇三年五月國司門部王を以て志摩を治めしむ、後世北氏或國に封ぜらる、鎌倉時代平賀朝雅、大內

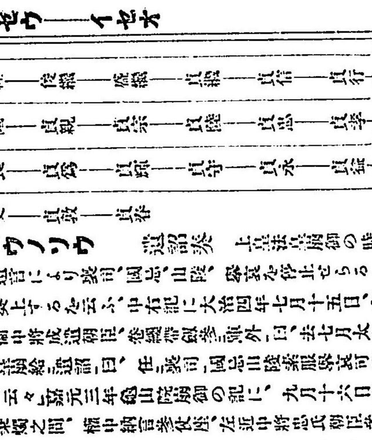

（故實叢書參照）

（故實叢書參照）

イセノクニ　伊勢國　國　東及び南は海、西は近江伊賀大和、東南は志摩、四南は紀伊、北は美濃近江に境す　國　山脈四南に連亘し、東南大洋に面す　國　上代は、伊賀志摩を合して總て十九郡、亞仁天皇の時、大神宮を五十鈴川の上に遷て、雄略天皇の時豐受大神宮を丹波より山田に遷す、武烈天皇の時國の東南隅二郡（答志、英虞）を割て志摩國を分置し、天武天皇の時四郡（河曲、鈴鹿、三重、奄藝）を分割して伊賀國を設き、其後十三郡を本國となす、元正天皇三宇遷を國司に任じ、國府を鈴鹿に置く、元正天皇三年五月國司門部王を以て志摩を治めしむ、後世北氏或國に封ぜらる、鎌倉時代平賀朝雅、大內

惟信相繼で守護たり、建武中尾張國守護に任じ、志摩を知し、一志郡多氣に居り、手搦相殿く、足利氏の反するや、仁木義長を守護とし、北畠氏を攻めしむ、義長吉野に降順するに及び、足利義詮之に代ふ、時に州族長野房長野殿に據りて攻戰數年、安濃津三郡を領す、國、神戶、峯城、伊倉、小倭、鈴鹿河曲二郡に據り、皆之に屬し、共に北畠氏の族、北畠氏を祖とす、元中九年南北統和の後、國司の子顯泰一志多氣飯高度會の五郡を領し、故の如く國司となり、土豪氏亦守護を置く三非、永享中土豪持續誅せられて後、土豪四十人族北勢に相爭ふ數十年、顯泰の曾孫政具の曾孫具教に至り、織田信長北境を侵し、弟信包を以て長野氏を繼がしめ、第三子信孝を神戶氏の後とし、半其地を領有し、又淵川一萬を以て名具教に封ず、元龜三年信長と和す、天正四年信長北畠氏を滅し、悉く木國を併す、信長紀州攻に過ふの後、信雄尾張伊勢治洲に徙る、